

平成28年第3回白馬村議会定例会議事日程

平成28年9月2日（金）午前10時開会

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 平成28年9月 2日

至 平成28年9月16日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 決算特別委員会の設置について

日程第 6 議案第56号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第57号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第58号 白馬村家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第59号 平成27年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第10 議案第60号 平成28年度白馬村一般会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第61号 平成28年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第62号 平成28年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第63号 平成28年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第64号 平成28年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）

日程第15 認定第 1号 平成27年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第 2号 平成27年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第 3号 平成27年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第 4号 平成27年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 19 認定第 5 号 平成 27 年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
認定について

日程第 20 認定第 6 号 平成 27 年度水道事業会計決算認定について

平成28年第3回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 平成28年9月2日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤 亮 輔	第7番	横田 孝 穂
第2番	津 滝 俊 幸	第8番	太 田 修
第3番	松 本 喜美人	第9番	田 中 榮 一
第4番	伊 藤 まゆみ	第10番	太 谷 正 治
第5番	太 田 正 治	第11番	篠 崎 久美子
第6番	太 田 伸 子	第12番	北 澤 禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下 川 正 剛	副 村 長	太 田 文 敏
教 育 長	横 川 宗 幸	総 務 課 長	吉 田 久 夫
参事兼税務課長	平 林 豊	観 光 課 長	篠 崎 孔 一
ス ポ ー ツ 課 長	松 澤 忠 明	会計管理者・室長	窪 田 高 枝
建 設 課 長	酒 井 洋	農 政 課 長	横 山 秋 一
健 康 福 祉 課 長	太 田 洋 一	上 下 水 道 課 長	山 岸 茂 幸
住 民 課 長	矢 口 俊 樹	教 育 課 長	横 川 辰 彦
総務課長補佐兼総務係長	田 中 克 俊	代 表 監 査 委 員	松 沢 晶 二

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 山 岸 俊 幸

7. 本日の日程

1) 諸般の報告

2) 会議録署名議員の指名

3) 会期の決定

4) 村長挨拶

5) 議案審議

議案第56号から議案第64号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

6) 認定案件

認定第1号から認定第6号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 議案第56号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について
2. 議案第57号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について
3. 議案第58号 白馬村家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
4. 議案第59号 平成27年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
5. 議案第60号 平成28年度白馬村一般会計補正予算（第2号）
6. 議案第61号 平成28年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
7. 議案第62号 平成28年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）
8. 議案第63号 平成28年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
9. 議案第64号 平成28年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）
10. 認定第 1号 平成27年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について
11. 認定第 2号 平成27年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
12. 認定第 3号 平成27年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
13. 認定第 4号 平成27年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
14. 認定第 5号 平成27年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
15. 認定第 6号 平成27年度水道事業会計決算認定について

開会 午前１０時００分

１．開会宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１２名です。

これより平成２８年第３回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

２．議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第１ 諸般の報告

議長（北澤禎二郎君） 日程第１ 諸般の報告をいたします。

最初に、監査委員から、平成２８年５月分、６月分、７月分の一般会計、特別会計、水道事業会計の例月出納検査報告書が提出されております。

また、白馬村長から平成２７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告がありました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会及び白馬山麓環境施設組合議会の開催状況について報告いたします。

北アルプス広域連合議会、平成２８年８月定例会が８月２９日及び３０日に行われました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、白馬山麓環境施設組合議会、平成２８年第１回臨時会が６月２３日に開催され、平成２８年第２回定例会が８月２５日に行われました。それぞれの内容につきましては、お手元に配付しました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

続いて、白馬村教育委員会から平成２７年度対象事業の白馬村教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書が提出されました。内容につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本定例会において受理いたしました請願並びに陳情は事前に配付いたしました請願文書表並びに陳情文書表のとおりですが、これらの文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、請願文書表並びに陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第２ 会議録署名議員の指名

議長（北澤禎二郎君） 日程第２ 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第１１９条の規定により、第１番加藤亮輔議員、第２番津滝俊幸議員、第３番松本喜美人議員、以上３名を指名いたします。

△日程第３ 会期の決定

議長（北澤禎二郎君） 日程第３ 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、別紙平成２８年第３回白馬村議会定例会日程予定表のとおり、本日から９月１６日までの１５日間と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から９月１６日までの１５日間と決定いたしました。

△日程第４ 村長挨拶

議長（北澤禎二郎君） 日程第４ 村長より招集の挨拶を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） おはようございます。

平成２８年第３回白馬村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多忙の中、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

地球の裏側のリオデジャネイロで、８月５日から８月２１日までの１７日間にわたり、南米初開催となるスポーツの祭典オリンピックが、２８競技、３０６種目により熱戦が繰り広げられ、日本からは国外で開かれる大会としては史上２番目となる３３８選手が参加されました。全世界が注目する中で、オリンピック開催前に心配された競技施設整備や受け入れ準備の不足、治安やジカ熱など環境、衛生面での不安や、ドーピング問題、大統領の弾劾裁判もありましたが、無事に閉幕となり安堵したところです。

続くリオパラリンピックでは、この７日から開催されますので、オリンピック同様に皆様方の日本選手団の応援をお願いをいたします。

お隣の大町市出身でバドミントン競技に出場した奥原希望選手は、見事に銅メダルを獲得をし、オリンピックのバドミントンシングル種目で日本選手がメダルを獲得したのが初めてという快挙でした。

このように、日本選手の活躍が連日報道され、寝不足になられた方も多かったのではないのでしょうか。

そして、４年後に開催をされる東京オリンピック・パラリンピックでも、今回以上に日本選手、長野県出身選手の活躍ができれば、白馬村出身選手の輩出を期待をするところであります。

さて、本村は、この９月３０日に、神城村と北城村が合併をし白馬村として誕生してから

60周年の節目を迎えます。これまで白馬村は、大きな自然災害などに悩まされながらも、先人たちの絶え間ない努力に支えられて今日まで発展してきました。同様に我々も先人たちの積み上げてこられたものをさらに発展させ、次代を担う子どもたちに引き継がなければなりません。このようなことを改めて考えていくことが、この村政60周年を迎えるに当たっての意義であると思っております。

そこで、村政60周年を記念して、10月1日には記念式典を初め、白馬村にとっても縁があるプロスキーヤーの三浦雄一郎氏をお招きをして記念講演を開催します。議員各位を初め大勢の皆様方がご来場されることを心待ちにしているところであります。

次に、事業執行状況について説明をさせていただきます。総務課関係では固定資産台帳整備及び公共施設等総合管理計画策定の進捗状況であります。4月に公募型プロポーザル方式により業者を選定をし、現在建物の既存資料の集約はおおむね完了をし、当初予定通り進んでおります。

今後の予定ですが、固定資産台帳整備は、年内中に不足をしている資料を各担当課から収集し、新公会計に対応するもとデータを整備し、年度末までに固定資産台帳システムとして納品をしていただく予定です。

また、公共施設総合管理計画では、固定資産台帳整備と同様にインフラ資産や建物の維持コストなど現在不足している資料を各担当課から収集し、年内に更新費用の試算や分析資料の作成、来年早々に財政シミュレーションを行い、2月上旬に計画の素案、パブリックコメントや課長会議等を経て、3月下旬までに白馬村公共施設等総合管理計画を完成する予定であります。

地方創生関係では、地方創生推進交付金においては、加速化交付金の一次募集において採択となっているDMO事業に関連し、北アルプス三市村観光連絡会の大町市、白馬村、小谷村において2次募集の申請に向け調整を進めています。内容は、HAKUBA VALLEYフリーゲートシステムのデータを活用をし、今後の観光戦略に結びつけるといった事業計画です。

第5次総合計画については、4月以降、計画審議会、庁内ワーキンググループ、住民を対象としたエリアキャラバン、白馬ファンを対象としたアイデアキャラバン等を約10回開催をし、村内外の皆様から白馬の未来について貴重なご意見をいただきました。現在パブリックコメントの募集中で、9月中の製本に向け作業を進めております。

観光課関係では、まず、夏期の観光客入り込み数は、7月は14万2,300人、対前年比86%で、例年より梅雨明けが遅く天候不順が要因に挙げられます。

ことしから祝日となった山の日の8月11日には、大雪渓ルートで白馬岳に登られた登山者は700人を超えるにぎわいとなりましたが、白馬山麓の主要観光スポットである五竜、八方尾根、岩岳、母池の4カ所の8月1日から16日までの索道利用状況は、全体では前年比92.1%という状況でした。白馬大雪渓は例年にない雪不足の影響で、雪割れの変化が激しいことから、昨日から大雪渓ルートを一時通行止めとしました。今後は雪渓の状況を見きわめた上で、通行の可

否の判断をしていくことといたします。

こうした中で、7月1日から8月31日まで2カ月にわたって開催をした白馬Alps花三昧を初め、13日の白馬の夏祭り、14日の八方夏祭り、15日のYOSAKOI・花・白馬、21日の夏の終わりコンサート、27日、28日のBMW Motorrad Daysなど、村内各地でイベントが催され、大勢のお客様にお越しをいただきました。

また、来年開催をされる信州デスティネーションキャンペーンに向けて、4月には全国宣伝販売促進会議及び旅行会社の現地視察が行われ、旅行商品の企画に向けた観光情報の説明等を行いました。観光局ではプレデスティネーションキャンペーンにあわせて、観光協会、索道事業者、白馬駅前振興会、議会等のご協力のもと、おもてなし隊を設けて白馬駅に降車されたお客様へ振る舞いや白馬高校生徒によるお見送りを7月から9月にかけて取り組んでいただいております。それぞれのイベントやおもてなしの事業にご尽力をいただいた関係者の皆様に感謝を申し上げます。

白馬村観光地経営計画についてですが、先月25日に第1回目の観光地経営会議を開催をし、重点プロジェクトの進め方や、統計の整備、方針に基づく今年度の計画等について協議をいただきました。委員の皆様からはいろいろなご意見をいただきましたので、留意して今後の計画を進めていきたいと考えております。

税務課関係では、平成27年度収入の約2割を占める村税の収入総額は14億7,709万円で、前年度と比較して約2,950万円の増収となりました。種目別では固定資産税が1,000万円、たばこ税が1,100万円の増収でありました。また、即時消滅、時効完成等による不納欠損額は、高額滞納者の案件を不納欠損処分したことにより、1億1,294万円で、収入未済額は5億453万円となりました。徴収率は現年課税分97.9%、滞納繰越分12.7%、全体では70.5%と前年度を2.6ポイント上回りましたが、いまだに高額塩漬案件が多く、当村は県内の市町村の中でも最下位から2番目という結果であります。引き続き初期滞納の徹底した抑制と、滞納者に対する積極的かつ効果的な滞納処分に努めるとともに、納税者の利便性向上に向けた納付環境整備を検討し、収入未済額の減少と徴収率のアップに取り組んでまいります。

農政課関係では、まず、農地・農業用施設の震災復旧の状況ですが、8月末の時点で約8割の復旧工事が終了しております。また、着工が最も遅くなり地形的条件からも難工事が予想された立の間地区の山腹水路も順調に工事が進み、降雪期までに完了する目途が目立ってまいりました。唯一気がかりは、姫川護岸工事との調整で一部農地の復旧が遅れている点であります。

いずれにしても、6月にも申し上げましたが、来年度全ての被災農地で営農が再開ができるよう引き続き取り組んでまいりますので、よろしくお願いをいたします。

災害関連以外の状況ですが、まず、水稻の作柄は、村の大規模農家の話によると、作付後の水

不足はあったものの、おおむね天候に恵まれ豊作基調にあり、例年以上に生育が早く既に刈り取り期に入るとのことであり、主要転作作物であるソバも播種期に天候不順であった昨年に比べると増収が期待をされるということでもあります。農家の収入に直結する米価の動向も大変気になるところですが、まずは今後台風等の被害がなく豊作の秋を願うところです。

また、今年度は、東北地方を中心に熊出没による人身事故発生のニュースが多く聞かれています。当村でも目撃情報が昨年以上に報告されており、これから本格的な出没時期を控えることから、村としても猟友会と連携を強化をして被害防止に努めてまいります。

2年ぶりに新規地区に着手する地籍調査事業では、対象地域の蔵平で7月に事業説明会を行い、秋から現地で立ち会いに入っております。

建設課関係では、地震災害における災害復旧工事の状況は進捗率85%といった状況であります。大きく被災した青鬼や野平地区の復旧工事もおおむね完了しましたが、水神橋、境橋等の橋梁の復旧工事は今年度中の復旧を見込んでおります。

また、4月の豪雨に伴い被災した菅地区の村道や赤沢2号橋の護岸復旧については、復旧工事に着手し、いずれも今年度末には完成する予定です。震災復興村営住宅の建設につきましては、各団地とも棟上げが完了し、住宅の様子があらわれてきました。現在の進捗率は約40%であり、11月末の竣工に向け順調に進んでいます。今月中には入居希望の被災者の皆様から正式な入居申し込みをいただき、入居の準備を進めており、この村営住宅が無事完成し、被災者の皆様には安心をして入居いただきたいと願っています。

先月27日には、松本糸魚川連絡道路建設促進フォーラムが糸魚川市で開催され、議員の皆様や商工会の皆様も参加いただいたところですが、泉田新潟県知事の積極的な力強い言葉を聞いたところでもあります。その新潟県側でも西中バイパスの整備が始まるなど納期が活発となってまいりましたし、小谷村でも雨中バイパストンネル工事が始まり、当村においても通地区の道路の線形を改善するための改修事業が始まる見込みで、この道路整備を願う一人一人の思いを大きな力にして引き続き関係機関に伝えてまいります。

住民課関係では、昨年10月に施行となりましたいわゆるマイナンバー法に関連をし、住民課窓口で交付手続を行っております。個人番号カードは、本年7月末現在の申請件数で725件、人口比では8.1%といった状況となっております。普及率は決して高い状況とはいえませんが、今後住民サービス面からこういった活用ができるのか庁内にて検討していきたいと考えております。

ごみ処理の広域化関連では、村内に建設が予定されております新リサイクルセンターについて、北アルプス広域連合がおおむねの配置計画等が示され、今年度において基本設計業務を行ってきたいとの説明がありました。2年後に予定されている新ごみ焼却施設の稼働に合わせ、なるべく早い段階からリサイクルセンターの稼働もできるように、引き続き3市村で協議をしていくた

いと考えております。また、収集体制や分別推進などについては積極的に行っていかなければなりませんので、皆様のご理解とご協力を賜りたいと思っています。

次に、健康福祉課関係では、予防接種の改正により10月1日からは乳児へのB型肝炎の予防接種が新たに定期接種に加われました。B型肝炎予防接種については、村内医師のご協力をいただき、他の予防接種と同様に集団接種として実施いたします。なお、本定例会においてこれに伴う補正予算を計上しておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、北アルプス広域連合では、第6期介護保険事業計画において基盤整備を予定しております50床の特別養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム併設での8床の短期入所生活介護施設の整備につきましては、事業者を公募したところ3者の応募があり、慎重な審査の上、事業者の決定をいたしました。第5期の計画においても1施設の新設、1施設の増床の整備がされましたが、今期における整備により広域管内の基盤整備の充実がさらに図られるものと期待をされます。

上下水道課関係では、公共下水道白馬村浄化センターの長寿命化計画に基づく更新工事は8月下旬から本格的に開始され、12月下旬の完成を目途に進められております。

総務省では、全国の上水道、公共下水道等の実施団体に対し、将来にわたって事業の安定した経営を図るための経営戦略の策定を指示しており、さらに同省は下水道事業の公営企業会計への移行について、平成31年までを集中取り組み期間と位置づけ移行の推進を図っております。当村としましては、経営戦略につきましては今年度内での策定を、公営企業会計への移行につきましても平成31年度会計からの適用に向け、それぞれ事務を進めております。

公共下水道受益者負担に関する条例の改正につきましては、改正内容について多方面から検討を行ってまいりました。12月定例会に向けて議案を提出できるよう、関連する条例、規則等を含め、行政、議会双方の改正内容に対する理解と認識を深めるべく進めてまいりたいと考えております。

下水道受益者負担金に関する住民訴訟の控訴審ですが、8月30日に初回の公判が開かれ、双方からの口頭弁論が行われ、閉廷をし、11月1日に第2回公判が行われることとなりました。

教育委員会部局、最初に教育課関係ですが、8月15日、成人式が行われ、約100名の成人者をウイング21に迎え、新成人として人生の船出を祝いました。

また、この4日には、公民館において村民運動会の開催が計画をされています。悪天候や震災などで休止が続きましたが、今年度は分館対抗ではなく村民総参加の運動会を計画していると聞いておりますので、議員の皆様を初め大勢の方に参加して楽しんでいただきたいと思いますと考えております。

繰越事業の関係では、設計費を繰り越している給食施設建設事業については、これまで5回の建設委員会を開催していただいております。基本設計の発注まで進んでおります。また、建設地については、建設委員会の中で学校に隣接をするのが好ましいということでありましたので、白馬中

学校に隣接をする用地を確保することを計画をしており、用地取得の費用につきましても本定例会に補正予算として計上しておりますので、よろしくお願いをいたします。

北小学校の体育館の非構造部材耐震補強工事については、大変ご不便をおかけしておりましたが、つり天井の撤去、鉄筋ベースの交換などを行い、2学期から使用ができるようになりました。

地方創生関係では、地方創生加速化交付金の2次募集に申請したところ、白馬高校支援関係で地域資源の活用と産官学連携による観光人材育成事業として2,330万円が採択となり、本定例会の補正予算として一部組み替えをして計上しておりますので、よろしくお願いをいたします。

学校ICT教育機器購入事業で、小中学校に電子黒板7台と、持ち運び可能な実物投影機端末12台を導入を行いました。この実物投影機端末は、撮影したものを無線で電子黒板と共有することができるなど、特色がある授業の展開が期待されるもので、2学期から本格的に活用する運びとなっています。特に、白馬中学校では県のICTパイロット校に指定をされており、今月16日に昨年度導入したタブレット端末や今回の電子黒板を活用した公開授業、シンポジウムが開催されます。学校の新たな取り組みに期待をしているところであります。

文化財保護では、八方尾根鎌池周辺の遊歩道修繕に対して補助金を交付しております。村の天然記念物の保護と、訪れていただく方の安全性が確保されました。

スポーツ課関係では、7月23日、24日に行われた第19回白馬スノーハープクロスカントリー大会は、県内外から2,500名を超える選手の皆様にお越しをいただき、天候にも恵まれ大変盛り上がった大会を開催することができました。来年は20回の区切りの大会になりますので、目標を3,000人としてより多くの選手に参加いただける大会になるように努めてまいります。

ジャンプ競技場の白馬村発注工事の進捗状況については、本体・機械設備工事が20%、電気設備工事が60%、競技処理システム工事は今月から実施いたします。ちなみに、長野県発注の本体・機械設備工事は94.5%、電気設備工事は96%となっております。

8月27日、28日のサマーグランプリ白馬大会は、長野県のラージヒルジャンプ台を使用し行われ、参加選手も昨年より33名多い、58名が参加をし、日本選手の活躍もあって大変盛り上がった大会となりました。観客も約6,000名の皆様にごらんをいただき、夏のワールドカップを盛り上げていただきました。NBSの番組のほかに新たにインターネットによる大会の配信も行い、多くの皆様にごらんをいただくことができました。

来年2月開催の第72回国民体育大会冬季大会スキー競技会も、県・村の実行委員会が開催をされ、詳細については各専門委員会において協議をしながら準備が進められております。今後も長野県と長野県体育協会、長野県スキー連盟等と連携をとりながら、詳細について打ち合わせを進め、万全を期して成功に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

本定例会に上程します案件は、議案9件、決算認定6件であります。

議案等につきましては、担当課長等の長に提案説明をさせますので、慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げ、本定例会の開会に当たりましてのご挨拶といたします。

よろしくお願いいたします。

△日程第５ 決算特別委員会の設置について

議長（北澤禎二郎君） 日程第５ 決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議案第５９号 平成２７年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてと、認定第１号から認定第６号までは、いずれも平成２７年度の決算認定にかかわる案件であります。この審査につきましては、議長を除く議員全員を委員とする決算特別委員会を設置し、審査を付託したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第５９号 平成２７年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてと、認定第１号から認定第６号までの案件は、議長を除く議員全員を委員とする決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査を行うことに決定いたしました。

これより議案の審議に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第５５条の規定により、１議員１議題につき３回まで、また、会議規則第５４条第３項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので、申し添えます。

△日程第６ 議案第５６号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第６ 議案第５６号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 議案第５６号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容について説明をいたします。

表紙１枚おめくりをいただきまして、今回の改正は、別表で定めております「観光地経営計画策定委員・ワーキンググループメンバー」を、「観光地経営会議委員」に改めるものでございます。

裏面の新旧対照表をごらんをいただきたいと思います。

白馬村観光地経営計画策定が今年３月に完了をし、新たに８月に観光地経営会議を設置したこととなりました。これに伴いまして「観光地経営計画策定委員会・ワーキンググループメンバー」を、「観光地経営会議委員」に改めるとともに、報酬を月額６，１００円、半日額

3, 800円とするものでございます。

施行期日につきましては、今年8月1日からの適用とするものでございます。

説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第7 議案第57号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第7 議案第57号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 議案第57号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をいたします。

今回の改正は、児童扶養手当法施行令の一部改正により条項が繰り下げとなったことにあわせ、条例の中で引用されております条項の文を改めるものであります。

資料、2枚おめくりをいただきまして、新旧対照表をお願いいたします。

第3条第2項第6号から第8号にかけて、改正前の条文で児童扶養手当法施行令「第2条の4第5項」となっているものを「第2条の4第8項」に、また、「第2条の4第4項」となっているものを「第2条の4第7項」にそれぞれ改めるものであります。

なお、今回の改正によりまして、支給要件等に変更はありません。

附則におきまして、公布の日から施行をし政令の施行日である平成28年8月1日から遡及適用することとしておりますので、よろしくをお願いいたします。

説明は以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第8 議案第58号 白馬村家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第8 議案第58号 白馬村家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

国が定める基準である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が引用する建築基準法施行令の一部が改正されたことに伴い、村が条例で定める白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についても改正が必要となったため、所要の整備を行うものでございます。

新旧対照表をごらんください。

第28条は小規模保育事業A型の設備基準で、第7号イの表中と次のページの第43条は事業所内保育事業の設備及び基準で、第8号イの表中のそれぞれ避難用の項、施設及び設備の欄では保育所の保育室を4階以上に設ける場合にあっては、建築基準法施行令第123条第3項に規定する構造を有する屋内階段等を設置することと規定しております。

従前より、屋内階段につきましては、屋内と階段室がバルコニー又は外気に向かって開くことができるなど、もしくは排煙設備を有する付室を通じて排煙することとされておりましたが、排煙技術の発展により排煙方式が多様化していることを踏まえて、特別避難階段において階段室に排煙設備等を設けることでも足りることとされたことによりまして、保育室を4階以上に設ける場合に設置する屋内階段の排煙設備についても同様の取り扱いとする改正を行うものでございます。

また、建築基準法施行令の一部改正により、引用先の号にずれが生じるため、引用先の号を改めるものでございます。

改め文にお戻りください。

建築基準法施行令が平成28年6月1日から施行となりましたことから、附則として、この条例は、公布の日から施行し、平成28年6月1日から適用するものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第9 議案第59号 平成27年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議長（北澤禎二郎君） 日程第9 議案第59号 平成27年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 議案第59号 平成27年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましてご説明いたします。

平成27年度の未処分利益剰余金の処分につきましては、前年度繰越利益剰余金2,725万424円に、当年度純利益3,679万6,160円を合わせた当年度未処分利益剰余金6,404万6,584円のうち、3,000万円を建設改良積立金に、3,000万円を利益積立金にそれぞれ積み立て、残額の404万6,584円は翌年度への繰越剰余金として処分をしようとするもので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第10 議案第60号 平成28年度白馬村一般会計補正予算（第2号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第10 議案第60号 平成28年度白馬村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第60号 平成28年度白馬村一般会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,052万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を66億5,178万2,000円とするものであります。

8ページ、歳入明細をごらんください。

主なものを説明いたしますが、13款国庫支出金1目総務費国庫補助金は、地方創生加速化交付金2次分の内示を受け2,330万円の増額、社会保障・税番号制度システム整備費補助金258万4,000円は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の事務の情報提供ネットワークシステム等に係る運用テストの経費であります。

9ページ、14款県支出金2項県補助金4目多面的機能支払交付金104万8,000円の増額は、長寿命化事業に取り組む団体の増加によるものでございます。

10ページ、17款繰入金の2目ふるさと白馬村を応援する基金繰入金の増額は、200万円をスポーツ振興基金からスキー大会推進事業へ、324万円を環境保全の基金から山岳観光施設維持補修事業へ充当するものでございます。

13目福祉基金800万円の増額は、社会福祉施設事業へ充当するものであります。

11ページ、20款村債の1目臨時財政対策債は、臨時財政対策債発行可能額の確定により3,340万6,000円の減額、5目辺地対策事業債の260万円の増額は、スノーハープ駐

車場の拡張によるものです。

以上が特定財源で、8ページにお戻りいただきまして、一般財源としまして、9款地方交付税の1目普通交付税の9,808万6,000円の増額は、交付税額の確定によるものであります。

続きまして、12ページ、歳出明細をごらんください。

1款議会費1項1目議会事務事業の24万8,000円の増額は、臨時職員の雇用期間延長によるものであります。

2款総務費1項2目財産管理事業291万6,000円は、現在耐震化改修工事を行っているところでありますが、多目的研修集会施設において雨漏りが発覚をし、その修繕によるものであります。

6目企画費は、地方創生加速化交付金2次分の内示を受け、白馬高校支援事業523万9,000円を減額し、地域資源の活用と産官学民連携による観光人材育成事業への組み替えをさせていただきました。

13ページ、8目電算事業332万5,000円の増額は、社会保障・税番号制度に係る事務の情報提供ネットワークシステムの総合運用テストなどの委託料によるものであります。

14ページ、7項3目スキー大会推進事業の200万円の増額は、先ほど申しましたふるさと白馬村を応援する基金を活用しサマーグランプリジャンプ大会の補助金の増額、国民体育大会開催事業の264万4,000円の増額は、スノーハープ駐車場の拡張に伴う経費です。

15ページ、3款1項4目社会福祉施設事業897万円の増額は、デイサービスセンター岳の湯の屋根の修繕によるものであります。

16ページから17ページ、4款2項1目塵芥処理事業544万円の増額は、ごみ集積場設置補助金が主なものであります。

5款1項4目多面的機能支払交付金事業149万9,000円の増額は、長寿命化事業に取り組む団体が増加したことによるものです。

次、18ページ、6款1項2目山岳観光施設維持補修事業950万4,000円の増額は、天狗山荘頂上宿舎の修繕及び猿倉運搬路路肩の補修に伴う経費であります。

19ページ、7款4項1目都市計画事業582万2,000円の増額は、今年度大町市と松川村が航空写真作成業務を予定をしており、これに相乗りをすることで経費が安価になるということから今回補正をするものでございます。

3目公共下水道事業は、下水道特別会計において区域外流入分担金等増額により、一般会計からの繰出金434万7,000円の減額によるものであります。

20ページ、8款1項5目被災住宅復旧事業は、申請件数の増加により592万円の増額です。

9款1項2目教育委員会事務局一般事業3,224万6,000円の増額は、来年度建設を予定している給食センターの用地の購入費などであります。

２２ページ、５項３目共同調理場給食事業１１７万円の増額は、アレルギー食対応に係る調理員増員の賃金であります。

お戻りをいただきまして、５ページをごらんください。

地方債の変更であります、第２表 地方債補正のとおりでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第１１ 議案第６１号 平成２８年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第１１ 議案第６１号 平成２８年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 議案第６１号 平成２８年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）につきましてご説明をいたします。

本補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，２６７万円を追加し、歳入歳出予算の総額を１４億６，０６７万円とするものであります。

初めに、歳出明細から説明をさせていただきますので、最初に６ページをお願いいたします。

１款総務費１項総務管理費は一般管理経費として９７万円を増額するものでありますが、主なものは国保の都道府県化に向けた電算化共同処理事業等委託料８４万３，０００円の追加であります。

その下、１０款諸支出金２項国庫支出金等返納金は、平成２７年度に概算交付を受けた療養給付費交付金について、実績額が確定したことから返納額が生じたために１，１７０万円を増額計上させていただきました。

資料戻りまして、５ページの歳入明細をお願いいたします。

２款２項の国庫補助金は、ただいま歳出で説明をいたしました電算システムの改修経費に対する国庫補助金として８４万２，０００円を増額、その下、８款１項１目の繰越金は１，１８２万８，０００円の増額計上とさせていただきました。

説明は以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第１２ 議案第６２号 平成２８年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第２号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第１２ 議案第６２号 平成２８年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 議案第６２号 平成２８年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第２号）につきましてご説明いたします。

第１条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１０８万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を７億５，７２９万５，０００円とするものであります。

５ページの歳入明細をごらんください。

１款１項１目分担金、下水道区域外流入分担金８３６万１，０００円の増額は、現在東部地区に建設しております村営住宅に対する分担金等で、当初予算では受益者負担金で計上していましたが、条例等の改正と賦課する時期との関係から予算を組み替え、加えて５件の区域外流入分担金を増額するものであります。

１款２項１目負担金、下水道受益者負担金５６８万８，０００円の減額は、村営住宅分を区域外流入分担金に組み替えることなどによる減額であります。

４款１項１目一般会計繰入金４３４万７，０００円の減額は、２７年度からの繰越金が確定したことに伴いまして減額するものであります。

５款１項１目繰越金２７６万１，０００円の増額は、２７年度からの繰越金の確定により増額するものであります。

６ページの歳出明細をごらんください。

１款１項２目施設管理費浄化センター維持管理事業５万４，０００円の増額は、浄化センターで使用する消耗品費を増額するもので、管渠維持管理事業５４万円の増額は、主要地方道白馬美麻線の道路改良に伴うマンホールの高さ調整に要する費用でございます。

１款２項１目公共下水道建設費単独公共下水道事業４９万３，０００円の増額は、区域外流入申請の増加などにより共同排水設備設置等補助金を増額するものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第１３ 議案第６３号 平成２８年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第13 議案第63号 平成28年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 議案第63号 平成28年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

今回の補正は、27年度からの繰越金が増加したことによる補正でございます。

5ページの歳入明細をごらんください。

2款1項1目一般会計繰入金を1万9,000円減額し、3款1項1目繰越金を1万9,000円増額するものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第14 議案第64号 平成28年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第14 議案第64号 平成28年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 議案第64号 平成28年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

第2条として、収益的支出の1款1項営業費用に11万円を追加し、第3条として、予算第4条本文の括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を8,416万3,000円に改め、資本的支出の1款1項建設改良費に114万5,000円を追加するものであります。

1ページをごらんください。

収益的支出11万円の増額は、公用車1台分の車検費用を追加するものであります。

2ページをごらんください。

資本的支出114万5,000円の増額は、倉下高区送水ポンプ室流量計の修繕工事に要する費用を追加するもので、あわせて工事請負費に計上しておりました源太郎井戸調査業務費用を委託料に組み替えするものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっています議案第59号を除く議案第56号から議案第64号までは、お手元に配付いたしました平成28年第3回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第59号を除く議案第56号から議案第64号までは、常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいまから5分間休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時07分

議長(北澤禎二郎君) 再開いたします。

これより、認定案件の審議に入ります。

お諮りいたします。

日程第15 認定第1号から日程第20 認定第6号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第6号までは一括議題とすることに決定いたしました。

△日程第15 認定第1号 平成27年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第16 認定第2号 平成27年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第17 認定第3号 平成27年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第18 認定第4号 平成27年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第19 認定第5号 平成27年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第20 認定第6号 平成27年度水道事業会計決算認定について

議長(北澤禎二郎君) 最初に、日程第15 認定第1号 平成27年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 認定第1号 平成27年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定につきましてご説明をいたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

私からは歳入全般と議会、監査、総務課所管の歳出につきましてその概要を説明し、その他の歳出につきましては担当課等の長が順次説明をまいります。

それでは、平成27年度歳入歳出決算書、90ページをごらんください。

歳入総額が77億7,851万3,000円、歳出総額が71億8,284万1,000円で、歳入歳出差引額は5億9,567万2,000円、繰越明許費繰越額4億3,504万6,000円、実質収支額は1億6,062万6,000円、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は1億4,500万円であります。

戻りまして、5ページをごらんください。

まず、歳入であります。村税は14億7,709万111円で、内訳は村民税が3億7,846万7,708円、固定資産税が9億528万1,105円、軽自動車税が2,424万7,483円、村たばこ税が8,226万5,915円、入湯税が3,929万3,900円であります。不納欠損額は1億1,294万2,143円で、収入未済額は5億453万3,943円あります。

6ページをごらんください。

地方譲与税が6,922万1,000円、地方消費税交付金が2億720万1,000円。

7ページになりますが、自動車取得税交付金が1,301万円、地方交付税が21億2,333万6,000円あります。

8ページをごらんください。

分担金及び負担金は3,872万3,836円で、主なものは老人福祉施設入所者負担金486万9,200円、保育所保育料及び延長、一時及び休日保育料負担金2,720万7,070円あります。

使用料及び手数料は7,036万6,925円で、使用料の主なものはクロスカントリー競技場使用料174万5,950円、ジャンプ競技場リフト使用料3,122万8,700円。

9ページをごらんください。

ケーブルテレビ白馬IRU契約利用料476万8,735円、ケーブルテレビ施設保守費等指定管理者負担分利用料554万7,422円、デマンドタクシー使用料230万2,200円、公有財産占用料630万6,517円、シャトルバス利用料343万1,100円、ウィング21使用料550万4,250円であり、手数料の主なものは戸籍・住民票、印鑑証明等交付手数料411万3,300円あります。

国庫支出金は１５億２，３０３万７，４６６円で、主なものは１０ページをごらんください。
国庫負担金の主なものは児童手当負担金９，５８１万８，３３１円、国民健康保険保険基盤安定負担金１，２３１万３，７７３円、障害者自立支援給付負担金４，６７１万７，５００円。公共土木施設災害復旧負担金７億９，０８７万５，３０５円であります。

国庫補助金の主なものは、社会保障税番号制度システム整備費補助金が繰り越し分を合わせて１，６７９万２，０００円、地域住民生活等緊急支援のための交付金、これは地方創生先行型としまして２，４３０万７，０００円。

１１ページをごらんください。

臨時福祉及び子育て世帯臨時特例給付金事業補助金１，７９１万６，０００円、地域介護・福祉空間整備推進交付金３，３００万円、災害等廃棄物処理事業費補助金が繰り越し分を合わせて２億５，８３１万３，０００円。除雪経費や道路改良など土木費補助金３，７６７万９，０００円。

１２ページをごらんください。

伝統的建造物群保存対策補助金１，０４７万２０００円、農林業施設災害復旧補助金９，７４０万６，８２０円、地域住民生活等緊急支援のための交付金、これは地域消費喚起・生活支援型といたしまして１，５８６万８，０００円であります。

国庫委託金の主なものは、ナショナルトレーニングセンター委託金１，６９６万５，６６９円であります。

１３ページ、県支出金は３億１，３２０万６，６１６円で、県負担金の主なものは児童手当負担金２，１６３万５，８３１円、国民健康保険保険基盤安定負担金４，０７３万５，２６４円、後期高齢者医療基盤安定負担金１，６４４万７，５８４円、障害者自立支援給付負担金２，３２３万６，９９４円であります。

１４ページをごらんください。

県補助金の主なものは、身障者医療給付事業補助金７４５万２，０００円、子ども・子育て支援交付金５６６万３，０００円。

１５ページをごらんください。

多面的機能支払交付金２，３６９万２，２５０円、農林業施設小災害復旧補助金１，１５５万６，２００円、強い農業づくり交付金２，００３万３，０００円であります。

１６ページ、県委託金の主なものは、ジャンプ台管理委託金３，９３９万８，０００円、県民税徴収委託金１，５３３万２，５６２円、国勢調査委託金４１９万円、長野県議会議員選挙事務委託金３０６万５，５１９円であります。

１７ページをごらんください。

財産収入２，３６５万３，９９３円の主なものは、村有土地貸付収入３２２万７，７４０円、

山小屋貸付収入１，０００万円であります。

１８ページ、寄附金１億９，７７６万１，７３４円は、一般寄附金６６万円、ふるさと白馬村を応援する寄付金１億９，２２９万５，８０１円、災害見舞金４８０万５，９３３円であります。

繰入金４億７，４７７万７，５７５円は、財政調整基金から２億９，２９５万７，０００円、ふるさと白馬村を応援する基金から１億３０５万６，０００円、減債基金から７，８４０万円。

１９ページをごらんください。

病虫害防除基金は基金廃止に伴い基金残高の全額３６万４，５７５円を繰り入れております。

繰越金は３億４，００１万７，９８５円であります。

２０ページをごらんください。

諸収入３億４３４万４４４円の主なものは、村税延滞金１，９４７万５，５４８円、白馬村商工振興資金預託金回収金２，０００万円。

２１ページをごらんください。

一般廃棄物処理等手数料２，５８８万１，５６６円、消防団員退職報奨金５７０万９，０００円、長野県市町村振興協会市町村交付金５１９万２，０８０円、介護保険地域支援事業委託金２，９２９万１，０００円。

２２ページをごらんください。

スポーツ振興事業助成金９，４５２万７，０００円、白馬高校支援事業負担金１，５７６万５３６円、過年度災害等廃棄物処理事業費補助金３，３００万円、過年度災害救助費繰替支弁金１，０１２万３，９２５円あります。

２３ページをごらんください。

村債は５億９，１２０万４，０００円で、主なものは臨時財政対策債２億２，７８０万４，０００円、農林業債３，３００万円のうち地域活性化事業債２，７００万円は、奈良井有効利用整備関係でございます。観光債２，８１０万円のうち辺地対策事業債２，１００万円は、観光レクリエーション施設整備関係であります。土木債２，２８０万円は、公共事業等債及び辺地対策事業債とともに道路改良関係であります。消防債の緊急防災・減災事業債２，０８０万円は、消防デジタル無線の購入及び小型ポンプ付積載車の購入であります。

２４ページをごらんください。

災害復旧債２億４，１００万円は、農地農林施設及び公共土木施設が主なものであります。

２５ページをごらんください。

衛生債１，７７０万円は、広域ごみ処理施設建設負担金であります。

次に、２６ページからの歳出であります。議会費８，３９４万４，１１５円は、議員１２名の報酬手当、職員２名及び臨時職員１名分の人件費が主なものであります。

２６ページから２７ページをごらんください。

総務費総務管理費の一般管理費２億３，８７５万７，１８８円は、特別職２名、一般職員１３名及び臨時職員５名、嘱託職員１名の人件費。

２８ページをごらんください。

使用料及び賃借料では例規システム利用料５４１万７，４９６円が主なものであります。

２９ページをごらんください。

財産管理費３，４４０万７，２５４円は庁舎等の維持管理経費が主な内容で、庁舎管理賃金４９３万３，２４５円、燃料費４２８万７，５５０円、光熱水費６７５万７，６７９円、建物災害共済保険料４９０万２，６８１円。

３０ページをごらんください。

公用車購入費２８１万５，１３１円であります。交通安全対策費４８万円は白馬村交通安全協会への補助金で、防犯対策費の４０万円は白馬村防犯協会への補助金であります。

姉妹都市提携費３３１万５，８０５円は静岡県河津町、和歌山県太地町との交流経費であります。

企画費２億６３８万４，３２６円の主な内容についてですが、白馬高校支援事業は総務課から教育課に所管が変わりましたので、白馬高校支援事業以外の総務課が所管する事業についてご説明をいたします。

３１ページをごらんください。

ふるさと納税報償費５，６５５万７，５００円、マイナンバーシステム改修委託料４２０万円、第５次総合計画策定業務委託料４３０万９，２００円。

３２ページをごらんください。

ユーテレ白馬に係る電柱添架使用料等６５４万３，４２２円、いこいの杜借上料７５０万円、ＥＶ充電器設置工事費４２６万１，５００円、北アルプス広域経常費負担金１，２１６万円であります。

３３ページをごらんください。

電算業務費４，３３１万９，１６５円の主な内容は、電算総合行政システム業務委託料１，３２４万９，００８円、マイナンバー制度への対応へのシステム改修７５０万１，０００円。

３４ページをごらんください。

庁内システム広域設置負担金１，１３４万４，５６０円、マイナンバー制度対応のシステム改修負担金８９６万２，０００円であります。

環境政策費１０１万７，４８２円は、ＥＶ充電器保守委託料５６万９，１６０円、太陽光発電施設等設置補助金１３万８，０００円であります。

少し飛びまして、３６ページをごらんください。

選挙管理委員会費３０万５，９４２円の主な内容は、３７ページ、選挙管理委員等報酬が主な

ものであります。明正選挙推進費 6 万 9, 0 0 0 円は推進員の報酬であります。長野県議会議員選挙費は選挙に伴う経費 3 1 3 万 4, 0 9 8 円であります。

統計調査総務費 4 4 5 万 1 8 9 円の主な内容は、3 8 ページをごらんください。国勢調査、経済センサス、農林業センサスの経費となります。監査委員費 5 9 万 5, 7 2 0 円は監査委員の報酬が主なものです。

少し飛びまして、5 2 ページをごらんください。

民生費のうち災害救助費 5 7 2 万 5, 0 8 0 円は、平成 2 6 年度に引き続き長野県神城断層地震の災害救助法に伴う被災住宅の応急修理として修繕費 2 5 0 万円、堀之内、三日市場、嶺方の地質調査委託料及び家屋の被害認定 2 次調査委託料 3 0 2 万 5, 0 8 0 円であります。

少し飛びまして、7 0 ページをごらんください。

消防費非常備消防費 3, 9 3 1 万 7, 9 1 3 円の主な内容は、消防団員報酬 6 0 8 万 6, 0 0 0 円、消防団員等公務災害補償掛金等 5 3 0 万 7, 2 1 7 円、消防団員出動賃金 4 7 2 万 5, 5 0 0 円。

7 1 ページをごらんください。

消防団退職報奨金 4 6 8 万 7, 0 0 0 円、消防団デジタル無線及び備品購入 1, 4 4 9 万 3, 6 0 0 円であります。

広域常備消防費 1 億 4, 8 2 3 万 5, 2 0 0 円は北アルプス広域連合への負担金などであります。

7 2 ページをごらんください。

消防施設費 1, 3 2 9 万 3, 5 4 0 円の主な内容は、消火栓の新設、移設、多雪型への更新など 4 基の工事費 1 5 8 万 7, 6 0 0 円、小型ポンプ付積載車の購入 7 5 4 万 9, 2 0 0 円、消火栓管理負担金 1 5 0 万円であります。

防災費 5 9 8 万 5, 4 3 4 円の主な内容は、青鬼地区の防災行政無線、屋外子局移転工事費 1 0 5 万 3, 2 0 0 円、防災行政無線個別受信機の購入費 3 4 5 万 6, 0 0 0 円であります。

7 3 ページをごらんください。

災害対策費 3, 2 4 0 万 8, 1 1 1 円の主な内容は、応急仮設住宅駐車場舗装工事 7 2 1 万 4, 4 0 0 円、村単独事業として震災に係る住宅修繕工事補助金 1 1 4 件 1, 9 9 6 万 3, 0 0 0 円、被災者住宅復興資金利子補給金 1 0 件 4 8 1 万 6, 8 1 5 円であります。

少し飛びまして、8 6 ページをごらんください。

過年発生その他公共施設災害復旧費のうち、総務課所管事業は八方体育館外壁修繕工事設計委託料 5 0 万円、8 7 ページにあります八方体育館内壁修繕工事 4 9 万 7, 8 8 0 円であります。

公債費 6 億 2, 4 8 2 万 9, 8 1 1 円は、長期債及び繰上償還の元金と利子、一時借入金の利子であります。

８８ページをごらんください。

諸支出金１億９，８７６万５，５１２円は、財政調整基金、減債基金、ふるさと白馬村を応援する寄付金に基づく積立金、白馬村地域情報化施設基金及びスポーツ拠点づくり基金への積立金であります。

９１ページをごらんください。

財産に関する調書がありますが、土地につきましては道路用地、白馬高校寮及び寄附により約１万２，１５６平米増加し、保安林の１，１７５平米の減少は二股の湯の入沢地籍の土地を国への売却によるものであります。建物につきましては宿泊施設を白馬高校の寮として購入し、約９２７平米の増加であります。

９２ページをごらんください。

平成２７年度末基金の現在高は、財政調整基金が４億５，５３０万円余り、減債基金が２億５，７６０万円余り、福祉基金が１億４，３７２万円余り、義務教育施設整備基金が３，０６８万円余り、ふるさと白馬村を応援する基金は総額２億５，４９８万円余りで、合計１２億２，４９２万１，９０２円となっております。

なお、病虫害防除基金は先ほどご説明をしたとおり基金を廃止しており、今年度から新たな基金として、ふるさと白馬村を応援する基金の白馬高校魅力づくり事業と白馬村スポーツ拠点づくり基金を創設をしております。

私からの説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、窪田会計室長。

会計管理者・室長（窪田高枝君） 会計室関係についてご説明いたします。

決算書３３ページをお開きください。

７目会計管理費２９０万２，３４３円の主な内容について、ご説明させていただきます。

１２節役務費９８万５，０００円余りは、口座振替手数料窓口収納業務手数料でございます。

１９節負担金、補助及び交付金８０万円は、大北農協役場出張所の負担金でございます。

会計室関係については以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、平林税務課参事。

参事兼税務課長（平林 豊君） 税務課関係についてご説明いたします。

３４ページをごらんください。

徴税費税務総務費６，０６６万５，７５２円は職員９名分の人件費が主なものであります。

３５ページ、賦課徴収費４，５１５万８，６３０円の主なものは、臨時職員２名及び確定申告等のための短期臨時職員の賃金４３４万９，０００円、土地１０筆、建物５棟の公売に伴う不動産鑑定委託料等６５万７，０００円、地方税電子申告データ連携サービス利用等国税連携委託料１１９万８，０００円、土地の価格修正に係る標準宅地の時点修正のための不動産鑑定委託料

16万2,000円、賦課収納業務に係る電算委託料が882万4,000円、効率的な事務、適正な課税業務を行うための地番図等作成業務委託料1,062万7,000円、ヤフー公金支払導入費用42万1,000円、滞納整理システムリース料等242万2,000円、平成25年度の徴収実績による長野県地方税滞納整理機構負担金69万3,000円であります。

36ページになりますが、研修費負担金は滞納整理実務研修等5回分の参加費であります。補填金は白馬村村税等過誤納金補填金支払い要綱の規定による住宅用地に対する特例措置誤り等の還付であり、村税還付金及び還付加算金は税法上の規定による修正申告、確定申告、住宅用地に対する特例措置の誤りによるものであります。

税務課関係の説明は以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 住民課関係につきましてご説明をいたします。

決算書36ページをお開きください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費は2,028万5,208円の支出で、窓口職員の人件費のほか、戸籍住民基本台帳等の電算システムに係る経費、サーバー共同化に伴う北アルプス広域連合への負担金など経常的な費用が主な支出内容であります。

少し飛びまして、47ページをごらんください。

中段の、3款1項6目住民総務費です。支出額は2億3,622万3,122円でありまして、大きなものは、19節負担金、補助及び交付金の中の後期高齢者医療療養給付費負担金が8,389万2,418円、28節操出金では国保事業特別会計へ1億1,541万3,000円、次のページに入りまして、後期高齢者医療特別会計へ2,283万4,000円、それぞれ繰り出しとなっております。

その下、7目の福祉医療費につきましては、4,209万1,438円の決算額であります。

20節扶助費に記載のとおり、給付総額は3,787万円余りとなっております、支出規模としましては、前年度とほぼ同額となっております。

次に、51ページをごらんください。

下段の3項1目年金総務費につきましては552万6,720円の支出となっております、年金担当職員の人件費が主なものであります。

52ページをお願いいたします。

4款の衛生費関係であります。1項1目環境衛生費は5,763万9,344円の支出でありまして、村で管理しております公衆トイレの管理委託料として181万円余り、北アルプス広域連合で運営しております火葬場の運営負担金312万7,000円などが主な内容となっております。

飛びまして、55ページをお開きください。

2項1目塵芥処理費であります。支出額は7億9,552万3,110円となっておりますが、このうち神城断層地震に係る災害廃棄物処理に要した経費は約5億7,700万円を占めております。

そのほか村内のごみ収集運搬に対する経費のほか、次の56ページにかけまして、ごみ処理広域化に係る北アルプス広域連合負担金として2,933万5,000円、白馬山麓環境施設組合に対する清掃センターの維持管理負担金1億3,166万6,000円、ごみ集積場設置に対する行政区への補助金300万円などが主な内容となっております。

56ページ中段の、2目し尿処理費につきましては、クリーンコスモ姫川の維持管理経費に対する負担金として6,567万2,000円を支出しております。

住民課関係の説明は以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） それでは、上下水道関係につきましてご説明をいたしますので、決算書は53ページをお開きください。

4款衛生費1項保健衛生費1目環境衛生費において、2つの事業を実施いたしました。

1つ目の事業といたしまして、小規模水道事業でございます。小規模水道5地区の水道施設の災害復旧に要した費用として954万1,584円を支出いたしました。内容といたしましては、53ページの備考欄、上から3行目の修繕費のうち内山、幸田の水道施設の修繕費として57万円余り、13節委託料、備考欄小規模水道管理委託料226万8,000円は、日影大左右の水道施設の復旧検討業務等の委託料、15節工事請負費、備考欄小規模水道修繕工事費669万余りは、青鬼、日影大左右の工事費用でございます。

54ページをごらんください。

2つ目の事業になりますが、備考欄、上から4行目の、合併処理浄化槽整備事業補助金であります。こちらの補助金は1,472万4,000円を支出いたしました。この補助金は、合併処理浄化槽の設置に要する標準工事費の約4割を、国・県・村で3分の1ずつ補助するものでございます。27年度では28基に対し補助を行いました。

上下水道関係は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） 健康福祉課関係についてご説明申し上げます。

41ページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は7,466万8,928円の支出です。職員の人件費や、19節負担金、補助金及び交付金として、次のページをごらんください。白馬村社会福祉協議会への運営負担金として2,548万6,000円余りが主なものでございます。

2目老人福祉費は5,037万7,445円の支出です。13節委託料として運行委託料

1, 050万円余りは乗り合いタクシーの運行委託料です。配食サービス事業委託料が223万円余りです。

43ページの、白馬村デイサービスセンター岳の湯指定管理料199万円余りと、20節扶助費として養護老人ホームの措置費2,492万円余りが主なものでございます。

3目障害福祉費は1億920万5,385円で、44ページをごらんください。

20節扶助費1億240万3,626円が主な支出です。在宅での訪問サービスや施設への通所、入所を利用するサービス、自立促進のための就労支援などの給付で、介護給付、訓練給付等の自立支援給付費が9,204万円余り、そのほかに自立支援医療給付費、療養介護医療給付費などが主なものでございます。

45ページの、4目社会福祉施設費は6,137万9,356円の支出です。主に保健福祉ふれあいセンターの維持管理費用と19節負担金、補助金及び交付金で北アルプス広域連合負担金が2,186万1,000円で、養護老人ホーム鹿島荘の運営費及び改築事業負担金、特別養護老人ホーム等の建設及び償還等でございます。

また、堀之内地区高齢者支え合いセンター新築に係る費用は、13節委託料の設計監理委託料183万6,000円、15節工事請負費324万円、18節備品購入費301万894円です。

46ページをごらんください。

5目介護保険費は1億8,189万9,202円の支出です。13節委託料は主に介護予防等に係る事業を行うための委託料です。

47ページの、19節負担金、補助金及び交付金の北アルプス広域連合負担金1億4,700万円余りは、介護保険運営に対する負担金です。白馬村社会福祉協議会負担金として地域包括支援センターへの派遣職員人件費として1,426万円余りが主なものでございます。

48ページをごらんください。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費は669万1,577円の支出で、放課後児童クラブの運営費です。主は7節の賃金で、児童クラブ指導員の4人分の人件費でございます。

次に、49ページ、2目子育て支援費は1億5,853万164円の支出で、子育て相談支援センター運営に係る経費と、20節扶助費の児童手当1億3,900万円余りが主なものでございます。

また、19節負担金、補助及び交付金の多子世帯保育料減免補助金64万6,992円は、平成27年度からの新規事業として3人以上の子どもを持つ多子世帯に対して第3子以降の保育料の軽減を図る事業で、第3子は6,000円、第4子以降は白馬村が3,000円を上乗せして9,000円を軽減しています。対象は、幼稚園に入園している児童が対象となっております。なお、保育園に入所している児童の場合は、軽減した保育料で賦課徴収を行っております。

3目保育所費は1億3,831万3,693円で、しろうま保育園の保育園と、子育て支援ル

ームの運営費でございます。支出の８割以上が保育士職員、嘱託職員、代替等を含む臨時職員の
人件費でございます。

５２ページをお開きください。

４項１目臨時福祉給付金費は１，７８５万３，８７７円で、消費税値上げによる影響を緩和す
るため所得が低い方に対して暫定的、臨時的な国の措置として、対象者１人につき６，０００円
を給付した臨時福祉給付金と、子育て世帯に対して臨時特例的な給付措置として対象児童１人
につき３，０００円を支給した子育て世帯臨時特例給付金の２つの事業です。１９節の
１，５３５万７，０００円が給付費となりますが、内訳は臨時福祉給付金が１，２１９万
８，０００円、子育て世帯臨時特例給付金が３１５万９，０００円です。

続いて、５４ページをごらんください。

４款衛生費１目保健衛生費２目保健予防費は５，１１９万６，２９３円の支出です。主なもの
は１１節需用費の医薬材料費が６５３万円余り、ワクチンの購入等であります。１３節委託料で
はがん検診、乳幼児健診、予防接種などに関連する費用で、健診委託料として２，８８２万円余
りでございます。

続いて、５５ページの、３目医療対策費は９４８万５，４６４円の支出で、１９節負担金、補
助金及び交付金の北アルプス広域連合負担金として平日夜間救急医療病院群輪番制運営費等の負
担金で６９２万円余り、冬期のスキー傷害診療医療に対する負担金２００万円余りが主なもので
ございます。

少し飛びまして、８６ページをお開きください。

１０款３項その他公共施設災害復旧費１目過年発生その他公共施設災害復旧費でございますが、
神城断層地震により保健福祉ふれあいセンターの壁等にひびが入ったため、内装の復旧工事を実
施いたしました。

１３節委託料２９万７，０００円が復旧工事設計委託料でございます。

８７ページの、１５節工事請負費の１０２万６，０００円が内装復旧工事の工事費でございま
す。

健康福祉課関係は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） それでは、農政課関係の決算をお願いいたします。

決算書５６ページをお願いいたします。

まず、５款農林業費の支出２億２，４６６万５，５９１円の主な内容について説明をいたしま
す。

１項農業費１目農業委員会費は１，２１６万６１１円の支出であります。担当職員の人件費、
１４名の委員報酬、農政システムの電算委託料が主な支出で、２７年度は農業行政地図情報シス

テム244万5,000円を新たに導入いたしました。

57ページです。

2目農業総務費は4,188万7,811円の支出で、農政課職員の人件費が主な支出であります。また、その他団体負担金、農政係が使用しております公用車の経費が含まれております。

58ページにかけて記載しております3目農業振興費は5,131万3,617円の支出です。科目ごとに申し上げますと、11節需用費は農政課で管理しております神城多目的集会施設、農業体験実習館に係る光熱水費、燃料費。

13節委託料は、白馬産米カドミウム濃度調査委託、施設修繕工事に係る設計委託料のほか、被災した農地の維持管理に係る委託料が主な支出となっております。

15節工事請負費は神城多目的集会施設の屋根修繕工事のお金であります。

19節の負担金、補助金4,407万7,000円は、神城断層地震により大規模乾燥施設が被災した認定農業者に対し、復旧助成として全額国庫財源であります強い農業づくり交付金2,003万3,000円を交付、同じく震災関連として被災農地の耕作者に対しまして、被災農家支援金として村農業再生協議会の震災被災農家支援交付金関係へ2,200万円を負担金と支出、27年度新規農業の新規事業の認定農業者及び被災農家向け農業機械等導入支援補助金343万9,000円、創設2年目となります青年就農給付金300万円、農地の集積のため中間管理機構に農地を貸し付けした方々への農地集積協力金319万円、中山間地域等直接支払交付金676万6,000円や村農業再生協議会の産地づくり対策事業交付金会計への負担金、同じく再生協への経営安定対策の直接支払推進事業費補助金、特産品開発団体支援補助が主なものとなっております。

59ページから60ページにかけての、4目農地費8,995万9,301円の支出は、農業基盤整備全般に係る費用であります。

13節委託料は落倉水路改修及び奈良井有効利用整備事業の測量設計委託が主な支出で、14節使用料は農地や水路の修繕、土砂除去に係る重機借上料、15節工事請負費4,145万3,000円は、通常の農業施設の維持に係る工事費のほか、奈良井有効利用整備事業工事費として造成等に2,955万8,000円、農業基盤整備促進農地耕作条件改善事業といたしまして落倉の用水路改修に910万4,000円支出したものであります。

19節負担金、補助金3,937万2,000円は、農業の多面的機能の維持発揮のための地域活動、営農活動を支援する多面的機能支払交付金が3,092万3,000円で、27年度から事業主体が村に移行したため金額が大きく伸びております。県営の小水力発電施設整備に対する負担金309万円、過去の土地改良事業における償還助成359万9,000円などが主な支出で、農業集落排水事業会計への操出金もこの農地費の含まれております。

次に、5款2項林業費について説明いたします。

1 目林業振興費は1, 262万8, 539円の支出で、一昨年の25年度決算に比べ26年、27年と2年連続で大幅に減少しております。これは大北森林組合補助金不正受給問題発覚以来、間伐等の促進事業補助金等で、森林組合への交付実績がゼロになったということが大きく影響しております。

1 節報酬187万円は白馬猟友会で組織されております鳥獣被害対策実施隊員の報酬であります。

1 3 節委託料209万1, 000円は、森林税を活用した森林づくり推進事業として緩衝帯整備の実施、林道、村有林の管理委託などに関する支出です。

61ページをお願いいたします。

1 9 節負担金、補助金558万8, 000円は、電気柵設置に係る有害鳥獣被害防止対策協議会負担金355万8, 000円のほか、ペレットストーブ購入補助、森林整備に係る補助が主なものであります。

続いて、5款3項地籍調査費です。1 目地籍調査事業費は1, 671万5, 712円で、27年度は震災の影響により再測量、再計算を行う必要が生じまして、新規地区の調査は見送りました。前年からの継続地区である八方と蔵平の一部地域の北城18、19区の調査を実施いたしました。支出は地籍調査担当職員人件費、臨時職員賃金のほか、数値測量業務の委託料790万6, 000円が主な内容となっております。

次、決算書、飛びますけれども、84ページをお願いいたします。下段からになります。

1 0 款災害復旧費 1 項農林業施設災害復旧費についてであります。

支出額は27年度予算化した過年発生分、26年度から繰り越した現年発生分合わせて3億6, 230万6, 089円で、いずれも神城断層地震により被災した農地、水路等の復旧に係るものであります。災害復旧工事費として2億8, 100万円余り、測量設計委託料として7, 400万円余りを支出しております。

以上で、農政関係の説明を終わらせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） ただいまから午後1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 62ページ、6款観光商工費につきまして説明をいたします。

1 項観光費 1 目観光総務費、主なものは職員4名、臨時職員1名の人件費と観光施設整備事業費の償還でございます。

1 7 節公有財産購入費は、長野県観光協会が事業主体で実施をしました山小屋の改修、登山道

整備の事業費の償還金でございます。

2目観光施設整備費、主なものは山小屋、登山道、遊歩道整備、観光案内所等の管理運営費用です。

63ページ、11節需用費、山岳観光施設修繕費880万円余りは、雪害による山小屋の修繕や、八方尾根自然研究路木道修繕が主なものでございます。

13節委託料、山岳観光施設維持管理委託料812万円余りは、登山道整備、夏期の猿倉駐車場交通整理業務の委託料でございます。

平地観光施設維持管理等委託料285万円余りは、白馬駅前での観光案内業務委託料及び塩の道等の管理委託料です。

15節工事請負費、親海湿原敷き板張りかえ工事は白馬村の発注分として延長42メートルを施工し、この工事とあわせまして県の協会事業によりまして張りかえ工事を139メートル別予算で実施をしたところでございます。27年度をもって計画をしました一連の張りかえ工事が完了をしたところでございます。

64ページ、3目観光宣伝振興費、主なものは観光地経営計画策定業務やナイトシャトルバス運行業務委託料、W i - F i 環境整備工事請負費、観光局や観光団体への負担金です。

15節工事請負費、地域公共ネットワーク強靱化事業工事費2,028万円余りは、26年度からの繰越事業とし、W i - F i 環境整備事業で白馬駅前、八方文化会館、役場及びその周辺にアクセスポイントの設置と、災害や観光情報を提供するポータルサイトの構築に係る費用です。

19節負担金、補助及び交付金、観光局負担金7,796万円余りの内訳は、管理費や人件費に対する負担額で4,795万円を、事業費負担として3,000万円でした。観光振興負担金等1,776万円余りは、北アルプス3市村観光連絡会や北アルプス観光連盟など、17団体への負担金と、今シーズンにつきましては、仮設による緊急対策事業負担金として1,000万円を計上し支出をしたところでございます。

4目観光安全浄化対策費、主なものはスキー場安全対策事業、山岳美化活動、山岳トイレ維持管理、高山植物やライチョウ保護活動費用です。

65ページ、19節負担金、補助及び交付金、観光浄化対策関係団体負担金431万円余りは、八方尾根安全管理協議会、北アルプスを美しくする会などへの負担金です。

5目観光特産費、主なものは道の駅白馬の施設管理費、敷地の借上料です。

6目遭難対策費、主なものは登山相談所の開設、遭難対策センターの管理、北アルプス北部遭難対策協議会、白馬村遭難対策協議会の負担金です。

2項商工費1目商工振興費、66ページ、主なものはプレミアム商品券発行事業や商工会経営改善、地域振興事業への補助金、融資制度に基づく補償料や預託金です。

19節負担金、補助及び交付金のプレミアム商品券発行事業補助金1,586万8,000円

は、商品券の9万6,000枚を販売した後の改修実績9万5,150枚分のプレミアム相当額を白馬商工会に対し補助金として交付した金額でございます。

観光関係の説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、酒井建設課長。

建設課長（酒井 洋君） 建設課関係でございます。

66ページからになります。

7款の土木費、土木管理費、土木総務費3,242万余りは、職員4名分の人件費が主なものでございます。

67ページのほうです。

2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費は209万円余りを支出しておりますが、村道台帳の補正委託料が主な支出でございます。

2目道路維持費は村道の維持補修と除雪に要した費用でございまして、2億639万円余りでございますが、内訳です。

7節の賃金及び11節需用費は除雪事業に要した支出が主なものでございまして、光熱水費は無散水消雪施設の電気料、また、道路照明の電気料として954万円ほどの支出でございます。また、修繕費の関係は除雪用の重機の修繕費として291万円を支出してございます。

13節の委託料の関係、除雪の委託料でございしますが、雪が少なかったため昨年度より2億7,400万円ほど減の1億2,800万円余りの支出となっております。

68ページのほうにまいります。

14節使用料及び賃借料の重機借上料の関係でございしますが、定置式の凍結剤の散布機6基の使用料が主な支出でございます。

15節工事請負費ですが、村道の穴埋めや補修工事に要した支出というものでございます。

16節の原材料費ですが、除雪の原材料費といたしまして、道路に散布しました凍結防止剤の購入費用でございます。また、道路維持の原材料費は各行政区へ支出いたしました碎石とかU字溝などの資材の購入費用でございます。

3目の道路新設改良費でございしますが、職員2名分の人件費のほか、13節の委託料の関係、道路改良のため調査測量設計委託料として580万円余りを支出してございます。内訳でございしますが、用地の測量、境界測量に312万円余り、交付金事業で実施いたしました村道の舗装修繕工事の実施設計、また、ウイング21の地下道のボックスカルバートの点検調査のために269万円余りを支出してございます。

15節工事請負費の関係ですが、村道0105号線の白馬大橋周辺の舗装修繕工事や、赤沢1号橋の修繕工事の工事請負費として支出してございます。

69ページの関係です。

4目交通安全施設整備費でございますが、これは村道のセンターライン、ガードレールなどの施工に要した費用でございます。

3項河川費1目河川総務費は、232万円ほどの支出でございます、15節の工事請負費は小姫川の改修工事費でございます。

また、19節負担金、補助及び交付金では河川関係の同盟会などへの負担金が主な支出でございます。

続きまして、都市計画費の関係でございます。都市公園費の関係が129万円ほど支出してございますが、これは大出公園の維持管理に要した費用でございます。

次のページとなります。

13節委託料でございますが、連休やお盆の繁忙期に駐車場の警備、交通整理等をシルバー人材センターに委託した費用でございます。

5項住宅費の関係です。1目住宅管理費は377万円余りの支出でございます、13節委託料といたしまして村営住宅の耐震診断に要した費用と、震災復興の村営住宅の用地取得のために不動産鑑定を実施したものの委託費でございます。

続きまして、災害関係でございますので、飛びまして、85ページになります。

85ページの10款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費1目過年発生公共土木施設災害復旧費ですが、神城断層地震により被災しました村道の災害復旧に要した費用といたしまして6億5,500万円余りを支出してございます。

繰越明許費でございますが、それぞれ繰越明許いたしまして、これ、28年度に繰り越し、また引き続き村道の復旧に当たるものでございます。

次のページでございます。86ページ、2目の現年発生公共土木施設災害復旧費4億8,300万円余り、同じく神城断層地震の関係で支出をしてございます。

また、87ページの中段やや下、その他の公共施設災害復旧費というところでございますが、かっぱの愛称で呼ばれております大出公園の大出センターの修繕費用として34万円余りを支出してございます。

以上で、建設関係の説明、終わりいたします。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） それでは、教育課関係につきましてご説明をさせていただきます。

決算書のほうは、30ページのほうをお開きください。

2款総務費1項総務管理費6目企画費です。この中には平成27年度において総務課で予算執行してありました白馬高校支援事業が含まれております。講師報酬421万円余りは、公営塾しろま學舎に講師として雇用している地域おこし協力隊の人件費であります。

31ページ、旅費92万円余りのうち71万円余りが全国募集説明会などに要した職員等の出

張旅費です。

修繕費 115 万円余りのうち、114 万円余りが白馬高校支援事業分で、しろま學舎、しろま P a l H o u s e の修繕に要したものです。

役務費の新聞広告掲載料等 46 万円余りは、全国募集のために都市圏の新聞に広告を掲載したものであります。

32 ページ、公営塾運営マネジメント等委託料 950 万円余りは、元気づくり支援事業であるテレビ番組製作委託料 249 万円余り、公営塾全国募集等のマネジメント委託料 388 万円余り、寮の建物用途変更申請委託料 80 万円余りなどが主なものであります。

公有財産購入費 3,960 万円は、しろま P a l H o u s e として購入した土地、建物代金であります。

33 ページ、下宿費用補助金は村外からスキー部に入部する生徒の下宿費用補助金で、月額 2 万円で 6 名分の補助金であります。

それでは、ページ、飛びますが、73 ページのほうをお開きください。

73 ページ、9 款教育費 1 項教育総務費 1 目教育委員会費は 174 万 3,514 円で、教育委員 4 名の報酬 83 万 6,000 円及び関係団体への負担金等 86 万円余りが主なものであります。

2 項事務局費であります、5,096 万 4,704 円で、教育長 1 名、教育委員会事務局職員 4 名の給与 1,847 万円余り、めくっていただきまして、74 ページ、職員手当等、共済費も同様に教育長 1 名、職員 4 名分であります。

賃金 290 万円余りは、教育相談員 1 名の賃金であります。

幼稚園就労費補助金が 567 万円余り、小中学校教職員福利厚生補助金が 140 万円余りが主な支出でございます。

なお、平成 28 年度への繰越明許の関係ですけれども委託料 2,220 万 4,000 円のうち、2,000 万円は学校給食施設の設計委託料、220 万 4,000 円は北小学校体育館の非構造部材耐震改修工事の設計監理委託料であります。

需用費 29 万 4,000 円と工事請負費 3,700 万円は、北小学校体育館に係るものであります。

75 ページ、3 目の教職員住宅費は 648 円でありました。

2 項小学校費 1 目学校管理費 2,416 万 5,710 円は、南・北小学校の維持管理に伴う経常経費であります。用務員 2 名の賃金 441 万円余り、消耗品費 123 万円余り、燃料費 173 万円余り、光熱水費 1,123 万円余り、修繕費 291 万円余り、防犯防災業務等委託料 109 万円余りが主なものであるということになっております。

2 目教育振興費は 4,034 万 3,268 円で、小学校運営に係る経費であります。学校医報酬 110 万円余り、嘱託職員等賃金は 1,849 万円余りで、村費による講師 7 名分であります。

消耗品 559 万円余り、76 ページ、児童検診等委託料 216 万円余り、図書購入費 132 万円余り、備品購入費 267 万円余り、遠距離通学補助金 113 万円余りが主な支出であります。

77 ページ、3 項中学校費 1 目学校管理費は 888 万 2, 121 円で、中学校の維持管理に伴う経常的な経費であります。用務員 1 名の賃金 224 万円余り、燃料費 144 万円余り、光熱水費 319 万円余りが主なものとなっております。

2 目教育振興費 4, 210 万 7, 399 円は、中学校運営に係る経費であります。嘱託職員等賃金 698 万円余り、村費による講師 3 名分です。外国語指導助手 1 名の賃金 231 万円余り、消耗品費 440 万円余り、78 ページ、生徒検診等委託料 122 万円余り、情報教育環境整備事業リース料 384 万円余り、ICT 機器購入費 1, 058 万円余り、このリース料と備品購入費でタブレット端末 110 台と周辺機器を整備いたしました。教具備品購入費 137 万円余り、振興公社補助金 354 万円余りは学校図書館司書 1 名分の人件費です。県中及び全中に参加する生徒へのスキー大会派遣補助 101 万円余り、79 ページの、準要保護生徒援助費 110 万円余り、これが主な支出であります。

4 項 1 目社会教育総務費 1, 599 万 5, 723 円で、職員 2 名分の給料 670 万円余り、手当 470 万円余り、共済費 217 万円余り、ウイング 21 自主公演委託料 170 万円が主なものであります。自主公演では一人芝居「決断」や春風亭昇太落語会などを実施いたしました。

80 ページ、3 目図書館費は公共図書館の維持、運営に係る経費で 1, 233 万 7, 341 円でした。司書 3 名の人件費と事務 OA 機器借上料 228 万円余り、図書購入費 119 万円余りが主なものであります。なお、81 ページの振興公社補助金 339 万円は司書の 1 名の人件費分というものであります。

4 目文化財保護費ですが、1, 102 万 339 円で、伝統的建造物群保存地区である青鬼地区建物の保存事業と、神城断層地震による被災文化財の復旧工事補助金 952 万円余りが主なものであります。

83 ページ、5 項保健体育費 3 目学校給食費 4, 079 万 6, 671 円ですが、白馬南小学校給食施設共同調理場の維持運営に係る費用であります。南小学校の栄養士賃金 243 万円余り、消耗品費 173 万円余り、燃料費 285 万円余り、光熱水費 196 万円余りです。調理員人件費は賃金 1, 274 万円余りと、84 ページにあります振興公社補助金 1, 311 万 余りの計 2, 586 万円余りであります。また、準要保護児童援助費は 311 万円余りであります。

86 ページ、10 款災害復旧費 3 項その他公共施設災害復旧費 1 目過年発生その他公共施設災害復旧費 1, 294 万 5, 983 円のうち、教育課所管のものは重要伝統的建造物群災害復旧工事設計監理委託料 91 万円余り、87 ページの白馬中学校災害復旧工事費等 133 万円余り、伝建物修理補助金 837 万円余りであります。

2 目現年発生その他公共施設災害復旧費は、平成 26 年度からの繰越事業で文化財災害復旧整

備等補助金 3, 019 万円余りが主なものであります。三日市場神明社、嶺方神社の災害復旧に係る補助であります。

なお、教育課関係の基金への積み立ては、74 ページの一番下、義務教育施設整備基金積立金 16 万 9, 424 円で、これは 17 ページの利子の歳入、それと 92 ページの白馬村義務教育施設整備基金の決算年度中増減額、それぞれ一致しております。

教育課関係は以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、松澤スポーツ課長。

スポーツ課長（松澤忠明君） それでは、スポーツ課関係でございます。

決算書 38 ページをごらんください。

2 款総務費 7 項スポーツ事業費 1 目スポーツ事業総務費は 2, 354 万 4, 740 円で、職員 3 名分と臨時職員 1 名分の人件費であります。

次に、2 目施設管理費は 1 億 229 万 2, 681 円で、スノーハープに 1, 847 万 2, 000 円余り、ジャンプ競技場に 8, 382 万円余りの維持管理費でございます。

39 ページでございます。

スノーハープ委託費の主な内容は、白馬村スキークラブに委託している受付、圧雪業務に 245 万円、芝生の維持管理業務 6 回で 132 万 2, 000 円余りであります。ジャンプ競技場修繕費の主な内容は、リフト索受装置整備に 264 万 5, 000 円余り、リフト制動機油圧ユニットオーバーホールに 270 万 8, 000 円余り、委託料の主な内容につきましては、ジャンプ競技場管理業務委託料が 4, 890 万円、雪どめネット着脱業務委託料が 772 万 2, 000 円、光熱水費に 884 万 8, 000 円余りであります。

なお、ジャンプ競技場維持管理に県の委託金 3, 939 万 8, 000 円、リフト使用料の 3, 064 万 3, 000 円余りを充当しております。スノーハープ工事関係で、辺地債 2, 100 万円を充当しております。

3 目スポーツ事業振興費は 1 億 7, 671 万 9, 584 円で、主な内容は 40 ページをお願いいたします。スポーツ拠点づくり推進事業、JOC カップ全国ユース選抜マウンテンバイク大会 100 万円、白馬少年スキー大会に 380 万円、各スキー大会等大会への負担金補助が 911 万 9, 000 円余り、これはサマーグランプリジャンプ白馬大会、ファーイーストカップ技術選等であります。

また、スポーツ功労賞を 6 名に、スキースポーツ育成振興奨励金を 23 名に授与しております。

国体開催事業は施設改修工事費に 2, 786 万 4, 000 円で、アスリートラウンジ改修に 367 万 2, 000 円、駐車場整備に 2, 419 万 2, 000 円、ジャンプ競技場改修工事設計委託に 1, 814 万 4, 000 円、アルペン会場整備負担金に 1, 263 万 6, 000 円、圧雪車 2 台の購入費に 8, 812 万 8, 000 円でございます。アルペン会場の負担金にはふるさと

納税分 1, 263 万 6, 000 円を充てております。

日本スポーツ振興センターの補助 9, 452 万 7, 000 円を、それぞれの会場の施設整備に充当してございます。

次に、4 目ナショナルトレーニング費は 1, 569 万 2, 916 円で、平成 25 年 9 月 2 日にジャンプ競技場とクロスカントリー競技場が指定をされております。選手がこの競技場を利用し、より高度なトレーニングをすることにより、各種大会でのメダル獲得につなげるため、必要経費が国から委託金として支払われております。内容は、備品購入費としてベンチプレス 2 セット、映像フィードバックシステム機器、ローラースキー 20 台が主な支出で、ソフト事業に充てられます。

次に、81 ページをごらんください。

5 項保健体育費は 8, 763 万 8, 074 円で、1 目保健体育総務費 956 万 1, 000 円余りは職員 1 名分の人件費と体育協会の補助金が主な内容でございます。

82 ページをごらんください。

2 目体育施設費 3, 727 万 9, 000 円余りは、ウイング 21 臨時職員賃金 613 万円余り、プール監視員賃金 241 万 5, 000 円余り、燃料光熱水費 1, 205 万 8, 000 円余りです。そして、修繕費 428 万 3, 000 円余り、ウイング 21 の保守管理委託業務に 521 万 4, 000 円余りでございます。

飛びます。87 ページをごらんください。

10 款災害復旧費の 3 項その他公共施設災害復旧費 2 目現年発生その他公共施設災害復旧費の体育施設復旧工事費でございますが、地震によって生じたクロスカントリー競技場の多目的コースの亀裂の復旧工事が 149 万円余り、ウイング 21 の起点等復旧工事が 318 万 6, 000 円余りでございます。

スポーツ課の関係の説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 次に、日程第 16 認定第 2 号 平成 27 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 17 認定第 3 号 平成 27 年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 認定第 2 号 平成 27 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定につきまして説明をいたします。

決算書の 96 ページをお開きください。

まず、歳入、1 款 1 項国民健康保険税の収入額は 2 億 6, 986 万 5, 221 円、破産等により不納欠損処理した金額は 326 万 3, 478 円でありました。

また、現年分国税の徴収率は 96.6% で、前年比 1.4 ポイントの増となっております。

2 款 1 項の国庫負担金は 2 億 4, 984 万 4, 685 円で、療養給付、介護納付金、後期高齢

者支援金のほか、高額医療費共同事業、特定健診事業等に支払った費用に対する国の負担金です。

９７ページをお願いします。

３款の療養給付費等負担金は、退職被保険者の医療費に対する交付金として３，１５８万円。

その下、４款の前期高齢者交付金は２億２，７６９万２，３６４円の収入となりました。

５款共同事業交付金は３億２６５万１，９４１円で、次の９８ページにありますとおり、２項の保険財政共同安定化事業に対する交付金が２億６，０００円余りを占めております。

６款財産収入は４２万５，０００円余りで、基金利子分であります。

７款１項の一般会計繰入金は１億４，０４１万３，０００円で、人件費や事務費に係る繰り出しのほか、保険基盤安定事業や出産育児一時金等に対し一定のルールに基づいて繰り入れたものであります。

なお、本年度は給付準備基金から２，５００万円を取り崩して繰り入れを行っております。

９９ページ、９款諸収入のうち、１項の延滞金及び過料２８７万３，３３４円は国保税に係る延滞金収入、その下、４項雑入は第三者行為に伴う納付金として５２７万３，１１７円の収入がありました。

１００ページの中段、１０款県支出金は総額で８，２７３万２，００１円となっております、１項は高額医療費共同事業や特定健診事業に係る県の負担金、２項は市町村間の税制均衡を図るための調整交付金であります。

次に、歳出の説明に入ります。

隣の１０１ページをごらんください。

１款１項総務管理費につきましては２，１４３万３，５２４円の支出で、職員人件費、電算システム委託料など経常的な経費のほか、徴税費１７９万円余りも含んだ額であります。

１０２ページをお願いします。

２款保険給付費につきましては総額で７億４，８４９万６，１５６円の支出となりました。全国的に医療費は増加傾向にありますが、本村では前年比０．２％、１８０万円ほどのマイナスとなっております。

隣の１０３ページ、４項の出産育児諸費は８４０万４，２００円で、２０件に対する出産育児一時金であります。

１０４ページをお開きください。

４款後期高齢者支援金は１億９，２７２万８，６０３円の支出でありました。

隣の１０５ページ、６款介護納付金は８，３３０万５，２０３円で、介護保険第２号被保険者の保険料分であります。

その下、７款の共同事業拠出金は３億１，４７８万９，６１０円で、そのうち１項の高額医療共同事業に係る拠出が３，５９０万円余り、２項の保険財政共同安定化事業に係る拠出が２億

7, 800万円余りで、こちらは対象医療費が拡充されたことに伴い前年比2.5倍という大きな伸びとなっております。

105ページ下段から106ページにかけまして、8款1項1目の特定健康診査等事業費は1,078万3,039円で、特定健診に係る受診率は49.9%でありました。

その下、2項の保険事業費は人間ドック受診者に対する補助金でありまして、165件326万5,000円の支出となっております。

107ページ、10款2項国庫支出金等返納金は平成26年度に国から概算交付された負担金について、27年度に精算をし、2,726万5,028円を返納したものであります。

108ページをごらんください。

実質収支に関する調書であります。歳入総額は14億6,595万7,000円、歳出総額は14億569万7,000円で差し引き6,026万円が実質収支額となり、平成28年度への繰り越しとなります。

白馬村国民健康保険事業勘定特別会計の決算認定に関する説明は以上でございます。

続きまして、認定第3号 平成27年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして説明いたします。

112ページをごらんください。

1款1項1目後期高齢者保険料は普通徴収、特別徴収合わせまして、4,852万9,500円でありました。

3款の繰入金是一般会計からの繰り入れ2,283万4,000円であります。

続いて、歳出であります。

114ページをお願いいたします。

1款の総務費は90万2,869円で、主は保険料徴収に係る費用であります。

2款分担金及び負担金につきましては、被保険者から徴収した保険料と村として負担すべき医療給付費を合わせた7,056万4,412円を、長野県後期高齢者医療広域連合に支払ったものであります。

115ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額7,170万6,000円、歳出総額7,147万5,000円で、差引23万1,000円が実質収支額として平成28年度へ繰り越しとなります。

以上で、平成27年度白馬村後期高齢者医療特別会計決算認定の説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 次に、日程第18 認定第4号 平成27年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19 認定第5号 平成27年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20 認定第6号 平成27年度白馬村水道事業会計決算認定についての説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 認定第4号 平成27年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算
認定につきましてご説明をいたします。

決算書124ページをお開きください。

歳入総額が8億6,770万8,000円、歳出総額が8億6,116万6,000円で、歳入歳入差引額は654万2,000円となり、実質収支額も同額でございます。

118ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入につきましてご説明いたします。

1款分担金及び負担金382万5,600円は下水道区域外流入分担金、下水道受益者負担金
が主なものでございます。2目負担金の不納欠損額20万5,400円は消滅時効によるもので
ございます。

2款使用料及び手数料1億9,212万4,960円は下水道使用料でございます。不納欠損
額3万1,660円は消滅時効によるものでございます。

3款国庫支出金1億9,140万7,805円の内訳は、浄化センター更新事業に係る社会資
本整備総合交付金1,580万円、長野県神城断層地震の災害復旧事業に係る国庫負担金1億
7,560万7,805円でございます。

4款繰入金3億2,306万円は一般会計からの繰入金で、次のページをごらんいただきた
いと思います。

5款繰越金432万511円は、26年度からの繰越金でございます。

6款諸収入596万8,815円の主なものは、東部地区負担金229万円余り、26年度に
施工しました災害復旧工事の応急復旧工事に対する国庫負担金322万円余りが主なものでござ
います。

7款村債は1億4,700万円で、1目下水道債は浄化センター更新事業の財源として公共下
水道事業債1,420万円、下水道事業の財源不足を補う下水道資本費平準化債1億
1,000万円、2目災害復旧債は災害復旧事業の財源として2,280万円でございます。

120ページをごらんください。

歳出につきましてご説明いたします。

1款下水道費1項総務費1目一般管理費3,852万9,340円は、職員人件費のほか、主
なものとして12節役務費、備考欄口座振替手数料ほかは消臭業務に要した費用として
121万円余り、13節委託料、備考欄下水道台帳作成業務委託料ほかは、下水道台帳の更新委
託料として285万円余り、19節負担金、補助及び交付金、備考欄使用料賦課徴収負担金は、
下水道料金算定のための負担金として106万円余りを支出しております。

次のページをごらんください。

27節公課費は消費税及び地方消費税として1,685万円余りを支出しております。

2目施設管理費5,545万5,447円は、浄化センター及び下水道管渠の維持管理に要した費用で、主なものは11節需用費、備考欄光熱水費は浄化センターの電気料860万円余り、マンホールポンプ等の電気料420万円余りでございます。続いて、修繕費508万円余りは浄化センターの機器及びマンホールの修繕に要した費用で、薬材料費194万円余りは浄化センターで使用しました水処理用薬品の購入費用でございます。

13節委託料3,394万円余りは、浄化センターの運転管理委託料及び汚泥処理の委託料が主なものでございます。

122ページにまたがりませんが、2項下水道建設費1目公共下水道建設費4,781万6,904円は、職員人件費のほか、次のページをごらんいただきたいと思うんですが、15節工事請負費3,069万円余りは浄化センターの長寿命化更新工事が主なもので、19節負担金、補助及び交付金622万円余りは人件費及び区域外流入等に関する補助金が主なものでございます。

2款災害復旧費1項公共土木施設災害復旧費2目過年発生公共下水道施設災害復旧費1,620万4,320円は、単独事業により実施しました工事請負費、次のページの1行目になりますが、補助対象事業となりましたガスの埋設管に要した補償費用でございます。

3目公共下水道施設災害復旧費1億9,655万1,360円は、災害復旧に要した費用で、13節委託料は災害復旧工事の施工管理委託料などとして693万円余り、15節工事請負費は堀之内、大出、塩島の災害復旧工事費用として支出したものでございます。

3款公債費5億660万8,636円は、起債の元利償還金が主なものでございます。

以上で、下水道事業特別会計の説明を終わらせていただき、続きまして、認定第5号 平成27年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、ご説明をいたしますので、132ページをごらんいただきたいと思います。

歳入総額が554万8,000円、歳出総額が322万8,000円で、歳入歳出差引額は232万円となり、実質収支額も同額でございます。

129ページにお戻りいただきたいと思います。

歳出につきましてご説明をいたします。

1款使用料及び手数料82万7,840円は野平地区の農業集落排水の使用料でございます。

2款繰入金224万5,000円は一般会計からの繰入金、3款繰越金10万668円は26年度からの繰越金でございます。

4款諸収入237万4,987円は、26年度で施工しました災害復旧事業の国庫負担金が主なものでございます。

次のページをごらんください。

歳出につきましてご説明をいたします。

1 款 1 項農業集落排水事業費 1 目一般管理費 1 万 5, 6 3 1 円は、使用料の賦課徴収に要した費用でございます。

2 目施設維持管理費 1 7 1 万 4, 3 3 6 円は、処理場及び下水道の管渠の維持管理に要した費用で、1 1 節需用費、備考欄光熱水費は処理場の電気料が 2 2 万円余り、修繕費 2 4 万円余りは処理場の流量調整ポンプの交換に要した費用、1 3 節委託料 1 0 7 万円余りは、処理場の運転管理委託料が主なものでございます。

次のページをごらんください。

公債費 1 4 9 万 8, 0 3 4 円は、起債の元利償還金でございます。

以上で、農業集落排水事業特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第 6 号 平成 2 7 年度白馬村水道事業会計決算認定につきまして、ご説明いたしますので、1 3 4 ページをお開きください。

(1) 収益的収入及び支出の、収入、第 1 款水道事業収益の決算額は 3 億 1, 9 7 0 万 4, 1 8 7 円で、その下の支出、第 1 款水道事業費用の決算額は 2 億 7, 7 7 0 万 2, 0 9 4 円ということでございました。

次のページをごらんください。

(2) 資本的収入及び支出の収入、第 1 款資本的収入の決算額は 1, 6 9 2 万 9, 4 1 6 円で、その下の支出、第 1 款資本的支出の決算額は 1 億 2, 4 1 7 万 2, 9 8 4 円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金により補填をいたしました。

次のページの損益計算書をごらんください。

右側の下から 4 行目の、当年度純利益は 3, 6 7 9 万 6, 1 6 0 円となり、2 7 年度におきましても利益を計上することができました。

次のページをお開きください。

下の表の、(4) 余剰金処分計算書をごらんください。

先ほど、未処分利益剰余金の処分に関する議案でご説明いたしましたけれども、2 7 年度末の未処分利益剰余金 6, 4 0 4 万 6, 5 8 4 円のうち、建設改良資金及び利益積立金にそれぞれ 3, 0 0 0 万円を積み立て、残りの 4 0 4 万 6, 5 8 4 円は翌年度への繰り越しとしたいものでございます。

次のページの貸借対照表をごらんください。

左側の、資産の部の 1 固定資産の年度中の増減につきましては、固定資産明細書 1 4 4 ページに掲載しておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

2 の流動資産は 3 月 3 1 日の決算時点で、現金預金が 3 億 5, 6 2 0 万 9, 5 7 8 円、未収金は 3, 6 0 8 万 5, 4 6 5 円で、主なものは水道料金でございます。

右側の負債の部の４流動負債の未払金は２，３４２万９０７円で、主なものといたしましては３月で使用し４月に支払いとなる電気料などでございます。

資本の部の６資本金は１３億３，８７７万２，８３６円で、増加しました主な理由といたしましては、昨年の９月定例議会で議決をいただきました２６年分の未処分利益剰余金等を資本金に組み入れたことによるものでございます。

次のページをごらんください。

（６）事業報告書につきまして説明いたします。

左上の表は、２６年度との数値の比較でございます。また、実施しました工事につきましては、右側の表の（１）主要建設改良工事及びその下の（２）災害復旧工事として掲載、記載いたしましたので、ごらんをいただきたいと思います。

次のページをごらんください。

事業収入と事業費に関する事項につきまして、それぞれ２６年度との数値比較でございます。事業収入は２６年度より２，６３３万１，６６４円の減額、事業費は２６年度より７２８万３，１２１円の減額となりました。減額となりました主な理由は、災害復旧事業に要した収入、経費等の減によるものでございます。

右側のキャッシュフロー計算書は、現金の１年間の動きを示したものでございます。業務活動によるキャッシュフローは１億６，０８８万７，０５３円、投資活動によるキャッシュフローはマイナスの６，００５万５，８１９円、財務活動によるキャッシュフローはマイナス４，３８５万３，１３５円で、投資活動、財務活動の損失分を業務活動で補い、現金の期末残高は３億５，６２０万９，５７８円となっております。

次のページをごらんください。

収益費用の明細書でございます。

収入の関係では１款１項１目１節の水道使用量が２億５，６０７万９，７１３円で、総収入額の８５％ほどを占めております。

２項営業外収益の３目１節他会計補助金は、簡易水道事業の起債償還金利子に対する一般会計からの補助金でございます。

４目長期前受金戻入は、２６年度決算から適用されております改正地方公営企業法に基づくものでございます。

支出の関係では、１款１項１目浄水費は人件費のほか浄水場の管理運営に要した費用で、２目配水及び給水費は配水池及び配水管の維持管理などの経費で、主な支出といたしましては、１８節委託料では水質検査、水道事業ビジョン策定等の費用として８２４万２，８８４円、２１節工事請負費では漏水工事、水道メーター取替工事費用として１，０９４万６，４５９円、２５節動力費は配水池等の電気料として１，７４３万１，７００円を支出しております。

次のページをごらんください。

4 目総係費は人件費のほか、水道料金の賦課徴収に要した費用が主なものでございます。

右側の表になりますが、6 目減価償却費ですが、27 年度は1 億1,332 万8,401 円でございます。

2 款営業外費用1 目支払利息は、起債の償還利息でございます。

3 款特別損失1 目過年度損益修正損は、漏水減免による水道料金の還付金等でございます。

次のページをごらんください。

資本的収支の明細書でございます。収入の主なものは、1 款3 項補助金474 万円は繰越事業に対する一般会計及び国からの補助金、4 項企業債390 万円は繰越事業に係る起債、5 項出資金670 万1,816 円は簡易水道事業の起債償還元金に対する一般会計からの出資金でございます。

支出の、1 款1 項建設改良費は人件費のほか、道路改良、災害復旧工事に伴う配水管等の布設替工事及び水道施設の災害復旧工事に要した費用が主な支出でございます。

2 項企業債償還金5,445 万4,951 円は、起債の償還元金でございます。

次のページをごらんください。

固定資産の明細でございます。

有形固定資産の、3 行目構築物の増減は配水管等の布設がえに伴うもので、4 行目の機会及び装置の増減は水道メーターの取りかえに伴うものが主なものでございます。

次のページは企業債の明細でございますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

以上で、水道事業会計の説明を終わりといたします。

議長（北澤禎二郎君） 以上で認定第1 号から認定第6 号までの説明が終わりました。

ここで、松沢代表監査委員に決算審査の結果等についての報告を求めます。松沢代表監査委員。

代表監査委員（松沢晶二君） それでは、決算審査の報告を申し上げます。

議会選出の津滝監査委員と私、松沢の両名で、平成27 年度の一般会計、特別会計、企業会計及び基金の運用状況につきまして平成28 年8 月2 日から5 日まで決算審査を行いました。

提出された資料及び現地確認をし、実施した審査の範囲内においてはいずれも法令で定める様式を基準として作成されており、それぞれの計数は関係諸帳簿と符合していて、正確であると認められました。

また、各基金は所期の目的に沿って運用されており、それぞれ適正に管理されているものと認められました。

なお、財務に関する事務の執行についてはおおむね適正に処理されているものと認められました。

詳細につきましては、提出しました意見書のとおりであります。朗読は省略しますが、1 ペー

ジから 12 ページに結果及び概要を記載してございますので、内容をご確認ください。

監査委員を代表して総括意見を申し上げます。

意見書は 13 ページをごらんください。

本年度は神城断層地震の復旧、復興に向けて、職員一丸となって取り組んだ年でありました。道路、農地、公共施設等の災害復旧の繰越控除を初め、震災対応公営住宅や学校給食共同調理場の建設など、今後も多額の費用が見込まれることから、事業推進に当たっては地域住民の理解と協力を得ながら円滑に進めていただきたい。

一般会計の基金総額も 12 億 2,492 万 1,902 円と、前年度から 1 億 8,073 万 2,057 円の減少となり、昨年度に引き続き震災関連に財政調整基金から 2 億 9,200 万円（前年 3 億円）余りを繰り入れなければならない状況であるので、財政の健全化には全庁を挙げて取り組んでいただきたい。

市政運営における貴重な財源の確保と税負担の公平性の観点から、一貫した姿勢のもと、関係各課が連携して情報の共有化と徴収業務のさらなる強化を図っていただきたい。

また、村税の収入未済額は法令に準拠した不納欠損額 1 億 1,294 万 2,143 円を計上したので、5 億 453 万 3,943 円と、前年に比較して 1 億 6,888 万 7,121 円の大幅な減となりました。

財政基盤の強化と収入未済額の解消を目指し、滞納対策の推進に努められ、滞納者に対する積極的かつ効果的な滞納処分を行っていただきたい。

職員は限られた財源を最大限に生かし十分な効果を挙げられるよう、また、課題に対しては迅速かつ適時的確な対応に努め、将来の白馬村に向けての多様性を認識しつつ村民の負託をしっかりと担っていただきたい。

当面は厳しい財政状況が続きますが、大きな課題となってきました公共施設の更新、長寿命化、統廃合などの事業は、早目の議論と中長期的な計画づくりによる平準化した予算規模による事業推進を要望します。

以下、課に対する要望としましては、7 課に対して記載してございますのでごらんください。

以上、決算審査に当たりましての意見でございます。

また、財政健全化法に伴う判断比率の状況につきまして、説明を受け、審査いたしましたので、あわせて意見書を提出いたします。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

繰り返しとなる形になり申し訳ありませんが、お諮りいたします。

議案第 59 号 平成 27 年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてと、認定第 1 号から認定第 6 号までは、いずれも平成 27 年度の決算認定に係る案件であります。この審査につきましては、日程第 5 で設置決定されております、議長を除く議員全員を委員とする決算特別委員会に、審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 59 号 平成 27 年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてと、認定第 1 号から認定第 6 号までの案件は、議長を除く議員全員を委員とする決算特別委員会にこれを付託の上、審査を行うことに決定いたしました。これで本定例会第 1 日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日から 9 月 12 日までを休会とし、この間、お手元に配付いたしました日程予定表のとおり各委員会等を行い、9 月 13 日午前 10 時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、明日から 9 月 12 日までを休会とし、この間各委員会等を行い 9 月 13 日午前 10 時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2 時 11 分

平成28年第3回白馬村議会定例会議事日程

平成28年9月13日（火）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

平成28年第3回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 平成28年9月13日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤 亮 輔	第7番	横田 孝 穂
第2番	津 滝 俊 幸	第8番	太 田 修
第3番	松 本 喜美人	第9番	田 中 榮 一
第4番	伊 藤 まゆみ	第10番	太 谷 正 治
第5番	太 田 正 治	第11番	篠 崎 久美子
第6番	太 田 伸 子	第12番	北 澤 禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下 川 正 剛	副 村 長	太 田 文 敏
教 育 長	横 川 宗 幸	総 務 課 長	吉 田 久 夫
参事兼税務課長	平 林 豊	観 光 課 長	篠 崎 孔 一
ス ポ ー ツ 課 長	松 澤 忠 明	会 計 管 理 者 ・ 室 長	窪 田 高 枝
建 設 課 長	酒 井 洋	農 政 課 長	横 山 秋 一
健 康 福 祉 課 長	太 田 洋 一	上 下 水 道 課 長	山 岸 茂 幸
住 民 課 長	矢 口 俊 樹	教 育 課 長	横 川 辰 彦
総務課長補佐兼総務係長	田 中 克 俊		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 山 岸 俊 幸

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前１０時００分

１．開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１２名です。

これより平成２８年第３回白馬村議会定例会第２日目の会議を開きます。

２．議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第１ 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第１ 一般質問を行います。

会議規則第６１条第２項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は８名です。本日は、通告された方のうち４名の一般質問を行います。

質問される議員は、質問、答弁を含めた１時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第６３条の規定により、１議員１議題につき３回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は、議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第８番太田修議員の一般質問を許します。第８番太田修議員。

第８番（太田 修君） ８番太田修です。

台風１０号は、観測史上初めてとなります進路をとり、岩手県や北海道を中心に記録的な豪雨に見舞われ、各地で甚大な被害を残しました。被害を受けられた皆様方にお悔やみとお見舞いを申し上げます。

改めて、想定できない自然災害に猛威を感じるとともに、防災や減災等へ備える重要性を実感したところであります。

今回の一般質問は、神城断層地震の復旧・復興が進む中、おくれておりました第５次総合計画の策定に係る行財政施策並びに村の主産業であります観光産業の景気低迷を払拭し、再生に向けた取り組みについて、大きく２問に分け、質問をさせていただきます。

第１問目といたしまして、第５次総合計画への行財政施策及び策定期限について、また、第２問目といたしまして、観光事業への課題と改善または今後の計画等についてお伺いしたいと思います。

それでは、第１問目、第５次総合計画への行財政施策及び策定期限についてお伺いいたします。

第５次総合計画は、半年おくれの執行となりますが、今後１０年を見据え、村民と行政の協働

による村民主役の地域づくりが求められております。

加速化する少子高齢化社会を迎え、後続者の確保や活動できる人材不足への影響など、地域コミュニティの希薄化が懸念をされております。また、円高等によります訪日外国人観光客への影響が懸念されることから、堅実な行財政運営の強靱化が求められていると思います。

次の点についてお伺いをさせていただきます。

まず、第1点目といたしまして、第5次総合計画の策定期及び5年後、10年後をどのように描き、想像したか。また、具体的なグランドデザインへの考え方についてお伺いしたいと思います。

また、2点目といたしましては、村長公約の実現に向けて、チーム白馬、いわゆる庁内を横断した組織、また、民間協働によりますプロジェクトチームの発足について、どのようにお考えかをお伺いしたいと思います。

また、3点目といたしまして、第5次総合計画（案）の中にハード事業があるわけですが、道の駅の建設と、それから地域経済循環システムの構築、新しい共同調理場の建設、小学校の建物の耐震化、図書館施設の整備、また、スポーツ施設の整備及び充実などが計画されているところでございます。

この事業の必要性を考えますと、みんな高いものであると判断をされるわけですが、中でも優先順位、規模あるいは内容、それに伴います財源等について、どのようになっていくのかお伺いしたいと思います。

また、4点目といたしまして、地域衰退防止策といたしましては、UターンあるいはIターンや、また、若者層の定住・移住が必要であり、また、国や県が取り組みます結婚や子育て支援等の連携が重要ではないかと思われます。

計画の中で、地域おこし協力隊の積極的な活用や隊員の増員計画等が記載されているところがありますが、また、役場職員の地区担当制を活用した行政区加入の増進計画が予定されておりますが、具体的な施策、そしてまた手法等について、お伺いをしたいと思います。

以上4点、よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） おはようございます。

太田修議員から、2点について事前の通告がございました。通告に従って答弁をさせていただきます。

なお、再質問につきましては、担当課の課長より説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

第5次総合計画への行財政施策と策定期等についての4つの項目の質問をいただいておりますので、答弁をさせていただきます。

最初に、第5次総合計画の策定期ですが、今月14日までパブリックコメントを受け付けており、9月中の製本化を目指して事務を進めているところであります。そして、5年後、10年後を想像したランドデザインであります。本年3月に議会の皆様にもご承認をいただいた基本構想が、これに当たるものとなります。

今後10年間の構想理念は、白馬の豊かさとは何か、多様であることから、交流し、学び合い、成長する村であります。これは、白馬村には世界中の人を引きつける多様な価値を持つ自然環境があり、暮らしに根づいた多様な歴史や文化も各地区に残っております。また、移住者や来訪者も含めた白馬を愛する多様な立場の人たちがおり、社会変化の影響を受けやすく、これまでも多くの変化に対応してきたからこそ、村内外からの多様性から学び合うことを意識し、さまざまな分野で白馬の豊かさを発見しながら、成長していく必要があるということでもあります。

これからの10年間、白馬に集う皆さんが、白馬の豊かさとは何かを問い続けることによって、激しい社会変化にもお互いに知恵を出し合い、手を携えながら乗り越える、そして、一人一人が豊かさを感じながら成長することができる白馬村を目指していきます。

総合計画の基本計画については、この理念のもと、住民、役場職員、計画審議会、村外の白馬ファンからの意見やアイデアを出していただき、まとめる作業を行ってきました。

2つ目の村長の公約実現に向けたチーム白馬、いわゆる庁内を横断した組織や官民協働によるプロジェクトチームへの考え方についてお答えをさせていただきます。

庁内を横断した組織については、毎月、庁内最高決定機関である課長会議において議論・協議をしており、会議の進め方も課長が当番制で議長をするなど、各課の垣根を越えて、課題に対し全課長が共有できるよう取り組んでおり、さらに充実した会議にしたいというふうに思っております。また、次の時代を担う各階層の職員からも意見交換の場を設けて、活性化に努めてまいりたいと考えております。

官民協働によるプロジェクトについては、現在もいろいろな分野、各方面から懇談し、ご意見を頂戴しており、参考にさせていただいております。引き続き取り組んでまいります。事案によっては、官民協働のプロジェクトも立ち上げ、協力をいただくこともあろうかと思えます。

白馬村は、ここで生まれ育った人、都会から移住した人、外国人など大勢の方がおります。中には、知識人や歴史を築いていただいた経験者が大勢おります。世界に誇る山岳リゾート白馬、安心して暮らせる白馬、安心して子育てができる白馬を目指して、全ての方々からお知恵をおかりしていきたいというふうに考えております。

また、村民からのご意見、ご要望等、横断的な調整をする部署として、行政運営上、企画は大変重要であるというふうに考えております。さらに充実をして、村民の期待に応えられる元気で明るい村づくりに全力で取り組んでまいります。

3つ目の第5次総合計画（案）でのハード事業について、優先順位や規模、内容及び財政計画

等についてであります。質問の中で、現在計画あるいは着手をしている事業といたしましては、小・中学校の建物の耐震化の事業は、昨年度から繰越事業となりました北小学校体育館のつり天井の改修事業、事業費3,900万円余りで、財源に国庫補助金と、普通交付税措置のある地方債を特定財源として見込んでおります。この耐震改修により、小・中学校の耐震化事業は、非構造物も含めて全て完了となります。

また、新しい共同調理場の建設の事業は、共同調理場の老朽化に伴い、今年度、建設地の用地の買収、実施設計を行い、来年度、給食センターの建設を予定しております。規模的には、小・中学校3校の給食800食程度提供できる施設で、約6億円の事業費を想定しております。

スポーツ施設の整備及び充実の事業は、実施計画では、平成30年度に事業費8,600万円余りで南部グラウンドの改修を予定しております。

道の駅建設と地域経済循環システムの構築や図書館施設の整備の事業は、具体的に第4次総合計画の実施計画に盛り込んでおりませんが、両施設の現状を踏まえると、今後の整備が必要であることから、第5次総合計画前期基本計画に盛り込んだところであります。

道の駅は、道の駅複合施設建設方針検討庁内委員会を立ち上げ、現在庁内で検討しているところでありますが、両施設とも実施時期、事業規模など、現時点では未定であります。

最後に、財政計画についてであります。第4次総合計画では、基本計画に財政計画を盛り込んでおりましたが、国の施策の変化や、当村においても、事業の緊急性などにより毎年事業を見直していることなどを踏まえ、毎年作成する実施計画に財政計画を盛り込むことといたしました。これにより、より現実的な財政状況を反映した計画となり、今後計画されるハード事業の実施時期などを判断する上で、最も重要であると考えております。

4つ目の地域の衰退防止策及び行政区加入者増進の具体的施策ですが、神城断層地震でも発揮された地域のきずなは、まさに行政区内での近所づき合いがあつてこそでありました。しかしながら、行政区は任意団体であるため、強制加入はできません。加入しない理由には、煩わしいから、面倒だからという理由が多いようです。

村としては、人口減少社会においても村が衰退することのないよう、白馬ファンとの対話を行い、白馬のすばらしさ、魅力を伝え、逆に外部目線のアイデアをいただき、できれば移住先として白馬村を選んでほしいというふうに考えております。

昨年からことしにかけ実施した総合計画に伴うアイデアキャラバンも、その一環であります。移住先として白馬村を選んでいただいた後は、白馬村の一員、地域の一員として村を支えていただくために、行政区への加入もお願いしたいと考えております。このことは、アイデアキャラバンの際にも、参加者へもお伝えをいたしました。

行政区加入促進のためには、現在ある地区担当職員制度のほか、総合計画にも記載しておりますが、特に小規模行政区には、先行して集落支援員の配置を考えており、普請、除雪、祭り、若

者定住など、さまざまな地域活動に加わっていただくことにより、コミュニティの維持・活性化を図れればと考えております。

また、今年度より北アルプス連携自立圏事業により、大北地域が一丸となり、移住セミナーや若者交流イベント開催を実施しているところであります。

以上、1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） ただいま答弁の中に、現在パブリックコメントを募集中とありますが、14日で終わり、9月中に製本に向けて作業を進めているというお話でございました。

これ、村内の配布はいつごろを予定しているのかということと、既に施行されている、28年から30年ということで実施しているわけですが、その辺の関連状況等についてお伺いしたいなと思っています。

本来なら、総合計画に沿って実施計画を策定しますけれども、現在、実施計画、あるいはまた総合計画のないままに策定され、進んでいるわけでございますけれども、そのあたりについて、お互いの計画に矛盾が生じているのではないかな、私はそんな気がしますけれども、その辺についてお伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ただいまの総合計画の冊子の関係につきましてご答弁をさせていただきます。

現在、議員がおっしゃいますように、14日までパブリックコメントをし、村の方針等を定め、今月中に製本化というものを考えております。製本につきましては、フル版とダイジェスト版というものを作成することで、事務のほうを進めておりますが、配布の時期につきましては、通常の区長の配り物等に合わせるような形になろうかとは思いますが、ただ、具体的な配布の時期については、ちょっとまだ現在では未定ということでご理解をいただきたいと思います。

なお、総合計画につきましては、第5次前期の基本計画の内容も盛り込まれておりますので、整合性という部分につきましては、まず基本構想については3月で承認をいただき、10年間の白馬村の歩むべき姿というものが出されておりますので、それに従った基本計画というものを、当然のことながら内容として組み込んでいるということですので、整合性はとれているのかなというふうに判断はさせていただいております。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 予定とありますが、サイクルを組んでやっている事業でありますので、ぜひその辺のところも考慮して、今後に生かしていただければなと思っております。

本年度、第1回目の大北地域戦略会議が北安曇地方事務所の関係者と、それから5市町村の首

長が出席し、農林業、観光、保健、防災、景観、環境、定住促進、建設など、各分野の政策方針について、地域の実情を踏まえながら意見交換をされたというようなことを聞いております。

また、北アルプス連携自立圏での若者交流あるいは結婚支援につきましては、今年度、クリスマスの前にイベントを実施していきたい旨の報告もあったそうですが、この辺について、今後総合計画の中にどのように反映していくのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） まず、地域戦略会議につきましては、毎年、各首長を交え、大北地域のほうで開催させていただいております。その中で説明をさせていただいておりますのは、白馬村、それぞれの市町村での、今年度につきましては、地方創生への取り組みというお題目につきまして、白馬村はどのように取り組んでいるのかというものの説明をさせていただきました。

その中で、各市町村の取り組む地方創生、また、県の総合計画に基づきます取り組む計画、この辺につきまして意見交換をさせていただいておりますので、具体的にそれが総合計画に反映されるのかといいますと、県は県の総合計画があり、村は村の総合計画がございますので、それぞれの項目として盛り込んでいる内容というふうにご理解をいただければと思います。

あと、北アルプスの連携自立圏の関係の事業につきましては、非常に多くの連携事業というものがああります。今、議員ご質問のクリスマス前での交流というのも一つの事業でございますが、個々の具体的なクリスマス前にやるような事業を総合計画に具体的に盛り込むというものは、余り総合計画の中にはなじみませんので、いわゆる結婚支援、または移住交流という言葉の中に包括されると、そういう文言でまとめ上げていく作業ということで、総合計画の基本計画のほうは作業を進めさせていただいております。

ただ、実際に個々の事業につきましては、それぞれ予算要求の段階、または、当初に盛ってなくて、新たに事業を起こすという場合には、当然のことながら、補正予算として提案させていただき、お認めをいただくという作業は残ってまいりますので、その辺につきましてはご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） ありがとうございます。

確かに総合計画は大枠であって、年々といいますか、3年ごとに見直しをかけていくというものであろうかと思っております。

そういった中で、こういった事業、県は県の総合計画、村は村の総合計画ではなくて、もう少しお互いに歩み寄った形の中で、実行に向けた予算対応等も必要になってくるのかなと、私はそんなふうに思っておりますので、ぜひその辺についても、連絡を密にして進めていただきたい事業であると私は考えております。

それでは、ちょっと問題を変えますけれども、行財政の安定化には、村内の観光事業者や、それから企業等の連携が必要不可欠であると思います。白馬村といいますと、やっぱり観光と農業の村です。農産物等の流通あるいは消費拡大や通年雇用の確保につながるような施策が非常に大事になってくるのではないかなと思いますが、その辺についての取り組み状況は、どんな状況になっているかお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） 今、議員さんご質問は、観光と農業のうちの農業振興策の取り組み状況ということでよろしいでしょうか。

第8番（太田 修君） はい。

農政課長（横山秋一君） 農業については、確かに一朝一夕で雇用の確保に結びつくとか、なかなか、産業の振興に結びつくというのは非常に難しい部門であるなというのは実感しておりますけれども、うちが取り組んでいるのは、一つには、やはり耕作放棄地をなくしたいということ、それによって景観を守ったりして、観光にも結びつけたい。それに、なおかつ農業の生産性も上げたいということで、基盤整備なんかに取り組んでいきたいというふうに思うのが一つ。

あと、ソフト面といたしましては、白馬の農産物のブランド化ということで、白馬というネームバリュー、これをぜひ生かして、白馬でとれた野菜や米はおいしいという活動を、地道ながら進めていきたいというようなことで現在取り組んでおります。そういったことを強化していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第8番（太田 修君） やはり地元でとれたものを地元で流通させていくということが、非常に大事ではないかなと思いますので、ぜひ流通機関的なもの、そういったところも考えていただきまして、何とか村内でとれたものは村内で提供できる、そんなようなシステムをぜひ考えていただきたいなと思っています。次に出てきます道の駅での循環型等にも合ってくるかと思いますが、ぜひその辺のところのご検討をお願いしたいなと思っています。

私は、観光はやっぱり夢を与えるものではないかなと思っています。インバウンド事業を初めまして、通年観光に向けたサイクリストの受け入れ体制等につきまして、前に私も質問した経過がございます。また、同僚議員の中では、村内の観光関係者とともに、カナダのほうに視察も行かれております。

通年観光を目指しています村内で、スキー場事業者も多く、何とかそれらの特徴を生かしながら、マウンテンバイクや、あるいはまた家族連れのサイクリストを迎え入れるような、スキー場を結ぶような道路計画等も必要ではないかなと思っています。

そんな中で、通称神城山麓線から47（H a k u b a 47スキー場）のところがとまっている

わけですが、何とかあの道路も、車あるいはサイクリングロードとして使えるような道路整備等が必要かなと思っておりますけれども、これについては答弁のほうは結構でございますけれども、雨天対策について、自転車を載せられるようなシャトルバスの運行とか、また、グランドデザインとして、ぜひ10年後あるいは20年後を夢見て、希望実現のできるような、スキー場間を結ぶようなケーブルカー等の空中散策といったような考え方について、どんなようにお考えか、お願いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 1点目の自転車の関係につきましては、今定例会でも協議会のほうからの要望があるというようなことで、きのうも審議をしていただいたところでございますけれども、村のほうとしましては、通年化、グリーンシーズンの底上げ、特に夏以外の落ち込んだところをどう引き上げ、平準化していくのかというのは極めて重要であり、その一つの手法として、サイクルツーリズムによる平準化を目指したらどうかというような関係者からの意見もあり、村のほうでも、それは進めるべきであるというふうに考えております。

今後そういったことが、全てそれで賄えるとは思っておりませんが、自転車の環境整備をすることによって、民間事業者とともに、こういったところが、さらに拍車をかけるように進められればというふうに考えているところでございます。

また、大きな資本が関係いたしますケーブルカーだったりというような部分については、やはり海外の視察をする中でも、極めて、先進地でもそういった取り組みで、海外の観光地としてもお客様を呼んでいるというようなことも報告としても聞いております。

これについても、やはりスキー場を結ぶケーブルであったりとか、さらに、山の山頂のほうに続くようなケーブルというようなお話もかねがね出ている中で、まだ村のほうとしても、そこに踏み込むような形には至っておりませんが、またそれぞれ意見を聞きながら、どのような形で進めていくべきかというようなところは、また検討の一つというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 正直言って、本当に観光というのは、夢を語り、夢をまた実現し、またその夢を見て、お客様に大勢来ていただくことが大変重要になってくるのではないかなと思います。突拍子もないような提案ではございますけれども、ぜひ、こういった夢を追いかけて取り組んでいくということも必要ではないかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

プロジェクトチームの関係でございますが、今現在は、庁内の課長会議の中で意見交換をしたり、あるいは若い人たちの意見を吸い上げながら、取り組んでいるというようなことでございます。民間等にも確かに、先ほど村長の答弁にもございましたが、いろんな知識人もおりますし、いろんな専門的な人もおると思います。ぜひこういった力を引き出して、やっていっていただきたいなと思っております。

プロジェクトチーム、もし外郭といいますか、民のほうで動くようなことがあったら、設置条例等も考えながら取り組んでいく必要があるのではないかなと思います。

それでは、3問目のほうになりましたけれども、ハード事業の関係でございます。

これにつきまして、先ほど言われました道の駅の建設と地域経済の循環システムの構築ということでございますが、この中で、今村長の答弁にもありましたけれども、併設型複合施設というようなことが言われておりましたので、その辺について、どういったものをどのようにやっていくのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、太田修議員の再質問でございますけれども、道の駅の関係について、どういう規模でというような、そういうお話であったと思いますけれども、まだ具体的には詰めてはおりませんけれども、いずれにいたしましても、白馬村の観光地の中で、道の駅というものは非常に重要だと私は考えております。

そんな中で、防災拠点になったり、そしてまた、ある面では雨降り対策になったり、それから、地域の人たちがそこへ集い、コミュニティの場であったり、そんな場所の道の駅、そしてまた、農産物の販売の拠点だったり、いろいろな複合の関係を描いているわけでございます。

そんな中で、国のほうでも、道の駅構想については非常に力を入れているというようなお話を、前にも私、一般質問で答弁した経過がありますけれども、そんなことも、国の施策等勘案しながら、前向きに進めてまいりたいというふうに思っております。

特に図書館の関係について、道の駅に併設すればどうだというような、そんな意見も私、庁内検討委員会の中で、検討しろという指示をしたわけでございますけれども、道の駅に、どうしても図書館ということになると、どうも、いいのかなというような、そういったこともありまして、ちょっとそこら辺は、まだ詰めていかなければいけないと思いますけれども、将来的にはいろいろな、地域の活性化のためにも、そしてまた、村民の人たち、それから、外から来ていただいております観光客の皆様も含めた、そういった拠点になるような、そんなふうに考えているところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第8番（太田 修君） ありがとうございました。

本当に、地域の人もやったり、あるいはまた防災の拠点になったり、非常に幅広く、いい形での考え方を持っているようでございますので、その辺について、ぜひまた検討を重ねていってほしいなと思います。

新公会計システムへの移行に伴いまして、固定資産台帳帳簿整備を行うということでございます。更新費用等を分析しながら資料を作成して、白馬村の公共施設等総合管理計画をまとめると

伺っております。

白馬高校のしろうま P a l H o u s e の増築等も含め、第5次総合計画におけます、各それぞれの施設等についての財政的なものが、非常にどうかなという、難しい面もあるのかなと思いますが、その辺について、新会計システムでどのように行っていくのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 公会計システムの再質問でございますが、現在、各課のそれぞれ担当者に資産等の確認の作業を行っております。今年度かけて、それぞれの資産の状況の洗い出しを行いますので、方向性というのは、その精査が終わってからということになるかと思えます。

いずれにしても、現在、今年度で作業が進行中ということだけ、ご報告をさせていただければと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 私の質問も悪かったかなと思います。正直言って、固定資産台帳をつくりながら、今ある資産あるいは施設等をまとめてというか整理して、今後どういうふうに生かしていくかということじゃないかなと思って、私は質問させていただきました。

そういう意味から考えますと、今言った高校の寮を初めとする、いろんな計画等の実現に向けては、財源が当然必要になってくるわけでございまして、この財源をどんな形で、どういうふうに進めながら取り組みをしていくのかということで、ちょっとお伺いをさせていただきましたけれども、もしその辺でお答えがいただければ、お願いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ご質問につきましては、恐らく公共施設等総合管理計画のお話かと思えます。

これにつきましては、先ほどの資産の洗い出しを行い、今後、保有すべき施設または集約できる施設等を精査しながら、集約する場合には、国からの財政支援というものもございしますので、そこら辺の見きわめというものも今年度の作業で行うという状況でございます。

当然のことながら、担当課だけではなく、先ほど村長が申しました課長会議の中で、施設の集約化または必要性等については、それぞれ確認作業を行い、施設のあり方というものをまとめるのが総合管理計画になりますので、また資料等できましたら、当然、議会の皆さんにもお示しするようになるかと思いますが、今年度、これにつきましても、作業中ということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 正直言いまして、スポーツ施設整備とか、いろんな形の中で考えていったときに、今ある村の財産というものを、もっともっと活用できるものもあるんじゃないかな、ぜひその辺に着眼をして進めていただきたいなと、そんな思いをしております。

それでは、時間の関係もありますので、2問目のほうへ移らせていただきます。

観光事業の課題と改善策、また今後の計画等についてお伺いをさせていただきます。

まず、第1点目といたしまして、外国人観光客の増加に伴って、民泊等の活用に向けたルールづくりが今、国のほうで検討されています。白馬村行政におきましては、空き家対策を含め、そしてまた、村内の宿泊施設の多いことや、そしてまた、別荘等において、不在時期の事情から見まして、実態把握が困難な状況と聞いております。今後に向けた村の対策と方針等についてお伺いしたいと思います。

また、2点目といたしまして、来年度予定の信州デスティネーションキャンペーンに向けたプレデスティネーションキャンペーン白馬おもてなし隊につきまして、各議員が1日ずつ協力しながら参加をさせていただいたという経過でございます。

今年度の課題点であります検証をどのように行い、来年度に向けた計画等にどのように取り組んでいくのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

また、3点目といたしまして、ことしから8月11日が山の日に制定されたわけですが、村内全体的に見ますと、にぎわいに欠けたかなというような情報が多く聞こえてくるところでございます。

今後に向け、アルプスの街白馬、そしてまた、山岳高原を生かした世界水準の滞在型観光地にふさわしいような計画と取り組みが必要ではないかなと思います。その辺についてお伺いをしたいと思います。

以上3点、よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 2点目の観光事業への課題と改善策及び今後の計画等について、3つの項目のご質問をいただいております。

2つ目の信州デスティネーションキャンペーンに向けての白馬駅おもてなし隊の課題点と来年度に向けた計画等の取り組みについては、観光局主催事業につき、白馬村観光局代表理事であります副村長より答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

最初に、民泊等活用に向けてのルールづくりが国において検討されている中で、今後に向けた村の対応策と方針についてであります。民泊については、急増する訪日外国人観光客のニーズや都市部での宿泊需給の逼迫状況への対応、空き家の有効活用といった地域活性化の観点から活用を図ることが求められている一方で、感染症蔓延防止やテロ防止などの治安や防災上の適正な管理、安全性の確保、住民とのトラブル防止に留意をしたルールづくりが求められている中で、

国では27年度から、民泊サービスのあり方に関する検討会が行われ、ことし6月に最終報告書をまとめました。

現在、民泊サービスの制度設計について検討を進め、新法案を来年の通常国会に提出する予定とお聞きしております。阿部長野県知事も長野県内の観光情報を収集した上で、7月に開かれた全国知事会で、民泊新法の検討に当たっては、地域の実情に即した民泊サービスの制度を構築することを提案をしたところです。

こうした中で、先月18日には、県主催で白馬・小谷地区の宿泊や商工関係者、議会の皆様など約50人が出席のもとで意見交換が行われました。出席者からの主な意見として、住宅建築という名目で建築し、民泊を行っている施設があり、規制をしてほしい。規制するか規制緩和するかではなく、正しく規制をしてほしい。訪日外国人が安く泊まりたいニーズもある。利益が減るから反対しているのではなく、ルールに反しているから認められない。ルールを遵守するなら反対しないといった発言があったと報告を受けております。

県では、さらに他地域の観光関係者にも意見を聞く機会を設けながら、民泊のあり方を検討していく方針です。村では、まず村内の民泊施設の実態把握が最優先であると考えており、北安曇地方事務所及び大町保健福祉事務所と合同による調査を行うよう作業を進めます。

3つ目の山の日が制定されたが、にぎわいに欠けたとの情報が多く聞かれ、今後のアルプスの街白馬、世界水準の滞在型観光地にふさわしい計画の取り組みについてですが、今定例会開会で挨拶でも申し上げましたが、8月11日の山の日は、国民の祝日効果もあり、白馬大雪渓から白馬岳頂上を目指す登山者も700人を超え、また、白馬駅での昼の時間帯に降車したお客様も300名を超えるにぎわいでした。

昨年12月に策定した白馬村総合戦略の中で、地域の特色を生かした観光振興策の一つとして、グリーンシーズンにおいては、白馬大雪渓の観光への活用策として、道路の整備、拇池自然と白馬大雪渓を結ぶトレッキングコースの復活、山岳景観を生かしたサイクリングコースの整備、自然体験型などによる魅力のあるツアーの構築、里山の整備などによる地域資源を生かした観光の推進の5項目を掲げたところです。これらの事業を重点に取り組んでまいりたいと考えております。

また、観光局では、8月11日の山の日イベントとして、五竜と八方で無料トレッキングガイドを、各山小屋で宿泊者に山の日記念手拭いのプレゼントや山岳セミナー、高山植物セミナーの開催や、今月2日には記念登山ツアーを開催いたしました。来年は、信州デスティネーションキャンペーンのキャッチフレーズ、「世界級リゾートへ、ようこそ。山の信州」で展開することが決まっています。

山岳専門委員会では、白馬連峰のすばらしさを前面に、山岳観光地にふさわしいイベント計画を企画し、来場者増に努めていきたいと聞いておりますので、村でも来年の信州デスティネーシ

ョンキャンペーンに向けた観光局の取り組みについて、できる限りの費用負担をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、2点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 引き続き、白馬村観光局代表理事の答弁を求めます。代表理事。

白馬村観光局代表理事（太田文敏君） 戻りますが、2つ目のご質問ということで、観光局の代表理事であります私のほうから、信州デスティネーションキャンペーンに向けての白馬駅のおもてなし隊の関係につきまして、お答えを申し上げたいと思います。

白馬駅でのおもてなし隊につきましては、白馬駅に到着されたお客様に対しまして、村民挙げてのおもてなしということを念頭に、7月2日から、会議議員の皆様を初め、白馬駅前振興会、それから、白馬町活性化委員会、そして、常設4観光協会、白馬商工会、花三昧の会場関係者、白馬村役場、白馬村観光局のそれぞれの団体で、「ようこそ白馬村へいらっしゃいませ」を合言葉に、9月30日まで実施しているところであります。

おもてなし隊に対しましては、お客様からは大変喜んでいただいております。太田議員にもご協力をいただいた中で、お客様の笑顔に接しまして、私と同様の感想を持たれたのではないかとというふうに思っております。

本年は、漬物と麦茶と、それから笑顔でお迎えをしておりますが、既にご協力をいただいた方々から、振る舞いの内容や、それから、容量についての改善点やアピールの方法についての提言をいただいているところでありますが、今月30日の期間終了後に、協力をしていただいた団体の皆様と反省会を行いまして、そこで反省点を洗い出しまして、その上で来年の実施方法を検討して、お客様にさらに喜んでいただけるよう、白馬村に来てよかったというように思ってもらえるよう工夫を凝らして、多くの皆様にご協力をいただきながら、お客様をお出迎えしてまいりたいと考えております。

こうした取り組みにつきましては、デスティネーションキャンペーンを契機といたしまして、さらに継続してまいりたいというふうに考えております。ご協力をお願いするところであります。

以上、2つ目の点につきまして、白馬村観光局の代表理事としまして回答申し上げます。よろしく申し上げます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は、答弁も含め、あと9分です。質問はありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） まず、民泊の関係なんですが、一応原則的に、宿泊料を受けることには営業許可が必要であるということだと思います。当然その中には、衛生管理基準、あるいはまた建設基準、あるいは消防法等が必要になって、許可制度になっているかと思います。

この中で、特に村の中を考えたときに心配なのは、家主不在の施設について、どのように管理をしていくのかというところが、非常に大事になってくるのかなと思っています。そんな中で、

当初、質問の中におきまして、実態把握がどうなっているのか、その辺についてお伺いをさせていただきました。

今現在の実態把握がどのようになっているのか、そしてまた、今後、指導に向けて、こういった必要な許可について、どのように周知をして、また指導していくのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 民泊の実態把握についてということで、再質問にお答えさせていただきます。

村長答弁にも、過日の県の意見交換の配付資料の中で、大町保健福祉事務所が把握している民泊に関係する件数という資料が提示をされ、議員のお手元にもお配りをしてあるかと思えますけれども、現在、民泊仲介サイトから確認すると、約30軒の施設があると。このうち、許可を既に取得している、いわゆる旅館業法等の許可をとっている施設が60軒、調査指導中が13軒、今後さらに、施設の所在が不明のために調査がなかなか実態がつかめなくて、これから場所を探したり、不在の所有者を探すといった対応すべき施設が57軒というふうに言われております。

この数は、実は村のほうで把握している数よりも多かったというふうに認識をしております。この意見交換の後、大町保健福祉事務所の担当と、さらには建築基準法を管理いたします商工観光建築課、それぞれと相談をしまして、さらに三者で実態把握を進めることが大事であろうという認識のもと、これから秋に向けまして、具体的な方法について、さらに議論を進めてまいりたいというふうに思っております。

現時点では、この過ぎた冬に3軒ほどの現地調査をしたというところにとどまっております、今後、特に外国人を中心とします、こういった民泊サービスをしている施設の実態については、やはり営業されている、あるいはお客を泊めているという季節に調査をしなければ、一つたりとも進まないという現実がありますので、冬に向けて、この三者での対応困難な施設の洗い出し、それから現地調査をする、実態をヒアリングする、指導すべきものは指導していくと、このような形で、さらに困難なところの解消に努めてまいりたいというふうに村のほうでは考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 前にも私、コンドミニアムの扱いはどうなるのかとか、いろんな質問をさせていただいた経過もございます。

いずれにいたしましても、本当にそういうことがあるということは、白馬にそれだけ魅力があるのかなとは思っていますけれども、やっぱり、それがために、また逆に敬遠になってもいけないと思うし、ぜひ、実態調査といっても難しい問題だなとは思いますが、税務関係とか、

いろんな関係機関がやっぱり横の連携をとりながら、そういった調査をできるだけしていただきたいなと思っておりますし、また、今後、税金等の問題も発生してくるのかなと思っております。ぜひ、白馬村にとってよくなり、そしてまた、来てくれるお客様に本当に喜んでもらえる白馬村をつくっていくことが大事ではないかなと思っておりますので、ぜひお願いをしたいと思います。

それから、2番のほうのデスティネーションキャンペーンのほうでございますけれども、正直言って、スタッフの事前の打ち合わせがないんですね。私たちも行って、どこに声をかけ、どういうふうにしていったらいいのかということがまずわからなかったということと、それから、本来、そこへ来る人たちはみんなお客様なので、やっぱり観光情報とか、今、花三昧の見ごろがどこだよとか、それから、イベントはどんなことをやっているよとか、そういった情報が全く入っていないというのが現実でした。

私ども、ちょっと観光局に電話をしました。日曜日だったので、いるかなと思って心配したんですけれども、観光局のほうで対応してくれまして、そんな情報を聞きながら、お客様に少し情報の提供ができたのかなと思っております。ぜひ、白馬の玄関口でおもてなしをするのであれば、やっぱりいろいろなことを聞かれてくると思っておりますので、ぜひその辺を含めて、来年度に向けた対応を考えていただけたらいいのかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、8月11日、山の日の関係でございます。今、村長さんの答弁の中で、8月11日は700人を超える大雪渓の通過者があった。また、白馬駅前でも300人の人たちがいたというような説明でございました。

私もちょっと、車で村内をぐるっと回って様子を見ていたんですけれども、結構車の通りは多いなと思ったんですが、何か立ち寄りが少し少なかったのかなというような感じで見させていただきました。これは別に統計資料等であれしたわけでもございませぬし、何とも言えませんが、また、宿屋系等のお客様とかオーナーに聞いても、やっぱり何か、余り来ないんだよね、関係なかったよねというような答えが聞こえたものですから、やっぱりお盆の前の11日からということは、お盆の時期がそれだけ長くなるという考えのもとで、何とかお客様を誘致していかなければいけないんじゃないかなと私は思います。

そういった意味合いで、何とか、ことしのイベントはどっちかという、奥の山小屋とか、そういうところが中心にイベント等を組んでくれたようなんですけれども、やっぱり村を挙げて、平地にも潤うような、そういった観光施策というものを考えていかなければいけないんじゃないかなと思います。

ぜひそんなこと等も、来年度に向けて考えて、計画をしていただきたいなという希望等を含めまして、以上をもって私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第8番太田修議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間、休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時06分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第4番伊藤まゆみ議員の一般質問を許します。第4番伊藤まゆみ議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 4番伊藤まゆみです。

早速、通告してあります1つ目の質問に入りたいと思います。

観光と景観・環境について。

①観光を基幹産業とした村づくりの方向性について、村長はどのようなビジョンを持っておられるのかを伺います。

2番目、6月定例会一般質問（伊藤）の再質問で、環境基本条例は開発基本条例よりも緩い規制になっていると副村長から答弁をいただきました。規制をさらに緩和することで、行政が求めるべき住民の福祉の増進を図られるとのお考えかを伺います。

3番目、村長は、この景観・環境関連の質問に対しまして、「守るべきは守る」とよくおっしゃっております。環境や景観のみならず、宿泊関連の営業している住民も、その守るべきもののお考えかを伺います。

4番目、環境審議会の委員構成で、識見を有する者として、各種団体からの推薦で、17名中10名の委員がおり、10名中4名が直接的・間接的な利害関係団体と思われる村内の建築・建設、不動産業、索道関係団体からの推薦であります。建築業組合、建設業組合、不動産業協議会、索道事業者協議会の団体、それぞれの会員数を伺います。

5番目、先月31日開催の第2回環境審議会を傍聴いたしましたが、この会で出された意見を各種団体に持ち帰り、意見の取りまとめを行うようにとのことでありました。そもそもこの審議会は、そういった各種団体が意見を出し合い、議決する場であるのか。また、一般住民を代表する公募委員が1人も入っておりませんでした。一般住民の意見として、第5次総合計画策定時のアンケート結果を反映させるということによろしいかを伺います。

以上、ご答弁よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 伊藤まゆみ議員からは、2点について事前通告がありました。通告に従って答弁をさせていただきます。

まず、環境・景観の関係について、5つの項目のご質問をいただいておりますので、答弁を順次いたします。

最初に、観光を基幹産業とした村づくりの方向性についてのご質問であります。村では、ことし3月に、今後10年間の白馬村が観光地として目指すべき姿を示した白馬村観光地経営計画

を定めましたので、この計画をもとに、観光関連団体や民間事業者、住民とともに、観光地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

議員もこの計画についてはご承知のとおりであります。観光地経営計画は、白馬村の置かれるさまざまな状況の中で、ハード面での基礎づくり、ソフト面での魅力づくりや受け入れ体制づくりに加えて、これら刻々と移り変わる社会環境の中で、持続的・継続的に生かしていくための地域経営的な視点を取り入れることを基本としています。

この中で、基本的な考え方として、観光の手段によって地域を活性化し、自分たちの生活の場として、次世代に自信を持って引き継ぐことのできる白馬村の実現、また、観光の視点で、地域の魅力をさらに磨き上げ、高い誇りを持って世界中からの来訪者を迎えることのできる白馬村の実現をうたっております。

このような理念のもと、白馬村観光の目標像として、地域の資源を守り、あるいは磨きをかけながら未来に残し、世界中からの来訪者を迎え入れ、訪れる人それぞれにとって居心地のよさを提供するマウンテンリゾート白馬を目指すために、10の戦略、55事業を定めております。また、観光地としてのまちづくりは、生活環境や景観整備、道路整備、教育・防災分野など、多種多様にわたる分野で施策を総合的に進めることが重要と考えておりますので、観光地経営計画にとどまることなく、第5次総合計画や総合戦略に基づいた施策を確実に推し進めてまいりたいと考えております。

2つ目の規制をさらに緩和することで、行政が求めるべき住民の福祉の増進を図られると考えているのかどうかの質問にお答えをいたします。

白馬村における基幹産業は観光であることは、今や白馬村内外の多くの方々が認めているところであります。観光産業は、特に社会的・経済的影響を受けやすいと言われております。昨年度策定しました観光地経営計画でも、策定の背景として、ハード面での基盤づくり、ソフト面での魅力づくりや受け入れ体制づくりだけでなく、刻々と移り変わる社会環境の中で、持続的・継続的に生かしていくための地域経営的な視点が求められていますと記載されていて、変化の中での対応を唱えています。

このような状況の中で、環境基本条例は平成10年度から11年度に集中的に検討され、審議され、制定されました。環境基本条例や施行規則、要綱をまとめた冊子の発刊分には、白馬村における環境保全と開発の考え方の中で、将来に向かっての安定的な観光の基盤整備を考えると、規制だけではなく、時代を見据えたグローバルな視点からの環境保全と開発のルールづくりが必要だと記述をされていて、さらに、これまでの開発規制行政のもととしてきた白馬村開発基本条例を見直し、これを包含する形で、開発を含めた21世紀の環境行政の礎とする環境基本条例を制定し、施行規則と指導要綱についても全面的に見直しを行いましたと続けられております。

現在の条例が制定されてから17年、白馬村を取り巻く社会的・経済的環境は大きく変わら

した。グリーンツーリズムや農家民宿は普通に全国の市町村で見られ、今や地方創生の時代で、人口1,000人の町村でさえ、観光白馬の競争相手であります。

新しい白馬の観光を、これから遅まきながら創造していかなければなりません、山岳景観を生かした滞在型観光と国際化と白馬村に合ったグレードの高い観光を求めることは、観光地経営計画の課題と可能性や戦略と合致しているところであります。規制の緩和は、規制の数字的な面でしかありません。白馬の山岳景観は日本一流かもしれませんが、決してリゾート地であるとは言えないと思っております。

白馬がブランドとして世界に通用すれば、宿泊、輸送、流通、建築、建設、飲食、農業、小売などの観光関連業種が活性化すれば、雇用・賃金の状況は改善をされ、当然、住民の福祉は増進をして、議員が言われる地方自治法第1条の第2項の趣旨に合致するものと思っております。

3つ目は、私が「守るべきは守る」と申し上げているのは、世界に誇る白馬村の山岳景観や、景観・環境は村政をあずかる長として当然の責務であり、村民の暮らしを守ることでもあります。その中には、長年観光産業の中心、お客様のおもてなしの中心となっていたいてきた旅館、民宿、ペンション、ホテル等の宿泊関連営業をされている住民の皆様を含んでおります。

4つ目の環境審議会の委員構成で、関係団体の会員数のご質問ですが、各団体に確認したところ、多くの団体は所属団体数の管理のみでした。各団体に所属している会員数は、社員の入れかわりなどもありますので、管理はしていないとのことであります。建築業組合9団体、建設業組合13団体、不動産協議会の3団体17名、索道事業者協議会4団体との回答を得ております。

最後に、第5次の総合計画策定時のアンケート結果についてですが、白馬村環境審議会は、白馬村環境基本条例に基づき設置をされ、環境の保全及び景観の形成に関して、基本的事項を調査・審議するための会であると理解しています。

8月31日に開催された平成28年度第2回環境審議会では、次回の会議までに各団体からの意見の取りまとめをいただき、会としての方向性を出す旨の報告を受けております。また、会議資料として、総合計画策定に向けて行った環境保全に関するアンケート結果も提示してあります。

先ほども答弁させていただきましたが、規制の緩和は規制の数字的な面でしかありません。山岳景観は日本一流かもしれませんが、リゾート地であるとは決して言えません。白馬がブランドとして世界に通用することで、観光業が活性化すれば、先ほど申し上げましたように、雇用・賃金・就業の状況が改善されるものと思っております。私としては、事を急ぐよりも、ある程度の時間をかけ審議していただき、さまざまな意見やアンケート結果をもとに、総合的に判断をしてまいりたいと考えております。

伊藤議員の1点目の質問についての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） ご答弁ありがとうございました。

確認ですが、今回、環境審議会に諮問されたことは、大規模開発を緩和する方向で諮問したということでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 環境審議会に諮問を諮りましたのは、緩和ということではなく、現在の開発の基準について、いわゆる、平成12年に条例全部改正という作業を行って年数もたっているという部分と、それと、総合戦略の策定につきましては、白馬村も消滅可能性都市というような、日本創成会議での結果も出ております。

その辺と、あとは総合戦略の中で、生産年齢人口の増加を図るというようなものも計画審議会の中で意見が出されたということもあり、この白馬村において、どういう開発というものがあるべきなのか、もう一度皆さんでいろんな意見を出し合い、考えていただきたいということで諮問しておりますので、決して緩和ありきという部分での諮問ではございませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） そうしますと、条例そのものでなくて、開発の基準を見直すということでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 規則におきまして、開発及び大規模開発の基準の規定というのがあります。ただ、数値的な見直しを行うのか、それとも手続に関するものまで見直しを行うか。これによって、条例の改正というものも出てこようかと思っておりますので、その辺につきましては、諮問結果を見ながら判断せざるを得ないかなというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 私、この質問、前回もしたんですが、私が環境や景観問題についてこのようにしつこくやるには理由があるわけなんです、ご存じのとおり、私、飯森地区のごみ焼却炉建設反対に深くかかりました。あの建設予定地の近くの別荘地に家を建てられて、そこをついの住みかとして引っ越していらした方が、やっぱり反対運動の中におられまして、まさか焼却場ができるとは思わなかったと、本当に悲しがっておられました。しかも、その別荘地、そこを居住区として認めてくれないと、地元の人間として本当に申しわけない気持ちでいっぱいでありました。

また、この焼却炉建設に関するインターネットの書き込みを読んだことがありまして、予定地が飯森であることを受けまして、白馬ももうこれで終わりだね、今まだだって、自分たちは何の努力もしないのにお客さんが来てくれたのは、景観がいいからだけだったのに、そんなものがで

きたら終わりだねといった内容だったんですね。私、すごいショックを受けました。

私も含め、特に地元の人間は、ある意味そこうぬぼれていて、お客様にとってこの何が魅力で、今生きている私たちの世代だけが生き延びればいい、子どもや孫たちはその時々を考えればいい、そんな今だけ、金だけ、自分だけの考えをしているんじゃないか、そう思ったわけであります。

ごみ焼却場建設の反対をされていた方の1人が、行政がこの環境基本条例の規制緩和に積極であることに关しまして、4年前に当時の観光局長でありました現在の観光課長に宛てた白馬村の観光についての私見を私に送っていただきました。以下がそこからの抜粋であります。

ごみ焼却場の議論が盛んなとき、お盆休みの明けた時期に観光客（宿泊客）150人のアンケートをとりました。8割強がリピーターで、白馬に來た目的を複数回答で求めたところ、登山・トレッキングが57名、高山植物・花三昧が30名に対して、くつろぎが一番多くて74人で、私自身驚きました。また、白馬の魅力を訪ねたところ、自然景觀が123人、澄んだ空気が89人で、高山植物・花三昧の45人を大きく引き離していました。サンプルが少なく、アンケート時期からいって若干の偏りがあるかと思いますが、この結果は、白馬の観光の狙いをどこに置くべきかを示しているように思います。一度本格的なアンケートを実施してはいかがでしょうか。

白馬村の観光行政は、どちらかという、一見の観光客誘致策ではないかと思ひます。ディズニーランドがいつまでも繁盛しているのは、リピーターに支えられているからであり、あの湯布院の人気はリピーターによるもの、県内の小布施の観光客のにぎわいもリピーターによるものとのことです。一見のお客さんの誘致ももちろん必要ですが、それでは常に新しい客を集めてこななければならず、じり貧を免れません。

安定的な観光客を確保するためには、リピーター客を呼ぶ必要があり、リピーター客が来るような村づくりが必要です。この点が、白馬村の観光施策の弱点ではないかと思ひます。

リピーター客を呼ぶ鍵は、上記アンケートからもわかるように、癒やしやくつろぎを与える村であることです。それがとりもなおさず、また来いと、来たいと観光客に思わせ、その評価は口コミでも広がります。また、このような村づくりは、同時に住みよい村づくりにも通じます。そのために、癒やしやくつろぎを与えるインフラの整備と、村人のお客様を迎える心が重要に思ひますと、このようにありました。このように、2ページ半にわたりびっしりと、2012年の今後の白馬村の観光のあり方に関する意見とアイデアの募集に対し、提案されたそうであります。

このように白馬のことを真剣に考えてくださっている方が住民としていらっしゃる、本当にありがたいことだと思ひました。観光課長も読まれたかと思ひますが、どのような印象を持たれたか、この意見を生かされたのでしょうか。観光課長にお聞きしたいと思ひます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 今、伊藤議員がおっしゃっていることは、全国でも、やはりお客様を迎え入れるところの基本的な考え方ではないのかなというふうに私は捉えておりますし、白馬もそういった視点をもっと大事にするために、こういった経営計画を具体的に1個ずつ事業化していきましょうということで進めてきています。そんな視点の中でつくってきておりますし、そういった目指す方向については揺るぎないものであるというふうに私は思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） きこのうの委員会でも提案させていただいたんですが、委員会の中にそういった一般の方が入っておられません。やはり、全く利害関係のない、そういった方をたくさん入れることで、やはりお客様の目線というのがわかるのではないかと、そのように思います。

委員の方を見ていると、審議会もそうですし、経営計画もそうですし、皆さん割と重複されている、同じ方が入っていらっしゃる。そのことに対して、村長、どのように思われますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 私のほうからは、今、環境審議会のお話と観光地経営計画のお話がありましたが、環境審議会の関係につきまして、若干考え方につきましてご説明をさせていただきたいと思います。

環境審議委員等、現在、都市計画の審議委員というのは、委員が運用上、同一人ということで委嘱をさせていただいております。これが、平成20年3月に条例改正が行われておりまして、その折にも若干、公募委員さんというお話も出ていたようです。

現在の環境審議会の委員構成といたしまして、議員ご指摘の各組合であったりとか、そういう関係する者が入っているということでご指摘しておりますが、当時においても識見者として、村内で活動するまちづくりで団体であったり、観光振興の観点としては、商工会や索道事業者協議会、建築業や建設業に関しまして、当然関連をしているということから委嘱を申し上げているということでございます。

加えて、それぞれ文化的なところ、または、県からも景観の育成、開発規制の担当である部局からも入っていただいていることから、幅広く公平な観点から意見を聴取して審議できる方々であるというふうなことで、その当時も公募を入れずという記録もありましたので、その辺を現在も適用しているということでございます。

私からは以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 今ご答弁いただいた中で、過去どのような形で任命されたかということだったかと思うんですが、環境審議会の委員構成で、識見を有する者として、各種団体から出ていらっしゃると。審議会は環境保全及び景観形成に関して審議するので、環境や景観について識

見を有する者ということで、白馬村ではそういった団体がメインになっているんですが、ほかに識見を有する者、例えば、名前は出しませんが、木流川の管理運営をされている団体や個人、ごみ削減のボランティア団体、また、先ほどお話ししましたリタイアされて移住されてきた中にも専門知識を持った方がいらっしゃる。そういった方たち、私利私欲抜きで調査・研究している方たち、そういった方もいっぱいいらっしゃると思うんですが、村のほうではそういった方をご存じないのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまの再質問に対しましてですが、村のほうでも、そういう方々がいらっしゃることは当然存じ上げております。

ただ、環境審議会の委員につきましては、前回の定例会、それから今回もそうなんですが、識見を有する者ということで、それぞれ各団体等の方々にお願いしまして、いわゆる各界を網羅した方ということで委嘱を申し上げているところでありますので、その方々の中で、いろんなネットワークを通じてご意見を出していただきたいということが、前回の第2回の環境審議会での内容ということになってきております。そこら辺をぜひご理解いただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 6月の議会で、識見を有する者の質問に対しまして、村長は、学識経験者10名と答弁されました。識見を有する者と学識経験者と団体代表と、同じ理解をされているのではないかと思います。審議会に配付された資料でも、白馬村環境審議会団体構成となっております。したがって、審議会の運営も団体協議会のような運営になっております。

そこはお認めになられているかと思いますが、このような団体協議会のような運営である場合、当村において一番数の多い宿泊関係者は、前回の場合、1人も入っておられなかったと。実際には観光局選出の委員の方が、過去2回にわたり欠席されていたと。委員として出席していただくか否かの確認をとって、こういう形をとられているのか伺いたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 確認をとれているかという再質問でございますが、今ご指摘の委員さんにつきましては、推薦という形をとっていただきました。

こちらのほうでは、ご案内のほうは出させていただいておりましたが、結果として会議のほうへの出席をいただけなかったということで、当然、ご案内等を出して出られない場合には、団体からの推薦の時点で、出られない部分があれば、出られないという回答があらうかと思うので、事務局といたしましては、そのご理解はいただいたものと解しております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） その方なんですが、違う委員会の委員もされておりました。多分、総務

課の方、ご存じかと思いますが、そちらのほうは、改めて違う方を任命するという形になって、そういう都合が悪い方をあえて選ぶのはいかがかなと思います。

やはり、二度にわたって欠席されていて、一度欠席されたときに、やはりちゃんと確認をとっていただきたいなと。ましてや、その前の段階で、都合が悪いというようなのは、あらかじめ少しずつわかっていたんじゃないのかなというふうに思います。ですので、その辺は本人の確認をとっていただきたいと思います。

また、ちょっと改めてお聞きしたいんですが、こちらのほうは建築業組合、建設業組合、不動産業協会、索道事業者協議会といった4団体が、もっといるんですけれども、この審議会の委員の中に利害関係者はおりますよね。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 再質問、2つのご質問があるというふうに思っております。

前段につきましては、自分は観光局の代表理事も兼ねておりますので、言ってみれば微妙な立場ではあるんですが、その方は観光局の推薦ということで、先ほど総務課長が申し上げたとおりなんですけれども、その方は、観光局といたしましては、景観に、それから環境に非常に造詣が深く、かつ宿泊関係で、経営的なところも実に卓見したものをお持ちであるということで推薦を申し上げたところでありまして、最初からその方のご都合ということでわかっていたのではないかとご推測でいらっしゃいますけれども、断じてそうではありませんので、お答え申し上げます。

それから、もう1点につきましては、利害関係についてなんですけれども、利害関係につきましては、直接環境審議会に関係する議題にある場合は、それは当然といいますか、その審議に係る場合は考慮いたしますけれども、こういった一般的な議論につきましては、それは利害関係と申しますと、いろんなところに関係してくるということもありますし、直接その議論には、直截的な意味ではかかわってこないということで、広く解釈すれば関係あるというふうになってくれば、全ての委員さん、全ての方々がそういうふうになってきてしまいます。

ですので、こういった人選につきましては、そこまで考慮していれば議論にならないということもありますので、直接は関係していないということで、委員に委嘱するということは多々あることであるというふうに思っています。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 第1回目の審議会で、会長、副会長の互選に当たって、中立的な立場を理由に、会長に商工会事務局長が、副会長には白馬村文化財審議委員の委員が互選されました。

これは、委員の中に利害関係者がいるからという判断からではないでしょうか。どうでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 今の質問にお答え申し上げます。

委員の中に利害関係者と推測される方がいらっしゃるということと、会長、副会長を中立的な立場の方を選出するということは別の問題でございまして、環境審議会の中では会長は互選というふうになっております。ですので、その互選するメンバーの方々が、会長としてはなるべく影響を受けない方というふうに判断したということで、会長、副会長に互選されたというふうになっております。そういうふうにご解釈いただければ幸いです。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） ここで言う中立的な立場というのは、どなたか中立じゃないということだと私は思いますね。なので、やはりここに利害関係者がいるということを踏まえてされたというふうに誤解されても、たとえ違ったとしても、誤解されても仕方がない、そういう人選だったのではないかと、そう思っております。

それで、先ほど再質問で確認させていただいた点なんですが、今回の諮問は大規模開発を緩和する方向なのかということで、数的な問題じゃなくて、基準に関するものだというのですが、もし大規模開発が可能になることでメリットがあるとしたら、一番あるのは、土地売買に絡んだ不動産業者さんじゃないかと思います。違いますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

あくまでもそれは、社会活動、経済活動としての付随的な結果であるということでありまして、それを目途とするわけではございません。自由主義の社会でありますので、当然そういった可能性は出てきます。しかし、それを目途として行うということではなくて、あくまでも、村長が先ほど申し上げたところであるんですが、いわゆるリゾート地ということと、それから観光地経営計画に掲げてある最初の理念のところなんですが、それ等を目途としているというふうにご解釈いただければありがたいと思っています。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 正直言って、答弁がイエスなのかノーなのかというのがよくわかりません。なので、私個人の意見としましては、そういった一般住民から見て、利害関係者だと思われるような方はその段で外していただく、そういうことがやはり行政に求められる、私はそう思っております。

村長は、よく「守るべきは守る」とおっしゃっていますけれども、ヒルトンなどの五つ星ホテル、要するに基幹ホテルというんですか、そういうホテルがある、白馬と同じような産業構造のニセコ町とか倶知安町の宿泊料金と白馬の宿泊料金を比較してみました。あちらのほうが俄然高いというふうなことはありませんでした。

当然、冬期のハイシーズンは、1泊9万円という部屋もありましたけれども、白馬にもそういったお部屋はあります。しかし、今この時期、同じように低価格で設定されております。今回、

ヒルトンニセコビレッジを検索したことがありましたので、ほかの物件でインターネットを使っていたときに、6,000円からとヒルトンのバナーが出てまいりました。本当に驚きました。えっ、こんなに安いのかと、本当に驚きました。ということは、冬期間だけは高額になるけれども、大きなホテルも苦戦しているということだと思います。

よく世界水準の観光地という言葉が使われますが、世界水準イコール、グローバルな、いわゆる、世界のどこにでもあるヒルトンのようなホテルがあるということが世界水準だと勘違いされている方が多いのに非常に驚きます。特に大型ホテルが必要と言っている方たちに、そう思っている人が多いような気がいたします。

この値段、先ほど言いました6,000円という値段は、到底、世界水準の高いものとは思えません。たびたび引き合いに出すわけですが、村長も訪れたことがあるレッキは、長期滞在型の、いわゆる世界水準の山岳観光地と言われておりますけれども、そこにヒルトンなどの大型ホテルや高層マンションなどはありませんでしょうか、村長。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、レッキのことを私に質問されているわけでございますけれども、あのオーストリアのレッキは、本当に高級リゾートということで、海拔でいえば、白馬でいえば黒菱あたりの海拔になる、そういったところであります。そんな中で、それぞれしっかりとしたホテルが建っているということで、本当にうらやましいなという思いをしてきたところであります。

そしてまた、先ほどから、前回の一般質問でも伊藤議員、同じ質問をされているわけでございますけれども、今回の答弁でも申し上げましたが、17年にこういった環境条例をつくったというようなことで、今ここで、この条例でいいのかどうかということをもう一度基本として考えていただきたいと、そういったことを諮問したわけでありますので、それで、あくまでも開発が云々とかということよりも先に、17年前のこの条例が、今のグローバル化しているこの中で、果たしてどうかということも含めて審議をしていただきたい。そしてまた、最後に私も申し上げましたけれども、事を急ぐよりも、ある程度の時間をかけて、それで審議をしていただきたい、こんな思いをしているところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 2番目に質問してあります住民の福祉の増進であります。住民の生活を守る、すなわちなりわいを守るということは、重要な住民福祉にかかわることと考えております。

2年前ですが、議会の視察研修で北海道の倶知安町、ニセコ町に行ってきましたが、ヒラフスキー場がある倶知安町での視察で印象に残ったのが、1番目として、あの当時建設ラッシュだったんですが、地元業者や地元民はその恩恵を受けていない。2番目、アメリカで起きた

9. 11の同時多発テロ後、アメリカにスキーに出かけていったオーストラリアスキーヤーが、安全な日本で、しかも雪質のいい北海道のあの地を選んで来るようになった。3つ目が、比羅夫エリアには324軒の宿泊施設があり、うちコンドミニアムは259棟、そのほとんどは管理会社が管理しているということで、中にはタックス・ヘイブンのケイマン諸島に管理会社があるものもあるということ、その3点でありました。

特に、3番目のケイマン諸島に本社を置く管理会社があるというのは本当に驚きました。坪50万円という不動産バブルに乗じた投機マネーではないか。一時期のペンションブームのように、ブームが去った後はすさむ可能性が大きいなというような感想を持ちました。星野リゾートの星野氏も4月の講演会のときに、日本の観光が伸びた理由として、外国旅行する人がふえたこと、2番目に、アベノミクスによる円安、3番目に、テロなど国際情勢の変化の3点を挙げていたので、このインバウンドはブランドとして確立されてきたというより、むしろブームだという見方をしているのではないかと、そう思っております。なので、全体の80%を占める日本人旅行者、リピーターをふやすようにと言っておられたかと思います。

宿泊施設の経営者にも、こういったインバウンドが本物であるかという疑問が強くあります。北米、欧米の長年にわたる雪不足と不安定な政治情勢、先ほど申しましたアメリカの9. 11のテロ、国策である外国人旅行者2, 000万人目標や為替操作などが、白馬村にとって有利に働いていると私も見ております。

昨年の雪不足なのか、それとも円高が原因なのか、はたまた新規参入者がふえていることに起因するのか、この冬の予約状況はとても悪いと聞いております。将来に対する不安は大きいようであります。

今回の諮問は、いわゆるインバウンドに対応するための大型開発に対するものと思いますが、何度か違うというふうにおっしゃっておりますが、そういうふうに見えます。白馬村に一番多い個人経営の宿泊業者が持ったこういった不安など、行政は共有しているのか。テロが起きたら、円高になったら、雪が降らなくなったら、そういうことを少し心配し、感じ取っておられて、こういった諮問をされたのか、その点をお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今の開発審議会の関係については、インバウンドを想定した審議会じゃないかという、そういった質問でありますけれども、決してそうではありません。先ほどもお話をしたとおりでありますし、前回の答弁でも、17年に制定をされたということを何回も言っておりますけれども、そういったことをご理解いただきたい。

そしてまた、今、日本の人口がどんどん減ってきている中で、特に観光地としては非常に厳しい状況であります。そんな中で、大勢のお客様が全国、全世界から、白馬の魅力に対して来ていただいているということに對しましては、非常にありがたいことではあります、いずれにいたし

まして、インバウンドがどうだからどうだという、そういう話じゃなくて、大勢のお客様においでいただくためには、村としても取り組んでいかなければいけないことは、じゃ日本のお客様をふやす、これも一つの方法ですし、そういったことによって地域が活性化していく、そういった取り組みは、村としても当然していかなければならないというふうに思っております。

ただ、伊藤議員の言うように、開発ありきのような視点から言われておりますけれども、私、再三そういう話をしておりますけれども、17年のときにつくった環境基本条例がこれでいいのかどうかという、そういったことも含めて答弁をさせていただいているわけでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 本当にたびたび審議会の内容を質問させてもらって、ちょっとどうなのかなという思いもするんですが、第2回の審議会に提出されました資料5なんですが、旗艦ホテルの誘致及び優良な投資開発の誘致についてであります、名前も日付もありません。

委員の中から、どういう人が提出した分なのかという質問があり、事務局側は一般住民と答えておりました。名なし、日付なしの、いわゆる怪文書として扱われても仕方ないはずのものが、村の将来を決める大事な審議会の資料としてふさわしいと思われるのか、審議会とはそんな軽い扱いのものなのか、その点をお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 資料につきましては、第1回の審議会の中で、村に寄せられているものについて提示をしてほしいという要望がございましたので、確かに名前がなかった分はありましたが、村に寄せられている内容を提示させていただいたという状況でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は、答弁も含め、あと15分です。質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） そうしますと、当然行政側では、提出された方の名前を知っておられたということだと思いますが、なぜあのときに名前を出されなかったのか。もし、今後あれを資料とするならば、名前をつけていただいて、再度提出していただくのがよろしいかと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 以後気をつけたいと思いますので、今回につきましては、そういうことでご理解いただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 先ほど村長のほうから、環境基本条例が17年を過ぎたということで、見直しの時期にあるのではないかと、そういったような答弁がありました。

それで、私、この質問をするに当たり、温泉地として揺るぎない地位を占めております「湯布院ものがたりー「玉の湯」溝口薫平に聞く」という本を読みました。ご存じの方も多いかと思いますが、開発の波が何度か押し寄せてきたそうで、新潟県にありますリゾートマンション密集地の越後湯沢にも視察に行ったと書いてありました。平日はゴーストタウン化したその地を見まして、「潤いを求める人が住むまちではない、湯布院を守らなくてはいけない」そう思ったそうであります。

また、ドイツへの旅行で100年のまちづくりを学び、33年後に再び同じ場所を訪れたときの感想が、まちには高層ビルは一つもなく、商店街には緑があふれていました。展望台から見おろしたまちは森に包まれたまま、33年前と何一つ変わっていないのです。美しい景観を守っていくまちの人々の姿勢にプライドと愛着を感じました、そうありました。

本物というのはここが違うなど、私、つくづく思いました。たかだか17年たったけなのに、ニーズが合わなくなっている、条例を変えなくてはいけない、そんな考えは全く持っておりません。こんな短絡的な場当たりの考えで、白馬村は世界水準になれるのかなと、甚だ疑問に思いました。

同時に、まちづくりをしていく上で一番大切なキーワードは、ひとり勝ちをしない、させないということではないかと、この本を読んで思いました。まちづくりは共同作業なのだから、ひとり勝ちしてはいけないとみんなが認識していること、そして、行政は、特にリーダーは権力を行使できるのだから、条例や補助金でひとり勝ちを許してはいけない。もし許すようであれば、そこに住む住民は不幸で哀れだ、そう思いました。

白馬村の最大の問題は、自分中心で考えていること、中長期的な視点を持たないこと、そして、村のため、村民のためという視点が欠如しているのではないかと思います。先ほど紹介いたしました意見を提出された方が言うておられ、私もまさにそのとおりだと思います。

下川村長には、そんな指摘をされないような村政を、ひとり勝ちをさせない村政をぜひともやっていただきたい、そう思っております。

時間も押してきておりますので、次の質問に入りたいと思います。

2番目でありますが、ごみ処理について。

①ごみ処理等に造詣が深い住民から、生ごみ処理についての提案が住民課長に提出されましたが、この提案について、どのような処理をされたか伺います。

2番目、モデル事業として拠点回収が届けをすれば可能になったが、今までにどのくらいの応募があったのか、効果は出ているのか。また、届け出が少ないとしたら、どういうことが原因かを伺います。

以上、よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 伊藤議員の2つ目の質問に対して答弁をさせていただきます。

ごみ処理に関する質問であります。1点目の生ごみ処理に対する住民提案と、その対応に関する質問についてお答えいたします。

ごみ処理の広域化に向けて、いろいろな団体あるいは個人の方から、担当課のほうへさまざまなご提案をいただいているという話は聞いております。そして現在、村としましては、平成30年夏に予定している新しい焼却施設でのごみの全量受け入れに向けて、早急に解決をしていかなければならない緊急課題と、中長期的な視野で取り組んでいくべき課題に分けて検討を行っているところであります。

ごみ処理の問題にかかわらず、村民の皆様からいただく貴重なご意見、ご提案に関しましては、費用対効果や実効性について検証した上で、取り入れることが可能なものは前向きに取り入れる、逆に、クリアしていかなければならない課題があるものについては、長期的な視野に立って検討を続けていく、そういった姿勢で対応しているところであります。

今回のご質問にあります生ごみ処理に関する住民提案の件につきましては、内容的に細かい部分もあることから、直接提案を受けている担当の課長のほうから説明をさせますが、よろしく願いたいと思います。

次に、ごみの拠点回収とモデル事業に関する質問であります。現在、村がモデル事業として行っておりますのは、拠点回収ではなく、小規模ステーション方式によるごみ収集でありまして、従来の行政区単位の集積所ではなく、もう少し小さい隣組ぐらいの規模をターゲットとしたごみ収集のモデル事業であります。

昨年来、村内4カ所でこのモデル事業に参加いただいております。本来も、さらに各地区で導入に向けて、区長会や衛生組合長会議での依頼をしてまいりましたが、現在新たに事業を導入したところはありません。その原因については、細かく分析したわけではありませんが、現在の集積所のある地区については、喫緊に行わなければならないという必要性が乏しかったということも考えられますし、場所の確保の問題もあったかもしれません。

ただ、今回は、あくまでモデル事業でありますので、数をふやすというよりは、課題を洗い出すことが目的であります。来月中にも目途に、現在モデル事業に協力いただいている地域の皆様からご意見を伺う機会を設けたいと思っております。その中で出された効果や課題を検証し、次年度以降の実施に向けたルールづくりを行ってまいりたいというふうに考えております。

ごみ処理問題は、住民生活の課題だけでなく、観光地白馬としても重要な課題で、かつ期限がありますので、今まで以上に積極的に施策を進めてまいります。

以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 引き続き、住民課長の答弁を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） それでは、私のほうから、村長答弁に補足してご説明をさせていただきます。

ます。

ご質問にございます住民からの提案の件につきましては、本年7月に、村内在住の方から私宛てで、生ごみ処理に関するご提案をいただいたものがございまして、内容的には、白馬村内で出される生ごみを他の自治体が運営している生ごみ処理施設、いわゆる堆肥化施設まで運搬して処理をしてもらったどうかというものがございました。

今回の伊藤議員のご質問の内容が、この提案に対するものであるという前提でお答えをさせていただきたいと思いますので、その点について、あらかじめご了承くださいというふうに思います。

まず、生ごみの減量化につきましては、白馬村にとって大きな課題の一つであることは間違いありませんし、ご提案の内容も、運営に係る費用を双方で折半するということによって、お互いにメリットが生ずるということも考えられます。

一方で、受け入れ側の状況を考慮した場合、ポイントとなるのは、やはり受け入れ地区の合意形成ということになるかと思います。それに加えて、施設の受け入れ能力の問題も当然考えていかなければなりません。つまり、現状は処理量に余裕があったとしても、相手方自治体の計画により、今後処理量がふえていくとすれば、当然のことながら、ほかの自治体のごみまで処理し切れないということになってしまいますので、その辺の課題について検討していく必要があらうかと思っております。

いずれにしても、貴重な提案をいただいたということに間違いありませんし、生ごみの減量化に向けましては、有力な選択肢の一つであるということに間違いありませんので、今後も引き続き担当者レベルでの協議は続けていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私からは以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は、答弁も含め、あと4分です。質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 生ごみはもはや、燃やすごみではないと私は思っています。先ほどの1番目の質問の中に出ました北海道への視察研修なんですが、そのときに、やっぱりニセコ町を視察したときに、ニセコ町では環境モデル都市提案書ということで、提案書を国に出しているんですね。その中に、国際環境リゾート都市ニセコスマートチャレンジ86ということで、この中にやはり、堆肥センターの完成により、ニセコ町の生ごみと下水汚泥、家畜ふん尿は資源化されていると。

やはり、世界水準というのと、そういったエコというのは切っては切れないものだと思います。やっぱりその辺は、皆さん、私たちが守って、お客様にも守っていただくと、そういう姿勢を、どうあっても事業者さんに持っていただきたい。その点、ニセコ町のこの取り組みは非常に

参考になると思いますが、こういったものを参考にしていただければと思いますが、村長、いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） ニセコ町がどういう対応しているか、私は承知をしておりませんので、今ここでは答弁はできませんけれども、いずれにいたしましても、エコということについては、これからは非常に大事だというふうに私も思っております。

そんな中で、できるだけ生ごみ等は、自分の畑のある人は畑で処理をするとか、そういった形で進めていけば、ある程度、大きなごみの減量化になるのではないかというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 生ごみはごみではないんですね、もはや。資源だというふうに皆さん見ていらっしゃる。その辺もやっぱり、白馬はちょっとおくらしているなという気がいたします。

九州のほうでしたかね、液化にしている、それで農家の方に配っている。神奈川のほうにもありました。やっぱりそういうふうな、いろんなことをやっていたらいいんですね。

ですから、私ども、やっぱり先ほどもお話ししましたように、すごく景観がいいということで、うぬぼれている部分があると思うんですね。資源がないところは、そういうものをどんどん資源にしている。ぜひともそういう形で頑張っていたきたいと思いますけれども、以上で質問を終わらせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 質問がありませんので、第4番伊藤まゆみ議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時00分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

スポーツ課長が公務により、13時25分から13時45分まで退席しますので、ご報告いたします。

第1番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第1番加藤亮輔議員。

第1番（加藤亮輔君） 1番加藤亮輔です。

任期もあと7カ月になりました。12月議会では、予算の大枠も決まっていますので、来期の予算を要求できる最後の議会と思います。

その中で、まず最初に、生活支援について6問質問いたします。少し長くなりますが、よろしくお願いします。

第1は、給食費についてです。

28年4月6日の教育新聞を見ますと、全日本教職員組合が昨年の11月に全国の市区町村を対象に実施した小・中学校の給食費補助制度を設けている自治体の現状について、4月6日に調査結果を公表しました。保護者の経済的負担の軽減と教育の充実、子育て支援を目的に、全国で199自治体が給食費の補助制度を設けている。全額補助45自治体、半額補助が64自治体がありました。

栃木県の大田原市では、「日本一「ありがとう」があふれる学校づくり・まちづくり」をスローガンに掲げ、24年10月から給食費の完全無料化を実施し、27年度は小学生3,770名、中学生2,043名の合計5,813名の給食費を3億2,900万円の予算で行っています。

白馬村の給食費は、26年6月議会に一般質問で給食費の半額補助の実施を要求しましたが、当時の村長答弁では、児童・生徒数の少ない自治体で実施している特別な事業のごとく、消極的な姿勢の答弁で終わりました。しかし、この2年間に、自治体による給食費補助事業の動きは大きく進み、子どもを地域の未来をつくる宝と考え、給食費の無料化の一環、それから地域で子どもを育てるといような考えのもと、大幅に増加しました。

白馬村でも、全額補助の場合、4,000万円です。半額補助で2,000万円です。5年間で無償化を目指し、とりあえず来年度、半額補助を実施し、保護者の軽減を図るべきではないでしょうか。見解を伺います。

第2問は、就学援助金の新入学用品費が7月におくれて支給される問題です。

就学援助は学校教育法に基づき、家計が苦しい世帯の小・中学生に学用品、修学旅行、給食費などの費用を支給する制度です。25年度の文科省調査では、全国で155万9,000人がこの制度を利用し、利用率は16.7%、小・中学生のおよそ6人に1人がこの制度を利用しています。

長野県では、1万9,187名で10.84%です。また、内閣府が発表した24年度の子どもの貧困率は16.3%に上昇し、過去最悪となっています。子どもの貧困が社会問題となる中、子どもの教育を支える大きな役割を果たしているのは、この就学援助制度です。入学のための新入学用品の支給が7月では、せっかくの制度の意味が薄められます。もっと早くしてほしいとの要望が保護者から出ています。

200万人都市の福岡市でも、27年度から3月支給を実施しています。白馬村でも3月に支給するよう改善すべきではないかと考えますが、見解を伺います。

3番目の質問は、6月議会で提案した、障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるように、その能力と適性に応じた雇用の促進を促すためにも、役場の役割は非常に重要です。だから、自治体に対しては、民間企業よりも高い法定雇用率2.3%を設定しています。また、障害者の雇用の促進などに関する法律第6条に、国及び地方公共団体に障がい者の特性に配慮し

た職業リハビリテーションの措置を講ずるなど、障がい者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため必要な施策を、障がい者の福祉に関する施策と有機的に連携を図りつつ、総合的・効果的に推進するよう努めなければならないと義務づけられています。

白馬村は一人雇用ですから、県下63番目の低い雇用率です。障がい者の子どもを持つ保護者から、子どもより先に死ねない、子どもより先に死んでも死に切れないと、自立を求める悲痛な訴えを聞いています。このような状況を解消するためにも、まず特性に配慮した職業訓練をし、仕事を分け合うなど、いろんな検討をしていると思いますが、白馬村の来年度の障がい者の採用予定数及び受け入れ体制の進捗状況を伺います。

4番目は、神城断層地震の震災支援から漏れた商工業者への支援策についてです。

震災復興村営住宅も11月には完成のめどが立ち、大部分の復興事業が終わりに近づいています。震災の影響で2年間営業できない姫川沿いの植物園、または、たびたび休業に追い込まれている松川沿いの温泉施設がありますが、震災復興・復興方針には産業振興への支援もあります。先ほど述べた2つの施設について、村として調査を行ったのか。また、農地に対しては、国の支援のほか、村独自の支援策を行いましたが、この2つの事業所に対しても、減免、支援金の支給など、ほかの施策と同様、公平・公正な対応が実施されたのか伺います。

5番目の質問は、国民健康保険の保険税の引き下げについてです。

27年度、国民健康保険会計を精査しますと、6,026万円の繰越金（余剰金）が出ました。白馬村の国保加入者は3,516人ですので、1人年額1万円引き下げても、まだ2,500万円の繰越金が出ます。また、村では、病人が急増し、医療費の支払いが予算以上になったときのために、給付準備金が1億4,500万円貯金してあります。この貯金に手をつけなくても、国民健康保険税を年額1万円程度引き下げることは十分可能です。来年度実施すべきと考えますが、見解を伺います。

6番目の質問は、少しちょっと趣を変えまして、村の財政の問題です。

今述べたように、また、ほかの方々も要望があるように、村の中には多様な村民要望があります。したがって、今以上に自主財源の確保が必要となります。幸い、白馬村には恵まれた水流がたくさんあります。この水流を生かした小水力発電が現在1基稼働し、11月に故障したため、7カ月稼働で2,700万円の売電収入がありましたが、これ以外にも7カ所を調査し、4カ所は経済面から有効と聞いています。

もちろん、この売電価格は土地改良区の事業費に充てられますが、今まで村が支出していた土地改良事業費や農業基盤整備事業費への持ち出しが、この売電価格で大幅に減少します。その分、自主財源がほかの事業に転用できます。自主財源をふやすことで新たな事業に踏み出せます。そんな思いから、小水力発電事業を加速すべきと考えます。

そこで、2基目の稼働に向けての事業計画と、また、27年度中に村の施設で使用した光熱費

の総額を伺います。

以上6点のご答弁、よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 加藤議員の質問、生活支援についてでありますけれども、答弁をさせていただきます。

生活支援に関しましては、6つの質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

最初のご質問の小・中学校の給食費補助についてお答えをいたします。

加藤議員の提案では、5年計画で完全無料化を目指し、来年度から半額補助を始めてはとのことであります。給食費の補助については、県内では玉滝村、南牧村などは全額無料、阿南町、下條村などでは半額、また、近隣では、池田町、松川村では、材料費高騰による値上げ分を補助するなどを行っているようであります。

給食費を補助する目的は、経済的に給食費を支払うことが困難な家庭への財政的な援助ばかりでなく、人口の少ない自治体では、移住・定住を推進する施策の一つとして、給食費補助を行っているところもあります。

議員ご提案の件も、保護者の負担軽減、移住・定住の施策として検討すべきことであると考えておりますが、ご承知のとおり、現在新しい給食施設の建設事業が設計段階まで進んでおります。新施設になりますと、村内小・中学校の給食が統合されますので、給食費の補助などはその折に検討していくのが、タイミングとしてよいのではないかとこのように考えております。

次に、2つ目の就学援助費のうち、新入学用品費を3月支給できないかという質問であります。議員もご承知のとおり、就学援助費については、生活保護世帯のほか、各自治体の基準により支給されるもので、基準は前年度所得額により判定されております。所得税の確定申告などを経て、市町村での所得証明は6月以降になることから、支給事務が7月になっているのが現状であります。

池田市や宝塚市などのように、4月末日ごろに支給される例も全国にはありますが、その場合は、3月までに確定申告書の写しなどを添付していただくといった事務処理をされているようで、事務的にはそれが最短ではないかというふうに思いますが、白馬村役場の現在の人員体制では、4月支給というのは難しいというふうに考えております。

ご質問の3月支給でありますけれども、学校教育法第19条では、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとされており、それを受けて、白馬村においても、白馬村立小・中学校に在学する児童・生徒の保護者等に就学援助費を支給しておりますので、まずは村立小・中学校に在学しなければ支給対象になりませんので、現行制度では3月に支給することはできないことをご理解いた

だきたいと思います。

3つ目の障がい者における来年度の採用予定者数及び受け入れ体制に関するご質問であります。来年度は一般事務職と保育士をそれぞれ若干名採用することとし、7月1日から8月10日までの間、申し込みを受け付け、この18日に一次試験を実施することとしております。また、募集方法につきましては、昨年度は障がい者枠を設けたわけですが、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正により、単に障がい者だからという理由で障がい者を募集の対象としないよう、厚生労働省から指導がありましたことから、本年度から特に障がい者枠を設けておりませんので、障がいを持つ方が応募されたかどうかにつきましては、現時点ではわからない状況であります。

なお、この法律では、障がい者の募集に関する合理的配慮の提供義務が規定されておりますが、このたびの一次試験に関しましては、問題用紙の点訳や音訳、拡大印刷文字での受験や拡大読書器の利用などに関する相談や申し出はございませんでした。

また、第2回定例会で加藤議員からご提案がありましたチャレンジ雇用、就学以降支援事業所、プレジョブなどの障がいを持つ方の就労に向けた取り組みにつきましては、総務課または健康福祉課でそれぞれ研究をしているところであります。

4つ目の震災の影響で営業ができない、また、たびたび休業に追い込まれる事業所がまだ村内にあり、村として、震災復旧について実態調査や、これらの事業所に対して公正な対応を実施したのかについてであります。神城断層地震後の事業者への実態調査への実施については、白馬商工会との共同で、震災直後の11月24日と1カ月後の12月24日に回収期限とし、計2回実施をいたしました。11月24日に実施した調査では、震災直後にもかかわらず、2日間で134件の事業所から回答があり、被害状況を把握する上での手がかりとなりました。

続く12月の調査では、118件の事業所から回答がありました。スキー場のオープン、年末など忙しい状況の中でありましたが、回収率が低かったことは否めませんが、いずれの調査にしても、回答の中では、建物に受けた損傷が多かったことから、専用住宅のみならず、旅館や店舗などの併用住宅も対象としながら、住宅修繕に対する補助制度を設けて、今年度までこの補助事業を継続しているところであります。

アンケート方式の実態調査については、その後実施しておりませんが、白馬商工会では、神城断層地震災害に関する特別相談窓口を開設していただき、個別の経営相談に応じていただく仕組みを整えていただいております。

また、県では白馬村に対し、突発的な災害などにより売上高等が減少している事業者に対し、一般保証とは別枠の保証が利用される制度、セーフティネット保証4号を平成27年3月4日から3カ月間、指定をしていただきました。その後、さらに3カ月間延長していただいたところですが、相談や融資は現時点ではなかったとお聞きしております。

減免に関してであります。まず税の減免については、平成27年度は、神城断層地震による被災者に対する村税の減免の特例に関する条例の規定により実施をいたしました。平成28年度は、震災の影響で営業ができない事業所があれば、村税の猶予制度がありますので、申請により猶予が認められると、1年を限度に村税の徴収が猶予されます。今のところ、猶予の相談はないと聞いております。

水道料金、公共下水道、農業集落排水の使用料金につきましては、平成26年12月に使用料などに関する減免要綱を制定・施行し、震災による家屋の倒壊などにより、水道、下水道が使用できない状況となった被災者に対する料金の減免を実施しております。

漏水による減免につきましては、地中等、目視確認が不可能な箇所において、給水装置からの漏水があった場合のみ減免できる規定となっておりますが、震災による漏水につきましては、指定工事店の証明があった場合は減免をしております。

下水道、農業集落排水につきましては、水道の使用水量をもとに料金を算定しておりますので、上水道において漏水減免となった場合、使用料が減免となる場合があります。

観光事業者に対して、個々への支援金の支給は考えておりませんが、今ご説明申し上げたとおり、住宅修繕、融資などに関する相談、減免などの制度は現在も継続をしておりますので、担当課への相談をお願いしたいというふうに考えております。

次に、5つ目の国保会計と国保税の減額についての質問にお答えを申し上げます。

まず、本議会で審議いただいております平成27年度国保会計の決算を見ますと、基金残高は1億4,500万円余りとなっておりますが、1年間の実質収支で約2,500万円の赤字となっております。それに相当する額の基金を取り崩して運用しているところであります。最近では、平成26年度に国保税率の引き下げを行いました。当時の試算では、税率改正により毎年4,000万円ほどの赤字が生ずると見込んでおりましたので、その試算に比べると、赤字幅は若干少なくなっている状況です。

しかしながら、本年度並みの赤字が今後見込まれるとすれば、平成30年度から始まる国保運営の都道府県広域化までに基金が1億円を割り込むことが想定されます。この国保運営の都道府県化につきましては、まだまだ不透明な部分も多いわけですが、平成29年度中には県から標準税率及び納付金の額が示されることとなっており、それに合わせて、市町村ごとの税率の設定が必要となってきます。

仮に、県が納めるべき納付金額が現在の白馬村の国保税収入額で賄えないとすれば、税率のアップも考えていかなければならない状況になりますので、そういった事態にも対処できるように、基金については一定額を保有していきたいという考えであります。

いずれにしても、平成30年度までには、税率改定の検討も行っていかなければなりません。実質収支が赤字の決算状況の中では、平成29年度当初から税率の見直しを行う考えはあり

ませんので、よろしくお願いをいたします。

次に、6つ目の自主財源確保のためにも小水力発電事業の推進をとのお尋ねであります。この小水力発電事業は、白馬の自然を生かした事業という側面を持ち、推進すべきという議員の考えには私も賛同するところです。

現在、白馬村土地改良区が管理し稼働している平川小水力発電施設は、決算委員会でも報告をさせていただいたとおり、平成27年4月から発電を開始、稼働半年は順調に発電し、売電収入も上がったところですが、11月に軸が折れるという大きな事故により、年度内は発電を停止し、4月に再開という状況で、今年度は慎重に運転をしつつ、安定発電へ向けての試行錯誤中といったところかと存じます。

それでも、売電収入は税抜きで約2,900万円と、ほぼ期待どおりの数字を上げており、今後、改良区の施設更新等の折、従来ならば村が支援すべき予算を改良区独自の財源で賄えるとしたなら、財政面でも有効であると私も思います。

以前にも答弁をいたしました。が、自然環境への負荷が少ない発電システムに前向きに取り組むことは、時代の要請かと考えております。議員のご指摘のとおり、村や改良区が実施をした安全・衛生等の調査を実施した箇所でも、経済性が有効と評価された水路もありますので、2基目の施設については検討してまいります。

ただし、数億円に上る初期投資とそれに伴う財源の問題、財源に伴う事業主体の問題、水利権の問題、事業に精通した職員の育成等々、課題は多々ありますので、その解消に取り組んでいくことから始めるのが現実かと存じます。

次に、27年度に村の施設で使用した光熱費の総額であります。電気代について答弁をさせていただきます。

村の施設とは申しまして、インフラ資産や公共下水道事業会計など幅広いことから、施設のうち役場庁舎、多目的研修会施設、ふれあいセンター、南・北小学校、中学校、ウイング21といった箱物の施設で、規模が大きい施設については、総額2,534万1,861円となっております。

加藤議員の1つ目の質問に対しての答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 答弁ありがとうございました。

まず、給食費の無料化の問題ですけれども、先ほど言いましたように、この2年間で多くの自治体が、給食費の完全無料化、それから一部無料化、お米の分だけ無料化にするとか、多彩な支援の仕方をやっています。

先ほどもちょっと述べましたけれども、前は移住を促進するような感じで、そこの学校教育費を下げるというような目的で小さな自治体がやっていたと。それはご指摘のとおりだけれども、

先ほども述べましたように、大田原市では3億円近くのお金を使ってやっている。

それから、これよりもっと多い滋賀県の長浜市、これはこの9月から、28の小学校、児童数6,757人の、7カ月の予算額でも1億6,520万円かけて無料にしていくと。やはり、教育を地域で支え合っていくと、保護者だけに負担するんじゃなくて、地域の永続のために、村も、町も市も積極的に予算を出すと、そういうふうな考えなんですよね。

それで、先ほど言った池田、松川についても、ことしから1万円の補助金を出しています。だから、白馬村も、やはりそれにおくれるなということと、それから、やっぱりそういう施策をやっていくことが、白馬村の名をますます高めることにもなります。

だから、こういう施策について、ちょっと無理なような答弁を今されましたけれども、来年度に向けて、とりあえず松川、池田のように頭出しで1割を補助するとか、1万円補助するとか、1万円補助するというのは大体2割になるんですけれども、それぐらいの考えは村長のほうにないか、再度伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） ただいま答弁をしたとおりであります。白馬村も今度、給食センターを来年度、6億円余りをかけて建設するというような状況であります。先ほど申し上げましたように、そのタイミングとして、そのときに考えてまいりたいというふうに答弁をしたところでありますが、非常に白馬村も、いろいろな事業が山積しているわけですが、先ほど加藤議員の言われるとおり、子どもの教育というのは非常に大事だということは私も十分認識をしております。そんな中で、また今後について検討をさせていただきたいということでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 今回質問が多いですから、次に進ませていただきます。

給食センターの設置のときに再度考えるということで、前向きな答弁を期待しています。

それで、次の就学援助金、これは、白馬村は7月支給になっているわけですが、新入学の用品がやっぱり7月では、ランドセルを買うにしても、ちょっと時期がおくれると。机を買うにしてもという、いろんな学用品をやっぱり3月中に用意したいということで、父兄のほうから、同じ制度があるんだったら4月に支給するようにということで、そういう要望がたくさん出ています。

それで、それを白馬村でもやれないかということなんですけれども、今、前年度の源泉徴収票がなけりやできないとか、昨年の所得がわからないからちょっと無理だとか、そういうような答弁でしたけれども、実際、先ほども言いましたように、200万人都市の福岡市、ここはもう去年からやっているんだよね。それから、またことしからは、58万人都市の八王子、それから函館、そういう大きなまちもやっているんです。だから、何かこういう事務的なことだけで無理だ

というんじゃないくて、こういう都市がやっておるんだから、その気になればやれるんですね。

それで、これらについては、余分にお金がかかるということではないんです。7月に支給するやつを3月に支給するだけのことでですから、財源的にも何も問題ないから、こういう自治体がちょっと資料を取り寄せて、どうやっているのと、今から手配をすれば、来年の3月に十分に間に合うと思うんですけども、そういう資料を取り寄せて、前向きに実行するような、研究をするお考えかどうか、その辺だけお聞きます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 3月支給のことにつきまして、非常に貴重なご意見を伺いましたので、早急に資料のほうは取り寄せまして、どういったような事務処理をしているかというようなことについては研究をしていきたいということであります。

それと、今、7月支給の部分については、所得要件の部分もあるんですけども、1学期分の給食費の実費を実績として支給するという作業もあるものですから、所得要件ばかりで延ばしているということではないという部分については、ご理解をいただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 次に、震災の支援のところの再質問をさせていただきます。

先ほど質問で、私が述べた2つの事業所に対して減免をしたのかどうか。27年度について、減免をしたのかどうかというところの答弁が漏れていますので、そこをまずお願いします。

それから、この2つの施設とも、植物園については、その後28年も、橋の工事のために、これは迂回路はあるかもしれませんが、通常観光客が行くような道路はないと思うんですよね。あの橋の工事のために、28年度も1年間、まだ営業できないというのが続いていますよね。そういう中で、原因は、地震によってあの道路が破断し、それで橋が壊れたという、原因はそこだから、それに対しては、地震上の支援策をほかの産業と同じように、農地のところとか建物と同じようにやるべきではないのかと。

それから、温泉施設についても、やはり地震によって、今まで自噴していた温泉がポンプアップに切りかわったと。それで、それによって大量に出たり、いろいろトラブルが起きて、たびたび休業、私のすぐ近くですから、すぐわかるんですけども、たびたび休業していたと。そういうときに、それに対する固定資産税とか、ほかのいろんな減免制度があるんですけども、そういうことを行ったかどうか、具体的にお答え願います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。平林参事兼税務課長。

参事兼税務課長（平林 豊君） 27年度につきましては、一応震災があって、それを認めた部分については減免をしております。28年度につきましては、減免制度は27年までで終わりますので、あとは、先ほど村長の答弁で申しましたように、徴収猶予の関係になります。1年徴収猶予につきましては、滞納処分については対象にならないということで、それについては一応、

今のところ、相談には来ていただいてはおりません。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 今の、申請があればやると。それでも、やはりああいう業者の方にとってみれば、なかなか自分のほうから申請するのが、ちょっとちゅうちょするということで、やはりそういう制度があると、おたくの場合は、いろんな人が通っていて、当然わかっていることだから、ちょっと声をかけて、こういう制度があるので、こういうふうに申請しなさいよと、そういう声かけが非常に私は重要だと思います。

それから、28年度はどうのという、今答弁でしたけれども、もうちょっと広く言えば、天災、それから風水害、火災など、自然災害については減免する制度が国の中にありますね。それで、個人事業税とか固定資産税、それから不動産取得税、個人の住民税、軽油取引税、それから事業所税、この辺が減免の対象になるということが法律上はあるんですけども、その辺もわかりやすく当事者に説明しながら、やはり2年間営業できないということは非常に大変だと思うんです。

それから、もう一つの、たびたびポンプをどうのこうのするというのも大変だと思いますから、それは、どちらも村の大切な観光施設ですから、もう少し相談に乗って、生活支援になるような感じでやってほしいと。それはお願いして、次の質問に移ります。

次は、国民健康保険税の意見ですけれども、先ほど2,500万円、基金から取り崩したというような説明がありましたけれども、25年度決算を見ましても、5,400万円の余剰金があります。26年度は6,100万円、それから、27年度が6,000万円と。だから、この余剰金があって、26年度6,100万円の余剰金があって、それで、ことし、2,500万円を準備金から取り崩したというんだけど、ちょっと考えが違っていると。それで、またことし、その余剰金を入れたがために、また6,000万円の余剰金が出たと。だから、2,500万円取り崩さなくても十分やれる会計なんですよ。だから、この余剰金の推移、それから準備金の積立基金を見れば、来年度1万円ぐらい引き下げても十分対応できると。

それで、この間の決算報告の中でも、国保税の滞納が多いと。やはり、高い保険税を安くするというのも、滞納を少なくすると、それから、短期証明書の発行を少なくすると、誰でも国民保険証を使えるような状態に戻すことは、非常に私は重要だと思うんです。だから、その辺、もう少し精査をして、まだ時間がありますから、精査してほしいと思います。

それから、もう一つお聞きしたいのは、国民健康保険を30年度から都道府県化するというのは、これは国の方針で今、それが進められています。それで、全国知事会が、都道府県化するんだったら、もうちょっと財源支援を国が県にせよと、そういう要望を出しました。それに対して、1,700億円の財源を各自治体に配ると、配付すると。これは29年度も30年度以降も続けると、厚労省は明言しています。

この1, 700億円を各自治体へ配分すれば、白馬村の場合、1人当たり5, 000円の補助になるんですね。5, 000円の補助になるということは、先ほど、1万円のうちの5, 000円、そっちのほうから回してもいいんだし、それは別枠でどこかに使うんだったら、その分、財源的に支援されているんだから、当然そこは1万円の引き下げは、私はできると考えています。

その1億7, 000万円の財源を各自治体に配付するといつて、ことしはどういう形で、白馬村の場合は1, 700万円ぐらいあったと思うんですけれども、どういうぐあいに使われたのか、報告をお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） それでは、加藤議員さんの国保税に関する再質問でございますけれども、まず1点目、繰越金と基金の関係でございますけれども、まず、医療給付に充てるべき財源としましては、まず基金と、それから繰越金というのが当然考えられるわけでありまして、

過去の経過を見ますと、平成25年度決算におきましては、繰越金と基金を合わせますと2億2, 000万円ほどまで基金がふえてきております。当時この議論の中で、余りにも基金も多いので、各被保険者のほうに還元をしないかということで、税率の引き下げを行ったわけでありまして、

その結果、今度、27年度決算におきましては、先ほど2, 500万円赤字になったと村長答弁で申しましたけれども、その分がマイナスになりまして、ちょうど合わせた総体の残高というのは、2億500万円ほどという金額になっております。

どうしても、とんとの収支でいけばいいんですけれども、26年に税率改正したときには、ほぼ4, 000万円、毎年赤字が見込まれるという想定で組まれておりますので、なかなか現状、実質の収支が赤字の中では、一気に引き下げをするというのは、現実的にはちょっと難しいのかなというのが現在の状況でございます。

それから、もう1点、国の施策の中で1, 700億円各自治体に配分されるということになっております。これを私ども白馬村の27年度の国保会計に当てはめてみますと、基盤安定繰入金ということで、一旦一般会計のほうに入ってくるお金がありますけれども、そちらが27年度におきまして、支援分ということで2, 400万円入ってきております。これは、前年度が1, 100万円ほどでありましたから、この部分で1, 300万円ふえているということになります。大ざっぱな計算ですけれども、換算すると、1人当たり4, 000円ほどの効果があったかということになるかと思いますけれども、トータルで見ますと、結局この分というのも、2, 500万円の赤字の中にのみ込まれてしまっている部分になりますので、現状では、この分というのが財政効果ということで、プラスの面では出てきていないというのが現状であります。

それから、もう1点、加藤議員さんから、具体的に今、1人1万円程度の減額ができないかと

いうお話がございましたけれども、１万円で、今大体、被保険者が約３，５００人おりますから、単純計算しますと３，５００万円。それに、今年度の実質赤字が２，５００万円ということを加味しますと、毎年今後６，０００万円ぐらいの赤字が出てくる可能性があるわけですので、それを考えていくと、２年ほどで基金がなくなってしまうという計算になるわけであります。

先ほど村長の答弁にもありましたとおり、都道府県化に向けて、２９年度中には、いずれにしても税率の見直しを行っていかなければいけないということを考えておりますので、加藤議員からご提案のありました２９年当初からの引き下げというのは、やはりちょっと現状では厳しいのかなと。都道府県化に合わせた税率の見直しの中で再度検討していくことが、今現状の中ではベターなのかなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私のほうからは以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第１番（加藤亮輔君） ちょっと時間がないんですけれども、赤字、赤字と言いますけれども、２，５００万円の繰入金を入れなくても、３，５００万円の余剰金が出るんだよね。今、入れたがために６，０００万円の余剰金になったけれども、２，５００万円を取り崩さなくても、それで計算すると、３，５００万円の余剰金が出るということだから、赤字だからどうのこうのというのは、ちょっと私は筋が違うと、私はそういうふうに考えます。

それから、もう一つ質問要求してありますので、時間がないからそちらに移ります。

もう一つは、環境審議会についてです。環境基本条例について、２問質問いたします。

１つは、環境審議委員の選定についてです。白馬村の環境基本条例第２６条に、環境審議会は委員１７人以内で組織する、２、委員は次に掲げる者のうちから村長が委託する、１、村会議員４名以内、２、識見を有する者１２名以内、３、関係行政機関の職員３人以内と決まっています。このように決められていますから、一般の住民が参加できない条例になっています。

今の時代の趨勢に合わせても、一般住民及び公募の方が参加できるような条例に改正すべきだと思いますけれども、どのようなご見解ですか。

それから、２つ目は、同じ環境基本条例の中の基本計画についてです。

村の環境基本条例第８条に、村長は環境及び景観施策を総合的かつ計画的に推進するため、白馬村環境基本計画を定めなければならないと制定を義務づけています。にもかかわらず、６月議会では、策定義務のない任意計画、それから、環境基本条例にあるから、環境基本計画の策定は進んでいないというような答弁でした。

この計画は、先ほど言いましたように、８条で村長に制定を義務づけています。私は早急にこの計画を作成すべきと考えますが、村長はどのような見解かお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 加藤議員の２つ目の質問でございますが、環境基本条例について、最初に、

一般住民を公募で参加させるべきとのご質問であります。現行の白馬村環境審議会の委員数は15名以内、内訳は村議会議員4人以内、識見を有する者12名以内、関係行政機関の職員3人以内となっておりますが、私は、環境審議会委員は、法律や村内状況に精通している専門家が必要であると考えております。したがって、個人を公募するよりも、各種団体から推薦された専門的知識を有する者のほうが適切であると判断しております。

これは、改正前の開発基本条例の際の構成員の考え方は同様でありましたが、委員数については、当時の条例改正時に検討されていると伺っています。

なお、第2回環境審議会の折、宿泊業を営む既存施設経営者を入れたほうがよいのではないかと意見があったことから、委員に加わっていただくよう、現在調整中であります。

次に、環境基本計画の策定についてのご質問ですが、村では環境基本条例を初めとした環境基本条例施行規則開発指導要綱や運用事項を定めており、これまで一定の効果を得てきたと考えています。

計画策定は目的遂行のための一手段であります。一定の効果をj得ている時点での策定は、計画をつくるのが目的となってしまう可能性もあるため、策定意義は薄いのではないかと考えております。しかしながら、今後の環境変化や社会情勢などにより必要性があると判断すれば、柔軟に対応してまいりたいというふうに考えております。

加藤議員の2つ目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は、答弁も含め、あと6分です。質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） まず、村民公募の方の参加の問題ですけれども、村づくりの基本は、第4次総合計画のときのキーワードである行政と住民の協働の村づくりと。これが、白馬村は10年間、その考えでやってきたんですね。

それで、またこの第5次総合計画、多様性をキーワードにすると。この多様性というのは、村民、外国人も含め、いろんな住民の多様な考え方と要求と、そういうものを村の中でいろいろ話し合って、それで一つのいい方向へ行くと。そういう意味の総合計画のキーワードだと私は思います。もちろん、国民主権、村民主権というのは、言うまでもなく当たり前のことなんですけれども。

そういう観点から考えれば、個人の意見を聞くよりも、はっきり言えば団体の意見を聞いたほうがいいという、それはちょっと筋が、村づくりの基本中の基本のところを、私はちょっとボタンをかけ間違えておるんじゃないかと、私はそういう考えですけれども、今後もこういう形で、村民の意見よりも、こういう団体の意見のほうが、こういう専門的なときはやるという考えか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほど伊藤まゆみ議員の質問に対しても答弁させていただいたわけですが、団体等に委員をお願いしてという、そういったお話をしたわけでもありますけれども、当然委員の中には、村民の代表であります議員も出ております。そんな中で、いろんな意見を吸収しながら進めていくというのが非常に大事だというふうに思っておりますので、いろいろなご意見もあろうかと思いますが、私も考え方として、いろいろな意見は取り入れてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 時間がないもので、もう一つの質問がありますから、そちらへ移って、時間があれば再度質問させていただきます。

それから、環境基本計画の問題ですけれども、やはり条例があったり、ほかに要綱があると。そういう形で、まだつくらなくてもいいだろうというんですけれども、これは8条で、定めなければならないと規定されちゃっておるんですよね。だから、これは、つくるとするのが大前提なんです。条例を無視するというか、法令遵守とか、いろいろな言葉を使って答弁されますけれども、条例に決まっておることを自分たちの都合でつくらない、つくるということを決めるのは、甚だ問題を残す。だから、これはつくれと書いてあるんだから、つくる方向で考えるというのが私は筋だと思います。

それから、もう一つ、ほかの条例でいろいろあるというふうに書いてありますけれども、だったら、環境基本計画の2項のところに、1、環境の保全及び景観の形成に関する総合的かつ長期的な目標、それから、2番目の環境の保全及び景観の形成に関する施策の方向性、それから3番目、環境の保全及び景観の形成に関する行動の指針、こういう長期的な目標とか行動の指針とか、そういうものはどこに書かれているのか。

いろいろな自治体の環境基本計画を見ますと、具体的には河川とか森林、農地、動植物、山岳、文化遺産、緑地、景観、大気、臭気、水質、騒音、振動、地下水、不法投棄、エネルギー、廃棄物対策、環境情報、それから環境教育、環境保全活動など、幅広く計画の中には盛り込んであります。そういうものが、今言ったようなことは、ほかの条例とか要綱を見ましたけれども、やっぱり漏れている場所がいっぱいあります。

だから、そういう意味からいっても、やっぱりこれはつくったほうが、白馬の自然環境をどうしていくのかということに立ってつくるべきだと私は思うんですけれども、再度、村長、悪いけれども、答弁をお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほど、最後の答弁で申し上げましたが、今後の環境変化というような、そういった答弁をさせていただきました。環境変化や、それから社会情勢といったようなことにより、必要性があると判断すれば、柔軟に対応してまいりたいというふうに思っております。

ので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第1番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時08分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第9番田中榮一議員の一般質問を許します。第9番田中榮一議員。

第9番（田中榮一君） 9番田中榮一です。

お疲れかと思いますが、しばらくおつき合い願いたいというふうに思います。

私は今回、防災についてと山岳観光について、共同調理場についてという3項目についての質問をいたします。

初めに、防災についてであります。

特に水災害にかかわるところを主体的に質問したいというように思いますので、そのように頭に入れておいていただいて、ご答弁を願いたいなというように思います。

迷走した台風10号が北日本に深い爪跡を残しました。各地で堤防の決壊や浸水が相次ぎ、岩手県では高齢者施設が水につかり、多くの人が亡くなりました。この異変が地球温暖化によるものなのか、はっきりしませんけれども、局地的な豪雨を含め、経験したことがない気象災害がふえています。

我が村も、想定を超える被害がいつ起きてもおかしくないという前提で備えをしなければならぬと思いますけれども、次のことについて伺います。

1つ、予定している地域防災計画改定の進捗状況を伺います。

2つ、国が求めている住民主体の地区防災計画や住民主導型の警戒避難体制づくりについて、村としての対応を伺います。

3つ、避難準備・避難勧告・避難指示など、タイムラインや災害応急対策マニュアルがつくられているのかを伺います。

4つ、村内に設置されている雨量計の場所と、必要と思われる場所を伺います。

以上4点について質問をいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 田中議員から3点について通告されております。

通告に従って答弁をさせていただきます。

まず、防災に関しまして、4つの質問をいただいておりますので、順次お答えをいたしますが、

その前に、このたびの台風10号に伴う水害によりお亡くなりになられた方々に、謹んでお悔やみを申し上げます。また、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

最初に、地域防災計画改定の進捗状況についてのご質問でございますが、防災計画の策定業務については、地域の実情把握を初め、国や県の動向などの研究が必要であるため、事業量は相当なものになります。そこで、自前での策定は困難であると判断し、今年度、6月1日に指名競争入札を実施し、落札者であるアジア航測株式会社長野営業所と6月6日に業務委託契約を締結したところであります。

現在の白馬村地域防災計画は、これまでの一般質問の答弁でも申し上げているとおり、災害対策基本法の改正などの定期的な見直しが行われておらず、大規模な改正が必要な状況となっております。契約締結以降、受託者には、現行の白馬村地域防災計画を初め、防災ハザードマップ、各種防災関連資料を、そして、長野県の防災計画を初め、国土強靱化計画、地震被害想定調査、浸水想定区域図などの資料収集を行っていただいております、これらの資料により、県の地域防災計画との構成の比較、国・県などのマニュアル、ガイドライン、神城断層地震など近年の災害教訓、地域特性などを踏まえて、本計画に盛り込むべき内容の過不足を整理していただいているところであります。

今後、防災計画の目的、防災施策の理念、目標及び基本方針を明らかにして、庁内調整や防災会議を経て、村、県、公共機関、村民などの役割を明確にしていまいりたいと考えております。

また、新たな防災計画が策定された後には、ハザード情報のほかにも、避難や防災に関する用語の解説や避難方法、個人でご用意いただきたい非常用備蓄など、防災に関するさまざまな情報を盛り込んだ防災マップの頒布を計画しており、作成に向けた構成の検討も並行してまいりたいと考えております。

2つ目の住民主体の地区防災計画や住民主導型の警戒避難体制づくりについてのご質問でございますが、ハザードへの対応として、ハードの整備が必要であるという認識はあるものの、急峻な地形にある白馬村においては、全てを実施することは現実的に困難な状況であります。そこで、ソフト面での備えが引き続き重要であると考えています。

平成25年3月には、東日本大震災を踏まえて災害対策基本法が改正され、市町村の一定の区域内の居住者及び事業者による自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が創設され、地域コミュニティ全体で自然災害に対して防災や減災の意識を持つことの重要性が求められました。

これは、例えば阪神・淡路大震災では、倒壊した家屋から救出された方の約8割は家族や近所の方によって救出をされたことや、一昨年、神城断層地震でも、本村は実際に地域住民による助け合いを経験しており、災害時には、いかに地域コミュニティが重要であるかが証明されているところです。

一たび災害が発生した折には、地域への愛着や関心を契機として、地域相互の信頼をもととした助け合いの心が肝要であります。地区防災計画制度は、防災・減災に対して、トップダウンの取り組みだけではなく、ボトムアップの取り組みも取り入れ、公助や自助だけでなく共助を充実させ、地域防災力の向上を図るものであると認識しております。

白馬村においては、これまで、自主防災組織での取り組みを初め、社会福祉協議会が先導する災害時支え合いマップづくりなど、各地区において災害時に備えた取り組みをそれぞれ実践していただいております。また、蕨平地区では、昨年度より姫川砂防事務所の協力も得ながら、住民主導型の避難体制づくりと、今年度は、その避難体制をもとに避難訓練の実施を予定しているところであります。村では、こういった取り組みの重要性をご理解いただくとともに、引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

3つ目の避難情報など、タイムラインや災害応急対策マニュアルの策定状況についてのご質問でございますが、避難勧告などの発令の判断基準については、土砂災害と洪水の場合に分けて基準を設けています。

初めに、土砂災害に係る発令基準ですが、主に土砂災害警戒情報が発令をされたときに避難準備情報が、降雨の状況が土砂災害発生危険基準線、通称C Lラインを越え、さらに増加することが予想されるときに避難勧告が、土砂移動現象や流木の流出、斜面の亀裂などの前兆現象が確認されたときに避難指示を発令することとしております。

次に、洪水に関してですが、洪水注意報が発表され、今後も水位上昇が予想されるときに避難準備情報が、洪水警報が発表され、今後、氾濫危険水位に達すると予想される場合に避難勧告を発令することとしています。

職員体制につきましては、休日・夜間に大雨洪水警報が発令されたときに、総務課長と建設課長の判断により警戒配備をとることとし、具体的には総務課、建設課、農政課の男性職員で当番を編成し、この当番は、河川の状況の監視や气象台などから情報収集を行うなどして、村民の生命や財産が脅かされる事象の発生がないかを注視しています。災害の発生が危惧されるときは、災害時職員初動マニュアルにより非常配備をとり、さらに、万が一発生してしまった場合には、全職員出動の緊急配備となります。

避難情報発令については、河川の水位を初め、降雨予測など、さまざまな情報を収集し、また、消防団などの現場の状況も把握する中で、何よりもまず命を守るということを最優先に、早目、早目の発令を肝に銘じております。空振りには許されるが見逃しは許されないと言われております。発令基準を満たした場合は、ちゅうちょすることなく、避難勧告などを発令し、あわせて、空振りがあっても、被害がなければよかったと思えるような村民の意識の醸成も必要であると感じております。

最後に、村内に設置されている雨量計についてのご質問ですが、県内の雨量情報等を確認する

ことができます長野県河川砂防情報ステーションでは、気象庁が設置をしていますアメダスの有線ロボット気象計が役場の敷地内に、国土交通省関係では松本砂防姫川出張所、白馬岳、猿倉、八方山、平川上流の５カ所に、長野県関係では大櫛川上流、犬川上流、白沢上流の３カ所に雨量計を設置しており、長野県河川砂防情報ステーションのウェブサイトにおいて、１０分間と１時間の実況雨量とビーカー雨量、土砂災害、県の雨量予測等の情報が提供されています。

また、雨量計が必要と思われる場所についての質問でございますが、現在設置されている雨量計の分布を見ますと、村内の東側が少ない状況であります。雨量情報の使い道により、専門的な見地からの意見が必要であるというふうに考えております。

田中議員の１つ目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第９番（田中榮一君） 私ちょっと、「白馬の歩み」という村誌をちょっとひもといてみたんですけども、非常に白馬村の過去、明治時代から調べたんですけども、松川、平川、犬川、それから谷地川とか滝沢とか、非常に甚大な被害を受けているというところが出ております。

特に、昭和９年にも平川も決壊していますし、昭和２４年にも平川と松川も氾濫しているということで、特に昭和３４年の伊勢湾台風では、非常に北小も水につかったりなんかして、甚大な被害を受けて、その被害額が２億９，０００万円ということで、災害救助法が適用されているというところが出てまいりました。

いろいろ河川改修が行われまして、今本当に、最近では７．１１の豪雨のときでも氾濫することなく、どうにか無事に過ぎたわけでありまして、だけれども、まだまだ、先ほど冒頭に言いましたように、台風１０号のあの降雨量というのは、並大抵の量ではなかったというように推測されるわけでありまして。多分７．１１よりも雨量は多かったということで、局地的にそれ以上のものが白馬でも、これからも予想されるということをやっぱり頭の中に入れて、やっていかなきゃならないなというふうに思って、今回質問したわけでありまして。

具体的に言いますけれども、例えば、台風１０号ですけれども、そのときの対応はどうしたのか、そのところを総務課長にお伺いします。今回の台風１０号の対応はどうだったのか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 台風１０号の対応というのは、具体的な対応はちょっと覚えておりませんが、先ほど村長の答弁の中にもありまして、大雨警報が発令された場合には、職員に、いわゆる大雨に関する情報のメールが入ってまいります。その時点で建設課長と相談し、対応をどうするのかという部分がございます。これは台風に限らず、大雨の情報が流れてきた都度、判断をしているということで、ちょっと個別の台風１０号の対応については、申しわけありませんが、覚えていないという状況でございます。よろしくお願いします。

（発言する者あり）

総務課長（吉田久夫君） すみません、台風１０号の折に、朝５時過ぎに私と建設課長のほうで庁舎のほうに参って、建設課のほうは建設事務所からの連絡待ち、総務のほうは北安曇支部の防災担当からの情報提供ということで、庁内で対応させていただいたということでございます。よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第９番（田中榮一君） ああいうような大きな台風が来たときには、そういう対応をしているということでもあります。

先ほど答弁にありましたように、白馬村の防災ハザードマップというものの、これは村民に全部配られているものでありますけれども、各家庭でもって、どの程度これを今持っておられるのかどうかわかりませんが、これからは見直していかなきゃならないというような答弁がありました。

この中をちょっと見てみますと、やはり水位の上昇と発令基準というところがあるわけですが、このところは、まさに国交省とか長野県気象庁が発令する情報をもとに、村は判断しているということでもあります。今度の台風１０号のことは、それを国のほうの情報、県の情報ということだけでもって、多分、東北の市町村は対応してきたということで、あれだけの甚大な被害が出てきている。これからはもう、自分たちで自分たちの村が、事前に、極端なことを言えば避難指示までしていかなきゃいけないという、そういう情報をしっかり村自体で判断していくという、そういうところが求められてきているのではないかとこのように思います。

きょうのテレビ番組でも、そのことは、国もこれからはそのようにしていかなきゃならないというような、ニュース番組でやっておりましたけれども、じゃ、もう少し具体的に聞きます。

１０号のときに、総務課長、建設課長が５時半ごろに、早朝にもかかわらず出てきて、対応をどうしようかということでもって、２人で待機したということでもあります。例えば、あれが白馬村も直撃したというふうに想定して、そのときに、住民組織に避難勧告なり避難指示をしなきゃいけない場合になった場合、今、シミュレーションというような形でちょっとやりたいんですけども、総務課長、建設課長で、これは危ないと、避難指示をしなきゃいけないといった場合には、どういう対応をしようとしたのかどうか、どうですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 避難指示等の対応につきましては、できる媒体を多く使うということで周知するのが当然かと思います。まず一つとすれば、同報無線を流して呼びかけるというのが一つかと思います。緊急配備ということになりますと、消防団は水防団も兼ねておりますので、消防団経由で、いわゆる音声拡声器を使いながら地域を守るというのも一つかと思いますので、できるだけ多くの媒体を使って周知をするということになろうかと思います。

第９番（田中榮一君） それから、そのときに、各地区の行政区の区長に対する連絡というものは

入れるんですか、入れないんですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 区長さんのほうにも、当然のことながら、同報無線での周知はしていただき、区長さんにはその時点で、区長という職責の中で、地区の住民の安全を確保していただくということは、各地区の中で自主防災組織という設立もありますので、自動的に自主防災組織としての活動というのが出てこようかと思います。

災害が発生した際には、これは7. 1 1の際もそうですが、区長経由で情報収集するという作業になろうかと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） じゃ、もう少し聞きます。

昼間であった場合に、子どもたちが学校にいる場合、学校組織に対しての連絡はどうなっていますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 災害本部を設立するかどうかというようなこともありますが、当然、防災の主管課となります総務課のほうから情報提供し、教育委員会、学校のほうからきずなメールを通じて、そこから先はあくまでも想定になりますが、迎えに来ていただく等の形になろうかと思います。

いずれにしても、災害が発生したということになれば、震災のときと同じように災害対策本部というものを設立しますので、それぞれその部の職務に従って遂行していくということになろうかと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 震災の場合は、事後にすぐ対応しなきゃいけないということで、経験している中で、非常に素早い対応をされたわけですがけれども、これは、まだ起きない段階での避難、おそれがあるというところのタイムライン、事前の防災行動計画というか、そういうものだというふうに思いますがけれども、もう一つ教育長に聞きます。じゃ、そういうふうに来たとき、学校のほうの対応はどうされますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川宗幸君） 大雨のときの対応でございますが、現在もそのような状況、たまにあるわけでございます。台風の場合ですと、台風の進路の情報、それから、それぞれ警報等の発令、また、先ほど総務課長のほうからも話のありましたように、総務課からの情報、そういうものを学校のほうと連絡をとり合いながら、例えば通学のときだとか、下校のときだとか、また、場合によっては休校にするだとか、そういう判断を教育委員会と学校としている状況でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 当然、保育園もそういう対象になるかと思いますが、その点は、健康福祉課長、保育園の対応はどうされますか。

議長（北澤禎二郎君） 太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） 保育園につきましても、そういった状況になりましたら、きずなメール、あるいは臨時休園という措置が考えられると思いますので、その状況になりましたら、そういった対応をとっていくものと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） ちょっと調べてみますと、アメリカあたりなんかは、台風が発生した5日前ぐらいからタイムラインというものをつくって、それで対応しているということで、ハリケーンと向こうは言っていますけれども、ハリケーンが来たときには、もう全て完了しているというような対応をしているということなんです。

アメリカの国土と、またいろいろ違うかもしれないですけども、日本としても、本当に台風が発生した時点において、じゃどうしようというような事前防災行動計画というのを早目、早目に、やっぱりつくって対応していかなきゃならないだろうと。避難指示というところまでやはり考えて、対応していかなきゃいけないというふうに思います。

今配布されている防災マップ、まさに住民は、行政のほうの指示待ちであると、今はそう思います。だから、私は指示待ちじゃなくて、自分の身は自分で守ると、自助・共助というところで、こういう事前の予想される水害に対しては、自分の判断で逃げていくというところも、ある程度徹底していかなきゃならないだろうというふうに思います。

という意味で、それには情報きちっと住民に伝えていくというところで、雨量計がどこにあるかというところを、一番大事な雨量計がどこにあるかというところで聞いたわけであります。ぜひこのところを、早目、早目というところで、地域防災計画というものを早急に村民につくってほしいというところを指導していただきたいというふうに思います。

初めてこれが、国の防災基本計画と村がつくっている地域防災計画、それから行政がつくる地域防災計画と、その3つがうまく組み合せて身を守っていく、住民の命を守っていくということになると思います。ぜひ地域防災計画、早目、早目の対応をお願いしたいというふうに思います。

次に移ります。

次に、山岳観光についてであります。

ことしから、8月11日が国民の祝日となり、白馬村に訪れた登山者は、大雪渓ルートで700人を超えるにぎわいであったという、今定例会の村長の冒頭の挨拶の中にありましたけれども、今後、登山客がふえることを期待するところでありますけれども、先日、天狗山荘と村営頂上宿舎に観光課の職員と視察に行ってきましたけれども、その感想として、両施設ともかなり老朽化が進んでいるということで、小屋の存続の場合には大規模な改修が必要になるというよう

な思いをして帰ってきました。

それでは、今後の山小屋経営についての考えをお伺いいたします。

1つ目に、大規模改修工事を考えていますか。

2つ目に、延期になった天狗山荘トイレ改修はどう考えていますか。

3に、雪不足により現在閉鎖されている大雪溪ルートは、来シーズンに向けての対策を今からやっていかなければと思いますけれども、考えをお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 田中議員の2点目の山岳観光について、最初に、今後の山小屋経営について、大規模改修を考えているかについてであります。村では現在、4つの山小屋を所有しております。それぞれ厳しい自然環境にさらされる特殊な立地であることから、特に村営頂上宿舎においては、稜線特有の強風や、時に10メートルにも及ぶ積雪の重みにより、屋根や外壁に受ける損傷が絶えません。近年は敷地の地盤が伸縮または移動しているおそれがあり、その影響からか、建物のゆがみや基礎へのひびが確認されております。

そのような状況から、本年度は、まず地盤の伸縮調査を行っているところです。現時点で原因は特定できておりませんが、通年での調査を複数年継続したいと考えております。また、近年、他の山小屋でも改修が進む環境配慮型トイレへの対応につきましても検討する必要があります。毎年、通常の維持管理の範囲で行っている修理費も決して安くはなく、個別の対応よりも、宿舎全体の将来像を描きながら、総合的に検討し、判断していく必要があると考えます。

その際は、近隣や民間経営の山小屋との協議、近年減少傾向にある登山客数や登山スタイルの多様化など、あらゆる要素を考慮し、白馬山頂における山小屋のあり方について、大規模改修の可否も含め、検討してまいります。

次に、延期になった天狗山荘の改修についてであります。天狗山荘については、登山道上の公衆トイレ設置事業とあわせた改修を予定しておりましたが、事業費の内訳において、ヘリによる資材輸送費が当初見込みより大幅に費用がかかることがわかり、具体的には当初の倍以上、金額にして1億円を超えることになり、今年度の事業実施を一旦見送ったところです。

現在、設計内容の精査をしており、特にヘリによる輸送費は、今後、ヘリ会社も含めて内容の確認を行う予定です。本事業には国庫補助金も関係することから、県を經由して、環境省に対して、来年度の事業実施を含め、検討しているところであります。

また、天狗山荘も頂上宿舎同様、トイレ以外にも改修が必要な箇所がありますので、修繕工事として、トイレ改修に引き続き実施してまいりたいというふうに考えております。

最後に、大雪溪ルートの来シーズンに向けた対策であります。ことし3月までの降雪の少なさは、夏山にも至るところに影響を及ぼしているところです。7月中旬には大雪溪から葱平への取りつきルートは困難となり、秋道と呼ばれる大雪溪内での迂回ルートへ変更され、その後も状

況に応じたルート変更が相次ぎました。至るところでクレバスと呼ばれる雪の割れ目が見られ、安全登山への影響が懸念されましたので、8月23日、8月29日の2回にわたり、山岳関係者による現場確認が行われ、登山者の安全を第一に考え、9月1日から大雪渓ルートの一時通行どめを決断をしたところです。

このような状況は、いまだかつて記憶がないと山岳関係者も言うておりましたが、地球温暖化と相まって、今後も同様な事態が起きることも想定されます。

対策についての質問ですが、今回の大雪渓ルートの通行どめに際して、再三、山案内人組合や山小屋関係者と意見交換を交わす中で、これまでも議論されてきた白馬尻と梅池自然園を結ぶルート整備と並行して、白馬尻と小蓮華を結ぶ新たな登山ルートを確保することも必要ではないかとの意見もいただいております。

村としましては、山岳観光や登山者への安全確保の両面から、山岳関係者や環境省、林野庁など関係省庁を交えながら、来年度は新たな登山道ルート整備に向けての現地調査について、新年度予算編成に合わせて検討してまいりたいと考えております。

2点目の質問については以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） これも村誌のところを見てみますと、明治時代から白馬の山を守ってきた方々のご苦労というか、そういうものがひしひしと伝わってくるわけであります。そういう方々の血と汗と、涙はわかりませんが、そういうものでもって、現在の山が守られているというふうに感じるわけであります。

特に明治27年に、有名なイギリスの宣教師ウェストンが白馬に登っております。明治40年に、松沢貞逸と細野の有志とともに白馬山頂に山小屋を建てております。大正12年に小学生が白馬岳の集団登山をしているということで、並べると幾つかあるんですけども、昭和12年に昭和医大が診療所を開設している。それで、昭和17年には登山客が年間1万人を超えている。それから、ずっと飛びまして、昭和42年ですか、このときには20万人に達したということが書いてありました。それで、昭和57年に村営頂上宿舎が、約5億円をかけて建て直したということが載っております。

現在の振興公社の資料によりますと、山にある宿舎のトータルの延べ宿泊者数というのは1万人というところであります。一番多かったところから20分の1というようにところに減っているわけであります。非常にこのところが、収入が減っているというようにところで、小屋も直さなきゃいけないというところで、このところはみんなでもって、山小屋を本当にどうしていきななきゃならないんだというところを検討しなきゃならないというふうに思います。

具体的に天狗山荘も、ヘリで行ったんですけども、着いた瞬間に、玄関のところはやっぱりトイレのにおいがするというところで、だけれども、トイレの中は非常に清潔というか、掃除を

されていて、快適に使うことができたというふうになっております。頂上宿舎も一緒です。けれども、そのにおいの問題、それから、若い女性の方もいて、どういうあれでもって来たんですかと聞かれて、トイレの改修のことについて来たんですよと言って話したんですけども、トイレの後のし尿処理はどうされているんですかと、すぐに聞かれたわけでありまして。自然に放流というふうなところで答えざるを得なかったということで、山へ登る人たちも、トイレの処理というところは、非常に興味を持っていらっしゃるというように感じたわけでありまして。若い女性でありましたけれども。

特に、これから山へ登る人が、若い女性もふえてくるというところで、トイレの問題というのは待ったなしというところだというふうに思います。非常にお金がかかるかもしれないですけども、どうにかやらざるを得ないんじゃないかなという私の感想で帰ってきたわけでありまして。

特に、天狗山荘の維持をしていく重要性というのを一番感じたのは、天狗山荘から白馬頂上のほうに、当然歩いて移動するわけでありましてけれども、ゆっくりゆっくりでしたけれども、4時間以上かかって、天狗山荘から白馬の頂上宿舎まで行ったと。下から見ると、このぐらいじゃないかなんていうようなところでありましてけれども、槍のほうへ登っておりてというような感じで、登ったりおりたりということで、歩いて、ちょうど霧が出ていましたけれども、どうにか無事にたどり着いたわけでありまして。

その途中で、80歳を超える方もいたり、それ以下の人もかなりの、年配の方々のパーティーにも行き会ったというところで、多分、頂上宿舎か白馬山荘に泊まったかわかりませんが、そこから朝移動してきたというところで、非常に疲れたような感じで登っていました。だから、あの天狗山荘の存在というのは、そういう意味合いにおいて、かなり高齢者もこれから登っていくというようなところで、存在感というか、重要性というものは、特に遭難を防ぐというような意味合いにおいても、大事な施設だというふうに感じて来まして。

初めに、これからどうにか考えていかなきゃならないというところを冒頭言いましたけれども、特に職員の方々も、これはやっぱり、山小屋の経営というものを共有していかなきゃならないんだろうと。それで、よそからいろいろな電話が来たときに、山の状態はどうか、環境はどうかといういろいろ聞かれたときに、それぞれの職員が全てのことを、それぞれの者が持って、それで対応していかなきゃならないということで、かなり前まで、職員の研修制度、山小屋の研修制度というものを取り入れていたわけでありましてけれども、今はないということでありまして。

ほとんど今、課長連中は山小屋の研修を受けているというふうに思いますけれども、村長、どうですか。これから全職員の山小屋の研修という、行っていない人たちの研修というものを考えたらどうでしょうか。これからの山小屋経営というところで、実際に携わってみて、それで、それぞれの若い人たちの判断ができていくのではないかと思いますけれども、どうですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 過去には職員が研修に行ったというような話も聞いておりますけれども、今、田中議員からもそんな提案がありましたが、また検討させていただきたいというふうに思います。

特に、先ほど来の一般質問でもそんな話をしておりますけれども、この白馬は、やっぱり山岳観光が一番の、白馬村発祥のもとだということは私も十分認識しております。そしてまた、8月11日、山の日に上高地に、私は小谷村長、それから大町市長と、招待されて行ってきたわけですけれども、改めて白馬のすばらしさというものを実感したところでもあります。上高地もすばらしいところでもありますけれども、1時間半先の山の奥へ入っていかなくや河童橋まで行けない。そこへいくと、我々のアルプスは、すぐ目の前に3,000メートル級の山々がそびえ立っているというような、改めて白馬のすばらしさというものを認識したところでもあります。

そんなことも含めて、山岳観光、非常に大事だと思っておりますので、また、そんなことも含めて検討させていただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） それぞれ個人で体力的に問題があったり、それはあるかもしれないですけども、例えば猿倉の山荘でしたら、別に体力は必要ありませんし、八方池山荘も、それもないのであります。だから、全て山頂とか天狗へ行ってしまうということを言っているわけではありませぬので、ぜひ1週間程度の、最低でもその研修は受けていただきたいなというような気がしております。

それでは、次に、共同調理場についてお伺いいたします。

建設委員会がきのうも開かれたということで、次のことについてお伺いいたします。

進捗状況と建設費の総額と財源内訳をお聞きいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川宗幸君） 田中議員、3つ目の共同調理場についてのご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、建設委員会についてでございますが、学校給食施設建設委員会では、本日までに6回の委員会を開催していただいております。その中では、建設候補地や施設の構造、調理場内の大まかなレイアウトなどを検討いただきました。特に、現場の栄養士や調理員の皆様には、独自に施設見学をした後に、調理動線や調理器具なども検討していただいております。そして、検討いただいた内容は、基本設計に盛り込むため、第5回の検討委員会からは、設計業者にも委員会に出席していただいております。委員会では、今月下旬から来月上旬にかけて先進施設を視察し、さらに踏み込んだ議論をしていただく予定になっております。

今後の日程であります。基本設計は10月14日までが工期となっておりますので、その後、内容を精査し、11月中旬には詳細設計を発注し、年度内に完了する予定となっております。

本体工事につきましては、平成29年度からの事業になりますが、国庫補助事業でありますの

で、着手は事業採択後、6月ごろになろうかと想定をしております。

次に、建設費の総額と財源内訳であります。現在の基本設計は、6億円の事業費を想定して発注しております。施設の規模は800から1,000食程度ということで、県内の同規模施設の建築費から想定したものでございます。ただし、発注までには、建設物価の高騰や、詳細設計する中で造成費の増嵩なども想定されますので、総事業費はあくまでも現在の予定事業費ということでご理解をいただきたいと思います。

財源ですが、総事業費を6億円で想定しますと、国庫補助対象額が1億5,000万円で、残り4億5,000万円が単独事業となり、それぞれに起債を充当することになります。内訳は、国庫補助金6,000万円、起債総額4億2,100万円、一般財源が1億1,100万円という内訳になります。

以上、共同調理場についての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 当初、住民説明会のときには、事業規模は4億円というところを住民に示したわけでありまして。

若干の設計思想とか、その時点の市場物価とか国の補助予算で変動はあるというふうに書いてありますけれども、2億円の差というのはどこに出てきているのか、具体的に説明をしていただけますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 2億円の差の部分なんですけれども、あくまでも予定事業費ということでご理解いただきたいんですけれども、建設物価ですとか、中に入れる調理器具の選定ですとか、そういったものを検討する中で、当初の4億円の想定から、また日もたっておりますので、そういった経過の中で増嵩してきておるといえるものであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） それでは、北小の今の調理場の解体費用というのは、その中に含まれているんですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 北小もそうですけれども、南小のほうも、今度、配送したコンテナが入るところが必要ということで、現状の共同調理場のところ、給食施設のところは改装が必要ということで、そういったものも想定してということになります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 文科省は補助金等を出すに当たっては、解体費用というところも含まれるというところを言っているのではないかと思います。それは大丈夫ですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 解体費用が含まれるというのは、国庫補助事業の中に含まれるというご質問であろうかと思われます。

そのところ、詳細についてはまだ、こちらのほうで確認はしておりませんが、今のところは、国庫からは外しているという中の積み上げということでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） わかりました。ぜひ細かいところまで検討していただきたいなと思います。

特に長野市で、1万3,000食の調理場を今建設しているというところで、5億円の申告漏れがあったというようなところも新聞報道であったわけであります。私もちょっと、いろいろな補助金だ、交付金だ、起債のところとか、いろいろ文科省のページを見ても非常にわかりにくいし、素人の私が見てもわかるはずないんですけれども、ぜひ二重、三重のチェックの要るところで、財源確保していただきたいなと思います。

特に、財政係長もいますので、教育課長もそこにいらしたということで、二重、三重の村の中、県というようなところで、チェックをお願いしたいというふうに思います。

もう一つだけ聞きますけれども、検討委員会の中でもって、ハード面ということで、今つくるといってやっているわけでありますけれども、例えばソフト面というところで、食育の推進とか、地場産のこれからの活用の仕方とか、そういうところは、建設委員会でもって議論はされているんですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 具体的には、この後の細かいレイアウトということになろうかと思えます。

実際は、2階の部分、見学スペースですとか、会議室をどういうふうにしようかということで、調理員さん、栄養士さんにも入っていただいて、やっていただいております。

現場の方たちについてなんですけれども、この夏休みの期間には、南小・北小調理員の皆さん合同で、池田、松川の施設ですとか高山村の施設、そういったものを自主的に見学をしていただいて、配置等について調査・検討を行っていただいております。

また、簡単なレイアウト図も提出されておりますので、調理員の皆さんにもおろす中で、ご意見を伺っていきたいと思っております。また、この秋には、調理器具の総合展示会なども東京のほうで開催されますので、調理員さんを派遣いたしまして、施設のほう、設備のほうも見ていただくというような内容も行っております。

食育等のことにつきましても、栄養士さんを交えて、これから運用の面で考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は、答弁も含め、あと5分です。質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） どうしてこう聞かかというところ点ですけども、学校給食法というのは昭和29年に制定されたというところで、平成21年に学校給食法というのは55年ぶりに改定されているというところで、なぜ改定をされたかというところなんですけれども、食育の推進と地場産物の活用というところを入れるがために、55年ぶりに改定されたということを聞いております。というところで、ハード面ばかりじゃなくて、ソフト面はどうなっているのということで、今聞いたわけであります。

特に、地場産のものの活用、特に野菜類ですよね。その活用に当たっては、今まで小規模でやっていたもので、小さな農家に野菜類をお願いして、ああいいますよというような形で届けられることができたんですけども、これからちょっと人数が多くなってくると、小規模の農家さんをお願いするというのは非常に難しくなってくるということで。だけれども、地場産というのはやっぱり使ってほしいなということでもあります。

800人ぐらいの毎日、毎日の食の中に野菜を使うというのは、かなりの量でありますし、村の農業の活性化ということになっていくわけであります。において、地場産の人たちの、これからつくっていただける方々の、今度は指導をしたり、お願いしたり、よりそういうところが求められてくると思うんですけども、農政課長に聞いてよろしいですか。そのところは、学校給食に対しての地場産物の提供についてはどう考えているのか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） 学校給食へ地場産を取り入れるということは、積極的に進めたいということで、今現在、地場産推進委員会というのがありまして、南小の場合は飯田の方が中心となって対応していて、北小の共同調理場のほうは北城の農家の方で対応しておりますのと、あとは共同で、沢渡の畑で大きくネギとかジャガイモとかつくって、その都度、都度、学校給食には供給しておりますが、理想的な供給量と言えるかどうかという、まだ疑問はあります。あるのと、生産体制自体がなかなか、学校給食だけにシフトできていないという現状もあるかと思っております。

当初は、共同調理場をつくり直すに当たっては、食育を充実させるという、そういった公約もあったかと思しますので、その中で、ぜひ地場産を積極的に取り入れるような給食施設にしていただきたいと私どもも思っておりますが、私どもの仕事としては、生産体制をどのように、安定供給といいますか、旬の時期だけでも安定供給できるような体制づくりというのは、これは一、二年前から、ちょっと農業委員会の会長とかとも相談している課題でありますので、引き続き検討はしていきたいと思っておりますが、何しろ積極的に進めたいという気持ちはあります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は、答弁も含め、あと2分です。質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） じゃ、もう一つ聞きます。健康福祉課長に聞きます。

松川の共同調理場、この前も議会のほうで視察に行ってきたわけでありすけれども、食育というところでもって、学校から家庭に発信をしていくという、その拠点としての共同調理場であるよという説明がありました。

ということで、例えば学校給食のメニューというものは、それぞれ家庭に配られていくわけでありすけれども、そういうところで、家庭の、子どもの食事は今こういうふうにとられているということで、家もやっぱりどうしたらいいかというところで、そこでも勉強しているということでもあります。という意味合いにおいても、健康福祉課としても、家庭の健康というようなところでも、今度の調理場で発信というようなところでもって、どう活用していくかというところを考えているのかどうかということを、健康福祉課長にお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） 昨年度までの共同調理場の検討委員会の中で、食育というご意見をお聞きしております。

当然ながら、食育という面に関しては、村民の健康、児童に対する、生徒に対する健康についても、非常に重要な部分を占めているというふうに感じております。先ほど教育長の答弁にもありましたけれども、見学スペースというようなスペースも、共同調理場の中では設けられるようでございますし、食育推進計画につきまして、今年度5年目で、来年度からまた、5年計画の推進計画を今年度中に策定いたします。その中には、地場産推進も含めて、食育推進計画を今年度策定しますので、そういったところにも配慮しつつ、策定を進めていきたいというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、田中榮一議員の一般質問を終了いたします。

村長より答弁の修正の申し出がありましたので、お願いしたいと思います。

村長（下川正剛君） 先ほど加藤議員の質問の中で、小水力発電の質問の中で、売電収入は幾らだというような質問があったわけでございますが、私、税抜きで約2,900万円というお話をしましたけれども、2,700万円でありますので、おわびして修正をさせていただきます。よろしく願いいたします。2,700万円であります。よろしく願いします。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 以上で日程第1 一般質問を終結いたします。

これで本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日9月14日は午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、明日9月14日は午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時11分

平成 2 8 年第 3 回白馬村議会定例会議事日程

平成 2 8 年 9 月 1 4 日（水）午前 1 0 時開議

（第 3 日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

平成28年第3回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 平成28年9月14日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤 亮 輔	第7番	横田 孝 穂
第2番	津 滝 俊 幸	第8番	太 田 修
第3番	松 本 喜美人	第9番	田 中 榮 一
第4番	伊 藤 まゆみ	第10番	太 谷 正 治
第5番	太 田 正 治	第11番	篠 崎 久美子
第6番	太 田 伸 子	第12番	北 澤 禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下 川 正 剛	副 村 長	太 田 文 敏
教 育 長	横 川 宗 幸	総 務 課 長	吉 田 久 夫
参事兼税務課長	平 林 豊	観 光 課 長	篠 崎 孔 一
ス ポ ー ツ 課 長	松 澤 忠 明	会計管理者・室長	窪 田 高 枝
建 設 課 長	酒 井 洋	農 政 課 長	横 山 秋 一
健 康 福 祉 課 長	太 田 洋 一	上 下 水 道 課 長	山 岸 茂 幸
住 民 課 長	矢 口 俊 樹	教 育 課 長	横 川 辰 彦
総務課長補佐兼総務係長	田 中 克 俊		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 山 岸 俊 幸

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成28年第3回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は8名です。

本日は、通告された方のうち、4名の一般質問を行います。

質問される議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を決めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第6番太田伸子議員の一般質問を許します。第6番太田伸子議員。

第6番（太田伸子君） 6番太田伸子でございます。

通告に従いまして、2つの質問をさせていただきます。

1番目に、観光地経営計画について、2番目に、白馬村第5次総合計画案についてであります。

1番目の観光地経営計画について。

1番目、計画管理、推進体制でPDCAサイクルに即して計画、実施、評価、改善の流れで取り組み、白馬村観光地経営会議とともにプロジェクト推進チームを立ち上げるとありますが、村長はどのようなチームの構成をお考えなのでしょうか。

2番目に、村民の役割の中で、村を訪れる観光客に対しておもてなしの心を持って接しますとされていますが、村長の考えるおもてなしの心とはどのようなものなのでしょうか、お伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） おはようございます。

太田伸子議員から事前に2つの質問が通告されておりますので、順次お答えを申し上げます。

まず初めに、観光地経営計画について、最初に、観光地経営会議とともにプロジェクト推進チ

ームを立ち上げるとあるが、村長はどのような考えをしているかということについてであります
が、白馬村観光地経営会議におけるプロジェクト推進チームの立ち上げについては、観光地経営
会議において、この推進チームが具現化して進めるべき各事業のフレームを決定をし、進捗状況
確認や成果の評価、必要に応じた計画内容の改定を行うものとしております。

先月、白馬村観光地経営会議の委員として、観光地経営計画策定委員やワーキンググループの
メンバーを主に、私と観光局、代表理事である副村長を含めて15名の委員で構成する白馬村観
光地経営会議の初会合を開催をし、今後の進め方について協議をしたところであります。

プロジェクト推進チームは、経営会議が決定をした事業フレームをもとに、観光地経営計画の
戦略的重点プロジェクトとして掲げた白馬連峰への眺望の魅力化最大プロジェクト、白馬村の核
となるスキー場と宿泊拠点の再生プロジェクト、国際リゾートにふさわしい受け入れ環境整備プ
ロジェクト、魅力の多様化に向けたコンテンツ創出プロジェクトの4つのプロジェクトの中から、
さらに優先的に取り組みたい事業を選択をしていくこととしております。

11月には第2回目の観光地経営会議を開催をし、プロジェクトに関する協議をしていくこと
となっておりますが、私としては、受け入れ環境整備や魅力の多様化に関するプロジェクトから
まず取り組んでまいりたいと思っております。もちろん、白馬連峰への眺望の魅力化最大プロジ
ェクトやスキー場と宿泊拠点の再生プロジェクトは後回しでよいとは考えておりません。特に再
生プロジェクトについては、最近の宿泊施設の状況が激変にもかかわらず、地域の風土や経営理
念や文化、歴史といった経済の上部構造とも関係しているので、より一層の準備段階が必要であ
るので、確実に基礎からと申し上げるところです。

次に、村長が考えるおもてなしの心とはの質問であります。一般的におもてなしと言えば、
とりなし、つくろい、振る舞い、態度待遇などがありますが、白馬に来られる方々に対する感謝
の気持ちや親切に接する温かな気持ちがもてなしの心であると思います。その心を持って、
言葉や態度で接することがおもてなしであると言えると思います。特に、おもてなしの言葉は、
東京オリンピック招致のためのブエノスアイレスのIOC総会で行われた最終プレゼンテーショ
ンで使われて世界的に有名になりました。

先ほど申し上げましたが、意味に加えて、白馬を訪れる人が多くても少なくとも、そのときい
なくても、人に感動を与える心を常に持つことだというふうに思っております。

1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第6番（太田伸子君） それではまず、プロジェクトチームに関して伺います。

村長の掲げた公約に課題に向けてオール白馬で取り組むチーム白馬を立ち上げ、停滞から強く
前進させるとのご決意を聞いていたと思います。今もその気持ちを持ってのこの観光地経営計画
のプロジェクト推進チームの立ち上げのお気持ちでしょうか、伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太田議員、前にもそういった同じ質問をされていると思いますけれども、私は今でもそういった気持ちに変わりはありません。

いずれにいたしましても、観光ばかりではなく、何事においてもいろいろな皆さんから協力をいただきながら村政運営を進めていく、そういった気持ちに変わりはありません。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） それでは、昨日の太田議員の白馬駅のおもてなし隊の質問で、観光局代表理事の答弁、副村長の答弁で、村民挙げてのおもてなしを行っている、お客様にも大変喜んでいただいていますというふうにおっしゃっておいりました。副村長は本当にそういうふうに使われているんですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） DCのプレということで行ったことであります。そのように本当に思っているかとのご質問ですが、そのように感じているところであります。

ただきのう、私が答弁のところで申し上げたように、期間中、まだ9月30日まで行われているんですが、もう既に8月の時点でいろいろな方からこういうふうにしたほうがいいよというような提言はいただいているところであります。これにつきましては、今後十分に検討していかなければならないことだというふうに思っていますので、そのように思っているかというふうなご質問に対しましては、そういうふうに使っておりますけれども、もちろんやり方、方法についてはこれから検討していかなければいけない、そういうご提言をいただいて、十分承知しているということでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 駅のおもてなし、DCのプレというところで、プレDCというところから始めているので、もちろん始めた当初の手落ちとか、手落ちとは言わないですけども、ちょっと行き届かないところとかあるのは当然だと思います。

それで、7月から9月までのこの長丁場でいろいろな提言、いろいろなものをいただいています。終わってから反省会を開きますではなくて、やっている最中でも幾らでも改善できると思うんですけども、その点、副村長、いかがお考えになっておりますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 期間が終わってから反省でなくて、会期中であっても反省すべきではないかというご質問でございます。確認の質問でございますけれども、今のところ、そうは思っておりますが、今のところ全て出させていただくということで、期間が終わってからというふうにご考

ております。それぞれいろいろな方からお手持ちの振る舞いの食材等をいただいているということもあって、とても感謝しているところであります。ですので、すぐということではなくて、全部出し切っていただくというようなことで考えております。ぜひそこら辺、よろしくお願いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 私たちも議会のほうも当番で3名ずつ4回出ております。それから、いろいろな駅前の振興会や活性化委員会、観光協会、いろいろな方々が出ておられます。それで、初めに出られた方からちょっとお話を聞いて、観光局では麦茶とお漬け物を用意するので、駅まで来てほしい、はっぴも用意してあるのというふうにおっしゃっていました。行ってみましたけれども、行くは行ったけれども、観光局からはどなたもお見えにならないんですよ、朝。それで、どういうふうにやるのですかと言ったら、駅員さんに聞くしかないのので駅員さんに聞いてみたら、この辺で机並べてきのうはやっていましたよと、そういう説明なんです。それで、これとこのお漬け物を出してくれということですから出てきたのは、お土産屋さんに売っているお漬け物です。それはちょっと、そういうのはおもてなしになるのかというふうに聞いておりましたので、自分たちで漬けたものとか持っていきました。それで出してみたのが、やっぱり降りてこられたお客様、私たちは7月、8月でしたから、とても暑い時期だったので、冷たい、ほんのちょっとしたキュウリの浅漬けにしたようなものを持っていっても、やっぱりそっちから手が出るんですよ。私は、それがおもてなしだと思うんです。買ってきたもの、それは白馬の野沢菜か知りませんが、お土産屋さんにこれは売っていますよ、何売っていますよ、それも一つの宣伝です。けれども、せっかく白馬へ来ていただいて、いらっしやいませ、白馬の玄関口のおもてなしとして、皆さんで村民挙げてやると言っているところで何の用意もない。それで、観光局で用意していただいたお漬け物は小谷漬けですよ。白馬の駅で小谷漬け。村長笑っていらっしやいますけれども、いかがお考えになりますか。白馬の駅で麦茶と小谷漬けが出てきて白馬のおもてなしと言われたときに、村長はどのように受けとめられますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 私も白馬駅へ2日行きました。そんな中で今、太田議員が言われているようなことも聞きました。そういったことも含めて、この対応について幾らでもおもてなしに欠けているのではないかと理由で太田議員は質問されているかと思いますが、おもてなしというのは、そういうものを出すことがおもてなしということではないと思います。全てが態度であらわして、いらっしやいませ、ようこそ白馬へおいでいただきましたと言うことも一つのおもてなしであります。そしてまた冷たい麦茶、そしてまたお漬け物を出すことも一つのおもてなしだと思いますけれども、そういった全ての対応が体から、表情からおもてなしの気持ちというものが出る、そういうことは非常に私は大事だと思っています。

そんな中で、地場産のミニトマトを持ってきていただいた方もおりましたし、それから今、太田議員が言われるように、自分の家から漬け物を漬けて持ってきてくれた、そういったことも全てのおもてなしだというふうに思っておりますし、大変ありがたいことだなというふうに思っております。

今、観光局が云々とかおもてなしに出る人が云々とか、そういうことも含めて、全員で、みなでお客様を迎え入れるということが非常に大事ではないかというふうに思っております。

そんな中で、先ほど小谷漬けというようなことも出ましたけれども、私もあれとは思ったんですが、観光局でいろいろ考えた末のことかとは思いますが、これから来年は本番になるわけではありますが、そんなことも含めて、しっかりとおもてなしということが非常に私も一番白馬村が取り組んでいかなければいけない第一歩ではないかというふうに思っております。そして、観光をやっている人もやっていない人も、白馬村民が全員でお客様を迎え入れるというその姿勢が一番大事だと思っておりますので、また私のほうからも観光局、それから観光課、役場の庁内も含めてそういったおもてなしという気持ちを忘れずに対応していきたいというふうに思っておりますので、どうかご理解をいただき、また議会のほうからも行ってみてどうだったかということではなくて、こういうふうにしたらどうかというような、そういったご忠告もぜひお願いを申し上げます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 今、村長からは前向きなご意見をぜひいただき、みんなで迎えたい、その心は全く皆さん同じように感じていると思います。ただ、副村長のように、聞いているけれども、終わってから、後で精査すると言われたのでは、皆さん、なかなか、そのときに熱い心があってこうしたほうがいいのではないかという提言があったなら、そうだねと、ちょっとここで考えてみるか、ちょっとは変えてみるか、何かみんなで作ってみるかという気持ちがあってもいいのではないかというふうに思います。

これはプレであって、本番の来年に向けてのいろいろな課題が浮き彫りになるというところはとてもよかったと思うんです。

それで、昨日も観光と農業の白馬の政策というところで農政課長が、白馬でできた農産物の味を知っていただくことで、農産物の振興を図っていきたいというふうにもおっしゃっていました。今、白馬でとれる野菜、どこでもとれる野菜かもしれませんが、白馬でとれた野菜を皆さん、どうぞ味わってください、せっかく駅に来て、遠くからお見えになったお客様がまず初めに白馬の地に足をおろして白馬の野菜を食べた、それだけでも白馬のPRになると思います。

ぜひその辺、改善していただきたいと思いますし、まだ9月、その間もあります。どんどん改善できるところは進めていただきたいと思います。

白馬村の皆さんは、大変温かい心をお持ちになっています。先日のスノーハーブのクロスカン
トリー大会も、婦人会の皆さんが10年以上にわたって、選手2,000人以上の皆さんをおも
てなしするのに、手づくりのお漬け物や野菜をお持ちになっていただきました。解散になってし
まってどうなるのかな、とても心配しましたが、いろいろな方にお声がけをしたら、たくさんの
農産物、お漬け物を出していただきました。村長もあの会場を見ていただいて、こんなにあるん
だな、よかったなというふうにお言葉もいただきました。あの心は、白馬村村民の、みんなの心
だと思います。

先ほど村長がおもてなしの心、観光は来ていただいた方の感謝の気持ち、温かい心が白馬を売
っていくものだというふうにおっしゃっていました。

先ほどから受け入れの環境整備も大事です、再生プロジェクトというのは、行政のほうでやっ
ていただくとても大事な政策ではありますが、ぜひこの村民の心というものを観光客の皆様の受
け入れに温かく迎えていていただきたいな、そういうふうに思っております。

それでは、時間も限られておりますので、次の質問に移ります。

2番目に、白馬村第5次総合計画案が出ました。

そこで、2点についてお尋ねいたします。

1番目に、アイデアキャラバン、アイデアキャンプといった、村民や白馬ファンの意見を十分
に聞いた総合計画の基本計画が案として策定されました。村長の目指すこの先10年間の白馬像
は、この中のどこにあるのでしょうか。

2番目に、白馬高校に関して、基本計画にはたった3行、しろうま學舎のことしか記載されて
おりません。基本計画ですので、実施計画はまた違うと思いますが、いま一度、白馬高校存続の
ために要望したものに、初めに立ち返りお伺いをいたします。

1番目に、白馬高校存続に当たり、小谷・白馬両村が県教育委員会に陳情要望した項目をお尋
ねいたします。

2番目に、過去に存続について村民大会が開かれてましたが、そのときの決議は何だったでしょ
うか。

3番目に、寮の設置に当たり、規模をどのくらいに見積もっていたのかお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太田伸子議員の2つ目の質問に対して答弁をいたします。

白馬村第5次総合計画について、村が目指すこの先10年間の白馬像についてでありますけれ
ども、先日も太田修議員への答弁と重複をしますが、私の目指すこの先10年間の白馬像は、本
年3月に議会の皆様にもご承認をいただいた基本構想がこれに当たります。繰り返しになりますが、理念は、白馬の豊かさとは何か、多用であることから交流し、学び合い、成長する村であり
ます。理念を推進するための目標は大きく4つとなり、暮らし、安心してみんなが暮らせる村、

産業、新しい仕事をつくり出す村、人、一人一人が成長し活躍できる村、自然、魅力ある自然を守る村となっており、実現に向けた前期5カ年の基本計画につきましては、現在、取りまとめの最終段階になっております。

日本は人口減少社会に突入をしましたが、村の人口減少に歯どめがかかるよう、私が先頭になり、白馬の魅力を発信をし、今や産業を発展させ、かつ新しい仕事を創出して定住人口をふやし、移住先として白馬を選んでいただけるよう努力してまいります。

次に、白馬高校の存続に当たり、白馬村と小谷村が県教育委員会に陳情した項目という質問でありますけれども、平成26年8月26日に提出をした白馬高校の経営運営に参加する地域案のことと解しまして回答をいたします。

提出したものの基本方針は、1つとして、普通科1クラス、観光学科1クラスの設置、2つ目として、寮を完備をした全国募集、以上の2点を県教育委員会に要望しており、そのために両村が今後どのように白馬高校の運営に参加するかを提案をいたしました。

まずは大きく分けて2項目で、県教育委員会との役割分担と全国募集する場合、地域として考える負担となっています。

まず、県教育委員会との役割分担は、さらに3項目に分けられています。まず、事業への補助としてT T授業、語学教育、観光教育等への支援、I C T教育実施の機器購入等への補助、授業におけるマイクロバス等の利用への補助であります。2番目に、クラブ活動への支援として、スキー部に対する専門家の指導体制の確立、大会時の技術コーチの随同行と遠征費の補助、スキー用具購入費の一部補助であります。3番目に、進路保証への支援として、平日、土曜日における大学進学希望者、補修希望者に対応した公営塾の設立と運営、観光分野での白馬高校型デュアルシステムの構築と協力、山岳分野の学習の支援であります。

次に、全国募集する場合、地域として考える負担は3項目に分けられています。まずは、寮の整備、2番目に寮生活の管理と学習体制づくりと補助、3番目に全国募集の体制づくりとなっております。

以上が白馬村、小谷村が長野県教育委員会に提出した内容であります。特に、村民大会で決議がありますが、議員の質問の大会は、平成25年5月30日に開催をされた白馬高校を育てる村民大会のことと解して回答をいたします。そういうことでいいですか。

この大会は、白馬高校を育てる懇話会が進学科設置などの要望書を長野県教育委員会に提出した経過や要望などを村民の皆様に報告するとともに、広く意見をお聞きして反映していくことを目的に開催をされました。大会では、現状報告や要望書の内容が説明されており、提出された要望書の内容が村民大会で確認されております。

確認された要望書の内容は、1つとして、観光学科転科により、1学年2クラス規模の高等学校を維持する、1クラス普通科、1クラス観光学科とする。2つ目として、全国募集を含め、広

域からの志願者増大を図る。以上の2点であります。

次に、寮の設置に当たり、規模をどのくらいに見積もっていたかというご質問であります。最初に、寮の設置については紆余曲折を経た中で、当面は男子寮とし、女子寮は下宿対応として考えておりました。全国募集と言いましても、何の施設もなく、また応募者数も見当がつかない中でありましたので、初年度は多くの希望者はないのではないかとの見込みから、既存の宿泊施設を取得をして寮にする計画でありました。したがって、1学年当たりの人数は数名であろうと思っておりましたが、実際には県外から13名の男子学生が入学することとなり、驚きとともに喜んでいる次第であります。しかし、当初の見込みよりも入学者数が多かったため、現有施設では第3学年分の収容ができないことが想定されるため、現在は増改築、あるいは別施設の利用を検討をしているところであります。

以上、2つ目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） まず、アイデアキャラバンについて伺います。

今回初めて総合計画策定において、村民の意見を直接聞く方法として、アイデアキャラバンやアイデアキャンプなど、東京でも開催されてきました。村は各種の計画の策定に当たって、パブリックコメントを求めるという手法を用いていますが、観光地経営計画や白馬版総合戦略、第5次総合計画において、どのくらいのパブリックコメントが寄せられたのでしょうか。まだ、基本計画のほうについては14日が締め切りなので、統計とかは出ていないと思いますが、よろしくをお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 観光地経営計画の策定に伴うパブコメにつきましては、3件でございました。

議長（北澤禎二郎君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 総合戦略のパブリックコメントにつきましては、現在、手元に資料ございませんので、後ほど回答させていただきたいと思っております。申し訳ございません。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） パブリックコメント、聞こえはいいんですけども、やはり村じゅうに出しても先ほどの観光地経営計画においても3件とか、いろいろなところ、ほとんど1桁か十何件だと思うんです。それで、そういうパブリックコメントだけでは足りないだろうからというところでは今回、各地で行われたアイデアキャラバンとかアイデアキャンプ、直接村民とか白馬ファンの東京の方たちの意見を聞く機会をつくられたというふうに私は思っています。

いいことはいいなというふうには思っているんですけども、私も何回か出させていただいて、いろいろな意見を書いて貼っていくんですけども、それを採用される方というのが、村の行政

の方たちではなく、今お願いをしているコンサルの方たちが、これはいいね、あれはいいねというふうに言われていました。いいものはいいんでしょうけれども、村のリーダー的な人たちがこはいいとかというふうに思わず、お願いをしたコンサルタントの人たちの意見が採用され、自分の意見が採用されなかった、俺は「貼った」けれども何も言われなかったとかと言っている村民の声も聞きます。村民の皆さんも、初めはたくさん出られたと思うんですけども、だんだんと、俺はいつも同じ答えを書いて貼ったんですけども、1回も何も言ってもらえないんだという方もいらっしゃいました。

このように、いろいろな意見を取り入れるのは結構ですけども、言った方は思い入れがあって意見を出されていると思うんですけども、その少数の意見というものは幾らか把握されているのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） まず最初に、先ほど資料がなくて答弁できませんでした総合戦略につきましてのパブリックコメントですけども、29件ということでございます。

あと、ただいま再質問いただきましたアイデアキャラバンやキャンプでの少数な意見と、その反映をどうするのかということで回答させていただきますが、どちらかという、確かに木の絵があって、葉になり、実になりというような作業は行ってはおりますが、やはりアイデアキャラバン、キャンプそれぞれ思いがあるものですから、具体的な理想像という言葉にどうしてもなっていってしまうという傾向はございました。具体的にこういうことをやってほしい、または白馬の中でこういうことをやっていきたいというような話が傾向として、そういう考えもあるのかなという捉え方をされたかというふうに私は理解をしております。

このまとめ方といたしましては、当然出された意見、理想的な白馬であったりとか、どういう村でいてほしいという言葉が多いものにつきましては、資料版として編冊の中に取り込んでいきたいというふうに思います。その中に少数な意見というものをできる限り入れていきたいと思いますが、今回新たな手法ということで、外に出向き、住民の方、アイデアキャラバンも村内3地区でやりしましたが、これよりも東京でやった参加者のほうがはるかに多いというようなことから、やはり白馬ファン、または白馬に思いがある方も参加はするんですが、やはりこういう白馬でいてほしいというような内容があるものですから、実施計画に向けての作業といたしましては、そこら辺の出された意見を実施計画の中にどういうふうに包括して盛り込むのかというのが事務的な作業として残っております。

ご質問は少数な意見をどういうふうにするのかという部分につきましては、反映できるものは包括的に取り込みますし、資料版として総合計画のフル版については掲載のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） この総合計画、実施計画、基本計画というところで地元の方よりも東京とか都心で開いたほうが人数は多かった。都心の方は白馬に住んでいなくて、白馬に対しての思い入れ、理想というものをいろいろ語られるというところもあります。地元に住んでいるからこそ出る声というものもあると思いますので、たとえ少数であっても、ぜひどこかで反映しているというところをお見せいただきたいと思います。

それでは次に、白馬高校についてお伺いいたします。

白馬高校の初めのところで、両村で寮を完備する、寮を用意するというところから存続の要望も出していたと私は認識しています。将来を考える会の寮の部門の委員さんのほうから、男子寮、女子寮を分けたほうがいいという話から、まず男子寮を完備するというふうなお話があったというふうにも聞いております。男子数名しか来ないのではないかとというふうなところから、今の寮を取得している。3, 960万円の投資をしてこの寮を取得いたしました。私たちが聞いていたのは、3月の初めごろに寮の取得をして、子どもたちが来る1週間、2週間の間に寮の中を改修して子どもたちを迎え入れるというお話を聞いておりましたが、ことしの3月のぎりぎり、子どもたちが入るころのギリギリに取得をされ、子どもたちはその部屋のまま、少しのベッドとかを置いて入寮しています。それで、ふたをあけてみれば13名が来た。しかし、私たちが要望していたときには、1学年、最低でも全国募集は15名、3学年で45名ぐらいの全国募集の人を入れなければ、白馬高校存続する意味がないというふうにも聞いておりました。

その辺の目算というか、子どもたちの目算に対して甘かったというふうには村長はお考えにはならないでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、太田議員、15名ぐらいという話が、聞いていたというようなお話もありましたけれども、どこでどういうふう聞いたか知りませんが、当初はそんな生徒数が集まるなんていうことは想定もしておりませんでした。たまたま開いてみたら13名というような、そういったことに公募があったわけでありまして、今、見通しが甘かったのではないと言われても、全く弁解の余地もないと思いますけれども、実際は当初はそんな大勢応募があるというふうには理解しておりませんでしたし、そんな中で当初はどこかいいところ、なるべく白馬高校の近くを借りて進めていけばどうかというような、そういった取り組みをしていたわけでありまして、議員もご承知のように、なかなか簡単にはそういったところが見つからなかったということで、いろいろなところへお話をしながら進めていった中で、最終的に3月の近くになってようやく寮の取得というようなことになったわけでありまして、非常に小谷村と白馬村が両村でそういった要望をして、長野県の教育委員会からお認めをいただいたということの中で、寮については、本当に見切り発車というか、生徒はもう入ってくる、それでまだ完備ができ

ていないというようなことで、非常に後手後手になったことは、改めて反省しなければいけないというふうに思っておりますけれども、議会の皆さんの会議等々にもいろいろな傍聴として参加していただいたり、また、委員会として参加をしていただいていた中で、あの状況についてはある程度把握はされてはいたと思いますけれども、本当にまさか十数名が集まるということは想定外でありました。そういった部分では、甘かったと言われても、申し訳ないと言うしかございません。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） そうなんです。今、全てが寮のことにに関してというか、白馬高校が存続に対して村が手を挙げたときの要望に対して、今どんどん後手に回っているというふうに私たちは思っています。議員の中でも、もう少し行き当たりばったりではなく、今これが要るからこれではなくて、もう少し長いスパンを見なければいけないのではないかという意見は大変出ていました。存続が決まったとき、まず寮をつくらなければいけない。では、寮はどれくらいの規模でどれくらいのというものを距離的なもの、役場の方々が個々に当たるのではなく、そういう公募案件を出して公募したほうがいいのではないかということも再三、私は副村長にも提言させていただきましたが、今当たっているというところで公募もされませんでした。

そんなことを今さら言っても遅いですので、これからのことを考えていかなければいけないと思うんですけれども、今の寮は現在の1年生が入っているだけで手がいっぱいだと。しかし、私たちもあの寮を見せていただきましたが、大きな部屋があるんですね。そこの改修工事をしなければ、次の学年が入らないのではないかというところで見積もって見たら、耐震耐火ができていないので、建てかえたほうがいいのではないかというふうに建築の関係の方から言われた。

すごくいい建物なんですけれども、今の建物を決めるときに、そういうところというのは、見て決めてはおられないということですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 今のご質問ですけれども、その交渉している当時ですけれども、そこまでは調査はしていなくて、その後わかったということでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 今、何かにつけて耐震とかと言われているこの時代に、大きな建物、ましてや全国からの子どもさんたちをお預かりする寮の取得をするに当たって4,000万近いお金を投資する、そこで耐震のことも調査されていないというところは、どういうふうにしてこの建物をお決めになったのか、ちょっとお話しいただければありがたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） どのようにということでございますけれども、いわゆる法規チェックのところをしないで交渉していたというところであります。法規チェックをしたところ、そういったことが判明したというのが事実であります。そこら辺、よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） すみません、勉強不足で申しわけないんですが、法規チェックというのはどういうものなのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） それにつきまして、いわゆる耐火耐震のところでございます。いわゆる建築基準法の関係ですか。排煙等につきましても建築基準法になります。主に建築基準法の関係です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 今、取得した寮をどうこうするというよりも、もう取得して現実にあるのですから、ここを中心にして子どもさんたちをお預かり、安全に、保護者の皆さんから安心していただけるような寮をつくっていかねばいけません。それには大変なお金がかかってくると思います。

それで、前にも私は村長に提言させていただいたんですけれども、白馬村民、白馬高校卒業生、また白馬を応援する皆様から、ここでただ1度だけ、白馬高校のための寮をつくと、そのための費用、これは、量は一度つくれば、あとは維持管理は両村でやる。ただ、建物をつくるための費用がこれだけかかる、皆さん寄附をいただけないか、白馬村に寄附をいただいて、寄附控除という税の、減税されるものもある、ぜひ寄附していただけないかというふうな寄附を募るといふふうなお考えはないでしょうか。何億円にもかかると思うんですよね、しっかりしたものにする。そのときの寄附を募って、ここで今、一度大きなものをつくってしまうというお考えはないでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、そういうことも含めて、これからというか、今検討しているところであります。当面は、来年の4月に入学する子どもたちを安心して住めるようなところということで、今の建物、そしてまたほかにそういったところがないかということも今、精力的に動いているところであります。そしてまた、将来的にこの寮ということ、建設というお話でありますけれども、今のところはそういったことは考えておりませんけれども、ただ、今の寮、そしてまた周辺の建物というのはうまく話ができれば、そっちのほうで対応していきたい、そしてまた、それがだめだということになれば、当然そういったことも小谷村とも相談をしながら、そういったことを進めていかねばいけませんというふうに思っております。

そしてまた、先ほど寄附を募れというお話でございますけれども、全く私も同感で、白馬高校

のOB会のほうにはその要請はしてございますし、白馬村としても、ふるさと納税という形で、全国の皆さんから白馬高校をこういった形で存続のためにこういった施設を建てたい、そしてまた、お金を白馬高校のほうに使いたいというような、そういったふるさと納税枠をつくりながら、昨年は二千数百万の寄附をいただいております。そんな中で、ふるさと納税も含めて地域のOBの皆さん、そしてまた住民の皆さんとも一緒になって財源の寄附というか、そういった取り組みもしていかなければいけないというふうに思っております。

なかなか白馬高校の関係は50周年記念の寄附もやったわけでありますけれども、なかなか白馬高校の卒業生4,000人も5,000人もありますけれども、なかなか地元にいる人が少ないのかどうか、ちょっとまたそんな方法もあろうかと思っておりますけれども、なかなか寄附も思うように、ほかの、例えば大町高校、それから南安曇農業高校とか、ああいう話を聞きますと、また卒業生の数も違うかもしれませんが、なかなか賛同いただける方はいただいているわけでございますけれども、なかなか難しいなというふうに思っておりますけれども、やっぱりこれは白馬・小谷にはこれだけの窮地に立っている中で、そういったことも村としても同窓会を中心にそんな取り組みをしてもらいたいと、こんなふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

そしてまた、議会の皆さんも一緒になって、ぜひそんなムードを盛り上げていただきたい。先ほどのおもてなしの話もありますけれども、村が、全体がやっぱりそういった機運にならないと、なかなか白馬村という村は一つにならないということがありますので、ぜひ一緒になって、小さいことから一緒になって取り組んでいくという、そういった姿勢が非常に私は大事だなと、改めて思っているところでございます。どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は、答弁も含め、あと7分です。質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 今、寮の寄附のことなんですけれども、ふるさと納税は白馬村の方が白馬村にふるさと納税はできないんですよ、たしか。自分の住んでいる自治体にふるさと納税ということはできなかったと思うんです。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。平林税務課長。

参事兼税務課長（平林 豊君） 税の関係もありますので、私のほうから申し上げますけれども、ふるさと納税制度は、一応、村外の方が白馬村に対しての寄附に対しての税の控除がありますが、白馬村村内の方がする場合には、ふるさと納税制度は対象になりませんが、寄附は幾らしていただいても結構ですので、よろしくお願ひします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） すみません、私はふるさと納税のことばかりを考えていたので、自分の住んでいる自治体にはできないというふうに思っておりました。

それで、自分の住んでいる村に寄附は幾らでもできる、今、税務課長がそうおっしゃいました。なので、村のほうで、そのための基金の取り扱いみたいなのをさせていただくと、その寄附に対しては税の控除も出てくると思います。ぜひその辺をもう少し考えていただいて、自分たちが寄附をした、自分たちで出し合った、そして白馬高校を育てたこの寮だというふうなものが村民の方々の気持ちの中に出てくれば、またひとつ、白馬高校の寮に対して、白馬高校生は今とても評判がいいです、村の方々に。特に全国から来ている寮から通ってきている高校生の皆さんはとても評判がいいです。みんなで育てるというところ、すごくうまく進んでいるなと思っていますので、ぜひよろしく願いいたします。

そこで、今ここでもう一度原点に立ち返りますけれども、高校生は白馬高校に入学したときから3年間は白馬村が責任を持って保護者の方からお預かりをしています。安心して預けていただけるように考えていかなければいけないと思います。最低でも1年生に入ったら3年生まで、3年間のスパンを考えた、それこそ白馬高校の基本構想、基本計画というものをつくっていただきたい。先ほど見切り発車してしまったので、寮が来年度の新入生を迎えるための設備を考えなければいけない、じゃ、これがまた来年になれば、また次の人たちのことを考えなければいけない、そういうことではなくて、3年間安心してここでお預かりできるような基本構想、計画を立てていただきたいと思っておりますが、教育課長、いかがお考えになりますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 3年間の計画ということで今ご質問をいただきました。

27年度につきまして決算が出ておりますし、28年度につきましても予算も出ております。財政的な試算も合わせまして、白馬高校全体に対する基本的な支援の基本計画というものを今、主幹課のほうでは考えておりまして、素案ができましたら、高校ですとか関係各所のほうと協議をしながらまとめていきたいと思っております。また、でき上がり次第、議会の皆様にもご意見を伺いたく、ご説明をしたいと思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 今、地域創生加速化交付金など、いろいろなお金が急についたり、いろいろな補助金、交付金が出てきています。もちろんその情報に対しては行政の方々はアンテナを張りめぐらせていただいて、白馬村にお金落ちるようにぜひ努力もしていただきたいと思います。安定的に使えるのは、やはり村の予算だと思います。まずはそこをしっかりと計画を立てて、白馬高校生が白馬に根づいていただいて、また帰っていただいて白馬が発展していくような行政運営をお願いしたいと思います。

一般質問を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 先ほどの答弁で修正の申し出がありましたので、観光課長の発言を許しま

す。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） パブリックコメントの件数について訂正をさせていただきます。

観光地経営計画につきましては、先ほど3件と申しましたけれども、4件、内容につきましては20項目ということで追加で答弁をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

議長（北澤禎二郎君） 質問がありますので、第6番太田伸子議員の一般質問を終結いたします。
ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時06分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第2番津滝俊幸議員の一般質問を許します。第2番津滝俊幸議員。

第2番（津滝俊幸君） 2番津滝俊幸です。

それでは、早速ですが、一般質問のほうを始めさせていただきます。

私のほうからは、今回、大きく分けて2問の質問をさせていただきます。

まず初めに、DMOへの取り組みについてです。

このことにつきましては、さきの議会におきまして、3月と6月ですか、村長の答弁、また観光課長のほうの答弁の中に、DMOへの取り組みを進めていくというような答弁がございまして、それに基づいて、今回質問をさせていただきます。

まず1番目として、計画立案、推進組織体はどこが担うのか。

白馬村観光地経営計画との関連性について。

また、3番目として、そのときに3市村での取り組みもするというようなことを伺っておりまして、3市村、白馬、大町、小谷の地域連携によるDMOへの取り組み、事業内容と進捗状況について伺います。

4番目として、白馬村としての取り組み、申請内容と進捗状況について。

5番目として、これは具体的な内容になるんですが、サイクルツーリズムへは取り組むのかどうか。

6番目として、DMO取得後のそれぞれの事業とその予算についてお伺いしたいと思います。

よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 津滝議員から2点について通告がございました。通告に従いまして、答弁をさせていただきます。

まず、DMOへの取り組みについての6つの項目のご質問をいただいておりますが、まず具体的な質問にお答えする前に、DMOについて概要を説明させていただき、白馬村及び大町市、白馬村、小谷村の3市村の地域連携、DMOについてまとめてお答えをさせていただきます。

DMO、デスティネーション・マネジメント／マーケティング・オーガニゼーションは、諸外国のDMOと呼ばれる観光振興組織が備える各種データなどの収集、分析、戦略の策定、KPIの設定、PDCAサイクルの確立などを基礎とした科学的アプローチにより、観光地づくりの仕組みを我が国の地域づくりに取り入れていこうという取り組みで、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、観光地経営の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役として、多様な関係者と協働しながら観光地づくりの戦略を実施するための調整機能を備えた法人組織と位置づけているところがあります。

基礎的な機能として、1つ目は、DMOを中心として観光地域づくりを行うことについての多様な関係者の合意形成、2つ目は、各種データ等、継続的な収集、分析、データに基づく明確なコンセプトに基づいた戦略の策定、KPIの設定、PDCAサイクルの確立、3つ目は、関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整、仕組みづくりや情報発信、プロモーションの実施、4つ目は、組織は法人格を有すること、意思決定の仕組みが構築されていること、データ収集、分析等の専門人材が確保されていること、5つ目に、安定的な運営資金が確保される見通しがあることが挙げられております。

以上のような機能や要件を備えた組織が日本版のDMOと言われているものであります。また、日本版DMOには、複数の都道府県を単位とする広域連携DMO、複数の地方公共団体にまたがる地域連携DMO、単独市町村の区域を対象とした地域DMOの3種類があります。

こうした国の方針を受けて、まず白馬村のDMOの動きですが、白馬村の場合は官民協働で観光振興を担う推進組織でもあり、法人化している観光局がDMOを目指すことが望ましいと私は考えております。また、観光局組織の見直しが課題となっている中で、組織のあり方に関する議論も並行して行っていくことが必要と考えております。

こうした状況を踏まえて、観光局では先月の18日の理事会において、DMOに関する協議が行われ、DMO法人登録申請を行なっていくことが承認されたというふうに聞いております。具体的な申請時期や設立予定時期までは明らかではないと聞いておりますが、村では今後10年間を見据えた観光地経営計画を策定をし、質問にもあったサイクルツーリズムを初め、計画に沿ったさまざまな事業や各種データの収集、分析を進める実動組織として、また、さまざまな分野を取り込み、管理していく強力なマネジメントを行う組織として、村も観光局と連携し、観光局のDMOの早期実現を目指してまいりたいと思います。

次に、大町市、白馬村、小谷村の3市村の動きであります。先月30日に3市村観光連絡会正副会長である首長によるDMO申請に向けての協議が行われ、エリア全体を一体的にマネジメントし、27年度に策定をした北アルプス3市村エリア周辺滞在促進プランを推進する体制として、DMOの設立を目指すことが確認をされました。このプランの施策として掲げているオールインワン型スノーリゾートの実現に向けて、インバウンド推進業務を主体とする新たな法人組

組織をつくっていくこととし、事業内容、運営経費、構成メンバーの検討、また既に3市村の索道事業者で構成するHAKUBA VALLEY索道事業者プロモーションボードとも協議を重ねながら、平成28年度中の申請、平成31年4月設立をめどとしています。

1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問ありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） すみません、私のちょっと聞き漏らしなのかどうかかわからないんですけど、一番最後の今後、DMOを取得していく場合に、予算というものが必要になってくるかなと思うんですけども、この予算の部分については、回答の中にちょっとなかったような気がするんですが、この辺はどうなっていますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） DMOを今後つくって、組織として運営するさまざまな事業に取り組むには、当然その財源をどうするのかというところが大きな課題になるわけでございます。財源確保には、観光地経営計画の中でもいろいろ議論される中で、新たな例えば目的税を導入するであるとか、あるいはこういったDMOを取得することによって、国等からの補助的な支援が受けやすくなるというような仕組みもDMOを設立する背景にもございますので、こういった新たな税の導入という視点での検討、さらにはDMOを活用した優位な補助金の活用と、そういったようなところも含め持ってやっていく必要があるということ、3点目は、みずからDMOを運営するための事業費をどう捻出するかというところが課題になるわけでございます。これは現在の観光局も同じ立場に置かれておりまして、DMOを取得したから事業費がふえるということではありませんので、観光局がみずから運営する事業に対しての資金調達という仕組みをあわせ持って考えていかなければいけないと。まだ現在では、そこまでの煮詰まった議論がなされておりませんので、そういった方向性がある程度見えないと、安易に申請という段階には至らないというようなところで、現在はとまっているという状況でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問ありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 簡単な言葉として、わかりやすい言葉としてまとめるということになれば、地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的なアプローチを取り入れた、これはデータのことかと思いますが、アプローチを取り入れた観光地域づくりを行うかじ取り役ということが、この日本版DMOの目的というか、仕組みということになるかと思いますが。登録要件につきましては、申請を観光庁のほうにして、観光庁のほうで認可をしていただければ、先ほど観光課長がおっしゃったいろいろな事業への採択が可能になっていくということになるかと思いますが。

もう少しちょっと細かいところを聞いていくんですが、大きく分けてこのDMOというのは、白馬村としての地域のDMO、それからもう一つは、先ほど3市村というような形になっていま

すが、広域という形の中のDMO、これがあると思いますので、この2つをちょっと分けて話をしていきたいなというふうに思います。

まず、村のほうの関係になるわけですが、こちらのほうは観光局を推進していく組織として定め、DMOを取得していきたいと。その中心的な役割を観光局に担っていただきたいと。さらに前から問題になっている観光局の組織そのもののあり方、例えばお金の徴収方法に関してですとか、人の問題ですとか、中の企画ですとか、そういうようなことも含めて検討していくというふうに私は伺いました。この中で特にDMOの要件になっていることで、これだけはちゃんとやりなさいよ、これをしないと、いわゆる申請は受け付けられませんよというような内容のものが幾つかあります。その中で、一つが責任を持ってそれを推進していく人というのが中に謳われております。役割分担、要するに白馬村と推進をしていく観光局でちゃんと役割分担をして、例えば観光を進めていく上で、インフラやなんかは村のほうでもって進めていくわけですが、中のプロモーションですとか販売、その他に関しては観光局が担っていくということになるかと思うんですけれども、そういうところの整合性をちゃんと確保していくと。そのときにちゃんと観光局のほうで責任を負っていかれるような人がいるのかどうなのかということがまず1点。

それからもう一つは、民間的な手法を導入しなさいということを言われていまして、これは効果的なプロモーションであったりということになるんですけれども、もう一つが、先ほどありましたけれども、データの収集ですよ。データの収集はいろいろな形でとるということになっていくわけなんですけれども、これをちゃんと収集したものを分析していく専門の人材を確保しなさいということが言われています。ここのところは観光局の中でどういうように進めていくかどうか、おわかりになれば、観光課長でも、代表理事をやっておられる副村長でもいいのでお答えをいただけますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 私のほうからまずお答えをさせていただきますけれども、津滝議員がおっしゃるように、幾つかの要件があると。ポイントになりますこのDMOをつくった先の責任者は誰が担うのかと。観光局の責任者イコールDMOというような形を現在は考えております。したがって、代表理事であるというふうに現時点では考えております。

今後、DMOを取得後に代表理事をどなたにするかということは別として、組織を担う責任者は、やはりその経営責任者である代表理事がしかるべき人であろうというふうに認識をしております。

2点目は、民間的な手法というところで、日本版DMOには、やっぱりこの機能がそもそも不足しているから、しっかりやらないと、これからのこういった組織の経営というのは成り立たないんだというところが一番のポイントになります。そこで、データの集積につきましては、まさに観光地経営計画でのデータの収集、分析、それを生かすというところが一つの大きな柱になっ

ておりますので、そういった部分については、しっかり予算的なところの仕組みは、村として責任を果たしていく必要があるだろうと。ただ、それを集め、分析をし、生かすという戦略に持っていく実動部隊とすれば、新たなDMOが担うべきであるというふうにフレームを今、考えております。

そこで、集めた分析をどう生かすかという人材についても、きちっと国のほうでは求めています。現時点での組織の中での事務局で担えるのか、担えなければ、新たな人材を登用するのか、さらにはそこに人がいなくても第三者にそれをお願いするという手法、いわゆる委託というように、なんとも手法としては考えられるかと思いますので、いずれかの選択の中でこれらを整理をしていくと。当然、申請をする段階においては、これらをきちっと整理をした上で申請をしないと受け付けがされませんので、ここもやっぱりきちっと議論をしながら局内でまとめていく必要があるだろうというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問ありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） そういうことだと思います。やっぱりここで非常に責任という話が出てくる代表理事の部分だと思います。これは今、白馬村観光局の場合では副村長がそれを、重責を担っているということになるわけですが、そもそも白馬村は観光を、経済の全ての大きなエンジンになっているのは、やっぱりこの観光ということになります。もっと言えば、観光なくしてこの村は存在していくすべもないのではないかなというふうに私は思っているところがありまして、この責任を持てる人ということになってくると、やっぱり観光局の局長はそれなりの人がいいのかなというふうに思います。どなたがいいとか悪いとかということではなくて、それなりのきちっと責任を持てるような人がやるべきだろうなというふうに思っていますので、ぜひこのところは、事務方として、また課長もその中に入っていますし、それから副村長もそういう中に入っていますので、理事の中でしっかりとそこのお考えをいただくというか、しっかりとご協議をいただいて、体制を整えていただくということが大事かなというふうに思います。

それで、先ほど、申請の時期というのがまだちょっと不明確というような話になっているんですけども、そうは言っても、来年度の予算もありますし、それから後のほうの質問でも改めてさせてもらいますが、3市村の関係もあります。なので、この申請は大体いつごろなのかということと、それから、いろいろなフレーム枠をつくっていくわけですが、その中のどういう内容にしていくかという内容の部分の、いわゆる企画ということになるかと思うんですが、それは誰がどのような形でやるのかということをお伺いしたいと思います。申請と、それから内容の部分についてご説明を願いたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまのDMOの申請の関係、それから内容の関係という2つのご質問にお答えいたします。と言いましても、この2つは密接に関係してくるわけなんですけれども、

まず申請の内容、それから時期、内容、2つ合わせてお答え申し上げますけれども、先ころの理事会で決定した後、局内でも、それから私のほうでも、じゃ、このDMOを誰が書くのか、フレーム枠の、本当の意味での大枠はどういうふうにするのかというところが一番の問題になってこようかというふうに思っています。観光局の中での人材で賄えるのか、そうでないのか、どのレベルまでいけば申請を受け付けていただけるのかというようなこともありまして、いろいろなところから資料を取り寄せてみました。ご協力いただいた団体につきましては、本当に感謝するところなんです。ということで、つい先ころも、いわゆる外部委託、予算的なことがありますけれども、外部委託をするならば、どのような方がいらっしゃるかというところをちょっと当たってきています。そのときの話ですと、なるべく早く集中して、ほかの自治体という言葉を使っていいのか、ほかの団体の公人を配するようなことのないようにしたほうが、打算的な意味でも、積極的な意味でも、交付金等の対象になりやすいというようなことも言うておりましたので、観光局内で賄えることなのか、それから専門のコンサル、コンサルと言いましても、大きなところとは限らないわけなんです、そういうところを頼むのかということ、そのときに判断しますと、予算的な関係がありますので、少なくとも来年度末というふうに思っています。ちょっと予算的なという質問のところを勘違いして、自分のほうもいて、誠に申し訳ないんですが。

それから、内容につきましてのフレームのところなんですけれども、それにつきましても、白馬村観光局は白馬村全体を統括、包括するというふうに自分は考えておりまして、先ほど津滝議員が言われたような分野足す文化財とか、そういったこの中の民族、文化に至るまでを包括して考えていきたいというふうに思っています。特にマネジメントのところを強力に、村長答弁申し上げたとおり行なっていきたいというふうに思っていますので、そうは言っても、白馬村観光局は、先進な事例ということで、さまざまところから視察に来ているという、そういうところで、今ちょうどそれを手直ししなければいけないと、ここ数年の課題でありますので、そこは先ほどおっしゃられたとおりですが、そういったことで、白馬村を包括するような意味で内容をつくり上げていきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問ありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 今の話でいくと、まず、内部でやるか外部でやるかは決まっていない、外部に委託する場合については、今いろいろ資料を取り寄せていて、これから内容を決めていく、それから、申請する年度については、平成29年度、来年度末、ですから、ことしは28年ですので、再来年の末ということになるんですか。そこのところはちょっと私の勘違いかもしれませんが。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） はい、そのとおりです。予算の関係がありますので。

議長（北澤禎二郎君） 津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） ちょっと私は余りにも遅過ぎるというふうに思います。なぜかといいますと、これは白馬村単独で始めているわけではなくて、日本国じゅう、このDMOを既にもう取得しています。長野県の中でも既に幾つかもうとっているところがありまして、やっています。白馬村ではもう既に観光地経営計画というものをつくっていますので、これにあわせてDMOを大枠をつくっていくことで、私は相当なものができるのではないかなというふうに思います。できることならば、ことしの28年度の末ぐらいまでにはDMOの申請をし、内容を取りまとめたいただけるようお願いをしたいなというふうに思います。

次の質問に移りますが、PDCAについてなんですけれども、よく言うところの計画をつくって、最後、精査しなさいというところで、今回はKPI、目標設定もつけろということになっています。

そもそもなんですけれども、やっていく上で、課題はやる側のほうで見えているんですかね。そういうところがちゃんとポイントにならないと、私はだめだと思うんですね。例えばなぜ観光客が減ったのか。じゃ、観光客をふやすためにどうするのか。それについては対策はあるのか。例えば障壁となるものは何なのか。それに対してどうやったらクリアできるのか。予算はつけられるのか、つけられないのか。そういうことをやっていくのがPDCAだと私は思っています。それをやっぱり、サイクルを回すということなので、1年ではなく、何年も回していったってその目標に近づけていくということになるんですけれども、こういうこととというのは、今の観光局の中で実際にできているわけでしょうか。そこのところは観光課長、どうでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） きちっと必ずしもできているとはいいがたいとは思っております。がゆえに、やはり観光局のDMO化が必要であると、こういう認識のもとで、やはり立て直しが必要であると、こういうことが含まれているということでご理解をいただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問ありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 課長もそういうふうに認識していただいているということですので、組織改革も含めて、しっかりPDCAを組織の中に根づかせていただいて、DMOをつかさどっていただきたいなというふうに思います。

もう一個、難しい問題がありまして、これは何かというと、観光地経営計画の中でも謳われていますけれども、関係団体との情報の共有化というんですか、そういう人たちを巻き込んだ中ということになっていくかなと思います。それについては、今回ワーキンググループ的なものを立ち上げてということになっていくんですけれども、このワーキンググループの中に、観光はもちろんなんですけれども、観光以外の団体、具体的に名前が上がっていないんですけれども、例えば農業ですとか福祉、医療、スポーツ、特によく話に上がってこない農業とか福祉、医療なん

ていうようなところについては、多分新しいツーリズムになっていくのではないかなというふうに私は思っているんですけども、そういう関係団体との突合というんですか、やっていくというところに対してはどのようなお考えでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） はい、そのとおりかというふうに思っています。特に観光と違うと言われるような分野、今、津滝議員がおっしゃられた分野、それから文化財の関係もそうなんですが、そういったところの団体の皆様とのコミュニケーションが非常に大切かというふうに思っています。自分といたしましても、観光局といたしましても、そこら辺のところは重々承知していて、そこら辺を巻き込んでコミュニケーションをとりながら、自分たちも観光の一翼を担っているんだよというようなところまでいくというようなところで、まさしくマネジメントのところなんですけれども、そういうふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） ぜひいろいろなところの代表者になるかと思うんですけども、多用な意見を聴取しながら、もちろん観光地経営計画そのものも実行していく、なおかつDMOについても観光局のほうで取りまとめをしながら、そういうところに、埋もれた観光資源ということになるかと思うんですけども、また新たなものにも挑戦していただくということで、ぜひ情報をしっかりと共有していただきたいと思います。

それで、3市村の部分についてお伺いするんですけども、村長、冒頭挨拶の中で、3市村観光連絡会ですか、その中で、これは加速化交付金のことだと思うんですけども、2次申請をして、フリーゲートシステムを利用して今後の観光戦略に結びつけていきたいというようなお話がありました。これについては、先ほど答弁の中で、新しい組織を立ち上げて、今は連絡会しかないので、法人化をとって、NPOになるのか一社になるのかちょっとその辺はわかりませんが、やっていくということなんですけれども、このゲートシステムのデータを利用してということなんです。これは村がやることではなくて、HAKUBA VALLEYさんということになるかと思うんですが、その辺のコンセンサスというか、そういったものはちゃんとできているのか、3市村側と。その辺をお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 基本的には昨年から今、HAKUBA VALLEYと言われている大町、白馬、小谷のエリアの取り組みの中で、行政を主体とする3市村観光連絡会でも周遊滞在プランの中で、やっぱりHAKUBA VALLEYというところをもっと生かすためには、こういったフリーゲートシステム、また、それを利用するための仕組み、さらにはもっと戦略的に呼び込むための事業をやるにも、データの活用というのは不可欠であるというところでの思いがあり、HAKUBA VALLEY索道事業者プロモーションボードという言葉が先ほどの答弁に

ありましたけれども、索道事業者のこういったエリアを生かしていくという取り組みが大事であるということから、フリーゲート化が今期実現になったという経過でございます。

したがって、両者のそれぞれの思いというのは一致をしており、今後DMOについては、早い段階で索道事業者もしっかりかかわりながら組織化することが望ましいというのは、去年から出ている意見でございますので、また今後それぞれの人たちと、また3市村の関係者でも意見を交わす中で具体的に進めていきたいと。

3市村DMOについては、今年度中に申請をしたいという方向でありますので、近々にそういった首長と代表者との話し合いを持って、大きなフレームを決めて、それに進めていきたいということであります。

当然、3市村のDMOになりますと、先ほどの求められている機能としては、データの収集、分析、活用というところに関して言えば、フリーゲートシステムから得られるデータをこのエリアとして活用する、収集する仕組みとして、それを生かしていくということが極めて重要であると、そういったことがバスであったりとか宿泊施設とか、活用にも広げながら行動分析もしていくようなところに、さらに来年、再来年にステップアップをしていきたいと。大きなシステムでは、そんなような考え方を今、描いているという状況でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） こちらの3市村のほうは本年度中ということは、来年の3月末までには多分やっていくということでご意見を伺わせてもらいました。ですので、白馬村も観光局を中心にしていることなんですが、やっぱり同じような形で、多分忙しいとは思うんですけれども、やっていただくのがいいのかなというふうに思います。

それで、よくこの加速化交付金の話がもらえたとか、もらえなかったとか、ついたとか、つかないとかというような話があって、もしこれがつかないと、データを収集して分析をしていくというところに関して、やっぱりちょっと予算組みはできないかなと思うんですが、この辺は、もしつかなかった場合は、当然3市村で案分という話になるかなと思うんですけれども、その辺のお考えはどうなんでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 現在、加速化交付金の中で、加速というよりも、推進交付金の中で言いますと、今のお尋ねでありますフリーゲート化に伴い、3市村として目指すところは、やっぱりデータの収集、分析というところが主な役割になるというふうに私ども捉えておりますので、それに関係をするシステムの構築について、推進交付金を現在申請をしているということでもあります。

当然、これがつかなかった場合には、その費用をどうするのかという課題が今年度でも近々に出てまいりますけれども、自治体と、またスキー場の事業者にとっても有効なデータということ

から、お互いに費用負担をし合いながらも、こういったシステムの構築については進めていきたいというように基本的には考えております。

その上で、行政間同士の負担割合をどうするかというところまでは、まだ整理はできておりませんが、その辺のところは今シーズンに向けての近々の課題ということで、当然一緒にやるということについては合意が図られておりますので、案分についてはまた解決をしていきたいというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問ありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） DMOと言っても、非常に深く掘れば、もっと内容は濃い内容になっていかなければいけないかなと思います。時間の関係もありまして、これでもってDMOについては終わりにするというような形になるんですけれども、やはり一番これを推進していくためには、財源が非常に大事になっていくかなと。新たな交付金等々も国のほうでは用意するというふうに言っていますけれども、自主財源としてしっかりと財源を持ていただくことがいいのかなと。

あれもこれもやらなければいけないということで、村長は大変かもしれませんが、やっぱりふるさと納税ですとか、今度新しく企業版のふるさと納税というのも始まります。そういったようなことも、非常に自主財源の中のひとつということになりますので、しっかりと拡充をしていただきたいなというふうに思います。

同じことを何回も申し上げますが、地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的なアプローチを取り入れて観光地づくりを行なうかじ取り役というのが、このDMOの意味です。そういう意味で、観光局に担っていただくということで、ここである意味、宣言していただきましたので、観光局の皆さん、頑張ってやっていただきたいなと思いますし、我々もしっかりとそういう内容が、まだ見せてはもらっていませんけれども、実現できるように対応していきたいというふうに思います。

白馬村の観光については、非常に将来を決めていく重要な位置づけになっていくかなというふうに思いますので、しっかりとこの辺、ご理解をしていただいて取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

2番目の質問としまして、地域創生推進にかかわる事業の取り組みについてということで、まず一つが、特区への取り組みです。

国と地方が一体となって地域活性化に取り組む施策の一つに特区制度があります。区域を限定し、規制の特例措置を認め、指定区域に及ぼす政治的、社会的、技術的な影響を評価する施策です。規制緩和では、自治体や事業者等の活動の選択が広がり、地域の活性化や効率的な社会の構築につながることを期待されています。

特区制度には、施行順に、経済改革特区、総合特区、国家戦略特区がありますが、それぞれ施

行した内閣の置かれた状況により、目的や施策の性格、申請などの取り扱い、支援策、税制金融財政などは異なるものの、総じて地域の魅力や活力をより一層向上させて、持続可能な社会を実現していくために有効な手段だと私は考えています。

白馬村では、過去に構造改革特区で特定種類製造事業、通称どぶろく特区に取り組むのみでした。今後、村の総合計画や国の地域総合戦略の推進に当たり、特区制度を活用していく考えはないかお伺いいたします。

2つ目として、地域創生人材派遣制度の活用。

地域創生に積極的に取り組む市町村、原則、人口5万人以下ということのようですが、それに対して意欲と能力のある国家公務員、大学研究者、民間人材を市町村の補佐役として派遣し、地域に応じた処方せんづくりを支援する制度ですが、取り組んでいく考えはないか伺います。

3番目として、ふるさとワーキングホリデー、お試しサテライトオフィスの活用。

国では都市部の大学生らの長期休暇などを利用して、地方で働く支援制度、田舎暮らしの体験に憧れる若者を地方に呼び込み、農業の人手不足の解消や地元の消費拡大、将来的な移住者の増加につなげることが狙いだということです。また、ふるさとテレワーク推進のための地域実証事業として、昨年の夏に15地域を選定して実証実験を解しておりますが、サテライトオフィスやフリーランサーの、これは長野県でやっていることですが、招致を進めています。同様に、長野県では2015年からまちなか・おためしラボを実施して、初年度には8事業者14人が参加し、長野や上田、飯山各市にあるコワーキングスペースを利用しています。おためしラボでは、首都圏にIT人材にオフィスや住居を無償で提供するとともに、移転費用や首都圏への業務用の交通費などを補助する優遇措置も用意しているということです。

このような事業に取り組んでいく、または申請していく考えはないかお伺いします。

4番目として、レクリエーションの森の活用。

来年度より、林野庁では国林を活用したインバウンドを後押しする事業として、森林浴などに適したレクリエーションの森の中からモデル事業を選抜し、地元市町村と連携し、ホームページやパンフレットの多言語化などによる情報発信を強化し、案内役を伴ったハイキングやスキーツアーなど、長期滞在を視野に入れたプログラムの立案を後押しする事業を展開するようであります。

白馬村でのレクリエーションの森の指定は岩岳ということですが、活用は事業としていく考えはないか、また、新たな場所をレクリエーションの森に指定申請し、観光資源として活用していく考えはないかお伺いしたいと思います。

ちょっと長い質問になりますが、よろしくお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 津滝議員の2点目の質問に対しての答弁をさせていただきます。

地方創生推進関係について、4つの項目に質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

最初に、特区への取り組みであります。まち・ひと・しごと創生総合戦略の中では、地方創生を規制改革により実現をし、地方の産業、雇用を創出するための国家戦略特別区の区域法により、企業の促進や地域固有の資源を生かした産業の振興などに取り組むこととしております。

特区制度とは、ある特定の地域に限り、そのエリア内での従来の規制の緩和や規制を排除することにより、地域の活性を促進しようというのが特区であります。

議員のご指摘のとおり、小泉政権の際に始まった構造改革特区、民主党政権により設定をされた総合特区があり、安倍政権では日本経済や社会が停滞をしている理由は強固な岩盤規則にあるとし、それを打破することで経済活性化を促すと強調し、アベノミクスの成長戦略とした国家戦略特区があり、いずれも現在も継続をされているところであります。

国家戦略特区に選ばれたのは、東京圏、関西圏、兵庫県養父市、新潟市、福岡市、沖縄県の計6カ所であります。この指定された6カ所の特区には、イノベーション拠点や農業などの改革拠点など、それぞれの分野でも規制緩和を行ない、改革を行なっていく課が設定されております。

次に、総合特区は、地域の産業を育成し、地域力の向上を目的とした地域活性化総合特区41地域と国際的な競争力を持つ産業を育てる目的の国際戦略総合特区7地域の2種類があります。初めて国際競争力に着眼したもので、規制の措置に加えて、予算や税制にも支援の措置が考慮されております。

津滝議員ご質問の構造改革特区の活用についてであります。民間企業の経済活動や地方公共団体の事業など、現場の実情に合わず、その地域のニーズを妨げている規制に対して、大胆な特例措置を設け規制緩和を行なうことで、国際競争力の向上や新産業の創出を行なっていこうというものであり、教育、物流、農業、エコロジー、福祉、医療関係など、さまざまな分野が対象となります。

そこで、村の考え方ですが、特区とは、政策を実現するための手段であることから、まず地域活性化策として何をやるかが肝要であり、その上で事業の実施に際し、障害となる規制があるのか、また、規制があった場合、現在の法令の枠の中で解決はできないものかを十分に精査することが重要となってまいります。また、地域再生法に定める地域再生計画でも足りるのか、同時に、認定申請の必要があるのかといった論点も整理する必要があるかと思えます。

第5次総合計画や白馬版総合戦略の具体的な事業推進に向けて、阻害要因となる規制がある場合やその障害を解決するために特区の認定の必要が生じた際には、構造改革特区の認定申請を検討してまいりたいと思っております。

2つ目の地域創生人材派遣制度の活用に関してであります。この制度に取り組んでいく考えはないかという質問にお答えをいたします。

議員が言われるとおり、まち・ひと・しごと創生本部には、国家公務員や大学の研究者、民間人材を、人口 5 万人以下で市町村長が地方創生に関して明確な考えを持ち、かつ派遣される人材を地域の変革に活用する意欲を持っていて、さらに地域創生総合戦略を策定し、実施する市町村、そういった市町村に人材を派遣をするという制度であります。派遣される職員の役割は、市町村長の補佐役として地方創生の総合戦略の施策を推進するというものであります。職責としては、市の場合は副市長、または副市長と同等の幹部職員、町村は副町村長の職で、派遣期間は 2 年です。制度の名称は、正確には地方創生人材支援制度です。

長野県での導入事例は、駒ヶ根市が副市長で、川上村と飯縄町が副町長、副村長として派遣をされております。中央官庁の霞が関キャリア組の国家公務員を招いて総合戦略実現のために市町村長補佐し、先頭に立って施策を構築し、展開をしていくということは、大変いいことだと思っておりますし、今以上の組織になることと思います。そして、何よりも国との強くて太いパイプができれば、将来に白馬村にとって貴重な財産になると思っております。

この制度で派遣されている人数はまだ少ないわけですが、これから大いに期待される制度だと思っております。

私は、飯縄町や川上村の副村長とは会ったことはありませんが、お聞きするところによると、なかなか頑張って仕事をさせていただいているというようなお話を聞いているところであります。また、事業導入については、職責が副村長であることから、今後、人事担当や財政担当の課長、係長を中心に検討をし、議会と調整をする中で、窓口である長野県と相談して前向きに考えていきたいというふうに考えております。

3 つ目のふるさとワーキングホリデー、お試しサテライトオフィスの関係であります。ふるさとワーキングホリデーにつきましては、2017 年度に創設をされる新たな事業として総務省より発表されています。対象が都市圏の大学生、若手社員ということになっておりますので、白馬での暮らしやまちづくりの取り組みを知っていただき、定住や居住のきっかけになることと思いますが、詳細につきましては明らかにされておきませんので、費用負担や全体的な枠組みなど、今後の情報を注視をしながら、導入の是非を精査してまいりたいというふうに思っております。

続いて、お試しサテライトオフィスにつきましては、議員がおっしゃるとおり、長野県で IT をやってみませんかプロジェクトとして、長野県で実施をし、IT 関連の企業、個人に最大 6 カ月間のオフィスの提供や引っ越し代、交通費などの補助を実施をしております。白馬村においても、サテライトオフィスは白馬村総合戦略にも施策として掲載をしているところでありますが、公共施設の有効活用や空き家・店舗対策、民間企業への支援なども含めて、可能性を探ります。また、以前、テレビニュースで大分県の竹田市の空き店舗対策の特集がなされておりましたが、竹田市の全体の熱心さやおもてなしに感動して、オフィスを構え、ついでには移住してしまった事例が紹介をされておりましたが、都市部から人の流れをつくる仕組みづくりと盛り上げが必要と

考えております。

仕事の創出については、基幹産業である観光業の振興はもちろんのことではありますが、ネットワークがあればどこでも仕事ができるIT関係等の業種についても、自然に恵まれた白馬で仕事や生活がしたいという声を多く耳にすることから、サテライトオフィスに限らず、コワーキングスペースやシェアオフィスなど、他の地域の事例なども参考にしながら、先ほどの県事業の活用も視野に入れ、白馬らしくさまざまな人材が生活、交流する仕組みづくりに構築したいと考えます。

最後に、レクリエーションの森の活用についての質問ですが、レクリエーションの森というこれまでの余り耳になれ初めのない国有林の活用ですが、まずは貴重なご提言として賜りました。レクリエーションの森は、国有林の中から国民の保健及び休養に広く利用されることを目的として指定をされており、自然休養林、自然観察教育林、風景林、風致探勝林など、種類があります。村内では岩岳がスキー場施設、ホテルなど、滞在施設などの設置に適した地域及びそれらと一体となって利用、管理することが適当な地域としてレクリエーションの森野外スポーツ地域に指定をされています。ただ、現実には、指定されていることも周知をされていないのが実態かと存じます。岩岳では、ブナの森パークという森林を利用した施設もありますし、議員のおっしゃる林野庁の来年度事業で、この指定が観光に活用できるのであれば、前向きに検討すべきであると思いますので、事業を検討してまいります。

また、新たな場所、レクリエーションの森への指定申請、観光資源としたらどうかということですが、改めて村内の国有林を確認しますと、最も里山に近いのは岩岳で、その他はほとんど標高の高い急峻地であり、レクリエーションの森の指定が可能かどうか、または適地であるかどうかは中信森林管理事務所などに照合してまいりたいというふうに考えております。

津滝議員の2点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は、答弁も含め、あと6分です。

質問ありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 長い質問事項で大変恐縮です。

まず特区、多岐にわたっての質疑になってしまっているんですけども、何点か質問したいなと思っているんですが、以前、新聞なんか載っていたんですけども、県の産業イノベーション推進本部というところがあるんですけども、そこで特区に白馬村を申請していくための後押しをするというような記事が載っていました。3年ほど前かなと思います。その後、この報道のことについてはどうなったのかということです。

それから、障壁となっているものがあれば対策を講じていきたい、また、申請していきたいということなんですけれども、今のところでは障壁になっているものはないのかどうなのかという

ところをお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 津滝議員から２点のご質問をいただきましたが、１点目の産業イノベーション特区、これにつきまして、申請するようになりますと、総務課が窓口で申請行為を行うわけなんです。ちょっと私、この職に来てから話というのは伺っておりませんので、その辺についてはちょっと調べさせていただきたいと思います。

もう一点の、進めるのに当たって障害となるものはないのかという部分でございますが、先ほどの村長の答弁にもございましたとおり、特区でいくのか、今現在国のほうで言う地方創生に伴った地域再生計画、それでこなせるのかどうなのか、それとあわせて、特区の申請により障害を外して地域再生計画を立てるのか、この辺につきましては、やはり申請のやり方もあろうかと思っています。障害だけを取り外すということであれば特区の申請ということになると思いますし、地方創生と絡めてやるのであれば、地域再生計画と兼ねて特区の申請をすると、この辺につきましては、具体的にどういう障壁があるのかと、障害があるのかという部分については、詳細については把握はしてございませんが、今のところ、これだという部分で聞いている部分はございませんので、その辺はさらに関係各課、連携をとりながら詰めさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第２番（津滝俊幸君） 特区というのは、非常にソフト、ハードともにダイナミックな発想、そういったもの等、取り組みが必要で、それを後押ししてもらえる唯一の手段だと私は考えています。例えば今これから総務課長のほうで活性化策について障壁を精査していくという話なんですけれども、魅力のある地域なのになぜ活性化していかないのかというところもしっかりと考えていただいて、障壁となる規制を緩和する方法も一つの施策ではないのかなというふうに思います。例えばきのうの中の話の中で、大雪溪が今上がれないというようなことで、新たな参道の整備ということになれば、やはり国有林の中を通っていくということになります。そうすると、ここに道を、参道をつくってもいいのかどうなのかというようなこと、例えば先ほどレクリエーションの森のところでありましたけれども、二股から猿倉までの間のところは、あれは国有林かと思っています。一部民地もあるんでしょうけれども、ああいうところに里山のトレッキングを走れるような、トレッキングできるような道があってもいいのではないのかなと。例えばもっと言えば、外国人の就労ですとか、最近、白タク、ウーバーというようなものもあったりなんかします。非常にインバウンドで皆さん、食事に来られても帰る手段がないというようなこともあったりなんかしていますので、こういったようなものの取り組み。それから、これもちょっときのう話がありましたけれども、きのうの一般質問で、谷と谷を渡るロープウエー、こういったようなものも、今後大きな課題かなというふうに思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それから、ほかのものについては、それぞれ検討をし、前向きに考えていく、または情報を仕入れていくというような話になっていますけれども、せっかく地方を国が応援してくれる施策ですので、このメニューがあるものは使っていくべきだと私は思います。

魅力のある地域ですので、なぜ活性化していかないかということをよくお考えをいただいて、そういう障壁のあるものは取り払っていくと、ユニークなアイデアと企画力、発想力で勝負をしていく時代だと私は思いますので、ぜひ庁内、村内、村外、これから海外も含めてお考えをいただきたいなというふうに思います。

時間になりましたので、私の質問は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第2番津滝俊幸議員の一般質問を終結いたします。

先ほどの答弁の中で修正の申し出がありましたので、税務課参事の発言を許可します。平林税務課参事。

参事兼税務課長（平林 豊君） 太田議員のふるさと納税に関する質問であります。村民がふるさと納税を利用した場合については控除の対象にならないと申し上げましたが、控除の対象になります。ただし、白馬村としては一応、返礼の品は出していないそうですので、ご活用いただきたいと思います。

訂正し、お詫び申し上げます。

議長（北澤禎二郎君） ただいまから1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時00分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第11番篠崎久美子議員の一般質問を許します。第11番篠崎久美子議員。

第11番（篠崎久美子君） 11番篠崎久美子でございます。

質問に先立ちまして、台風10号を初め、日本各地での大雨被害等が続いております。被災された皆様方にこの場をかりまして、心よりお見舞いを申し上げるところでございます。どうぞ一日も早い復旧、復興がなされますように、遠くからではありますが、心より願っております。

村内では神城断層地震後の村営住宅工事が関係各位のご尽力のもと、本格化してきており、屋根峰もあちこちに見えるようになりました。心強い限りでございます。また、ご自宅を建てられた方々も、地域の中に戻ってくる姿も見えます。地域の明かりは残念ながら、もとようにと暮らすことというところはないところも非常に多いわけですが、地震から2年を迎えるころには、少しずつ地域に笑顔がふえることであると思います。村営住宅工事が安全のうちに無事に進み、本格的な冬を前にして希望者が引っ越しを済ませ、お正月を新居で落ちついて迎えることができるように、重ねてお願いをしたいと思います。

さて、本日は通告に従いまして、3つの内容に分けて質問いたします。

最初に、白馬高校支援事業について、2番目に、観光客への災害時の情報提供について、3番目に、新しい介護予防日常生活総合事業等について、以上3点についてお伺いいたします。

それでは質問に入らせていただきます。

まず最初に、白馬高校支援事業についてでございます。

この事業につきましては、非常に時間的な厳しい制約の中で事業を進めて来ざるを得ず、まだまだ順調な軌道に乗ったとは、残念ながら言いがたい状況であるのではないかと思います。しかしながら、実際にそこに学ぶ生徒さんもうらっしゃるわけでございますから、計画的に事業を進め、できるだけ最善の状態で、学ぶ生徒たちを常に応援できるように体制を整えていきたいものです。

そこで、以下についてお伺いをいたします。

村の実施計画において、白馬高校支援事業の具体的な内容、実施期間、総事業費については、どのように計画をされているかを伺います。

2番目として、白馬高校は、これは県立高校でございますので、村の支援につきましては、地方財政法の観点からも、庁内で当然検討されてきたことと思いますが、検討の経過及び結果、その解釈についてお伺いをいたします。

3番目として、寮及び公営塾の設備や運営、人的体制、予想される予算規模について、今後の予定をお伺いいたします。

4番目といたしまして、支援事業は小谷村と協力して行われているわけでございますが、どのような体制のもと、個々の事業の意思決定をしているのか、状況についてお伺いをいたします。また、透明化が求められる会計も含め、事業推進体制を組織化する必要があると思われます。この会計につきましては、本年3月議会の予算審議において附帯決議が出されておりました、白馬高校支援事業は小谷村からの協力金や負担金なども合わせた継続事業なので、一般会計では事業費の明確化や財源の透明性に疑問が残る、よって、特別会計とすることを求めるというものでございましたが、検討した結果、よりよいものであることが望ましいと思います。この特別会計ということにこだわらずに、方向性についてお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 篠崎議員の質問に対して答弁をさせていただきます。

まず初めに、白馬高校支援事業についてであります。4つの項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、実施計画についてのご質問でございますが、実施計画は、3カ年ごとの計画策定となっており、現在は平成28年度から30年度までの計画となっております。その中で、白馬高校支援

事業は、28年度3,558万9,000円、29年度4,200万円、30年度4,400万円で、3年間の総額は1億2,158万9,000円であります。具体的には、公営塾、寮の運営、ICT、教育支援、留学補助などあります。また、事業の実施期間であります。また、高校支援事業については、息の長い支援が必要であるというふうに考えておりますが、一つ一つの細かな事業については、成果を評価する中で、サンセット方式やスクラップ・アンド・ビルドにより精査をしていく必要があるというふうに考えております。

2つ目の地方財政法との関係であります。県立高校でありますので、かかる経費については長野県が当然見るべきものであります。そういった観点から、学校施設などの村の経費で整備することや直接事業などに携わることは、地方財政法に抵触することであろうかと考えております。白馬村、小谷村で整備をしたICT機器などは、公営塾に整備をしたものを生徒が使うなどしておりますので、地方財政法には抵触しないとの見解しておりますし、公営塾、寮など同様であることは、長野県教育委員会と確認をしているところであります。

今後におきましても、部活動への支援や留学に対する支援なども検討課題として上がっておりますが、時代は変わり、法解釈上も微妙であります。地方財政法に抵触しないよう、確認しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

3つ目の寮及び公営塾の設備、運営、人的体制、予算規模についてお答えをいたします。

まず寮ですが、平成27年度に取得をしましたしろまPal Houseは、購入時から想定した人数よりも多くの入学者があったことから、増改築の必要が出ております。また、再来年度には第3学年が入寮するために、その規模を想定して整備をしなければなりません。村では、1学年が10人から13人規模の寮を整備をしていく方針で、現在は整備方法を検討しているところであります。また、30人から39人規模の食事を3食休みなく毎日ということになりますと、給食関係も専門業者に委託していかなければ運営が難しいというふうに考えております。

続いて、寮の関係ですが、28年度入学生がたくさん入塾していただき、50人ほどの生徒が学んでいる状況となっております。それぞれの学生については学力の差が大きく、大学進学を目指す生徒から、学び直し、希望の生徒もあります。来年度、再来年度とさらに塾を希望する生徒がふえることも想定をされますので、高校の教室を借りるなどして運営をしていくようになってこようかと思っております。また、講師として地域おこし協力隊員を雇用しておりますが、もう1名程度増員をしていかなければいけないというふうに考えております。

寮、公営塾も含めて、白馬高校支援事業については、支援基本計画と財政試算を作成中でありますので、そのときにご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

最後に、支援事業の体制についてのご質問であります。平成28年度は白馬村教育委員会事務局教育課で事業を執行しております。小谷村との共同事業でありますので、方向性や重要な事項については、両村長、副村長が意思決定をしております。また、本年度は高校支援事業につい

て、白馬村、小谷村の総務社会委員会の皆さんにご説明をさせていただく機会をつくっていただきましたが、議員がおっしゃるとおり、透明性が確保され、機能性のある組織体制づくりが必要と考えております。現在のところでは、一部事務組合で事業を執行すれば、両村から議会議員も出ていただいておりますので、透明性と専門性が確保されると考えており、12月議会までには提出をいただくように、現在検討、準備を進めているところであります。

篠崎議員の1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第11番（篠崎久美子君） 地方財政法の観点からについて、ちょっと質問したいと思います。

私が申し上げているのは、地方財政法第28条の2、地方公共団体における経費の負担関係というところでございます。地方公共団体は法令の規定に基づき、経費の負担区分が定められている事例について、他の地方公共団体に対し、当該事務の処理に要する経費の負担を転嫁し、その他地方公共団体相互の間における経費の負担区分を乱すようなことをしてはならないと書かれております。

白馬高校につきましては、事業が始まる前に考える会というところがありまして、さまざまなところについて対処して方法論を探ってきていただいていたわけなんですけれども、その中で一時、こういうお話がありました。やはり地方財政法の観点がちょっとグレーゾーンであるというようなところも鑑みて、白馬高校サポータークラブを設置して支援をしてはどうかというお話がありました。現在、このサポータークラブというのはどういうふうになっているのかお伺いしてよろしいでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） まず、サポータークラブの関係ですけれども、当初、そういったものをつくりまして、両村でお金を出し合っているといいですか、そういった運営をしていけばということもあったんですけれども、法人化をしなければいけないですとか、いろいろ問題もあります。また、地方財政法を解釈する中で、それをしなくてもよいのではないかというようなことが出ましたので、今のところ、それを立ち上げるという考えはございません。

地方財政法の関係なんですけれども、解釈としますと、第9条なんですけど、地方公共団体の事務を行うために要する経費については、当該地方公共団体が全額これを負担するというものがあります。それで、地方公共団体の中には県も入りますし、村も入るというものであります。それで、県立高校でありますので、これについては学校教育法第5条の中に、学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担するという項目がございます。この2条を見ますと、学校を設置した者の管理する経費は、地財法で全額それを見なければいけないという規定がございます。

それで、地方自治法の中の180条の8、ここには教育委員会の関係があるんですけれども、

学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書、その他の教材の取り扱い及び教職員の身分取り扱いに関する事務を行うと書かれております。ですので、長野県教育委員会については、ここの部分がやらなければいけない事務ということになってまいります。それで、公営塾、寮については、ここの部分がやらなければいけない事務ということになってまいります。それで、公営塾、寮については、ここの部分から外れる部分でありますので、地方財政法上は問題がないというように解釈しております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） 平成２６年の時点で両村長名で長野県教育委員会に地域案を提出して今に至っている経過があるわけですが、その中に、例えばＩＣＴツールを活用した学習支援という項目がございました。これについては、今、課長のほうでお話がありましたが、塾のほうで利用しているということですが、例えばＬＡＮの設置でありますとか電子黒板の部分でありますとか、そういったところについてはどのように解釈をされているのか、あるいはどういう形で今使っているというふうになっているのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） まず、ＩＣＴの関係なんですけれども、電子黒板、それと実物投影機、あとタブレットのほうを導入してございます。タブレットについては４０台ということで、公営塾のほうで管理をしております、公営塾に来る生徒が使うというようになっております。当初については、学校のほうでＩＣＴタブレットを全学年導入した場合については、保護者負担を求めるということで、その部分に補助をしていけばというような考え方もあったんですけれども、今のところそういった動きもないということであります。要は、学校のほうで長野県の授業の中でＩＣＴを白馬高のほうにまだ導入する考えがないということでありまして、その部分はとまっているというものであります。電子黒板については、白馬村の備品ということで整備いたしました。ここの部分については、白馬村の備品シールを張って白馬村のほうで台帳管理をしておりますが、白馬高校のほうに今、貸与という形で、学校の教室のほうに置いているという状況であります。そこのところは県が見なければいけない経費であるのかどうかというと、非常にグレーなところもあるかと思いますけれども、一応、村の備品をお貸ししているという状況になっております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） それでは、貸与という形で今お使いいただいているということで、法には触れないだろうということですが、それでは、貸与ということであれば、貸与の取り決めとございますか、契約と言うとちょっと固くなりますけれども、きちんとしたそういうもののもとの貸与をされているのか、その状況をちょっとお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） そのところは、今のところ、ちょっと事務处理的には整備ができておらないところなんですけれども、こちらのほうとしましては、村のものとわかるというように備品シールを張ってとりあえずやっております。今お話のありました部分については、整備しなければいけない部分と考えておりますので、今後、県のほうと話をして、何らかの取り決めをしたいというように考えます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） 先ほども申しましたが、法には触れないという解釈のもとで今、支援事業を行っているということでございますけれども、ぜひもう一度、事業を精査していただいて、県との協議の中で、このところが本当にクリアなのかということも含めて、曇りのない、ぜひ支援事業を行っていただければと思います。

続きまして、ちょっと寮についてお伺いをしたいと思います。

寮については、先ほど太田伸子議員のほうからも質問がございましたけれども、これは再度の確認になりますが、現在の寮については、そうしますと、建築基準法におけるそれぞれの、例えば耐火であるとか、そういうことについてはクリアをしていないということではよろしいのでしょうか。確認になりますが、よろしく願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 現状使っている部分についてはクリアをしておりますが、改築を計画して、来年以降に使用しようと思った部分について確認したところ、クリアをしていなかったという状況です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） 今回の補正予算２号には、寮の改修費ということで約６００万円が載っております。これについて、内容をもう一度お伺いしたいと思います。お願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 今回の改修費につきましては、地方創生関係の交付金の事業ということで、前年度の末に申請をしていたものでございます。交付の内示をいただいたのがこの時期になってしまったということで、当初の計画では、早い時期に決定をして、当初予算編成の中から振りかえるというものでありました。

内容的には、寮のほうの改修ということで、具体的にはボイラーですとか厨房関係、そういったところの老朽化しているものがございますので、そちらのほうをやりたいというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） そうすると、ボイラー、厨房関係であるということであれば、先ほど

おっしゃいましたＲＣ部分については、改築は検討されていないということ、あるいは改修の検討は排除されているということなんでしょうか。お伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 現在、その部分について、子どもを入れるような改修は検討はしておりません。やったとしても、中にあるものを片づけて倉庫として使用できるようにするかどうかを検討はいたしますけれども、寮として使用することは考えておりません。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） そうしますと、先ほど太田伸子議員の質問の答弁の中にも、村長のほうから今検討中であるということでございますけれども、今現在、もう９月が終わろうとしておりますけれども、一体どういう方向性になっているのか、間に合うのか。実際のところ、子どもたちはもう来年明けると、１月、２月にはもう子どもたちは試験が始まってくるわけなんですけれども、実際間に合うように、今、方向性はどの辺まで行っているのか、進んでいるのか、改めてお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） まだ交渉中の段階で、特定なものは申し上げられないんですけれども、近隣の施設のところをお譲りいただけるか貸していただけるかということで交渉の段階に入っております。１０月にはお返事をいただけるというようなお話をいただいておりますので、今そのお返事を待っているという状況です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） １０月にお返事をいただけるということで、ぜひ前向きなお返事をいただければいいなどは当然思うわけですが、１０月にお返事をいただいた場合に、例えば今回、先ほど副村長のお話の中では、建築基準法を満たしていないということは、購入して使ってからわかったことであるというお話でありました。今交渉されているところが、もしかして改修が必要、あるいは建築基準法を満たしていないということもあり得るのではないかと思います。この辺についてはどのように対応されているのかお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 現在交渉中の施設でありますけれども、建築年等から、建築基準法ですとか耐震の関係については問題がないというように考えております。図面のほうも取り寄せまして検討はいたしております。

ただ、まるっきり改修がないかどうかということなんですけれども、宿泊施設と寮ということになりますと、使用目的が違いますので、その使い勝手に合わせた内装のやりかえというようなものは必要になってくるかと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） わかりました。ぜひいい方向に行くように願っております。

ただ、そのときに、そうすると、既存の、現在の使っている寮についてはどのようにお考えになっているのか、そこもあわせて使用されるおつもりなのか、そこについてお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） このことにつきましては、まだ小谷村さんとも協議をしていない段階ですので、あくまでも事務局案ということをお願いできればと思うんですけれども、女子寮の完備という話もありますので、男子寮がそちらのほうに移れるのであれば、女子寮として使うというような考え方もあろうかと思えます。ただ、そういったことにすると、今度、２つのものをどうやって維持するかという財政計画も出てまいりますので、あくまでもそういう使い道は想定に入れていますということでご理解いただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） 先ほどの同僚議員の答弁の中では、村長は新たな寮の建設は考えていないということでお話をされておりました。実際のところ、こういう形で寮のところが、本来は学生にとってはそこが住まいでありますので、これは大変重要な部分を占めるものなんですが、非常にそのところが迷走しているんだと思います。そのところのもともとのところは、例えば買って見たんだけど、建築基準法を満たしていなくて、その部分が使えない等々ということで、実際困っているというところだと思いますが、こういうものを購入したことについて、時期的にも非常に遅くなった、例えば考える会のもともとの提案されていた案を見ますと、２６年度の終わりにはそういう交渉が始まっていてというような状況で、私はたしか資料をいただいた記憶があります。ただ、それが２７年度に入り、ことしの２７年度の最終３月までずれ込んだわけなんですけれども、こういうことに対しての非常な困難を招いたということについては、寮のことをもう少しきちんとやってこなかったのではないかというふうに思うんですね。

なので、寮については、ぜひ今も課長のほうからもありましたが、財政計画との兼ね合いもありますし、子どもさんの生活を保障するということもありますので、女子のところは今、下宿対応なんですけど、女子もやっぱりできれば、私は一人の親なんですけど、自分の子どもを入れるとすれば、きちんとした寮に入ってもらえれば非常に安心というところもありますので、ぜひ庁内横断的な、あるいは小谷村の意見も当然あると思いますので、そちらの小谷村との、両村との関係の中で一つの専門的なチームといいますか、きちんと考える部署があってもいいのではないかと思います。ここについて方向性を伺いたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほど、太田伸子議員の質問に対して、村長は新たな寮を建てる予定はないというようなニュアンスのお話がありましたけれども、今、交渉中のところが、例えばうまくい

かないというような場合については、当然建設していかなければいけないという話を太田伸子議員にも答弁したとおりであります。

そんな中で、今いろいろな手法がありますので、例えばD P Pというような、そういった民間の力もおかりをしながら、選択肢の中にはそういったことも視野に入れて進めていかなければいけないというふうに考えておりますので、あくまでも村は新たに建設をする予定はないと、そういう意味ではありませんので、どうかそこら辺はご理解をいただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第11番（篠崎久美子君） といいますか、寮についての専門的な、寮をきちんと考えるプロジェクトチームといいますか、そういうものの設立、あるいはそういうことの機関についての設置の考えをお伺いしたところなんです、そこもあわせてご答弁いただけますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほどの答弁でも、両村長、それから副村長というような、そんなお話もしたわけでありまして、この関係については、副村長を中心に事務方といろいろ詰めてきたのが今の現状であります。そんな中で、非常に後手後手に回ったというような、そういった話が当然あるわけでありまして、最終的に11月に寮を取得するという、そういった育てる会の中で、11月15日にそういった形になったというようなことで、非常に慌ただしいような、3月にはもう新しい学生が入ってくるというような中で、非常に後手後手に回ったということについては、先ほど太田伸子議員にもお話をしたとおりでありまして、非常にそのことは本当に申し訳なく思っているところであります。

ただ、非常に錯綜したということは、私、首長としても反省しなければいけないというふうに思っておりますが、いずれにいたしましても、初めてのケースというようなことで、本当に皆様方にはご迷惑をかけたというようなことは、今まで再三そんな思いをしているところであります。

先ほどの小谷村と両村とのプロジェクトというか、そういったことは引き続き村長を中心に進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第11番（篠崎久美子君） 寮につきましては、いずれにしましても、生徒さんたちがそこで生活をする、一日24時間のうち10時間いるかどうかと思えば、授業時間以上は必ず寮にいますし、生活の基礎というところでもありますので、例えば全国の親御さんが白馬にいらして安心して生活の部分は任せていけるんだということをやっぱり保証してあげないと、これはせっかく立ち上げた白馬高校の国際観光学科というものを、ただそこだけではなくて、セットで皆さんにぜひ来ていただきたいということで進めているわけですから、そのところはぜひもう少し丁寧に、丁寧にですが、やっぱりスピード感をもってやっていただきたいと思います。

どっちにしましても、今、村長の中には、今交渉中のところがだめであればというお話があり

ました。その場合には、新しい寮を建てることも念頭に置いておくと。それにしても、来年度にはもう間に合わないわけです。なので、どう考えても、来年度へのまず、皆さん当然やっつけというところだと思いますが、来年度への対策を一つ立てる、それと同時に今の寮でいいのか、新しく建てるのか、これには利用されている生徒さんの声、保護者の方の声もやはり拾ってきてお話を伺って、どういうものが最善のものであるのかというところも含めて検討しなければいけないと思います。

一つの方法として、学校近くに本来は寮があるのが子どもたちにとっては一番安心ですし、親御さんにとっても安心・安全のところが保証されているものだと思いますので、以前の同僚議員の、これはこの場ではなかったですかね、小谷村との話し合いの中で、たしか白馬高校のグラウンドのところが子どもさんが少なくなってあいているので、建てることのできないのか、あるいは前の合宿所の横がどうかという話もありましたが、やっぱりそこは県の敷地でありますので無理でありますので、そこはお譲りをいただくとか、あるいは学校周辺に探して、ひとつ寮を建てることのできないのかということも含めて、ぜひご検討をいただきたいと思います。

続きまして、補正予算第2号に、今回は就職・創業支援協議会等負担金ということで50万円が上がっております。これについては、最初の説明では白馬高校についての出口保証の部分を検討してもらうためにというようなこともありました。これについてはそういう解釈でよろしいのか。もしそれでよろしければ、具体的なところをどのように考えていらっしゃるのか出していただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ただいまの協議会を立ち上げてという部分での補正予算のご質問でございますが、これにつきましては、議員おっしゃれますとおり、白馬高校の出口保証という部分は当然でございますが、白馬高校に限らず、白馬に戻ってくるための、仮称であります。キャリアセンターというところで出口保証の体制を構築したいということで、補正予算として提出をさせていただいたものでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第11番（篠崎久美子君） 地域とのかかわりの中で、生徒さんの将来についての保証を考えると、ところで、一歩踏み出したのかなと思われま。

白馬高校には未来教育サポーター制度というのがあるということで、皆さんに手挙げをお願いしているところなんです。ここもやはり子どもさんたち、生徒さんたちが実際に職場を体験し、将来的には、直接そこに入らなくても、そういう関係の業種、あるいは一遍外に出ても、やっぱりまた白馬に帰ってくるきっかけとしてそういう体験をされるような形で未来教育サポーターさんを募集されているというふうには伺っておりますが、現在、この募集状況、応募状況といいます

か、登録されている方はどれぐらいいらっしゃるのか、企業としてどれぐらいいらっしゃるのかお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） すみません、今、正式な数字が手元にないので後でお知らせいたしますけれども、ことしに入って1社ふえております。まだ具体的に学校のほうで未来教育サポーターさんをお願いするというのはないんですが、来年度ぐらいから入ってくるということで、ことしに1回集まっていたいただいて、高校と打ち合わせをさせていただいているという状況であります。数については、後ほどお知らせします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第11番（篠崎久美子君） ぜひ地域と一体となっていくことこそがこの支援事業の目的の一つでもあると思いますので、ぜひそこも力を入れていただければと思います。

それで、最初に計画のところをちょっとお伺いしたわけなんです、実施計画というのは行政の中の3カ年計画、ローリングをしながら3年ごと計画を立てていくものということでございますし、ご説明の中では息の長い支援をしていくというお話がありましたけれども、課長がおっしゃっていた基本計画を立てられているということだそうですが、この計画については、これは実施計画とは違うものという考え方でよろしいということでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 実施計画は村の計画でありますので、行政のこなす仕事の重立ったもの全てが入っているんですけども、その基礎となる部分で、白馬高校支援事業については、年度でどのぐらいかかってくるのかというものをまとめたいというものであります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。篠崎議員。

第11番（篠崎久美子君） そうしますと、支援事業そのものについての計画だというふうに捉えさせていただけたらと思います。

そうなりますと、もともとは県立高校ですので、県のほうではご存じのように、高校についての再編化を進めてきているところ、あるいは少子化も進んでいるという事情も鑑みながらやってきているところなんです、そういうところの兼ね合いもあるわけですので、この支援事業そのものについては、目途とする期間といいますか、年度については、まずどれぐらいと考えて進めていらっしゃるのか、そこについてお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） どのぐらいの期間を考えてということですが、白馬高校の将来を考える会の中で、その中で3年から10年というようなことが出てきております。実際、当初の計画でも10年間ということで財政計画を資料としてお出し申し上げたという経過もございます。

ということでよろしく申し上げます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） そういうことであれば、なおさら、既に実施されて１年は過ぎている中で、これだけまだやらなければいけないことがありますし、本来の目的である白馬高校の支援プロジェクトですか、これは支援事業とはちょっと違うものかなと私は解釈しておりますが、プロジェクトを提唱されましたマネジメント会社、P r i m a P i n g u i n o さんによれば、教育を核とした地域づくりなんだと、地域創生なんだということで始まっているものだと思います。そういうことを考えますと、やはりもう少しスピード感を持って、透明性を持って、組織をきちんとし、計画も村民にわかるように出していただき、村民にどれだけの財政が毎年かかっていくのだ、必要な経費はこれだけかかるのだ、ですけれども、目的を持ってやるのでというところを出していったいただかないと、理解が得られない部分も出てくるのではないかと危惧するところであります。事業をやる際には、やはり危機管理や危機的なところも、いつも念頭に置きながら進めていかなければなりませんので、当然村長はその辺は熟知していらっしゃるところだと思いますので、そういう形でぜひ進めていっていただけるように希望いたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次は、観光客への災害時の情報提供についてお伺いしたいと思います。

近年では、大規模な地震や台風、豪雨災害が相次ぎ、県内でも神城断層地震、あるいは御嶽山噴火などの予期せぬ非常に大きな大規模災害が発生をいたしました。このごろでは、白馬大雪渓が、小雪の影響で一時通行どめになるなど、自然状況に応じて、たくさん訪れていただいている登山客の安全を守ることも求められました。

このような大規模災害などが発生した場合や緊急時においては、住民ばかりでなく、国内外の観光客の安全を確保するために、迅速かつ正確な情報発信が必要と思われます。

そこで、以下についてお伺いをいたします。

まず、国土交通省、観光庁からは、外国人観光客への災害情報発信については、東日本大震災後の平成２５年度に実施された調査結果を受けて策定されました訪日外国人旅行者の安全確保のための手引きなどが出されております。

現在、村として、災害時の国内外観光客に対して、地域の災害情報の発信をどのような形でなされているのかをお伺いいたします。

続きまして、宿泊施設等の観光施設などに対しては、観光客向けの災害時の初動対応や地域の情報提供についてどのように村としては指導され、協力を求めているのかをお伺いしたいと思います。

この観光庁の手引きによりますと、施設管理者に求められるものとしましては、被災状況の把握、施設利用に関する情報提供、利用者の安否確認、避難誘導、待機場所の提供、一時スペースの確保等ということですね、あと、自治体と連携し、利用者を対象とした防災訓練の実施等がう

たわれておりますが、村としての実際のところをお伺いしたいと思います。

続きまして、観光客が滞在していることを想定しての災害情報伝達を含めた避難訓練も必要と思います。実施の予定についてお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 2点目の質問に対して答弁させていただきます。

観光客への災害時の情報提供について、1つ目の災害情報の発信をどのようにしているのかと2つ目の宿泊施設などの観光施設等に対する指導と協力について、まとめてお答えをいたします。

災害発生時の旅行者への支援の一番重要なことは情報であるとも言われております。白馬村においても、過去10年間で神城断層地震、大雪渓での土砂崩落や先ごろの大雪渓ルートの通行止めなどを経験した中で、旅行者の安全確保や安全に行動していただくための迅速かつ正確な情報発信や伝達が重要であると認識をしております。

情報伝達の手段については、発生災害の種類、程度、場所等により異なるケースが想定されることや外国人旅行者が多く訪れる本村においては、土地勘がない、日本語が十分理解できない方が多く、避難指示が伝わりにくいといった外国人旅行者の特性があります。土地勘がないは、旅行者にも共通していることですが、こういった特性を踏まえた上で、初動体制の構築が必要であります。

こうした中で、具体的な取り組みとして、昨年度より観光防災Wi-Fiステーション整備事業により、観光案内拠点や避難拠点に無料Wi-Fiスポットの整備を3カ所と、災害時には災害関連情報の提供、平常時には行政からのお知らせや観光情報を提供するポータルサイト機能を備えたところであります。今年度はさらにWi-Fiスポットの整備を2カ所、実施をいたします。ポータルサイトについては、区長会や広報を通じて周知を行ったところですが、必ずしも隅々まで行き届いていないと思われますので、さまざまな機会を捉えて周知に努めてまいります。

観光案内と災害関連情報提供については、方法の面から言えば、共通した面がありますので、災害時を含めた情報伝達手段としてグレードアップをし、生かしてまいりたいというふうに考えております。

次に、宿泊施設等の観光施設などに対する観光客向けの災害時の初動対応や地域の情報についての指導や協力についてですが、協力や支援体制や役割が十分に整理できていない状況にあると思っております。災害時には自治体に対応できることには限界があり、旅行者に対しては観光施設宿泊施設、商店、住民も情報提供者であり、避難誘導も担っていただくこととなります。

現在、地域防災計画の見直しを進めておりますが、災害発生後の旅行者への支援に関する地域での役割、平時からの支援体制の整備、情報伝達システムの充実、避難誘導の標識整備、旅行者に対するマニュアルの作成など、旅行者に対する安全確保について計画に盛り込むことも研究をし、訓練を重ねながら、旅行者にとって安心・安全な観光地への取り組みを進めてまいりたいと

考えております。

最後の観光客を想定しての避難訓練に関する質問ですが、一口に観光客と申しまして、観光施設や宿泊施設の内側か外側か、市街地か郊外か、山岳部か平地部かなど、実情に応じて災害時の対応が異なっております。観光施設や宿泊施設の中にいる観光客に対しては、各施設管理者が対応することとなり、施設の外では村や報道機関から提供される情報により、観光客などが自主的に判断、行動せざるを得ない場合も出てくるものと思われます。いずれの場合であっても、情報は積極的に出していくシステムをつくっていかねばならないと思っております。

村では、2年ごとに地震による被害を想定をした総合防災訓練を実施をしております。前回は昨年9月に北部トレーニングセンターで実施をし、北部トレーニングセンターを避難所とする森上区を初めとする6地区が住民支え合いマップを活用して安否確認訓練や避難訓練も行うとともに、全村民を対象としてシェイクアウト訓練も行いました。この地震総合防災訓練も活用して、観光施設管理者への情報伝達訓練や、先ほども答弁をさせていただきましたが、観光防災Wi-Fiステーションによる情報発信訓練も新たなメニューに入れていくことも検討してまいりたいと思います。

2点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第11番（篠崎久美子君） 災害時の観光客の方も想定した訓練というものは、例えばこの前、東京都を見ておりましたら、スカイツリーの付近で防災訓練が行われておりました。そのときに観光客がいるという想定のもとにされておりましたし、おっしゃいますように、それぞれの災害、あるいは場所、あるいは施設によって全然対応が違っていると思いますので、これはこまめに、大規模でなくてもこまめに訓練をしていただくように、村のほうでもぜひ指導をしていったり、協力をしていただけたらと思います。

地域防災計画の中に災害時の地域からの観光客向けに対する対応を入れ込んでいったらいいのではないかとご答弁をいただきました。私も実際そう思っておりますけれども、そうしますと、今回、今年度、地域防災計画の見直しがあるわけですが、今年度についてはこの部分は入れ込んでいらっしゃるのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 現在の地域防災計画の進捗状況につきましては、ほぼ、いわゆる構成につきまして固まりました。これから具体的なそれぞれ予防、応急、災害対応という章に分かれるわけなんです、その中で防災計画への反映というものは、議員のご指摘にもありますとおり、訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き、こちらの中に地域防災計画への反映する指針というものも載っております。その中で、村とすれば、これは事務レベルということの考え方ですが、帰宅困難者や観光客対策というものを一つの区分にして対応のほう、いわゆる掲載の仕方は、こ

のマニュアルをそのまま引用するのか、その辺につきましては、先ほど村長の答弁の中にも研究するということで答弁をさせていただきましたので、その辺につきましてはもう少し研究をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） ぜひちょうどいい見直しの機会でございますので、そういうところも含んでいただき、その後はぜひ周知をしていただくというところにも努めていただきたいと思います。ただ書いてあるだけで終わってしまっただけでは意味がございませんので、地域全体がそれに取組めるということが大事でございますので、ぜひ周知もお願いしたいと思います。

もう一点だけお伺いしたいと思います。

情報の伝達手段について、今お伺いしたんですが、今現在、Wi-Fiステーションがあり、あるいはポータルサイトがあって、その中にも災害情報が入っているということですが、見せていただいた第５次総合計画の基本計画の案の中にも、安心・安全な生活を支える村づくりの防災・減災の強化という項目におきまして、災害情報の伝達の方法として、平成３２年度までの目標として、防災アプリの構築というものをうたっておりますが、これは具体的にはどのような状況下に置いての利用と効果を想定してこのように案に載ってきているのかお伺いをしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 総合計画の基本計画に載せました新たなアプリについてというご質問に対して答弁させていただきますが、観光庁では現在、プッシュ型の情報発信アプリ、Safety tips というようなものを推奨しておりますし、いろいろなアプリというものが出されております。現在、議員ご指摘のように、今回つくりましたプラットフォーム化のアプリにつきましては、なかなか、活用できるのはグーグルマップがメインになってくるのかなというふうに思います。これらをもう少し防災面として活用できるように、いわゆる避難所の位置情報を落とすとか言語対応、そこら辺のサイトのメニューにつきましては、まだ具体的ではございませんが、やはり現システム上では限度があるという理解から、防災に向けたアプリ開発というものを今回、前期計画の中で記載させていただいたという経過でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） 私はちょっとこういうITについては詳しくはわからないのでいけないんですけども、多分若い方、あるいは外国の方は本当にアプリケーションを使う頻度が非常に高いわけですので、特に外国人の方に対しての効果は高いのではないかと思います。また、アプリがあるからといって、全てを網羅できるわけではありませんし、全ての方がこれで大丈夫

かという、そうものではありませんし、いろいろな方法を使って、ぜひ旅行者、外国人の方たちも含めた旅行者に対しての災害時の情報をお願いしたいと思います。

それと、外国の方が非常に多いわけですが、他言語に対しての対応というのは、災害時だから急にできるというわけではなくて、平時から構築していくことが非常に大事ではないかと思いますが、災害時において、通訳ボランティアの育成や確保、あるいは人材情報の地域間での情報の共有であるとか、総合派遣システムというものも大事ではないかと思ひますし、また、ホームページは、白馬の場合はまだまだ他言語化になっていないわけですが、ホームページによる他言語化の情報提供というものも非常に有力だと思います。この点について、ちょっとお考えを伺いたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 他言語化につきましては、確かにホームページにおきましてはなかなか進んでいないという部分がございますので、現在ではできる限り早い段階でということで、フェイスブックを活用させていただいている状況です。

そのほか、ボランティアの対応等につきましては、まだ体制整備が構築はされておきませんが、先ほど私答弁させていただきました *S a f e t y t i p s*、このアプリの中にはコミュニケーションカードというようなものがございますので、幾つか複数的に活用しながら対応していくということが現実かというふうにお考へしております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員の質問時間は、答弁も含め、あと6分です。質問ありませんか。篠崎議員。

第11番（篠崎久美子君） ぜひ神城断層地震を経験した村であるからこそできる災害情報の伝達というものがあると思ひますので、ぜひ構築をしていただければと思ひます。

最後になりました。質問するだけで終わってしまうかと思ひますが、最後の質問に移りたいと思ひます。

新しい介護予防・日常生活総合事業等について伺いをいたします。

2015年に改正されました介護保険法により、2年間の移行期間を経て、平成29年4月からは市町村が主体となって、自治体ごとの新しい地域支援事業に完全に取り組むこととなりました。

以下について伺います。

まず、要支援者の訪問介護、通所介護は、新地域支援事業に移行いたしますが、サービス体系を整備しての円滑な移行と十分な住民周知が求められます。これについて、現在の広域連合、福祉、医療機関など、関係各機関との連携状況や村の取り組み状況をお伺いします。

また、新たな制度では、日常生活を支援する地域での体制整備が非常に重要でございますが、

村の状況を伺います。あわせて、生活支援コーディネーターの配置予定を伺います。

続きまして、今回の制度改正では、支援の担い手として、元気な高齢者や地域のボランティアの果たす役割が大きく求められていますが、育成や組織づくりが必要ではないかと思われます。やはりボランティアであれども、一定程度の、一定水準のサービスは提供しなければいけないと思いますので、ここの育成について、特にお伺いしたいと思います。

続きまして、今後、高齢者の増加に伴い増加すると思われる認知症の方や家族が地域で安心して暮らせるために、体制の充実や理解を深めるということは非常に大事なことでございますが、取り組み状況をお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 3つ目の質問に対して答弁をいたします。

新しい介護予防・日常生活総合事業等について、4つの項目の質問をいただいております。

最初に、平成29年4月から始まる新たな地域支援事業の取り組みにかかわる質問の訪問介護、通所介護、新地域支援事業への移行に伴う取り組み状況であります。要支援者1・2の方のサービスのうち、訪問介護と通所介護は、平成29年4月からは介護保険サービスから介護予防・日常生活支援総合事業の枠組みに移行します。これから答弁に当たりまして、介護予防・日常生活総合事業を総合事業と表現をさせていただきます。

介護保険は、北アルプス広域連合が保健者となり構成する5市町村管内では、同じサービスを受けられるよう、従来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護にかわり、総合事業では訪問型サービス、通所型サービスとして、単価やサービス基準を統一して移行することとしております。北アルプス広域連合では、近隣の自治体の取り組みなどを参考に、昨年度から慎重に検討を重ねてまいりました。従来の要支援者相当の方にとっては、使いやすいサービスであることとともに、高齢者の増加が見込まれる中、サービスを提供する介護保険サービス事業の存続、また介護保険制度そのものが持続可能でなければならないという観点に立ち、単価とサービス基準の案について先週、7日と8日にサービス事業に対する説明会を開催をしたところであります。このうち、7日は保健福祉ふれあいセンターで行われ、事業者からのご意見をお聞きをし、検討を重ね、10月に再度、事業者への説明会を開催することとしております。

村内の事業者には、村としても基準を緩和したサービスを従来の要支援の方にサービス提供していただけるようお願いをしていく予定です。実施体制が決まった段階で、広報はくば、ホームページやフェイスブックのほか、広域連合でケーブルテレビ用の広報を作成しますので、ユーテレ白馬で放送し、周知に努めてまいります。

なお、広域連合では来年3月と4月に要支援認定の更新になる方には、別途通知をする予定でいます。

2つ目の日常生活を支援する地域の体制整備と生活支援コーディネーターの配置についてのご

質問ですが、生活支援サービスは、総合事業の中核の一つとなるもので、生活の支援を介護の専門職だけに頼らず、身体介護など、専門的な介護を必要としないサービス提供について、身近な助け合いや支え合いを地域住民、ボランティア、NPO等が参画をし、生活支援の担い手として社会参加していただき、支えていこうというものです。

これらを進めるに当たり、関係機関などが定期的な情報共有や連携、共同による取り組みを構築をし、その中核となるのが協議体となります。10月中には協議体となり得る団体の集まりを計画しており、現在、社会福祉協議会やNPO、地域での主体的に活動している団体などに働きをかけていきます。

生活支援コーディネーターの配置について、現段階では配置方法、人材、北アルプス広域連合及び大北5市町村において検討中ですが、まずは協議体の設置準備を先行し、その後、具体的な活動の中からコーディネーターを配置をしていけばと考えております。

3つ目の元気な高齢者や地域ボランティアの育成や組織づくりの質問ですが、総合事業の実施に当たり、地域の人材を活用していくことが重要とされ、元気高齢者が地域で社会参加できる機会をふやしていくことが、介護予防にもつながっていきます。できる限り多くの高齢者が支援を必要とする高齢者の支え手になっていただくことで、地域づくりにつながることになります。

今なぜ地域の助け合い、支え合いが必要なのかを広く住民に知っていただく機会として、今月30日に、「～いま求められる地域の力～やっぱりここで暮らしたい！」という演題で地域の助け合い、支え合いをともに考える講演会を計画をいたしました。まずは必要性を知っていただいた上で、協議体の体制づくりを選考しつつ、地区の集まり、介護予防講座などで元気な高齢者が担い手としての社会参加の働きかけと支え合い・助け合い活動、身近に集える場所等が根づいていけるよう努めてまいります。

また、北アルプス広域連合では、総合事業の実施に当たり、本年度、国のモデル事業である地域づくりによる介護予防推進事業を活用をし、通所型サービス、訪問型サービスやサロンなどを担い手の育成を目的とし、今月から支え合い・助け合い事業見学会を実施するとともに、10月から11月にかけては介護人材養成講座の開催を予定するなど、人材の確保に努めているところであります。

最後に、認知症に関する取り組みですが、昨年度より地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、家庭訪問や関係機関との連携などを通じて、認知症の方やそのご家族の相談に対し、きめ細かな対応ができる体制がとれるようになりました。また、いろりカフェとして、認知症をテーマに集える場を開催をし、認知症への理解を深める活動を行っており、この集いを楽しみにされている方や新しく参加する方もおり、活発な活動が行なわれております。

今後は認知症見守りネットワークの組織化や幅広い世代に認知症について身近なことをして知っていただくよう、啓発活動に努めてまいります。

以上で3点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間は終了しましたので、第11番篠崎久美子議員の一般質問を終結いたします。

先ほど支援サポーターについて答弁漏れがありましたので、教育課長からの発言を許可します。
教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 未来教育サポーターでありますけれども、登録は11であります。

議長（北澤禎二郎君） ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時10分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第7番横田孝穂議員の一般質問を許します。第7番横田孝穂議員。

第7番（横田孝穂君） 第7番横田孝穂です。

ただいまより一般質問を行います。

今回は大きく2問について伺います。

初めに、農政問題について、2番目に、地区要望について伺います。

それでは、初めに、農政問題についてを伺います。

現在は水稻を中心としたそばの里づくりを目指した農業が進められております。そのような中において、農業の就業人口は年々減少と年々高齢化傾向が激しく、そのため、経営規模を縮小せざるを得ない状況と、多くの農家の思いは、将来を不安視しておるのが現状であり、世代交代や機械の更新の時期に合わせて離農する可能性が高くなる傾向であります。

自分だけが耕作できる間は続けたいが、自分の家の若い者は今後は難しい、どうなるかわからないし、将来には担い手に任せるしかない状況であります。当然、このような生産性の低い農地では採算がとれないわけで、それには一日も早い農地の圃場整備事業が進められてまいります。村は、農地の圃場整備に早急に取り組み、そして農地の所有者に積極的に働きかけることが村の使命でもあり、また、大変重要なことでもあります。

また、新たにことしの4月1日から改正農業委員会法も施行され、農業政策が大きく変わってきたようであります。

そこで、今後の村の基本的な方針について質問をいたします。

大きく農政問題について、1つに、農業改革は何を基本にしているか、また、基本的な方針についてを伺います。

2つ目に、村の農業再生協議会とはどのようなものなのか。ここ近年、国における農業政策が目まぐるしく変わり、このような内容などが理解できる農業者は限られた担い手である認定農業者の方やその関係者のみで、村においても農業者を対象に集落懇談会を開催しているものの、以

前とは変わり、出席される人数はまばらであり、また限られた時間の説明と理解できない対策というような言葉の連続であります。回数を重ねるごと、出席者も減少を続け、ますますの農業に対する意識の減少を招いているのが今日の現状であります。

このような大変よい機会でありますので、村の農業再生協議会において、わかりやすく説明、答弁を要請いたします。

3番目に、農業委員会制度の改正点について伺います。

1番に、改正内容は、2番目に、改正に伴う村の農業委員会選出の実施について伺います。

農業委員会制度、特に農業委員の選出方法の改正は、昭和26年、今から65年前から続いてきた公職選挙法の公選制から議会の同意を得て市町村長が任命する選任制に変更されております。また、何点かの改正点があるようであります。わかりやすい説明を求めます。

4番目に、白馬村一農場、大北アグリサポートについてを伺います。

1番、白馬村農業再生協議会との連携は。2番目に、農地維持機能と自然環境を維持継承するための村の長期計画はどのようなのか。

5番目に、白馬村農業振興計画について、どのようになっていますか。毎年度、単年度的な村農業再生協議会が開かれておりますが、中長期的な展望に立った白馬村農業振興計画はどのようになっていますか伺います。

6番目に、圃場整備率と今後の計画はどのようでありますか。

以上6項目について伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 久しぶりの農業問題の一般質問であります。

それでは、横田議員の質問6点であります。質問の順番に一括してお答えを申し上げます。

最初に、農業政策についての村の基本方針についてのお尋ねでございますが、農業政策は、その財源のほとんどが国の施策によって決められている現状であり、国が推進をする施策に沿った水田のフル活用の推進と農業の経営安定を基本としております。平成27年度に国が示した新たな農業・農村政策4つの改革は、まさに農業政策の大転換であったわけですが、いよいよ平成29年度をもって米の直接支払いの廃止と生産数量目標の配分がなくなるという最終局面を迎えますので、村の農業振興に間違いのない対応が求められていると考えます。

基本方針としては、豊かな自然と気候風土のもとで生産をされる米を初めとするそば、大豆、ミニトマト、ブルーベリー、食用ホオズキなど、白馬産農産物のブランド化や水田をフル活用した産地づくりに取り組むこと、耕作放棄地解消と生産性向上を図るための農業基盤制度の導入、推進、そして日本型直接支払い制度の核である多面的機能支払交付金の積極的活用を挙げさせていただきたいと思います。その基本方針に基づき、ブランド化を目指すおいしいお米づくりや産地交付金のメニューづくり、圃場整備の検討、農地保全会への指導など、具体的施策に取り組ん

でいる状況です。

2つ目の村の農業再生協議会に対する質問ですが、この協議会は都道府県と全国的に市町村単位で設置をされております。前進は水田農業推進協議会という名称で、地域の水田農業のビジョン実現に向けた取り組みを調整する組織でしたが、平成23年に本格実施された戸別所得補償制度では、米だけではない、畑作物の生産振興も必要になるという考えなどから、全ての協議会が農業再生協議会に改められました。

村の再生協議会は、規約において、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需要調整の推進、地域農業の振興を目的とし、あわせて農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成、確保に資することも目的とっております。構成員は村議会、農業委員会、農協、県、農業共済組合、土地改良区、認定農業者、商工会など14組織の代表から成り、ちなみに、議会からは議長と産業経済委員会全委員に会員になっていただいております。

協議会が行う事業も、規約に具体的にうたわれており、水田農業ビジョンの作成、見直し、経営安定対策制度の推進のための各種事業、担い手の育成支援などを掲げ、村協議会独自の取り組みとして、27年度は震災復旧に関する支援も加えたところであります。

3つ目のお尋ねであります。農業委員会制度の改正点についてお答えをいたします。

平成27年9月公布、本年4月施行された改正農業委員会法の概要ですが、大きな変更点の1点目として、農業委員の公職選挙法による選挙制と選任制併用を廃止をし、推選・公募と議会同意に基づく市町村長による任命制に一本化された点です。また同時に、農業委員会の委員構成も過半数は認定農業者などであることや利害関係のない者を1名以上含めることが義務づけられ、女性や成年の登用促進を図ることが努力規定として盛り込まれております。そして、委員定数の上限は14人となっております。

2点目として、農業委員とは別に、農地最適化推進委員を新たに設置するというもので、農地最適化推進委員とは、農業委員会から委嘱を受けて担い手への農地の集積、集約化の手助けや耕作放棄地の発生防止、解消、農業への新規参入者の支援活動といった農地利用の最適化の活動を農業委員と力合わせて行う市町村の非常勤の特別職公務員であります。

今回の改正は、農地法の利用の最適化推進がキーワードとなっており、今回の法改正により農業委員会の役割として、従来の任意業務から必須業務に強化されています。改正に伴う村の農業委員選出の実施時期でございますが、現職の農業委員の任期は来年の7月19日でありますので、来年の6月議会において議会の同意をいただいた上で任命する運びの予定です。

なお、新制度移行のための条例改正などは、次回12月議会を予定しておりますので、よろしく願いをいたします。

4つ目の質問である白馬村一村一農場の大北アグリサポートであります。約10年前、当時

の経営安定対策の制度見直しがあり、米などの収入減少影響緩和対策、いわゆるならしに加入できる要件が4ヘクタール以上の耕作者に限られ、村の農家のほとんどが対象から外れる事態となってしまうため、何とか救済したいとの思いから、大北農協の全面的協力をいただき、個人農家を集め、農地集積を行ったアグリサポートです。10年後の今日でも126ヘクタールを集積しており、米の直接支払いにおいては、加入者の事務軽減が図られておりますし、近年、復活したならしの縛りにも対応できております。

村再生協議会との連携については、アグリサポートと再生協議会の営農計画書データの共有化により、経営所得安定対策における適正な申請事務を進めています。

次の農地維持機能と自然環境を維持継承するための長期計画はとのお尋ねに関しましては、村全体の農地を考えると、先ほども触れましたが、多面的機能支払交付金の積極的活用が第一と考えております。農地維持支払いという、まさにそのものずばりの取り組みがうたわれているこの交付金を、課題があるとは思いますが、全村的に広げていけば、おのずと農地として地域ごとで保全する機運が高まるものと期待をしているところであります。

5つ目の村農業振興計画についてはどのようなになっているかとお尋ねであります。まず長野県では平成25年に第2期長野県食と農業農村振興計画を策定しており、県全体で持続可能な農業・農村を創造するため、食と農業・農村の振興に向けた施策体系を示しております。

この計画内で地域別の発展方向として、県内10広域ごとに地域の特色と目指す将来ビジョン、重点戦略がうたわれています。大北地域は「北アルプス山麓の恵みを生かした農業農村の振興」をキャッチフレーズに、地域農業を支える経営体の育成、付加価値の高い水田農業の推進、共同活動による農村活動化など、6つの重点戦略が示されています。村では、その計画と整合するよう、毎年、水田農業ビジョンをつくり、村農業の活性化、振興の方向を農業再生協議会に示して認めていただいているところであります。これが村農業振興計画と言えますと存じます。

また、今回の第5次総合計画の基本計画においても、食と農業農村振興計画及び水田農業ビジョンに沿った内容を取り込んでおりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

最後に質問であります。圃場整備率と今後の計画についてお答えをいたします。

現在、圃場整備がされている面積は、おおむね310ヘクタールであります。率を申し上げるには、分母の数をどう定義するかによって異なってきますが、仮に白馬村の耕作面積が約550ヘクタールを分母としますと、圃場整備率は約56%となります。

今後の計画についてですが、現在、圃場整備事業を強く要望している地域は、北城の南部と新田を中心とする2つの地域があります。このうち、北城南部は3月議会の一般質問において答弁をいたしました。対象地域の地権者、耕作者への事業に対する賛否のアンケートが終了をし、おおむね前向きであるという結果のもと、今年度改めて関係地区の農業委員、農家代表、議員を集め、会議を2回、事業推進を確認をしたところであります。また、新田を中心とする地域も、

新田区で正式に事業推進の確認がされたということで、7月末には区の役員対象に、そして先週の8日には区民を対象に、村が活用を想定をしている国の補助事業、農業競争力強化基盤整備事業の説明会を実施をいたしました。

圃場整備の推進は、私の公約でもあり、積極的に取り組んでいきたいと思っておりますが、事業の実施に最も重要なのは、対象地域、地元の熱意だと感じています。まずは先行している北城南部で100%の同意が得られれば、正式な事業計画づくりに移行してまいりますし、もう一方も地域同意ができれば、国の事業採択や県、村の財政事情も絡みますが、事業実施に一步進むこととなります。いずれにせよ、事業の要望は県にも上げてありますので、県営事業として着手するまでにはさまざまな困難も予想されますが、一步一步進めていく所存であります。

横田議員の1つ目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。横田議員、質問ありませんか。横田議員。

第7番（横田孝穂君） 農業政策につきまして答弁いただきました。

ただいま答弁の中で、圃場整理150ヘクタールの50何%かと言われておりますが、第4次総合計画の中の平成17年度の報告の中では、圃場整備率は面積620ヘクタール、うち400ヘクタールであって、65%というようなことで、ちょっと幾らか多少違っております。そんなことを感じたところでございますが、答弁の中で白馬村の農業振興計画についてどのようなことかということで、村長は答弁いただきましたが、この村の独自の長期的な農業政策というのは、まだ正式なものはないようでございます。やはり早急に検討し、つくらなければいけないわけでございますが、村の農業の中長期的な展望に立った農業振興計画は必要であります。特に農業の将来像や目指す農業の実現に向けた重点的な施策、村民全員参加による計画の推進や長期計画は当然必要なことであります。ぜひ早急に検討していただき、作成を望むものでございます。

次に、村の特産品について質問いたします。

特産品になるには、また特産品とは。1つ目は、この地域で特に盛んに生産される品物である、2番目は、生産量が多く、十分な供給量があり、品質がすぐれたブランド力であり、その両方ではないのでございます。それが特産物であり、また、この村の特産品でなければならないと考えますが、下川村長の公約に、白馬のブランドを全国へ情報発信、農業の振興でありました。そこで、村長に伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 私の公約のことの質問だと思いますが、全国に白馬のブランドをという、そういった公約を掲げました。今そんな中で、特に議会の中でもいろいろなご意見があるふるさと納税の関係については、非常に白馬の米がおいしいというようなことで、全国にこの白馬のブランド米がお客様から支持されている、そういったことに対しては、非常にこの白馬の寒暖の差が

あるお米というものが認知されつつあるというふうに思っております。そしてまた、最近では紫米は特に最近どこでもつくっているというようなこともありまして、当時よりは若干、需要の関係も幾らか当時よりは落ちているわけでございますけれども、そうは言っても白馬の紫米ということで、皆さんから大変好評をいただいておりますし、そしてまた、ブルーベリー、さらには最近ではホオズキというようなことで、大変に少ない品種ではございますけれども、そういった形の中で支持をされているということでもあります。特に最近、白馬のミニトマトの関係につきましては、非常に全国的にも好評でありますし、白馬と言え、どうしても夏の農作物の収穫できる期間が短いというような中で、それぞれ関係団体、一生懸命取り組んでいただいていることに感謝しているわけでございますけれども、そういったことも引き続きこの白馬の農産物の全国にPRしてまいりたいという気持ちは今でも変わりません。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。横田議員、質問ありませんか。横田議員。

第7番（横田孝穂君） 今の全国へ発信ということで、ふるさと納税というようなことで今答弁いただきましたが、特に紫米を今、宣伝しているということでございますが、話に聞けば、つくるはつくるものの、百五、六十俵を生産しているわけでございますが、何か道の駅では在庫が何年も抱えているというような状況の中で、どうしても全国への情報発信がまだまだ欠けているということだと思います。やはりいつでも、どこでもつくることはできても、販路の拡大が最重要な課題であると思います。

日本を代表するトヨタ自動車の世界のトヨタになったのは何かと言え、生産部門と販売部門を分離し、販売力に力を注いだ結果であったわけであります。当時の自動車産業では、技術のニッサン、販売のトヨタと言われたものでありました。

村の特産品は、いかに販路が決め手で、それがこの村の特産品の進め方への取り組みであります。生産部門をはるかに超える販売力の強化が最大の質の条件であると考えられます。

まず、観光特産品の考え方では、特産物とは、その土地から産出されたものを言いますが、特産品とは、特産物を人の手で加工したものが特産品であります。私は特産物や特産品が今後村として取り組み続けるには、この地域の気候や風土、地理的な条件の中で、特産品はこの地域での観光や流通手段を介して特産品の拡大に積極的に力を注ぐ必要があります。また、近年は特にこの食品偽装問題や産地偽装などが国内においては信頼を失うような会社もあるように、これからは安心・安全な視点に立ち、生産を行わなければ、どのような有名な名産品であっても、消費者には受け入れられないということでもあります。

幸いに産地偽装というようなことにつきましては、白馬村にはないと思いますが、今後においてはあってはならないことであります。白馬村においては、また村として特産品や特産物の情報収集に万全を期し、産地偽装には細心の指導や細心の注意が求められております。安心・安全の

魅力ある村の特産品や特産物について、村長にお考えをお聞きし、そして安心・安全は当然必要なことであります。今、村で取り組んでおりますふるさと納税の返戻金等は、今後においては十分な検討課題の一つでもあります。それは、今後においてはよい品が末永く続くものほど今後に危険なこともあり得る想定も視野に入れての村の取り組みに期待をしたいものでございます。包装やこん包は村が統一したものにする、加工品は必ず村内で生産したものである証明書、発送等などは必ず地元から発送の実施等が考えられます。さまざまなルールづくりであります倫理観の問題であります。

特産物や特産品は消費者との信頼関係で結ばれるものとするのが、村長としてのお考えを伺います。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 今、横田議員から偽装というような、そんなお話もございましたが、そんなことはないと思っておりますし、それから特にふるさと納税で支持をいただいているという、そういうお話をしましたけれども、私も白馬のお米を前から納税をして、その返礼としてお米をもらうといったことに対して、非常に品質も、例えば悪いものが出たというようなことになれば、次のふるさと納税に影響もあるし、納税をしていただいた方にも大変な迷惑がかかるというような、そういった思いで、常々農政課とそんなお話をしているわけであります。

そんな中で、直撃で、抜き打ちで捜査するとかいうような、そんなお話もした経過があるわけですが、先ほどの包装のことも含めて、この後、農政課長のほうから説明をさせますが、本当に皆さんから支持をいただいている、そのことに対しての期待に応えられるよう、これからも取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） 若干補足して答弁いたしますが、先ほど言いましたふるさと納税に関する諸問題につきましては、今、村長申し上げたとおりであります。安心・安全を第一にということで、昨年は若干エントリーしている農家の方との話し合い、遅れてご迷惑かけましたが、ことは既に新米のできる前に1度話し合いの機会を持たせていただいております。そんな中で、当然品質第一ということはみんな共通認識として持っていただいております。

あと、包装等に関しましては、そのときの農家の皆さんの希望に沿う形で、今、総務課のほうで用意しております。

あと、加工品の村内での云々というご指摘がございましたが、あくまで加工施設につきましては、れっきとした安心・安全が確保できる加工場で加工したものならば、ふるさと納税にエントリーすることは全く差しつかえないと私は考えております。

今、県でも6次産業化の推進が求められておりますが、県のほうの指導でも、加工は加工屋みたいな考えが主流になっております。それでないと、農家の結局、経営を圧迫するという現実も

ありますので、そこら辺は現実に沿って対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。横田議員、質問ありませんか。横田議員。

第7番（横田孝穂君） それでは、情報開示についてをお尋ねをいたします。

ふるさと納税については、平成27年度においては1億9,000万を超えるふるさと納税でございましたが、白馬村のふるさと納税の返礼品の状況も5,000万を超えているようでございます。大変好調な状況であり、村としては大変ありがたいことでありました。

そのような中、今議会の決算特別委員会において、議会よりふるさと納税に対する返礼品の5,655万7,500円についての各事業所での内訳額の開示をお願いいたしましたところ、行政側では法人に対する個人情報に触れるとのことで、事業者名については公開、開示はできないとのお答えで、細部についてのことは公表されませんでした。この商品やその納入者及び納入枠などの公表を拒む理由はないと考えますが、お答えをいただきたいと思います。

また、A事業所、B事業所、C事業所の開示では、議会のチェック機能が果たせないこともあります。例えば他の市町村の特産品でもしあったとしたならば、チェック不可能となり、公然と産地偽装というようなことになってまいります。今後においては、非常に心配をされます。消費者の信頼関係がますます薄れることのないよう、心配をしてところでございますので、よろしくお願いいたしますが、我々農家が農協等へ特産物を出荷、提供する場合にあっても、その個々ごとに生産日や生産者の住所、氏名、その容量、それについてのたねもみの消毒から始まり、収穫までの日々の栽培履歴の提出が求められ、各農家の企業秘密までも提供を求められているのであります。そして、法律でも栽培履歴の情報開示も求められている今日の状況でもあります。それほどまでに拒む理由があるとなれば、相当に私は疑うところでございます。疑う返礼品と判断するにも思うようなこともございます。

村長に伺い、また、情報公開については公開できない事由、具体的なその条項にあるのか、その解釈についても説明をいただきたいと思います。具体的にふるさと納税の商品提供者の氏名と取り扱いの金額を開示すべきではないというようなことが個人情報で書かれておるのか伺いたしたいと思います。

ここで村長にお聞きをいたしますが、村の存費を投じて、公費を投じて購入している返礼品の提供者、数量、金額などが開示を求めているはなぜいけないのか、村の税金、公費で行っているのに開示できない理由がないと思うが、議会としてのチェック機能を阻害する行為は、行政として厳に慎むべきと考えます。また、議長経験者でもある白馬村の下川村長がそのようなことでよいのか、またそのようなことであるならば、なぜそれならば、昨年度において違法と言われるような情報公開をしたのかであります。

この村の行政は最近、その場、その都度の判断での行き当たりばったりの行政運営でしょうか。

統一した見解というものがないものかをうかがわれます。この件について、村長にお伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 横田議員、これは通告のどれにかかわるのかちょっとわかりませんが、もし答えられるようであれば。

第7番（横田孝穂君） 答えられる範囲で結構でございます。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 今、横田議員から、ちょっと意味が何だかわからない、理解に苦しむ質問をされているわけですが、ふるさと納税で返戻品を送った担い手の業者がどこかということとを明らかにしていただきたいという、そういったことに対して、総務委員会でうちの総務課長のほうから答弁をさせていただいたというふうに思っております。それで私は理解をしていただけるかと思っておりますが、そこらでもまた総務課長に説明をされますけれども、何か今の下川村政が行き当たりばったりでどうのこうのというお話でありますけれども、横田議員、もっと建設的な質問をしていただいて、白馬村がよくなるような、そういった質問をぜひしていただきたい。そういうふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） まず、情報公開条例の非開示の部分での条例の適用でございますけれども、条例第6条第1項第2号に該当する情報ということで、法人その他の団体に関する情報、または事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより、当該法人等、または当該個人に不利益を与えることが明らかであると認められるものというこの分類の中には、営業法人等に関する情報、内容は経営、これは生産、販売、施設設備、経理、財務、事業内容等に関する情報という例示が白馬村の情報公開条例の非公開文書の運用基準というものに照らし合わせてみたところでございます。昨年の開示につきましては、ふるさと納税の返礼品の米が、特に1事業者に偏っているというような厳しいお話もあり、他の事業の方というのが僅少であったことから出させていただきましたが、本年度はかなり平均的に出ているという部分もありましたので、それぞれの事業者からの言われる前段でこちらの条例の第2号に適用すると判断し、いわゆる名前につきましてはAからB等というアルファベットで表示をさせていただいたという経過でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。横田議員、質問ありませんか。横田議員。

第7番（横田孝穂君） ただいま村長から、建設的な意見をということでございますが、これ以上建設的な意見はございません。私が言うのは、できないような個人情報昨年において違法と言われるような情報公開をなぜしたかということが私は疑問にあったので質問させていただいたわけございまして、消極的な質問ではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

次に、圃場整備についてを質問させていただきます。

圃場整備率は、平成17年度時点では162ヘクタール、面積のうち圃場整備400ヘクタールであるということでございます。65%のようでございますが、白馬村第5次総合計画案によると、圃場整備目標は32年度において30ヘクタールと目標値を設定しております。一体、どの場所が計画の面積に入っているのかということでございますが、続きまして、時間がないので進めます。また、圃場整備について、各地区の希望があると伺っておりますが、中部地区で約40ヘクタール、北上地区でも約50ヘクタール、今後においては、100ヘクタールをはるかに超えております。村長の任期も後半となり、限られた時間内での圃場整備が実施できるのでしょうか。平成24年4月1日現在、田んぼは774、畑229ヘクタールで、地目は農地としての税務署の課税分であります。約1,000ヘクタール、この中には休耕地や耕作放棄地、また原野になった雑種地、永久転作地などが含まれております。今日の状況でございます。

この村の農業ではプロの下川村長は、当初の契約は圃場整備事業を推進し、優良農地の確保がありました。村長のこの限られた2年の期間の中で、今後どのように精力的に進めるのでしょうか。

昔の政治家はできないことを公約と言ってまいりましたが、今の政治家は公約が命であります。私は非常に村長に期待しておりますが、村長、再度ご答弁をお願い申し上げます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 横田議員から大変、下川村政に期待をしているという激励をいただきまして、大変ありがとうございます。

農業振興、非常に私も大事だと思っておりますし、圃場整備、やっぱり先ほども答弁で申しましたけれども、地域の熱意がなければなかなかできないということでもありますので、ぜひ地域の方々、熱意を持って村でも一生懸命努めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうかご理解をいただき、そしてまた特に先ほど申しましたけれども、北城の南部地区、そしてまた北のほうの新田地区、議員もおりますので、ぜひ熱意を持って推進していただきたい、そして村でも一生懸命取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） またちょっと補足させていただきます。

総合計画などにおいて、32年度30ヘクタールになっているというご指摘がございました。確かに北城南部と新田、今、最大限に希望を全部通せば、それぞれ50ヘクタールくらいずつあるので100ヘクタールになりますが、計画の終期が32年度ということでもありますので、とても2カ所が完遂するということは、物理的に不可能かなと思っております。

ただ、50ヘクタールというのも、所有者の意向関係なく最大限とれる面積ということで今、とりあえず面積をはかったところでもありますので、これから紆余曲折の中では、どうしても現実

的には目標値としては30ヘクタールくらいなのかなと。それでも32年度にというのは、非常に困難な数字ではあるなということは、担当課としては実感しております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。横田議員、質問ありませんか。横田議員。

第7番（横田孝穂君） いずれにせよ、精力的に圃場整備をしていかなければならないわけでございまして、いずれにせよ、これを実施して計画していくのには、役場の職員の増員をしていかなければ、数限られた中では達成はできないわけでございます。やはり精力的になぜやらなくてはいけないかということは、圃場整備をしていかなければ、荒廃農地、耕作放棄になれば、税務課長もご存じのように、来年度からは耕作放棄地については重課税になってまいりますので、やはり農地としての優良農地の保全に村長は積極的に努めていかなければならないわけでございます。

それでは、この圃場整備事業は今、最高の条件が整っております。今年度の農水省の第2次補正予算は5,739億円の4割強であり、そのうち、この土地改良事業には77%増の1,752億円、また既に圃場整備完了済みである農地のさらなる改良事業にも370億円を予定計上されております。また、来年の平成29年度の農水省の概算要求は、総額は2兆6,350億円とする方向であるようでございます。土地改良事業関連では、1,280億円を予定されております。

今、白馬村が圃場整備事業を進める最高の条件が整っております。今この整備事業の速い新幹線に乗るのか、急行列車に乗るのか、それとも各駅停車の普通列車に乗るかであります。まさにいつまでもあると思うな親と金、いつまでもあると思うな国家予算であります。

村長、そのような中において、新年度である平成29年度中に事業の開始としないものなのでしょうか。村長、一言お願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） 29年度事業着手にならないかというのは、現実には難しいと思います。何しろ計画づくりだけで1年以上かかるのが通常の圃場整備事業であります。ただ、その計画づくりも、今おっしゃった国家予算が絡んでくるので、そういった意味では、時期到来ということはあるかと思いますが、何にせよ、地元の同意であります。今、想定している箇所については、複数の行政区が絡んでいる農地であるということでもあります。1地区が固まっている地区ではないということで、同意の困難は予想されているというところでもあります。

議長（北澤禎二郎君） 横田議員の質問時間は、答弁も含め、あと13分です。質問ありませんか。横田議員。

第7番（横田孝穂君） いずれにいたしましても、この圃場整備事業は、精力的に進めないと、土地の荒廃につながり、村の景観も非常に悪くなるわけでございまして、農地所有者には、そのような耕作放棄地に対しては農地として認められない重課税になるということも説得しながら、早

急な説得に努めていただかなければいけないわけですが、いずれにせよ、人がいなければ、役場の職員がいなければ、そのような事業はできないわけですが、反対者は一本釣りであっても、精力的に説得していただいて、事業を進めていかなければならないわけですが。

農業問題もある程度、相当な準備をしたわけですが、村長、初めの答弁がちょっと長くて、私の予定が狂いました。そんな関係で、いつまでもまた引き延ばしては申しわけございませんので、大きな2番目であります地区要望についてを質問させていただきます。

地区要望の実施計画はでございますが、平成28年地区懇談会の実施方法は、2番目に、前年度までの要望件数等はいかほどか、内容につきましてお願いいたします。次に、3番目の要望書、陳情書における実施計画はどのように進まれたのか、また、優先順位についてのつけ方でございます。4番目には、村道3144号線改良工事実施時期についてを伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 横田議員の2つ目の質問について答弁をさせていただきます。

まず、地区の要望について、4つの項目で質問をいただいておりますので、答弁をさせていただきます。

最初に、今年度の地区懇談会の実施方法のご質問であります。昨年からの各地区の皆さんの要望や書かれている問題に対して、なるべく早く回答できるよう役場で開催をし、各課長に出席をさせることができました。ただ、一部の区長さんからは、役員が日中の会議に出席となると、勤務先を休まなければならないので何とかしてほしいという意見もいただいたところであります。日程につきましては、11月に開催することで、現在調整をしているところですが、基本的には今年度の懇談会は1地区1時間として、基本的には地区などに出向いて開催することで予定をしていますので、調整次第、区長さんへの開催のご案内をさせていただきます。

2つ目の前年度までの要望件数などはいかほどかの質問ですが、過去3年間のハード事業要望件数を回答をさせていただきます。

平成27年度118件のうち、国・県への要望事業は36件、平成26年度149件のうち、国・県への要望は40件、平成25年度119件のうち、国・県への要望34件となっております。昨年度の要望で、村に対する事業要望は82件となります。

3つ目の要望等について、要望における実施計画はどのように進めるのか、また優先順位のつけ方ですが、各課で地区からの要望事項を精査するとともに、直近の事業実績を勘案し、緊急性の高いものから予算要求を行い、財政部局と調整をしながら事業実施に取り組んでまいります。

総論的になりますが、予算と関連して策定をする実施計画につきましては、課長会議に事業計画を図り、各課から上げられた事業について、課長職による1次審査の後に理事者による第2次審査を経て、必要性、緊急性の高いものから優先的に年次計画を立てて実施をしてまいります。

また、国・県の管理する施設につきましては、各課を通じ、関係部署へ実施要望をしております。

4つ目の質問と関連しますので、道路関係についての要望等における実施計画や優先順位のつけ方についてでありますけれども、道路改良や舗装修繕工事については、要望箇所の緊急性や重要性を鑑みながら、路面の損傷度合いや交通量、地域の合意形成、工事实施の難易度など、項目ごとに点数を配点し、順位づけをして実施をしているところであります。

さきの神城断層地震以降、災害復旧事業を最優先に行ったため、昨年度と今年度は新規の道路改良事業を行っておりません。震災復旧工事が終了をした段階で、今後の事業計画を立ててまいります。

最後に、村道3144号線の改良工事の実施時期についての質問であります。村道3144号線、通称新田森上線、これは横田議員の横の道路かと思いますが、森上地区内の旧国道より現在の国道148号、新田森上交差点につながる村道であるかと思いますが。平成17年度ごろより地区懇談会において拡幅を含めた道路改良の要望がなされてきました。その後、地区及び沿線住民の合意が得られたとのことで、JR踏切より西側から国道148号線までの約230メートルを改良することとし、事業着手に至りました。平成24年度に測量と基本設計を行ない森上区と地権者に説明会を行っております。平成25年度より、用地の買収及び寄附採納のお願い、流木と物件の移転補償を開始をいたしました。しかしながら、数名の地権者からの同意を得られていないため、現時点では事業は休止の状態であります。したがって、今後の実施時期についても未定であります。来年度以降の道路改良工事については、まずは現道の補修修繕といった維持工事を中心となります。新設の道路改良工事については、優先度を勘案しながら進めてまいりたいというふうに考えます。

なお、村道3144号線につきましては、付則は担当課長から説明をさせていただきますが、よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 酒井建設課長。

建設課長（酒井 洋君） 3144号線はいつからだというご質問でございますけれども、先ほど村長答弁いたしましたとおり、本来であれば、もう用地が全て同意が得ているということで測量と基本設計を行ったと、線形を描いてみたということで、その後用地交渉、寄附のお願いに参ったということでございますが、やはり数名の地権者から、道路改良についてはおおむね了解はしているということで、それについてはよいのではございますけれども、どうも地域として若干の懸案事項というか、課題があるようでございまして、その辺がまだ解決していないというようなことで、最終的な道路の用地のほうにご協力をいただけていないというような事情があるというふうに担当から伝え聞いております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。横田議員の質問時間は、答弁も含め、あと4分です。

質問ありませんか。横田議員。

第7番（横田孝穂君） 地区要望でございますが、昨年は、26年度であります、新役員懇談会は11会場で、10月26日から11月11日の間、各地区の役員が役場に来て要望を受けたわけでございますが、やはり役場に呼びつけるということになれば、私も参加したわけでございますが、区長1人とか、あるいは区長総勢2人とか、そのような状況の中で、果たして本当の地域の要望を受け入れたのかどうかということは、私は非常に疑問なのでございますが、ちょっとこの地区懇談会も今年度からはまた以前のような形で、地域のあらゆる要望を組み入れた事業計画を立てていかなければならないと思うところでございます。

それで先ほど、道路改良のことにつきましてですが、地区の要望で今このような状況だというような説明でございますが、これは地区の要望ではございません、本来は。もとをただせば役場の、白馬村の要望であったわけでございます。なぜかという、ちょっと説明させていただきますが、この村道3144号線の改良工事の関係であります、これはごみ問題から発しているわけございまして、大北広域ごみ処理場の新焼却施設は大町市に平成30年8月に稼働になりますが、現在、小谷、白馬においてのごみ処理施設、ご承知のとおり、白馬山麓清掃センターとして八方地区に昭和60年3月に完成されたのが現在に至っております。それ以前において、小谷、白馬に焼却施設がなく、粗大ごみや生ごみは全て埋め立て方式をとったわけでございます。村有地でもある松川端の橋の横に2村全てのごみを埋め立てたのでした。そして、地元の地域の協力があって、白馬山麓清掃センターまで焼却埋め立て方式をしたわけでございますが、そして、その地元への補償の見返りとして、村道3144号線の改良工事が、当時の横沢村長の約束でありました。白馬村住民課第786号の昭和55年6月付で松川端ごみ処理場の補償等に対する合意事項となっておりますので、いずれにせよ、早期の工事の実施が必要なわけございまして、やはり地域の要望は緊急を要するということとか、そのようないろいろな問題がありますけれども、やはり以前から、古いものから解決していかなければ、なかなか地域の要望が応えられなく、各地域の区長さんもなかなかそういうところへ参加する人員も少なくなっているということでございます。

そのようなことで、全面的に地区の要望は精力的に取り組んでいただくようお願いいたします。

時間も迫っておりますので、私の質問は終わります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほどの説明、建設課長からも説明がありました。ぜひ横田議員も地元でありますので、同意については地区の同意をいただけるように、ぜひご協力をいただきたいと思います、そんなことをお願いし、私からの答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第7番横田孝穂議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで本定例会第3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日9月15日を休会とし、その間、定例会日程予定表のとおり各委員会等を行ない、9月16日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、明日9月15日を休会とし、その間、定例会日程予定表のとおり各委員会等を行ない、9月16日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 3時12分

平成28年第3回白馬村議会定例会議事日程

平成28年9月16日（金）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

日程第 2 決算特別委員長報告並びに議案の採決

平成28年第3回白馬村議会定例会議事日程

平成28年9月16日（金）

（第4日目）

追 加 日 程

- 日程第 3 議案第65号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第 4 議案第66号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第 5 発委第 6号 私立高校への公費助成に関する意見書
- 日程第 6 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第 8 議員派遣について

平成28年第3回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 平成28年9月16日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤 亮 輔	第7番	横田 孝 穂
第2番	津 滝 俊 幸	第8番	太 田 修
第3番	松 本 喜美人	第9番	田 中 榮 一
第4番	伊 藤 まゆみ	第10番	太 谷 正 治
第5番	太 田 正 治	第11番	篠 崎 久美子
第6番	太 田 伸 子	第12番	北 澤 禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下 川 正 剛	副 村 長	太 田 文 敏
教 育 長	横 川 宗 幸	総 務 課 長	吉 田 久 夫
参事兼税務課長	平 林 豊	観 光 課 長	篠 崎 孔 一
ス ポ ー ツ 課 長	松 澤 忠 明	会計管理者・室長	窪 田 高 枝
建 設 課 長	酒 井 洋	農 政 課 長	横 山 秋 一
健 康 福 祉 課 長	太 田 洋 一	上 下 水 道 課 長	山 岸 茂 幸
住 民 課 長	矢 口 俊 樹	教 育 課 長	横 川 辰 彦
総務課長補佐兼総務係長	田 中 克 俊		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 山 岸 俊 幸

7. 本日の日程

- 1) 常任委員長報告並びに議案の採決
- 2) 決算特別委員長報告並びに議案の採決
- 3) 追加議案審議

議案第65号から議案第66号まで（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決
発委第6号（総務社会委員会）説明、質疑、討論、採決

- 4) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 5) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 6) 議員派遣について

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 議案第65号 工事変更請負契約の締結について

2. 議案第66号 工事変更請負契約の締結について

9. 地方自治法第109条第7項の規定により常任委員会から提出された議案は次のとおりである。

1. 発委第 6号 私立高校への公費助成に関する意見書

開議 午前１０時００分

１．開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１２名です。

これより平成２８年第３回白馬村議会定例会第４日目の会議を開きます。

２．議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第１ 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（北澤禎二郎君） 日程第１ 常任委員長報告並びに議案の採決を行います。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。

議案第６０号 平成２８年度白馬村一般会計補正予算（第２号）は、分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に、討論、採決をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第６０号 平成２８年度白馬村一般会計補正予算（第２号）は、常任委員長報告終了後に、討論、採決を行うことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第６番太田伸子総務社会委員長。

総務社会委員長（太田伸子君） 平成２８年第３回白馬村議会定例会において総務社会委員会に付託されました案件は、議案４件、陳情１件であります。

審査の概要及び結果をご報告いたします。

議案第５７号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例についてであります。

児童扶養手当法施行令の改正により、条例中引用している条項が項ずれすることになるため、所要の整備を行うものであります。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第５７号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例については可決すべきものと決定いたしました。

議案第５８号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

建築基準法の改正に伴い、構造に関する扱いが変わったことにより、条例を改正するものであります。また、建築基準法施行令一部改正に伴う引用号のずれを改めるものであります。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第５８号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

は可決すべきものと決定いたしました。

議案第60号 平成28年度 白馬村一般会計補正予算（第2号）所管事項についてであります。

平成28年度白馬村一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,052万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ66億5,178万2,000円とするものであります。

総務課関係では、2款総務費1項総務管理費2目財産管理費、多目的集会施設のつり天井、耐震工事中に発覚した雨漏り修理に291万6,000円の増額。

2款総務費1款総務管理費6目企画費、地方創生加速化交付金で認められた、白馬高校卒業生に対する就職・創業支援協議会等負担金に50万円の増額。

8款消防費1項消防費1目非常備消防費、退職団員の勤務年数確定により、66万2,000円の増額。

質疑に入り、白馬高校支援事業は商工会へ丸投げせず、単年度ではなく、継続して経過を監視すべきである。キャリアセンターの仕組みはとの質疑があり、地方創生加速化交付金の対象で、地元の卒業生の支援として、商工会と調整して、白馬高校生に限らず、地元へ帰ってこられるための支援策を詰めて仮称キャリアセンターを設置したいとの答弁がありました。

住民課関係では、4款衛生費2項清掃費1目塵芥処理費、瑞穂、堀之内、八方地区等にごみ集積場設置補助金540万円の増額。

質疑に入り、八方地区は昨年度300万円の補助金が支出されているが、違う集積場なのか、との質疑があり、昨年度の集積場の防犯カメラと備品の購入代金に対しての補助であるとの答弁がありました。

次年度にわたり二重の補助はおかしいとの質疑があり、八方は設備に対しての補助であるとの答弁がありました。

地区によって対応が不公平のないようにしていただきたいとの意見がありました。行政側から、1年に300万円は限度であるが、今後、地元要望を認めていきたいと説明がありました。

健康福祉課関係では、3款民生費1項社会福祉費3目障害者福祉費、要約筆記者等謝金に30万円の増額。

3款民生費1項社会福祉費4目社会福祉施設費、岳の湯の瓦屋根全面補修事業に、半面分として897万円の増額。

4款衛生費1項保健衛生費2目保健予防費、予防接種法の改正により、幼児にB型肝炎の予防接種が追加されたため、ワクチンの医薬材料費に25万1,000円の増額。

教育委員会関係では、2款総務費1項総務管理6目企画費、地方創生加速化交付金が認められたことにより、地域資源の活用と産官学民連携による観光人材育成事業に2,330万

9, 000円を増額し、白馬高校支援事業の財源を組み替え、523万9, 000円の減額。

2款総務費7項スポーツ事業費3目スポーツ事業振興費、サマーグランプリジャンプ大会にふるさと納税基金から200万円の増額、国民体育大会に向けて、スノーハープ南側駐車場用地購入費に64万4, 000円の増額。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費、学校給食共同調理場建設用地購入費に3, 200万円の増額、中学校屋根改修工事設計監理委託料に302万2, 000円の増額。

質疑に入り、白馬高校公営地区は現在でも地域おこし協力隊3名で大変だが、協力隊以外にふやすことはできないものかとの質疑があり、来年も塾生がふえると予想されるので、新年度予算で高校とも協議していきたいと思っている。また、寮の食事業者も確保したいと考えているとの答弁がありました。

各課の審査が終わり、一般会計補正予算全体の質疑、討論に入り、質疑、討論はなく採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第60号 平成28年度白馬村一般会計補正予算（第2号）所管事項は可決すべきものと決定いたしました。

議案第61号 平成28年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）についてであります。

平成28年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1, 267万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ14億6, 067万円とするものであります。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費84万3, 000円の増額は、システム改修による電算化共同処理事業等委託料であります。

10款諸支出金2項国庫支出金等返納金1目療養給付費負担金等返納金1, 170万円の増額は、平成27年度医療給付費交付金及び療養給付費負担金等の実績による超過交付分の返納によるものであります。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第61号 平成28年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）については可決すべきものと決定いたしました。

陳情第9号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書。

受理年月日、平成28年7月20日、提出者、中信地区私学助成推進協議会会長、細田明宏であります。

陳情の趣旨は、私立高校に通う生徒の保護者負担を軽減するため、保護者への直接補助の継続を行ってください。国・県の関係者に対して、就学支援制度の拡充並びに私学助成の増額のための意見書を上げてください。

審査に当たり、普通高校に行けない生徒の支援や、子どもの選択肢が広がるということもある

ので採択すべきものと思うという意見がありました。

採決したところ、委員長を除く委員多数の賛成により、陳情第9号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書は採択すべきものと決定いたしました。よって、意見書を提出ことといたします。

総務社会委員会の報告は以上です。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第57号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第57号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第58号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第58号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第61号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第61号 平成28年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

陳情第9号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。陳情第9号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、陳情第9号は採択することに決定いたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第9番、田中榮一産業経済委員長。

産業経済委員長（田中榮一君） 平成28年度第3回白馬村議会定例会の産業経済委員会審査報告をいたします。

本定例会において産業経済委員会に付託された案件は、議案5件、請願1件であります。

初めに、議案第56号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について。

白馬村観光地経営計画の策定が平成28年3月に完了し、新たに平成28年8月に観光地経営会議を設置したことに伴い、観光地経営計画策定委員会ワーキンググループメンバーを観光地経営会議委員に改め、報酬を月額6,100円、半日額3,800円とするものであります。

質疑に入り、委員の方々が会議の目的を共有していないのではないかというに対して、15名を選出し、設置要綱をつくり、説明をしている。経営計画の検証などをするもので、10年間お願いするものという答弁がありました。

公募はされたのかに対して、している。1名入っていただいているという答弁がありました。

討論はなく、議案第56号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第60号 平成28年度白馬村一般会計補正予算（第2号）についてであります。

農政課関係では、農業振興費、野菜共済制度負担金5万4,000円。特産品開発事業53万4,000円は銀座NAGANOで白馬産米、それから、ふるさと納税者など、白馬を応援する方々との交流会を開催。震災報告などにかかる消耗品費であります。

多面的機能支払交付金149万9,000円は、神城農地保全会長寿命化事業を県の交付金で賄うものであります。

重機借り上げ料40万円は、松川、切久保などの頭首工の土砂の配置整備であります。

地域用水機能増進事業の修繕費64万8,000円は、木流川公園の木道整備であります。

林業振興・林道維持補修事業５８万４，０００円は災害復旧林道細野線の補修事業であります。

森林整備事業地域活動支援交付金８７万２，０００円は飯森の東地区の整備であります。

有害鳥獣被害対策事業は１８万６，０００円は、個人向けの電柵６カ所分であります。

質疑に入り、野菜共済制度はどんなものに対して、農協が主体となっていくもので、そこに村が負担金として支出するもの。ミニトマトが対象で、価格が下落したときに支払われるもので、生産者も負担しているという答弁がありました。

銀座NAGANOでの開催日と、提供されるジビエ料理はどんなものに対して、これは、１０月２１日開催で、イノシシ料理の提供するものという答弁がありました。

次に建設課であります。都市計画事業航空機写真作成委託料５８２万２，０００円は、当初平成３０年に予定していたが、近隣の市町村が行うというので、単独で写真を撮るより２０％ほど安くなるので行うものというものであります。

質疑に入り、航空写真の利用内容は、都市計画の基礎調査と税務の課税調査にも利用するもので、前回は平成２５年に実施しているという答弁がありました。

次に、観光課であります。平地観光施設管理事業１０６万４，０００円は、道路上に仮設されている標識の撤去１カ所と、表示変更２カ所行うものであります。

山岳観光施設維持補修事業９５０万４，０００円のうち、修繕費は６月の小屋あけ点検時において見つかった破損箇所の修繕を行うもので、天狗山荘の屋根や食堂などに１４６万８，０００円、頂上宿舎は屋根、床の張りかえなどに４７９万５，０００円余り。

工事請負費３２４万円は猿倉から白馬尻までの道路で、一部路肩の崩落復旧工事を行うものであります。

２１、観光戦略事業２００万円は、HAKUBA VALLEY索道事業者プロモーションボードが、ことしの冬に運行する白馬・五竜・拇池ルートの経費を負担するものであります。

被災住宅復旧事業５９２万円は、神城断層地震に伴う住宅修繕補助金を当初予算で５００万円計上したが、不足が予想されるもので、１件あたり１４万８，０００円で、４０件を見込むものであります。

意見として、バスの運行は事業主体が村ではないが、統一されたバスでないこと。料金も無料や１回券、１日券など、お客様が参るので対応を業者に要望していただきたい。

それから、住宅修繕補助金はことしで最後なので周知を徹底していただきたいという意見がありました。

討論はなく、議案第６０号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第６２号 平成２８年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第２号）であります。これは、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１０８万７，０００円を追加し、歳入歳出予算

の総額を7億5,729万5,000円とするものであります。

管渠維持管理事業54万円は、白馬美麻線の改良のためのマンホールのかさ上げ、単独公共下水道事業、共同排水設備設置等補助金49万3,000円は区域外流入の補助6件分であります。

質疑に入り、再度歳入の分担金負担金の説明に対して、区域外流入分担金として836万1,000円の増額で、公営住宅3カ所分は528万円ほど、受益者負担金568万8,000円を減額するものという答弁がありました。

討論はなく、議案第62号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第63号 平成28年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。

平成27年度会計の決算額が確定したことから、歳入予算を組み替えるもので、歳入の繰入金1万9,000円、繰越金1万9,000円ということであります。

討論はなく、議案第63号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第64号 平成28年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）であります。収益的支出総額3億226万3,000円で、11万円の増額。資本的支出総額9,517万8,000円で114万5,000円の増額。収益的支出で営業費用11万円の増額は、車の車検代であります。資本的支出、建設改良費114万5,000円は倉下送水ポンプ室流量計修繕工事であります。

質疑に入り、車検代は当初予算に計上すべきではに対して、1台漏れていたという答弁がありました。

次に、源太郎井戸調査の内容はに対して、4号井戸の内部にカメラを入れて調査するものという答弁がありました。

討論はなく、議案第64号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

次に、請願第1号 サイクルツーリズム導入に向けた受入環境整備推進について（“サイクリストの街 白馬”をめざして）であります。

請願者は、白馬村大字神城27721-331、お名前は北アルプス自転車協会代表エンライト・デビットさんであります。紹介議員は津滝俊幸議員です。

意見として、白馬の小径のさらなる利用と延長が必要であり、もっとPRして、安全も考慮して進めるべき。それから、観光の大きな柱ともなるマウンテンバイクコースの整備やルールづくりをしてぜひ進めてほしい。観光の主産業を厚くするために重要であるが、民有地を許可なく整備をしたり、田植え時期に農道を使用し大会が開かれるなど、業界と行政住民との調整も必要に

なってくるのではないかななどの意見がありました。

討論はなく、請願第1号は委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定をいたしました。

以上で、産業経済委員会委員長報告を終わりにします。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第56号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第56号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第62号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第62号 平成28年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第63号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第63号 平成28年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

た。

議案第64号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第64号 平成28年度白馬村水道事業会計補正予算(第2号)は委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

請願第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

委員長報告は採択です。

請願第1号 サイクルツーリズム導入に向けた受入環境整備推進について(“サイクリストの街 白馬”をめざして)の件は委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

次に、常任委員会において分割審査をしていただきました議案第60号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第60号 平成28年度白馬村一般会計補正予算(第2号)は、常任委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第2 決算特別委員長報告並びに議案の採決

議長(北澤禎二郎君) 日程第2 決算特別委員長報告並びに議案の採決を行います。

決算特別委員長より報告を求めます。第11番篠崎久美子決算特別委員長。

決算特別委員長(篠崎久美子君) それでは、決算特別委員会のご報告を申し上げます。

本定例会におきまして、決算特別委員会は9月2日から8日までの5日間にわたり、認定第1号から認定第6号の決算認定案件6件及び決算に付随する議案第59号の1件を審査いたしました。

各会計の決算書、主要な施策の成果説明書、その他説明資料、監査委員の決算審査意見書等に基づき、予算の適正かつ効率的な執行と事業の成果を主眼に審査を行いました。

また、決算審査にかかる現地視察は4カ所行っております。

以下、審査の概要及び結果をご報告いたします。

最初に、認定第1号平成27年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定についてです。

まず、決算概要です。

歳入は77億7,851万3,685円で、前年度比26.3%の増、歳出は71億8,284万1,082円で、前年度比25.5%の増でした。歳出のうち、28年度への繰越額は15億595万円で、主に災害復旧事業などが繰り越し事業となっております。

形式収支は5億9,567万2,603円で、そのうち翌年度へ繰り越すべき財源4億3,504万6,000円を差し引いた実質収支は1億6,062万6,603円の黒字、単年度収支は1,674万1,618円の増でした。

また、実質収支のうち1億4,500万円を財政調整基金へ積み立て、1,562万6,603円を28年度に繰り越しています。

次に、財政構造についてです。

標準財政規模は34億5,432万6,000円で、前年度比1.9%の増、財政力指数は0.442で前年度と同数値。経常収支比率は80.1%で前年度比0.5%の減です。財政調整基金残高は4億5,530万2,699円。減債基金は2億5,760万6,046円。これらを含む全ての基金残高は12億2,492万1,902円となりました。

一般会計の地方債現在高は、54億934万1,440円で、前年度比0.5%の増です。神城断層地震により災害復旧事業債が延びたことにより、平成26年度に引き続いて増額となっております。

実質公債費比率の3カ年平均値は10.9%で、前年度比7.6ポイントの減で、公債費負担は改善傾向を維持しています。

続いて歳入についてです。村税の決算額は14億7,709万111円で、前年度比2,949万9,647円の増となりました。徴収率は70.5%で前年度比2.6ポイントの増となりました。一方、不納欠損額は1億1,294万2,143円を計上しています。普通交付税は16億1,487万9,000円で前年度比6,669万2,000円の増。特別交付税は5億845万7,000円で前年度比7,377万1,000円の増です。地震災害などの特殊事情への交付が増額の要因です。

国庫支出金は15億2,303万7,466円。前年度比220.6%の大幅な増となっています。これは災害復旧事業に伴うものが要因です。

県支出金は3億1,320万6,616円で前年度比481万1,697円の減でした。繰入金金は4億7,477万7,575円で前年度比33.7%の増となっており、神城断層地震の災害復旧に充てるために財政調整基金から2億9,295万7,000円と、ふるさと白馬村を応援する基金から1億305万6,000円の繰り入れを行っています。

村債は5億9,120万4,000円で前年度比22.5%の減で、災害復旧事業に伴う新規発行は、2億4,100万円となっています。うち、臨時財政対策債は2億2,780万4,000円で、災害復旧事業の経費増などに伴い、26年度に引き続き算定限度額までの発行となっています。

また、寄付金としては、神城断層地震への見舞金に480万5,933円、ふるさと白馬村を応援する寄付金に1億9,776万1,734円でした。

次に、歳出についてです。災害復旧費が15億5,254万3,041円で、歳出全体の21.6%を占めています。神城断層地震に対応しての災害復旧費を最重点に前年度比395.3%の大幅な増額となっています。主な内訳は、農地や農道、林道被害等の農林業施設災害復旧に3億6,230万6,089円。道路や橋梁等被害などの公共土木施設災害に11億3,848万164円。公共施設や文化財、体育施設等のその他公共施設災害復旧に5,175万6,788円を支出しました。

高齢者支え合いセンター建設などを含む民生費が10億8,848万5,987円で歳出全体の15.2%、白馬高校支援事業やふるさと納税寄付者への返礼などを含む総務費が9億8,389万8,023円で、歳出全体の13.7%を占めています。

公債費は6億2,482万9,811円で前年度比8.0%の増でした。委員会審査においての質疑、意見は次のとおりです。主なものを課ごとにご報告申し上げます。

最初に、総務課関係です。

職員健康管理の状況と相談会の効果について質疑があり、27年度で療養休暇等の職員は特にいなかったが、引き続き、町内の安全衛生委員会で保健師等と協力してストレスチェック等を実施していくという答弁がありました。

ケーブルテレビの加入者が余りふえていないが、原因の分析を行っているかという質疑があり、自主放送の重要性をふまえて指定管理者と番組等について調整し、住民に周知を図りたいという答弁がありました。

ふるさと納税による村への影響について質疑があり、返礼品自体は4割をめどにしているので、いただいたふるさと納税だけを見ると黒字である。また、損害寄付についてはそれほどは多くないと思われ、今のところ影響は少ないと考えるという答弁がありました。

税務課関係では、不納欠損額について1億円を超える状況となった理由と欠損判断の基準、町税方針について質疑があり、固定資産税では過去のいわゆる塩漬けとなっているものもあり、27年度に法令に基づいて処分したものである。税務課内では、執行停止や不能欠損の処分に係る基本方針を作成しており、処分は一律の基準に基づいている。町税の基本方針としては、初期の段階で滞納者を出さないというもので、現年分の徴収率98%を目標としているという答弁がありました。課税ミスを防ぐための課内体制について質疑があり、入力後段階的に2度のチェックが入るように体制を整えているという答弁がありました。

健康福祉課関係では、要援護者システム台帳についての効果と台帳整備についての方向性について質疑があり、システムは要援護者を登録することにより、医療と福祉の連携が図れるものである。台帳登録者は現在約90名程度である。支え合いマップ策定研修会を実施して、区長さん等にも理解と協力をお願いしているが、個々の同意という点でなかなか進まない。台帳の重要性は認識をしているという答弁がありました。

要援護者となりうる方が制度を知らないことが多いので、機会を捉えてご本人にも説明してもらいたいという意見がありました。

増加する外国人への対応について質疑があり、薬物乱用チラシについては英語版も作成し全戸配布をしている。また、休祝日緊急当番医表については、英語版を村ホームページに掲載し、転入時には戸籍窓口でもチラシを配布、観光局ホームページからもアクセスできるようにして対応を図っているということでした。

住民課関係では、外国人の住民移動がふえていることを受けて、窓口での外国人対応は十分であるかという質疑があり、窓口対応は混雑するときもあるが、27年度から外国人対応職員を確保しているので、おおむね現状で足りていると思われるという答弁がありました。

ごみ処理については、依然として多い持ち込みごみの状況等を含めたごみ収集の状況について質疑があり、生ごみ処理機の補助金額を上げたことで27年度は利用者がふえた。また、地区集積場のないところは引き続き設置を要請していく。現在モデル事業として行っている集積場のない地区でのごみ収集方法の状況をまとめ、意見調整していきたいという答弁がありました。

農政課関係では、特産品のうち「紫舞」の状況について質疑があり、2種類を植え付けており年間平均で1.7ヘクタール8.5トンの収量があるが、在庫が余り気味になっている。今後の調整も必要になるかもしれないという答弁がありました。

委員からは、ふるさと納税にレシピとともに提供したりして活用されてはどうかという意見がありました。

また、紫米利用促進活動と継続性について質疑があり、複数の大学や都市部での利用を図り、27年度は利用をいただいた。今後も継続して利用いただけるように引き続きPRしていきたいという答弁がありました。

関連して、六次産業化の村の取り組み状況について質疑があり、六次産業化については特産品開発事業に含んで行っているもので、勉強会の開催をしているという答弁がありました。生産者に六次産業化についての情報提供をしてほしいという意見が出されました。

多面的機能支払い業務については大規模な面積を行っている場合、地域にとって適切であるように指導してほしいという要望がありました。

観光課関係では、道の駅の視察内容と結果について質疑があり、特に民間によるPFI方式をとっている道の駅を視察したものである。運営は指定管理者によるもので、テナント募集により、24時間管理できる体制の工夫など、新たな方法も参考となったという答弁がありました。

寡雪対策誘客事業の成果について質疑があり、観光局事業であり、村は負担金を出したものであるが、旅行会社3社にキャンペーンを依頼した。ネット上では期間内の流通金額、人泊数ともに前年度比120%を超え、速い対応が功を奏したと思われるという答弁がありました。

Wi-Fi事業についての効果と今後増設の予定について質疑があり、防災上の観点からの設置であり、それなりの効果はあったと推察されるが、ポータルサイトからの情報提供については検討したい。エリア的にはまだ少ないと考える。利用者の声を聞きながら今後無料で使えるエリア拡大も考えていきたいという答弁がありました。

小規模事業者経営改善資金への利子補給制度の継続性について質疑があり、補助率については検討していきたいが、補助については今後も継続していきたいと考えているという答弁がありました。

建設課関係では、除雪事業について、仮設時には除雪事業者への最低保証なども検討したほうがよいのではないかという意見が出され、除雪の委託額には維持管理の損料についても鑑みたものとなっている。今後最低契約額の保証については検討していきたいという答弁がありました。

震災後、路面の損傷が目立ち、観光地としての道路整備のあり方について質疑があり、道路パトロールを行う中で大規模なものは業者に委託せざるを得ないが、村でできるところについては早急に対応しているものであるという答弁がありました。

教育課関係では、白馬高校支援事業については事業の進め方について委員から種々の質疑があり、検討委員会や将来を考える会等があり、相談してきた事業もある。今後は組織再編を考え事業を進めていきたいという答弁がありました。

伝統的建造物保存地区の改修事業の現地指導について質疑があり、文化庁職員が毎年事業確認に来ているが、観光に生かすなどの運営についてはまた別の視点であるという答弁がありました。

中学校へのICT機器導入の利用や指導状況について質疑があり、27年度は1学年分を整備し、教科で利用している。教員は技術に差があるので、専門のICT教員支援員により指導をしている。また、SNSの危険性についても啓発していきたいという答弁がありました。

スポーツ課関係では、ウィング21のクライミング施設の活用について質疑があり、現在大会

等は開催できていない。オリンピックのホストタウンを検討しているので、今後活用についても検討していきたいという答弁がありました。

また、クロスカンントリー場については移動手段を確保するなどして冬期に訪れている外国人の利用を進めてはどうかという意見が出されました。

上下水道課関係での質疑は特になく、最後に会計室関係では、基金の預け入れ利率についてと、ペイオフ対策の状況について質疑があり、預け入れ時に各金融機関の利率調査の上、預け入れを行っている。ペイオフ対策としては、起債と基金の調整により保証されている。という答弁がありました。

慎重審査の結果、認定第1号は委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

続きまして、認定第2号 平成27年度白馬村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

決算の概要ですが、歳入は14億6,595万7,087円で、前年度比14.7%の増、歳出は14億569万6,826円で前年度比15.5%の増でした。

増額の主な要因は共同事業拠出金の増によるものです。

なお、神城断層地震の被災者に対する一部負担金免除額は、86万3,137円でした。

慎重審査の結果、認定第2号は委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

続きまして、認定第3号 平成27年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてです。

決算の概要です。

歳入は7,170万6,136円で前年度比1.2%の増、歳出は7,147万5,281円で前年度比1.3%の増でした。増額の要因は医療費の伸びが主なものです。

慎重審査の結果、認定第3号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

続きまして、認定第4号 平成27年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

決算の概要です。

歳入は8億6,770万7,691円で前年度比24.0%の増、歳出が8億6,116万6,007円で前年度比23.9%の増です。神城断層地震に伴う災害復旧費は2億1,275万5,680円でした。

公共下水道事業への一般会計からの繰入金が増加している状況と、今後の見通しについて質疑があり、施設整備費が課題となってくるが、使用料金の増額見直しを検討することも必要になっ

てくると考える。今後の繰入金については慎重に検討していきたいという答弁がありました。

慎重審査の結果、認定第4号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

続きまして、認定第5号 平成27年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

決算の概要は、歳入が554万8,495円で前年度比44.4%の減、歳出が322万8,001円で前年度比67.3%の減です。

慎重審査の結果、認定第5号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、水道企業会計決算の関連議案である議案第59号 平成27年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてです。

これは、平成27年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金6,404万6,584円のうち3,000万円を建設改良積立金に、また3,000万円を利益積立金にそれぞれ積み立てるものです。

慎重審査の結果、議案第59号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第6号 平成27年度白馬村水道事業会計決算認定についてです。

決算の概要です。

収益的収支において、収入は3億1,970万4,187円、支出は2億7,770万2,094円、当年度純利益は3,679万6,160円です。

資本的収支において、収入は1,692万9,416円。支出は1億2,417万2,984円です。

資本的収支不足額は1億724万3,568円ですが、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額413万8,414円と過年度分損益勘定留保資金1億310万5,154円で補填しています。

慎重審査の結果、認定第6号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上で、決算特別委員会の委員長報告を終わります。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第59号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第59号 平成27年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

認定第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第1号 平成27年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第2号 平成27年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第3号 平成27年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第4号 平成27年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第5号 平成27年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第6号 平成27年度白馬村水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

村長から議案提出の申し出、総務社会委員長より発委の申し出、常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申し出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申し出があり、議長においてこれを受理いたしました。よって、会議規則第22条の規定により、議事日程を変更し、追加議案を審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定いたしました。

ただいまから事務局より議事日程を配付いたします。

(資 料 配 付)

議長(北澤禎二郎君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。

日程第3 議案第65号から日程第5 発委第6号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

日程第3 議案第65号から日程第5 発委第6号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、日程第3 議案第65号から日程第5 発委第6号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに可決されました。

これより、議案の審議に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので、申し添えます。

△日程第3 議案第65号 工事変更請負契約の締結について

議長（北澤禎二郎君） 日程第3 議案第65号 工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井建設課長。

建設課長（酒井 洋君） 議案第65号 工事変更請負契約の締結について。

次のとおり工事変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、平成27年度26災公共土木施設災害復旧工事（田頭1村道1019号線）です。

変更前の契約金額は8,112万9,600円で、変更増加額を362万8,800円とし、変更後の契約額を8,475万8,400円としたいものでございます。

契約の相手方は、白馬村大字神城6848番地5、姫川建設株式会社代表取締役、西沢信男でございます。

長野県神城断層地震で被災しました村道の災害復旧にかかわる工事の変更請負契約議案でございます。

増額の主な理由としましては、復旧延長の増に伴う舗装工の増額とのりどめ工の増額等復旧に要する費用の増加で362万8,800円の増額をお願いしたいものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第65号 工事変更請負契約の締結については、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第66号 工事変更請負契約の締結について

議長（北澤禎二郎君） 日程第4 議案第66号 工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井建設課長。

建設課長（酒井 洋君） 議案第66号 工事変更請負契約の締結についてご説明いたします。

次のとおり、工事変更請負契約を締結したいので地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

契約の目的です。平成27年度26災公共災害道路災害復旧工事（堀之内1村道0102号線）です。

変更前の契約金額は8,262万円で、変更増加額を586万4,400円とし、変更後の契約額を8,848万4,400円としたいものでございます。

契約の相手方は、白馬村大字北城6029番地、株式会社白馬三津野代表取締役、松澤秀明でございます。

長野県神城断層地震で被災しました村道の災害復旧にかかわる工事の変更請負契約議案でございます。増額の主な理由といたしましては、復旧延長の増に伴う舗装工の増工等復旧に要する費用の増加で、586万4,400円の増額をお願いしたいものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 66 号 工事変更請負契約の締結については原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第 66 号は原案のとおり可決されました。

△日程第 5 発委第 6 号 私立高校への公費助成に関する意見書

議長（北澤禎二郎君） 日程第 5 発委第 6 号 私立高校への公費助成に関する意見書を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。第 6 番太田伸子総務社会委員長。

総務社会委員長（太田伸子君） 発委第 6 号 私立高校への公費助成に関する意見書。

陳情第 9 号が採択されたことに伴い、意見書を提出するものであります。

意見書は別紙のとおりであります。

内容は、就学支援金制度の拡充と経常費の補助、施設設備費の補助、学納金の補助の 3 項です。

なお、提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、長野県知事、長野県総務部長です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第 6 号 私立高校への公費助成に関する意見書は、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、発委第 6 号は原案のとおり可決されました。

△日程第 6 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（北澤禎二郎君） 日程第 6 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたしま

す。

常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（北澤禎二郎君） 日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第8 議員派遣について

議長（北澤禎二郎君） 日程第8 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、下川村長より挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。下川村長。

村長（下川正剛君） 平成28年第3回白馬村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今月2日に開会して本日までの15日間にわたり、提出をしました全ての案件にきまして原案どおりお認めをいただき、厚く御礼申し上げます。

本会議及び各委員会におきまして、特に今回の定例会は、決算議会として慎重なるご審議を賜

り、まことにありがとうございました。

また、一般質問におきましては、8人の議員さんからそれぞれのテーマを通して、見解、自論を伺いました。いずれも当然村民の皆様の声を踏まえてのことと思いますので、それを見きわめながら取り組まなければならないものは、財政状況を見ながら取り組んでまいりたいと思います。

さて、8月以降、台風に関連する被害が各地で放送されており、関東を直撃した台風9号は、東京や埼玉、伊豆諸島などで記録的な短時間大雨情報が出されました。

また、台風7号、11号と相次いで上陸をした北海道では、場所によっては8月の1カ月分の雨がたった数日で降るという大雨となり、台風が1シーズンに2つ続いて北海道に直接上陸したのは1951年の統計開始以来初めてであり、非常に珍しいこと、とのことでした。

日本を含む東アジアや東南アジアを襲った台風のピーク時の風速がおよそ40年前に比べ15%も増しているという研究成果をアメリカの大学の研究チームがまとめ、イギリスの科学雑誌で発表されました。これは、アメリカ・カリフォルニア大学サンディエゴ校の研究チームがイギリスの科学雑誌ネイチャージオサイエンスの電子版で今月5日に発表したものです。

研究チームが日本の気象庁とアメリカ軍の合同台風警報センターのデータをもとに1977年から2013年までに発生した台風を分析をしたところ、日本を含む東アジアと東南アジアを襲った台風のピーク時の風速は37年間で、場所によっては12%から15%増していることがわかったということです。

そして、温室効果ガスの増加が予測される中、台風は今後さらに勢力が強くなることが見込まれるとしています。

本村の防災計画も現在見直し作業を進めておりますが、これまで想定をしなかった地球環境の変化に対応した災害形態への防災体制確立についても考えさせられるものとなりました。

議員の皆様におかれましては、健康に十分に留意され、村政の発展と住民福祉向上のためご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会に当たりましての御礼のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） これをもちまして、平成28年第3回白馬村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時12分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 8 年 9 月 1 6 日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員